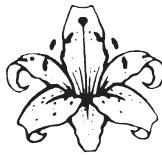


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年3月29日（火曜日）

号外第28号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○監査委員公表

平成27年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

1

監査委員公表**神奈川県監査委員公表第4号**

平成27年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人湯沢誠から、次のとおり平成27年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

平成28年3月29日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 真 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

平成28年1月15日

神奈川県監査委員	真 島 審 一 様
神奈川県監査委員	高 岡 香 様
神奈川県監査委員	太 田 真 晴 様
神奈川県監査委員	小 川 久仁子 様
神奈川県監査委員	茅 野 誠 様

包括外部監査人 湯 沢 誠

平成27年度包括外部監査の結果に関する報告（提出）

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

平成27年度

包括外部監査結果報告書

平成28年1月15日

神奈川県包括外部監査人

弁護士 湯 沢 誠

目 次

第1編 包括外部監査の概要	1
I 監査の種類	1
II 特定した事件（監査のテーマ）	2
III 監査対象年度	2
IV 監査の実施期間	2
V 監査の実施者	2
VI 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	2
VII 監査の視点	3
VIII 監査の範囲と方法	4
IX 利害関係	4
X 報告書の記載について	4
第2編 総論	5
第1章 県民利用施設の設置等の概況	5
第2章 県民利用施設に関する県歳入歳出の状況	11
第3編 監査の結果	12
第1部 県民利用施設全般について	12
第1章 県民利用施設の見える化	12
第2章 施設の分類に関する問題	15
第3章 ファシリティマネジメント	22
第4章 指定管理者の選定に関する問題	25
第2部 選択した8施設について	28
第1章 総論（施設の選択方法等）	28
第2章 神奈川県立県民ホール本館	30
第3章 神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場	55
第4章 神奈川県立地球市民かがわプラザ	66
第5章 神奈川県立国際言語文化アカデミア	85
第6章 神奈川県立歴史博物館	101
第7章 神奈川県立生命の星・地球博物館	115
第8章 神奈川県立図書館	126
第9章 神奈川県立川崎図書館	138
第4編 包括外部監査結果の総括	145

第1編 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

II 特定した事件（監査のテーマ）

- ・県民利用施設の管理について
- ・公益財団法人神奈川芸術文化財団（指定管理事業）
- ・公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ（指定管理事業）

III 監査対象年度

平成26年度（ただし、必要な範囲で他の年度についても監査の対象とした。）

IV 監査の実施期間

平成27年5月20日から平成28年1月15日まで

V 監査の実施者

包括外部監査人 湯沢 誠（弁護士）
 同 補助者 渡部 英明（弁護士）
 同 補助者 稲村 育雄（弁護士）
 同 補助者 長瀬 陽朗（弁護士）
 同 補助者 新関 拓也（弁護士）
 同 補助者 小池 翼（弁護士）

同 補助者 亀浦 大輔（公認会計士）

同 補助者 元小出 悟（公認会計士）

VI 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

1 神奈川県の財政に占める県民利用施設に関する県歳入歳出からの視点

(1) 県民利用施設に関する県歳入歳出の状況

ア 平成24年度から平成27年度の4年間における神奈川県の歳入歳出の決算額（平成27年度については予算額）は、図表0-1-1のとおりであり、平成26年度の歳入額（決算額）は約1兆9,277億円（億円未満切捨て。以下同様。）、歳出額（決算額）は約1兆9,069億円である。

また、平成24年度から平成27年度の4年間における県民利用施設に関する県歳入歳出の決算額（平成27年度については予算額）は、図表0-1-1のとおりであり、平成26年度の県歳入額（決算額）は約40億円、歳出額（決算額）は約334億円である。

図表0-1-1 平成24～27年度の県の歳入歳出額（一般会計）（単位：百万円、%）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
県民利用施設に関する県歳入		4,531	4,324	4,047	4,275
県民利用施設に関する県歳出	事業費等 維持管理経費 人件費	15,804 4,768 14,318	16,088 4,595 13,198	15,298 4,757 13,381	14,932 4,884 12,948
	合計	34,890	33,882	33,436	32,765
一般会計の歳入		1,878,072	1,864,578	1,927,749	1,949,510
一般会計の歳出		1,843,993	1,850,480	1,906,933	1,949,510
県民利用施設に関する県歳入割合（県民利用施設／一般会計）		0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
県民利用施設に関する県歳出割合（県民利用施設／一般会計）		1.9%	1.8%	1.8%	1.7%

※出典：神奈川県ホームページ

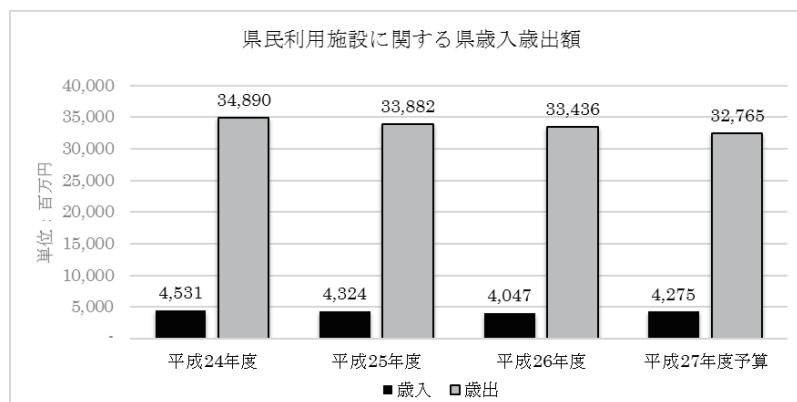
※平成24年度から平成26年度は決算額、平成27年度は予算額を掲載している。

※事業費等には、事業費のほか、管理委託料、指定管理料が含まれる。

イ 次の図表0-1-2は、平成24年度から平成27年度における県民利用施設に関する県歳入歳出の決算額（平成27年度については予算額）の推移を表したもので

あり、同図表より、県民利用施設に関する県歳出額は、平成24年度以降、毎年、減少していることが分かる。

図表0-1-2 県の県民利用施設に関する県歳入歳出の推移



※出典：神奈川県ホームページ

※平成24年度から平成26年度は決算ベースの金額、平成27年度は予算ベースの金額を掲載している。

(2) 県民利用施設に関する適正な歳入歳出の実現

平成26年度の歳出額を見ると（図表0-1-1参照）、県全体の歳出額（約1兆9,069億円）の中で県民利用施設に関する県歳出額（約334億円）が占める割合は2%を下回るものの、約334億円というその歳出額は、県財政が厳しい中で、決して軽視することのできない金額である。

厳しい県財政の中、県民利用施設の財務に関する事務の執行が、合規性を備えた上で、経済性、有効性、効率性をもって執行されているかどうかを監査することは、県財政の健全な運営を図る上で重要であると考えた。

2 神奈川県における緊急財政対策の流れの中からの視点

(1) 緊急財政対策における県民利用施設の見直し

ア 神奈川県は、厳しい財政状況に対応すべく、平成24年1月24日に緊急財政対策本部を設置し、緊急財政対策本部調査会は、財政健全化に向けて、同年9月21日、最終意見を取りまとめた。そこでは、県民利用施設の見直しの観点について「当初の設置目的が薄れています施設は廃止」「利用実績が低下している施設は廃止」「利用実態等から県による運営の必然性に欠ける施設は廃止」とした（平成24年9月21日神奈川県緊急財政対策本部調査会「神奈川県における緊急財政対策に対する最終意見」）。

イ そして、緊急財政対策本部は、同最終意見を受け、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめた。そこでは、県民利用施設について、「施設ごとに『施設廃止』『市町村・民間への移譲』『指定管理者制度等民間活力の導入』『運営・収支改善を図り引き続き県直営』といった方向性を検討する。また、見直しを行う場合には、その内容や実施時期についてのロードマップを明らかにする」ことを基本的な考え方とした。

県は、これに基づき、県民利用施設の再編・統合・廃止・運営改善等を推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

なお、同取組結果では、次の図表0-1-3のとおり、県民利用施設の見直し効果額は97億円に及ぶとしている。

図表0-1-3 見直し効果額

①活用可能資産額	85億円
②建物修繕コスト削減額 (廃止翌年度～平成35年度)	12億円
合計	97億円

※出典：平成26年2月7日付「緊急財政対策の取組結果」

(2) 緊急財政対策の取組結果の実現

緊急財政対策の取組結果では「今後、緊急財政対策で掲げた（県民利用施設の）見直しのロードマップ等の実現などの中長期的課題は『行政改革推進本部』に引き継ぎ、不断の行政改革の中で着実な取組を進めていく」とされ

ているところ、見直しのロードマップ等の実現が、その後も県組織一丸となって、また、各施設単位で、継続的かつ着実に推し進められているか等の視点から、県民利用施設の財務に関する事務の執行を監査することは、県における緊急財政対策の流れの中において県民利用施設に係る見直し実現のより一層の推進を図る上で、十分に意義があるものと考えた。

また、県民利用施設の見直しのロードマップで「運営改善」とされた施設において更なる運営改善のため見直すべき点がないか等の視点から監査を実施することも、十分に意義があるものと考えた。

3 指定管理者制度からの視点

(1) 神奈川県における指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）

ア 神奈川県における指定管理者制度は、平成17年度に導入されて以来、平成27年4月で既に10年を経過している。

神奈川県では、制度導入以来、直営による運営に比べて効果的と判断される県民利用施設に、順次、指定管理者制度を導入しており、平成27年4月1日現在、同制度を導入している県民利用施設は69施設である。

イ また、県では、指定管理者制度が定着してきたことを踏まえ、同制度を運用する際の具体的な基準及び手続を明確化し、より一層の透明性を確保するため、「指定管理者制度の運用に関する指針」（平成27年1月）を策定して公表し、同指針に基づき制度の適切な運用に努めることとし、その中で「公の施設の管理に関する県の基本的な考え方」として、例えば、次の点を掲げている。

- ・制度を導入した施設については、サービス水準の維持・向上を図るために、管理運営状況のモニタリング（監視）を適切に行うとともに、指定管理者に対して必要な指導を行う。
- ・指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を活かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。

(2) 指定管理者制度の有効かつ適切な活用

指定管理者制度が導入されて10年が経過し、69施設（平成27年4月1日現在）の県民利用施設で同制度が導入されている今日において、県における同制度の運用状況（運用実態）を確認し、同制度が有効かつ適切に活用されているか、同制度の運用状況（運用実態）が県の掲げる「公の施設の管理に関する基本的な考え方」等に合致しているか等の視点から、県民利用施設の財務に関する事務の執行を監査することは十分に意義があるものと考えた。

VII 監査の視点

監査のテーマを選定した上記の理由から、監査の視点を次のように定めた。

1 県民利用施設全般にわたる視点

- (1) 県民利用施設全般にわたる管理が地方自治法をはじめとする諸法令等に適合しているか。
- (2) 県民利用施設を効率的かつ有効に管理しているか。
- (3) 県民利用施設の見直しのロードマップ等の実現がその後も県組織一丸となって継続的かつ着実に推し進められているか。
- (4) 県民利用施設の財務に関する事務の執行が、経済的、有効的、効率的に行われているか。また、県民の目から見て透明性をもって、合理的に行われているか。
- (5) 指定管理者制度が適正、有効かつ効率的に活用されているか。

2 個別の県民利用施設に関する視点

- (1) 当該施設の設置目的に従った運営がなされているか。
- (2) 県民利用施設の見直しのロードマップ等の実現が当該施設で継続的かつ着実に推し進められているか。
- (3) 当該施設の業務委託が効率的かつ適正に行われているか。
- (4) 利用実績等の視点から当該施設が効率的かつ有効に運営されているか。
- (5) 県による運営の必然性があるか。
- (6) 備品管理、老朽化対策など、当該施設の県有財産は適正に管理されているか。
- (7) 当該施設の会計処理が会計規則等にのっとって適正に行われているか。
- (8) 指定管理者制度導入施設の場合、基本協定書等にのっとって適正に施設運営がされているか。
- (9) 指定管理者制度導入施設の場合、同制度が有効かつ適切に活用されているか。
- (10) 指定管理者制度導入施設の場合、指定管理料が適正か。
- (11) 指定管理者制度導入施設の場合、指定管理者の選定が適正か。

VIII 監査の範囲と方法

1 対象となる所属及び施設

- (1) 県民利用施設の見直しのロードマップ等の中長期的な課題を引き継いだ行政改革推進本部の事務局である行政管理課のほか、各県民利用施設を所管する全ての県部局を監査対象部局としてとらえ、県民利用施設の管理・運用等に関する組織的、制度的な視点から、県民利用施設全般にわたる個別テーマを設定し、同テーマに関係する各部局の事務事業の執行状況を監査した。
- (2) また、特に、神奈川県下に存在する113（平成27年4月1日現在）の県民利用施設の中から、比較的予算規模が大きい八つの県民利用施設を選択し、その各施設の財務に関する事務の執行についての個別の監査を通じて、神奈川県下における県民利用施設の財務に関する様々な問題点を浮き上がらせることとした。

なお、選択した施設は、次に掲げる第3編第2部の第

2章から第9章までの8施設である。

- ・第3編第2部第2章 神奈川県立県民ホール本館
- ・第3編第2部第3章 神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場
- ・第3編第2部第4章 神奈川県立地球市民かながわプラザ
- ・第3編第2部第5章 神奈川県立国際言語文化アカデミア
- ・第3編第2部第6章 神奈川県立歴史博物館
- ・第3編第2部第7章 神奈川県立生命の星・地球博物館
- ・第3編第2部第8章 神奈川県立図書館
- ・第3編第2部第9章 神奈川県立川崎図書館

2 監査の方法

(1) 県民利用施設全般にわたる視点から

県民利用施設の組織的、制度的な管理・運営等に関する事務事業の概要について、照会文書を関係部局に発出し、その回答を得た上で、ヒアリングを実施した。

なお、回答には可能な限り資料を付してもらい、その資料や回答内容の分析等を通じて、その後更に必要に応じて文書照会とヒアリングを重ねた。

また、必要に応じ、特定の施設の現況を確認するため現地確認も行った。

(2) 個別の県民利用施設に関する視点から

選択した8施設の事務事業の概要について、照会文書を関係部局に発出し、その回答を得た上で、ヒアリングを実施した。

なお、回答には可能な限り資料を付してもらい、その資料や回答内容の分析等を通じ、その後更に必要に応じて文書照会とヒアリングを重ねた。

また、選択した8施設全てに赴き、施設の現状確認を行うとともに、必要に応じて原資料の確認も行った。

IX 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法第252条の29が規定する利害関係はない。

X 報告書の記載について

1 報告書の体系

- (1) 本報告書においては、第2編「総論」で、神奈川県における県民利用施設の設置等の概況と、県民利用施設の財務執行の状況を通覧している。
 - (2) 第3編「監査の結果」では、県民利用施設全般にわたる組織的・制度的な視点から個別テーマを取り上げた総論部分「第1部」と、選択した八つの個別施設ごとに個別テーマを取り上げた各論部分「第2部」がある。
- 総論部分である「第1部」では、個別テーマごとに第1で同テーマ設定の背景となる現況等を記述し、第2で監査によって発見した問題点を記述している。
- また、各論部分である「第2部」では、選択した個別施設ごとに第1で事務事業の概要を記述し、第2で監査によって発見した問題点を記述している。

(3) 第4編「包括外部監査結果の総括」において、第3編で記述した指摘事項と意見を総括し、一覧表としてこれを記載した。

2 監査の結果の表記について

本報告書で指摘事項とするものは、監査テーマの中で違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

意見とするものは、監査テーマの中で違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

なお、読者の便宜のために、第3編の各章で監査の結果を記載するに当たり、冒頭の右肩に【指摘事項】【意見】を明示するとともに、指摘事項又は意見の要旨を枠内に表記した。

3 略語等について

本報告書では、原則として、神奈川県を指す場合、「神奈川県」ないしは単に「県」と表記している。

ただし、前後の文脈から読者に分かりやすくするために、上記の表記準則によらないで記述している部分がある。

第2編 総論

第1章 県民利用施設の設置等の概況

1 県民利用施設について

(1) 「公の施設」と「県民利用施設」の定義

ア 地方自治法第244条第1項は、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」と規定しており、この「公の施設」とは、一般的には、①当該地方公共団体住民の、②利用に供する施設で、③住民福祉の増進を目的として、④地方公共団体が設置するものをいうとされ、道路や公園、ホテル等の各種施設、水道や電車等の公営企業も含まれるとされている（別冊法学セミナー新基本法コンメンタル地方自治法）。

イ 「公の施設」という用語とは別に、神奈川県では独自に「県民利用施設」という用語を使用しているが、これに明確な定義はなく、神奈川県の説明によれば、「県民利用施設」とは、県の緊急財政対策の中で、県有施設のうち「県民が利用する施設」という視点によりピックアップした施設とのことである（なお、断りのない限り本報告書では同じ意味で「県民利用施設」という用語を使用している¹⁾）。

¹⁾ 第3編第1部第2章第2-1に記載した総合防災センターについては、県の緊急財政対策においては「県民利用施設」とはされていない。しかし実態としては、その一部が県民の利用に供されている施設であることから監査の対象とした。

(2) 指定管理者制度について

ア 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該

普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）。

イ 指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により、従来の「管理の委託制度」に代わって規定されたものである。

同改正後の制度では、改正法施行の際に改正前本条第3項の規定に基づき管理を委託している「公の施設」については、この法律の施行日から起算して3年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとされていたが、平成18年9月1日に期限が到来し、同翌日以降は、指定管理者制度導入施設か直営施設だけということになっている（新版逐条地方自治法）。

ウ この点、神奈川県では、平成27年4月1日現在、69の県民利用施設において指定管理者制度が導入されており、また、同制度の導入が現在検討なし予定されている施設としては次の施設がある。

- ・フラワーセンターダ船植物園（導入可能性を検討中）
- ・秦野ビジターセンター（導入予定）
- ・西丹沢自然教室（導入予定）
- ・宮ヶ瀬やまなみセンター（導入予定）
- ・宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地（導入予定）
- ・宮ヶ瀬湖カヌー場（導入予定）

(3) PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）について

上記指定管理者制度に加え、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が施行されて以来、神奈川県においても、平成27年4月1日現在、保健福祉大学、衛生研究所、近代美術館、海洋総合文化ゾーン体験学習施設、寒川浄水場排水処理施設、花と緑のふれあいセンター及びがんセンターの七つの施設においてPFIが活用されており、また、自動車運転免許試験場において現在PFIの活用を予定されている。

2 神奈川県における県民利用施設の概況

(1) 全国における県民利用施設の設置等の概況

前述のとおり「県民利用施設」という用語は神奈川県独自のものであるため、全国における県民利用施設の設置数を示すことは困難であるが、各都道府県における主な公共施設（都市公園等、県民会館、図書館、博物館、体育施設、青年の家等の「県民利用施設」に分類し得る施設）の設置数（平成26年3月31日現在）は図表0-2-1のとおりであり（ただし、主な公共施設の設置合計数が多い上位10の都道府県のみ表示）、神奈川県の同施設合計数は77施設で、都道府県の中で4番目に多い。

図表0-2-1 都道府県別の主な公共施設の設置数 (単位:施設数)

合計順位	都道府県	都市公園等	県民会館	図書館	博物館	体育施設	青年の家等	合計
1	東京都	119	7	2	9	45	2	184
2	埼玉県	31	6	3	6	41	6	93
3	愛知県	12	6	1	-	57	3	79
4	神奈川県	28	12	2	4	31	-	77
5	千葉県	23	6	3	8	22	5	67
6	茨城県	22	2	1	5	26	3	59
7	山形県	24	2	1	2	18	6	53
8	兵庫県	14	10	1	6	20	-	51
9	栃木県	9	4	2	3	27	4	49
10	富山県	9	5	1	6	26	2	49

※公共施設状況調査年比較表（総務省平成25年度）を加工、分析した。

※主な公共施設の設置合計数が多い上位10の都道府県のみ表示している。

(2) 県民利用施設の設置等の概況

ア 本報告書第1編VIにおいて触れたとおり、神奈川県においては、平成24年度からの緊急財政対策の流れの中で、見直しのロードマップで取りまとめた県民利用施設の再編、統合、廃止、運営改善等を推し進めてい

るところ、平成24年度から平成27年度までの当該県民利用施設数（各年度4月1日時点。ただし、平成24年度は緊急財政対策を掲げた10月時点の値を使用）の推移は、図表0-2-2のとおりである。

図表0-2-2 県民利用施設の施設数の推移 (単位:施設数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施設数	124	121	116	113
前年度比	—	▲3	▲5	▲3

※上記图表上のデータは県提供資料に基づくものである。

※各年度4月1日時点（平成24年度は緊急財政対策を掲げた10月時点の値を使用）。

イ 図表0-2-2のとおり、緊急財政対策で見直しの対象とした124施設のうち、新設、廃止、統合等を経て現存する施設数は、平成27年4月1日時点で113施設であり、また、平成24年度から平成27年度までの各年度（各年4月1日時点。ただし、平成24年度は緊急財政対

策を掲げた10月時点の値を使用）における、県民利用施設の管理形態別（県直営・指定管理・管理委託の別）の施設数の推移は、次の図表0-2-3のとおりである。

図表0-2-3 県民利用施設の管理形態別の施設数の推移

年度	直営施設	管理委託施設	指定管理者導入施設	合計
平成24年度	42施設、33.9%	14施設、11.3%	68施設、54.8%	124施設
平成25年度	38施設、31.4%	14施設、11.6%	69施設、57.0%	121施設
平成26年度	35施設、30.2%	12施設、10.3%	69施設、59.5%	116施設
平成27年度	35施設、30.9%	9施設、8.0%	69施設、61.1%	113施設

※上記图表上のデータは県提供資料に基づくものである。

※各年度4月1日時点（平成24年度は緊急財政対策を掲げた10月時点の値を使用）。

図表0-2-3より、平成24年度から平成27年度の間においては、指定管理者制度導入施設数にほとんど増減がないこと、減少している施設は県直営ないしは管理委託の県民利用施設がほとんどであることが分かる。

ウ また、平成22年度から平成27年度までの各年度（各年4月1日時点）における、指定管理者制度導入県民利用施設の指定管理者種類別（第三セクター、民間企業、その他）内訳は、図表0-2-4のとおりである。

図表0-2-4 平成22～27年度の指定管理者種類別内訳

年度	第三セクター	民間企業	その他	合計

平成22年度	36施設、52.9%	10施設、14.7%	22施設、32.4%	68施設
平成23年度	33施設、48.5%	15施設、22.1%	20施設、29.4%	68施設
平成24年度	33施設、48.5%	15施設、22.1%	20施設、29.4%	68施設
平成25年度	33施設、47.9%	15施設、21.7%	21施設、30.4%	69施設
平成26年度	32施設、46.4%	16施設、23.2%	21施設、30.4%	69施設
平成27年度	29施設、42.0%	18施設、26.1%	22施設、31.9%	69施設

※上記図表上のデータは県提供資料に基づくものである。

※県営住宅、三崎漁港本港（ゲストバース以外）、宮川（フィッシャリーナ以外）を除く。

図表0-2-4を見てみると、指定管理者制度が導入された県民利用施設のうち、民間企業が指定管理者に選定されている施設は、平成26年度は23.2%、平成27年度は26.1%で、指定管理者制度を導入している県民利用施設全体の4分の1程度であることが分かる。

エ また、平成27年4月1日時点での指定管理者制度を導入している県民利用施設（69施設）に関して、①従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となっている施設数・割合、②利用料金制を採用している施

設数・割合、③債務負担行為を設定している施設数・割合、④指定管理期間を5年以上としている施設数・割合、⑤指定管理者が施設を包括的に管理（ないしは施設の一部を管理）している施設数・割合、⑥従前の指定期間を変更した施設数・割合、⑦指定管理者募集方法について公募となっている（ないしは非公募となっている）施設数・割合、⑧従前の指定管理者募集方法を変更した施設数・割合は、図表0-2-5のとおりである。

図表0-2-5 指定管理者制度を導入している県民利用施設（69施設）の同制度運用状況

	施設数	割合
①従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となっている施設数・割合	48施設	69.6%
②利用料金制を採用している施設数・割合	44施設	63.7%
③債務負担行為を設定している施設数・割合	39施設	56.5%
④指定管理期間を5年以上としている施設数・割合	69施設	100%
⑤指定管理者が施設を包括的に管理（ないしは施設の一部を管理）している施設数・割合	全部管理 67施設 一部管理 2施設	97.1% 2.9%
⑥従前の指定期間を変更した施設数・割合（特殊な事情で年度途中に指定期間を変更した場合を除く）	1施設	1.4%
⑦指定管理者募集方法について公募となっている（ないしは非公募となっている）施設数・割合	公募 63施設 非公募 6施設	91.3% 8.7%
⑧従前の指定管理者募集方法を変更した施設数・割合	公募から非公募 3施設 非公募から公募 0施設	4.3% 0%

※上記図表上のデータは県提供資料に基づくものである。

※上記⑥の1施設は指定期間を長く変更している。

※上記⑤につき、三崎漁港は、直営部分と指定管理部分があるが、そもそも漁港漁場整備法上、漁港部分を含めた包括的な管理ができないため除外している。

(3) 「緊急財政対策の取組結果」における取組の方向性

緊急財政対策本部は、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、県民利用施設（124施設）について、「施設ごとに『施設廃止』『市町村・民間への移譲』『指定管理者制度等民間活力の導入』『運営・収支改善を図り引き続き県直営』といった方向性を検討する。また、見直しを行う場合には、その内容や実施時期についてのロードマップを明らかにする」ことを基本的な考え方とした。

県は、これに基づき県民利用施設の再編・統合・廃止・

運営改善等を推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

同緊急財政対策の取組結果においては、124の県民利用施設につき、取組の方向性が示されており、その概要は、図表0-2-6のとおりである。

図表 0-2-6 県民利用施設の取組の方向性

	施設名	取組の方向性
直営施設		
1	公文書館	他機関との業務連携の強化
2	かながわ女性センター	必要な機能を精査し、規模を縮小・移転、現施設は廃止
3	女性相談所【法令必置】	移転し、現行運営を継続（運営改善）、現施設は廃止
4	かながわ県民活動サポートセンター（かながわ県民センター）	会議室・入庁機関等の見直し、指定管理者制度導入の検討
5	国際言語文化アカデミア	機関評価の前倒し実施により、今後の方向性を判断
6	青少年センター	別館機能を本館へ移転・集約化、別館は廃止、本館は若者の演劇文化の拠点としての機能を強化
7	青少年センター別館	
8	中里学園	児童自立支援拠点に統合、現施設は廃止
9	おおいそ学園【法令必置】	現行運営の継続（運営改善）
10	フラワーセンター大船植物園	本園と関谷事務所は、民間への移譲等の可能性について検討、本園苗ほ跡地は売却・貸付
11	フラワーセンター大船植物園関谷事務所	
12	二町谷地区北公園	市への移譲について検討
13	大野山乳牛育成牧場	県営乳牛育成牧場機能の廃止
14	大野山乳牛育成牧場まきば館	観光振興の観点も踏まえながら、町への移譲について調整
15	衛生看護専門学校	第一看護学科の入学定員増（40名）、准看護学科の募集停止
16	よこはま看護専門学校	看護学科の入学定員増（40名）
17	平塚看護専門学校	看護学科の4年制移行
18	保健福祉大学（実践教育センター）	地方独立行政法人への移行について検討
19	煤ヶ谷診療所	村等への移譲について検討
20	総合療育相談センター【法令必置（更生相談所のみ）】	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続（医療部門の縮小及び一部委託化）
21	ひばりが丘学園	児童自立支援拠点に統合、現施設は廃止
22	さがみ緑風園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、指定管理者制度の導入の可能性について検討
23	中井やまゆり園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続（運営改善）
24	産業技術短期大学校	現行運営の継続（運営改善）
25	産業技術短期大学校人材育成支援センター	必要な機能を精査し、本所等へ移転、産業技術短期大学校の支所としては廃止
26	東部総合職業技術校【法令必置】	現行運営の継続（運営改善）
27	平塚高等職業技術校	
28	藤沢高等職業技術校	各校は平成24年度末に廃止
29	小田原高等職業技術校	西部総合職業技術校へ統合（平成25年4月）
30	秦野高等職業技術校	跡地の売却
31	神奈川障害者職業能力開発校	現行運営の継続（運営改善）
32	県立図書館	生涯学習情報センターを廃止し、その機能を集約化、閲覧・貸出機能の継続、川崎図書館及びかながわ女性センターの蔵書の受け入れ、相互貸借システムの拡充などの広域的サービスについて検討、収蔵スペースや展示機能の充実を図るため、建物の建替え・改修について検討
33	川崎図書館	川崎図書館の特性・地域性を踏まえた機能への特化、市内への移転
34	生涯学習情報センター	県立図書館に集約化、県立図書館の駐在事務所としては廃止
35	金沢文庫	現行運営の継続（運営改善）
36	近代美術館（葉山館）	
37	近代美術館（鎌倉本館）	鎌倉本館を廃止し、葉山館及び鎌倉別館へ集約化
38	近代美術館（鎌倉別館）	

39	歴史博物館	現行運営の継続（運営改善）
40	生命の星・地球博物館	現行運営の継続（運営改善）
41	体育センター	教員研修機能を総合教育センターと統合、施設運営について指定管理者制度の導入
42	伊勢原射撃場	指定管理者制度による運営
管理委託施設		
1	宮ヶ瀬やまなみセンター	宮ヶ瀬ビジターセンターの一部機能の集約化、宮ヶ瀬湖カヌー場等との一体的な管理、指定管理者制度の導入
2	神奈川県国際研修センター	必要な機能を精査し、廃止
3	宮ヶ瀬ビジターセンター	一部機能を宮ヶ瀬やまなみセンターへ集約化
4	秦野ビジターセンター	西丹沢自然教室との一体的な管理
5	丹沢湖ビジターセンター	丹沢湖ビジターセンター・西丹沢自然教室の集約化、丹沢湖ビジターセンターは廃止し、町への施設譲渡について調整、秦野ビジターセンターとの一体的な管理
6	西丹沢自然教室	
7	陣馬自然公園センター	ビジターセンターとしては廃止、民間への施設譲渡等について検討
8	ユーシンロッジ	民間への移譲について検討
9	花水レストハウス	廃止
10	津久井湖観光センター	民間への移譲について検討
11	いせはら塔の山緑地公園	現行運営の継続（運営改善）
12	水道記念館	現行運営の継続（運営改善）、平成25年度当初から民間団体との協働により運営を効率化
13	宮ヶ瀬湖カヌー場	宮ヶ瀬やまなみセンター等との一体的な管理、指定管理者制度の導入
14	津久井馬術場	県営馬術場としては廃止
指定管理者制度導入施設		
1	相模湖交流センター	現行運営の継続（運営改善）
2	かながわアートホール	次期指定期間（平成27～31年度）は指定管理者制度による運営を継続、市への移譲について検討
3	神奈川県女性保護施設	移転し、現行運営を継続（運営改善）、現施設は廃止
4	県民ホール（本館）	現行運営の継続（運営改善）
5	県民ホール（芸術劇場）	
6	音楽堂	現行運営の継続（運営改善）
7	神奈川近代文学館	現行運営の継続（運営改善）
8	地球市民かながわプラザ	機能を精査し、他機関との集約化について検討
9	藤野芸術の家	民間への移譲について検討
10	21世紀の森	現行運営の継続（運営改善）
11	札掛森の家	村等への移譲について検討
12	三崎漁港ゲストバース（本港特別泊地）	現行運営の継続（運営改善）
13	みうら宮川フィッシャリーナ	現行運営の継続（運営改善）
14	花と緑のふれあいセンター	現行運営の継続（運営改善）（業務運営改善のためのトライアル期間（平成24～26年度）の取組を検証）
15	津久井やまゆり園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続（運営改善）
16～20	神奈川県総合リハビリテーションセンター（病院） ・神奈川リハビリテーション病院 ・七沢リハビリテーション病院脳血管センター（福祉施設） ・七沢学園 ・七沢療育園 ・七沢更生ライトホーム	現行運営の継続（運営改善）
21	汐見台病院	県立汐見台病院あり方検討委員会の報告を踏まえ、設置・運営主体について検討
22	神奈川県ライトセンター	現行運営の継続（運営改善）

23	神奈川県聴覚障害者福祉センター	現行運営の継続（運営改善）
24	秦野精華園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、民間への移譲について検討
25	愛名やまゆり園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続（運営改善）
26	厚木精華園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、当面は現行運営の継続（運営改善）
27	三浦しらとり園	県立障害福祉施設等あり方検討委員会の報告を踏まえ、現行運営の継続（運営改善）
28	芦ノ湖キャンプ村	民間への移譲について検討
29	かながわ労働プラザ	会議室等の見直し
30	秦野戸川公園	山岳スポーツセンターとの一体的な管理
31	相模湖公園	相模湖漕艇場との一体的な管理
32	塚山公園	現行運営の継続（運営改善）
33	葉山公園	
34	湘南汐見台公園	
35	保土ヶ谷公園	
36	三ツ池公園	
37	はやま三ヶ岡山緑地	
38	湘南海岸公園	
39	城ヶ島公園	
40	恩賜箱根公園	
41	辻堂海浜公園	
42	観音崎公園	
43	東高根森林公园	
44	相模原公園	
45	大磯城山公園	
46	七沢森林公园	
47	四季の森公園	
48	座間谷戸山公園	
49	津久井湖城山公園	
50	茅ヶ崎里山公園	
51	あいかわ公園	
52	相模三川公園	
53	おだわら諏訪の原公園	
54	境川遊水地公園	
55	由比ガ浜地下駐車場	現行運営の継続（運営改善）、利用料金制の導入
56	片瀬海岸地下駐車場	現行運営の継続（運営改善）、利用料金制の導入
57	湘南港	現行運営の継続（運営改善）、利用料金制の導入
58	葉山港	現行運営の継続（運営改善）、利用料金制の導入
59	大磯港	現行運営の継続（運営改善）、利用料金制の導入
60	真鶴港	現行運営の継続（運営改善）
61	スポーツ会館	次期指定期間（平成27～31年度）は指定管理者制度による運営を継続、市への移譲について検討
62	相模湖漕艇場	相模湖公園との一体的な管理
63	山岳スポーツセンター	秦野戸川公園との一体的な管理
64	武道館	現行運営の継続（運営改善）
65	西湘地区体育センター	次期指定期間（平成27～31年度）は指定管理者制度による運営を継続、施設のあり方について検討
66	足柄ふれあいの村	三浦ふれあいの村について、民間への移譲について検討
67	愛川ふれあいの村	
68	三浦ふれあいの村	

※出典：平成26年2月7日付「緊急財政対策の取組結果」

第2章 県民利用施設に関する県歳入歳出の状況

1 県民利用施設に関する県歳入歳出の内容

(1) 平成24年度から平成27年度の県民利用施設の見直しのロードマップにおいて新設、廃止、統廃合等を経て現存する県民利用施設に関する県歳入歳出の決算額（平成27年度については予算額）は、第1編VIの図表0-1-1のとおりであり、平成26年度の県歳入額（決算額）は約40億円（億円未満切捨て）、県歳出額（決算額）は約334億

円（億円未満切捨て）である。

(2) 平成26年度の県民利用施設に関する財務の執行状況について、県民利用施設の管理形態別（直営、管理委託、指定管理の別）に、歳入額（決算額）、費目（事業費、管理委託料、指定管理料、維持管理費、人件費）ごとの歳出額（決算額）及び収支をそれぞれ示すと、次の図表0-2-7のとおりである。

また、平成26年度の県民利用施設の管理形態別の施設数及び1施設当たりの県負担額は、次の図表0-2-8のとおりである。

図表0-2-7 平成26年度の財務執行状況

(単位：百万円)

		直営	管理委託	指定管理	合計
歳入	①	3,170	11	866	4,047
歳出	事業費等	2,609	223	12,466	15,298
	維持管理経費	3,298	21	1,437	4,757
	人件費	13,381	-	-	13,381
②	19,289	244	13,903	33,436	
収支	③=①-②	△16,119	△233	△13,037	△29,390

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

※事業費等には事業費のほか管理委託料、指定管理料が含まれる。

図表0-2-8 平成26年度の施設数及び1施設当たりの県負担額

(単位：施設数、百万円)

		直営	管理委託	指定管理	合計
施設数	35	12	69	116	
1施設当たりの県負担額	461	19	189	253	

※上記図表上の数値は県提供データに基づくものである。

(3) また、平成24年度から平成27年度における、県民利用施設の管理形態別の県歳入歳出の決算額（平成27年度に

については予算額）及び施設数の推移を示すと、次の図表0-2-9のとおりである。

図表0-2-9 県民利用施設の管理形態別の県歳入歳出

(単位：施設数、百万円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度予算
歳入	直営	3,506	3,262	3,170	3,362
歳出	管理委託	19	16	11	2
	指定管理	1,006	1,045	866	912
		4,531	4,324	4,047	4,275
施設数	直営	20,840	20,304	19,289	19,010
	管理委託	278	251	244	201
	指定管理	13,773	13,326	13,903	13,554
		34,890	33,882	33,436	32,765
施設数	直営	42	38	35	35
	管理委託	14	14	12	9
	指定管理	68	69	69	69
		124	121	116	113

※上記図表上の数値は県提供データに基づくものである。

※平成24年度～平成26年度については決算額、平成27年度については予算額。

さらに、平成24年度から平成27年度における県民利用施設の管理形態別の、費目（事業費、管理委託料、指定

管理料、維持管理経費、人件費）ごとの県歳出額及び収支は、次の図表0-2-10のとおりである。

図表 0-2-10 県民利用施設の管理形態別の費目ごとの県歳出、収支の推移

《直営の年度推移》

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
歳入	①	3,506	3,262	3,170	3,362
歳出	事業費	2,800	3,418	2,609	2,637
	維持管理経費	3,725	3,688	3,298	3,425
	人件費	14,315	13,198	13,381	12,948
	②	20,840	20,304	19,289	19,010
収支	①-②	△17,333	△17,042	△16,119	△15,649

《管理委託の年度推移》

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
歳入	①	19	16	11	2
歳出	管理委託料	220	229	223	171
	維持管理経費	58	22	21	30
	人件費	-	-	-	-
	②	278	251	244	201
収支	①-②	△259	△235	△233	△199

《指定管理の年度推移》

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
歳入	①	1,006	1,045	866	912
歳出	指定管理料	12,785	12,441	12,466	12,124
	維持管理経費	985	885	1,437	1,430
	人件費	3	-	-	-
	②	13,773	13,326	13,903	13,554
収支	①-②	△12,767	△12,281	△13,037	△12,642

※上記图表上の数値は県提供データに基づくものである。

※平成24年度～平成26年度については決算額、平成27年度については予算額。

※平成24年度の指定管理者導入施設には、同年度途中で直営から指定管理者制度を導入した伊勢原射撃場を含む。

2 県民利用施設の「見える化」

神奈川県では、県の緊急財政対策（平成24年10月）で掲げた県民利用施設の見直しのロードマップに基づく取組の推進を図ること等を目的に、平成25年8月より、「県民利用施設の見える化」として、県民利用施設について、各施設の設置目的、施設概要、財産価格（土地・建物）、利用状況、収支の状況、利用者一人当たりのコスト、利用者一人当たりの県負担額等を示した「県民利用施設一覧表」を県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p676676.html>）等で公表するなどしている。

第3編 監査の結果

第1部 県民利用施設全般について

第1章 県民利用施設の見える化

第1 概要

1 県民利用施設一覧表（県民利用施設の見える化）の作成と公表

(1) 第2編第1章で触れたとおり、緊急財政対策本部は、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、県民利用施設について、「施設ごとに『施設廃止』『市町村・民間への移譲』『指定管理者制度等民間活力の導入』『運営・収支改善を図り引き続き県直営』といった方向性を検討する。また、見直しを行う場合には、その

内容や実施時期についてのロードマップを明らかにする」ことを基本的な考え方とした。県は、これに基づき県民利用施設の再編・統合・廃止・運営改善等を推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

(2) また、県では、緊急財政対策（平成24年10月）で掲げた県民利用施設の見直しのロードマップに基づく取組の推進を図ること等を目的に、平成25年8月より、「県民利用施設の見える化」として、全ての県民利用施設について、各施設の設置目的、施設概要、財産価格（土地・建物）、利用状況、収支の状況、利用者一人当たりのコスト、利用者一人当たり県負担額等を示した「県民利用施設一覧表」を県ホームページ等で公表するなどしている。

(3) なお、次の図表1-1-1は、県民利用施設一覧表から県民利用施設の一つである「神奈川県立地球市民かなかわプラザ」の記載部分を抜粋したものである。

図表1-1-1 県民利用施設一覧表「神奈川県立地球市民かながわプラザ」抜粋

所管局	施設名	所在市町村	設置目的	施設概要	財産価格
8 県民局	地球市民かながわプラザ	横浜市	子供の豊かな感性をはぐくむとともに、県民の国際的理解並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援するため	■敷地面積 24,784.15m ² (うち県有地21,811.20m ²) ■延床面積 12,576.00m ² (県専有部分) ■建築年 平成9年	土地 2,556,120千円 建物 7,031,619千円

収支の状況 (単位:千円)				利用状況の数値の内容	備考
	H25(決算ベース)	H26(決算ベース)	H27(予算ベース)		
【利用状況】①	386,731人	381,104人	385,000人		
【収入】②	0	0	0		
指定管理料	261,132	268,595	268,595		
維持管理経費	0	0	0		
常勤					
再任用	0	0	0		
臨時の任用					
非常勤					
【支出】③	261,132	268,595	268,595		
△ 収支差引②-③	△ 261,132	△ 268,595	△ 268,595		
△ 利用者一人当たりコスト③／①	0.7	0.7	0.7		
△ 利用者一人当たり県負担額(③-②)／①	0.7	0.7	0.7		

※神奈川県ホームページの「県民利用施設一覧表」より抜粋している。

県は、県ホームページにて、この「県民利用施設一覧表」について、「施設運営の状況を示すことで、施設の見直しやコスト意識をもった運営に役立てていきます。」としている。

2 県民利用施設一覧表（県民利用施設の見える化）の運用状況等

(1) 県民利用施設の「運営改善」に関する情報共有

ア 行政管理課は、県民利用施設一覧表（県民利用施設の見える化）の取りまとめを行っており、その作成に必要となる資料・情報の収集を行っているが、平成27年10月1日現在のところ、収集して公表しているデータは図表1-1-1の各データのみである。

県の説明によれば、県では、県民利用施設に限らず県庁業務全般についての改善事例を取りまとめてインターネットにより県庁全体で情報の共有化を図っているものの、県民利用施設の「運営改善」に特化して、「運営改善」について配慮すべき事項や、各県民利用施設の「運営改善」の具体的な実施状況及びその効果等の情報を取りまとめることはしていない。

イ また、県は、緊急財政対策当時、各県民利用施設の「運営改善」に向けて考えられる具体策について把握するため、取組の方向性につき「現行運営継続（運営改善）」とした県民利用施設から今後想定される「運営改善」の内容について情報収集を行ったとのことだが、その後、各県民利用施設から収集した同情報を取りま

とめて全ての県民利用施設に提供するなどの情報の共用化は図っていない。

ウ なお、県の説明によれば、取組の方向性として「現行運営継続（運営改善）」とした県民利用施設における「運営改善」に向けた具体的な取組内容やその実施については、緊急財政対策としての取組に限らず、通常の業務として、様々な経費削減や一層の有効活用に向けた方法を各施設の所管課が主体的に検討し実施するものであって、基本的にその検討・判断は各施設の所管課に委ねられており、各施設の所管課以外の県部局において、緊急財政対策の「運営改善」の実施状況（改善状況）等をフォローすることはしていないことである。

(2) 県民利用施設一覧表の集計データの分析・検証

ア 県においては、現在、県民利用施設一覧表（県民利用施設の見える化）を県ホームページ等により公表しているものの、同一覧表の各種集計データに関する横断的、統計的な観点からの分析・検証は特に行っていない。

この点について、県の説明によれば、県民利用施設は施設ごとに性質が異なり、また、施設ごとに所在地や規模等も異なることから、単純に各県民利用施設を比較できるものではないため、各施設間の横断的・統計的な分析・検証にはなじまないとのことである。

イ なお、県では、平成29年度を目途に地方公会計制度

を導入することとしており、現在（平成27年10月1日時点）その運用方法を検討しているところであり、今後の「県民利用施設の見える化」（県民利用施設一覧表）の活用については、同制度の導入を踏まえながら検討していく考えであるとのことである。

(3) 県民利用施設一覧表記載の「利用状況」の数値

ア 県ホームページの『県民利用施設の見える化（県民利用施設一覧表）』の記載についてによれば、県民利用施設一覧表記載の「利用状況」（施設利用者数）の数値は、「H25・H26は利用者等の実績を、H27は利用者等の見込み数を記載しています。」とのことであり、また、同一覧表には、例えば、県民利用施設の一つである「国際言語文化アカデミア」では「アカデミア事業受講生数（実員数）」、「神奈川県民ホール」では「来館者の延べ人数」等、施設ごとに「利用状況」の数値の内容が記載されている。

イ もっとも、「利用状況」の数値の具体的な集計方法については、同一覧表に記載がなく、この点について県に確認したところ、県民利用施設の「利用状況」の数値は、施設ごとにそれぞれの所管課・局にて確認されたものを掲載しており、県として統一的な集計方法は特段設けておらず、また、同数値の取りまとめを行う行政管理課においても、施設ごとの同数値の集計方法について詳細確認はしていないとのことである。

第2 監査の実施

1 県民利用施設一覧表記載の「利用状況」の数値の正確性について

(1) 問題の所在

ア 県民利用施設においては、施設の見直しの検討やコスト意識を持った運営を行うために、施設利用者数を正確に把握することが不可欠であることは言うまでもない。行政運営の透明化を図りコスト意識を持った計画的な行政運営を進めることを目的に取り組んでいる「県民利用施設の見える化」においては、「利用状況」（施設利用者数）を集計し、それを基に「利用者一人当たりコスト」、「利用者一人当たり県負担額」を算出して公表するなどしているのであり、「利用状況」（施設利用者数）の数値を正確に把握することは極めて重要である。

県自身も、県ホームページにおいて、県民利用施設

一覧表について「施設運営の状況を示すことで、施設の見直しやコスト意識を持った運営に役立てていきます。」としているのであり、県民利用施設一覧表の「利用状況」の数値は、施設の見直しの検討やコスト意識を持った運営に役立てるという観点から適切かつ相当な方法で集計しなければならない。

また、ここにいう「利用状況」（施設利用者数）とは、「県民利用施設の見える化」のそもそもの目的からするならば、当該施設の設置目的に沿った利用を行っている県民の数をすべきであろう。

イ ところが、現在（平成27年10月1日現在）の県民利用施設一覧表に記載されている各施設の利用状況（施設利用者数）の数値については、県として統一的な集計ルール（カウントの方法として、出入口にセンサーを設置する、チケット発券数を集計する等といった方法のほかに、定点観測的な目視によるカウント方法なども許容するのか否か、カウントする対象として、当該施設の目的に沿った方法での利用者に限るのか、休憩所などのフリースペースの利用者なども含めるのか、といった点における共通見解）を特段設けずに、施設ごとにそれぞれの所管課・局が確認したものを掲載するに留まっており、また、同数値の取りまとめを行う行政管理課においても、その数値の集計方法について正式な確認を行っていないのが現状である。

ウ なお、第3編第2部第4章において詳述するが、包括外部監査人が把握した限りにおいても、例えば、県民利用施設の一つである「神奈川県立地球市民かながわプラザ」における現在の「利用状況」の数値の集計方法については改善すべき点があると言わざるを得ない。

【意見】

(2) 意見（「利用状況」の数値の集計方法）

前述したとおりの「利用状況」（施設利用者数）の数値の重要性に鑑みれば、その集計方法には一定のルールを設ける必要があり、また、その数値がどのような方法で集計されているか、さらには、その集計方法が「県民利用施設の見える化」の目的に合致しているかを改めて一斉点検等することが望まれる。

(意見No.1)

県は、県民利用施設一覧表の「利用状況」（施設利用者数）の数値の集計方法について点検をし、ある程度統一されたルールを設けることが望まれる。

【意見】

(3) 意見（「利用状況」等の数値の改善）

その上で、県民利用施設一覧表記載の「利用状況」・「利

用者一人当たりコスト」・「利用者一人当たり県負担額」の各データが「県民利用施設の見える化」の目的にかなう、より正確な数値となるよう改善することが望まれる。

(意見No.2)

県民利用施設一覧表記載の「利用状況」・「利用者一人当たりコスト」・「利用者一人当たり県負担額」の各データが「県民利用施設の見える化」の目的にかなう、より正確な数値となるよう改善することが望まれる。

2 「運営改善」の取組内容・効果等の情報共有化

(1) 問題の所在

ア 県は、緊急財政対策当時、運営改善に向けて考えられる具体策について把握するため、取組の方向性につき「現行運営継続（運営改善）」とした県民利用施設から今後想定される「運営改善」の内容についての情報収集を行ったが、取組効果が検証された実績ではなく、想定される範囲の取組項目のみであったことから、同情報を取りまとめたものを全ての県民利用施設に提供するなどの情報の共有化は図っていない。

また、県では、県民利用施設に限らず県庁業務全般についての改善事例を取りまとめ、インターネットにより情報の共有化を図ってはいるものの、県民利用施設の「運営改善」に特化した情報の取りまとめや情報の共有化を図ってはいない。

イ 県の緊急財政対策の流れの中で、平成24年以降、各県民利用施設においては、各施設の所管課が主体となって、「運営改善」に向けて様々な具体策を講じているものと思料される。

施設ごとに様々な個別事情があり、「運営改善」に向けて取り組むべき内容やその効果も施設ごとに異なるところもあるものと思料されるが、各県民利用施設が

「運営改善」に向けてどのような具体策を講じ、どのような効果が生じたのか等の詳細情報を全ての県民利用施設間で共有するシステムを構築することは、「運営改善」に関する検討・判断が各施設の所管課の判断に委ねられてしまっている現在（平成27年10月1日現在）の状況においては特に、各県民利用施設の更なる「運営改善」に向けて有効であると考えられる。

また、かかる情報の共有化により、施設ごと、所管課ごと、「運営改善」に向けた競争原理が働くことも期待できる。特に、各県民利用施設が「運営改善」に向けてどのような具体策を講じ、それによりどのような効果が生じたのかを取りまとめ、その情報を県民利用施設一覧表（県民利用施設の見える化）により県民に公表することとなれば、なおさらである。

【意見】

(2) 意見

県は、各県民利用施設の更なる「運営改善」に向けて、定期的に、各県民利用施設の「運営改善」の具体的な実施状況及びその効果等の情報を取りまとめ、その情報の各施設間での共有化、県民への公表化を図られたい。

(意見No.3)

県は、定期的に、各県民利用施設の「運営改善」の具体的な実施状況及びその効果等の情報を取りまとめ、その情報の各施設間での共有化、県民への公表化を図られたい。

第2章 施設の分類に関する問題

第1 概要

1 「公の施設」とは何か

(1) 法律上の規定

ア 本報告書では、監査対象となった施設について「県民利用施設」という用語を使っている。これは、神奈

川県の緊急財政対策において使われている用語であるが、地方自治法の規定があるわけではない。地方自治法においては「公の施設」という用語が規定されている。

「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項にて下記のように定められている概念である。

・地方自治法第244条第1項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

イ 本報告書で監査対象とした8施設は全て「公の施設」である。しかし、監査のテーマで「公の施設」という用語を使わず、「県民利用施設の管理について」としたのは、「県民利用施設」という用語の方が「公の施設」より県民にとって親しみやすく、また県が緊急財政対策に取り組んできたことがこの監査テーマを選んだ一つの契機となっていること（第1編VI2参照）による。

また、法律上の「公の施設」とされている施設と県が緊急財政対策でリストアップした「県民利用施設」はイコールではない。

例えば、県営住宅などは、「公の施設」ではあるが、「県民利用施設」とはされていない。一方で、「県民利用施設」とされていながら「公の施設」とされていない施設もある。

ウ 地方公共団体は様々な施設を設置するが、当該施設が「公の施設」となる要件は、上記地方自治法第244条第1項の条文から、①住民の「利用」に供するためのもの、②「当該地方公共団体の住民」の利用に供するもの、③「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるもの、④「地方公共団体」が設けるもの、⑤「施設」であることとされている²。

県においても、同様の見解に基づいて、上記の要件から当該施設が「公の施設」であるか否かについて、施設を所管する局・課が判断しているとのことである。

² 新版逐条地方自治法<第8次改訂版>・松本英明・1,059頁以下、要説地方自治法<第8次改訂版>・松本英明・549頁以下、新基本法コメントール地方自治法・村上純ほか編・357頁以下参照

エ そして、「公の施設」については、地方自治法第244条の2第1項にて、設置・管理の条例主義が規定されて

いる。

・地方自治法第244条の2第1項

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。

この設置・管理の条例主義は、住民の利用権を強化し、公正・民主的・適正な管理、地方自治の尊重の観点から、議会ひいては住民の法的コントロールの下に置くことを意味するとされる³。

³ 新基本法コンメンタール地方自治法・361頁参照

オ また、「公の施設」は、必要性に応じて指定管理者に管理させることができるものとされている（地方自治

法第244条の2第3項）。

「公の施設」を県の直営によらないで管理する方法としては、かつては管理委託制度による管理方法が定められていたが（改正前地方自治法第244条の2第3項）、平成15年の地方自治法改正で管理委託制度は廃止されることになり、代わりに現行の指定管理者制度が定められた。

・地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときには、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下…「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

従前の管理委託制度においては、受託者は地方公共団体の出資法人等に限定されていた。しかし、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を生かしつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として（平成15年7月17日総務省自治行政局長通知）、平成15年改正により指定管理者制度が導入され、管理受託者が民間事業者にまで拡大されることになったのである。

また、管理委託制度においては、行政処分である使用許可については、行政機関以外の者に行わせることは適当でないと考えられてきた。しかし、指定管理者制度においては、使用許可等の行政処分権限も含めて、「公の施設の管理を行わせることができる」ものと解釈

されている⁴。

⁴ 新基本法コンメンタール地方自治法・364頁参照

カ つまり、当該施設が「公の施設」であるか否かは、設置・管理の条例主義（地方自治法第244条の2第1項）が適用されるか否か、県の直営によらないで管理する方法として指定管理者による管理によらねばならないか（地方自治法第244条の2第3項）否かについての判断を分けることになる（「公の施設」となると、旧法のような管理委託による管理はできないことになる。）。

2 神奈川県における「公の施設」

- (1) 神奈川県では、平成26年4月1日時点で、下記図表1－2－1の施設が公の施設とされている。

図表1－2－1 県の設置した公の施設一覧表

	施設名	管理態様
1	公文書館	直営
2	かながわ男女共同参画センター	直営
3	女性相談所	直営
4	かながわ県民活動サポートセンター	直営
5	国際言語文化アカデミア	直営
6	青少年センター	直営
7	中里学園	直営
8	おおいそ学園	直営
9	自然環境保全センター	直営
10	かながわ農業アカデミー	直営
11	フラワーセンター大船植物園	直営
12	大野山乳牛育成牧場	直営
13	衛生看護専門学校	直営
14	よこはま看護専門学校	直営

	施設名	管理態様
50	津久井やまゆり園	指定管理
51	秦野精華園	指定管理
52	愛名やまゆり園	指定管理
53	厚木精華園	指定管理
54	三浦しらとり園	指定管理
55	芦ノ湖キャンプ村	指定管理
56	かながわ労働プラザ	指定管理
57	塚山公園	指定管理
58	保土ヶ谷公園	指定管理
59	三ツ池公園	指定管理
60	葉山公園	指定管理
61	はやま三ヶ岡山緑地	指定管理
62	湘南海岸公園	指定管理
63	相模湖公園	指定管理

15	平塚看護専門学校	直営	64	城ヶ島公園	指定管理
16	保健福祉大学	直営	65	恩賜箱根公園	指定管理
17	保健福祉大学実践教育センター	直営	66	辻堂海浜公園	指定管理
18	煤ヶ谷診療所	直営	67	湘南汐見台公園	指定管理
19	総合療育相談センター	直営	68	観音崎公園	指定管理
20	ひばりが丘学園	直営	69	東高根森林公園	指定管理
21	さがみ緑風園	直営	70	相模原公園	指定管理
22	中井やまゆり園	直営	71	大磯城山公園	指定管理
23	産業技術短期大学校	直営	72	七沢森林公園	指定管理
24	東部総合職業技術校	直営	73	四季の森公園	指定管理
25	西部総合職業技術校	直営	74	座間谷戸山公園	指定管理
26	県立図書館	直営	75	秦野戸川公園	指定管理
27	川崎図書館	直営	76	津久井湖城山公園	指定管理
28	金沢文庫	直営	77	茅ヶ崎里山公園	指定管理
29	近代美術館	直営	78	あいかわ公園	指定管理
30	歴史博物館	直営	79	相模三川公園	指定管理
31	生命の星・地球博物館	直営	80	おだわら諏訪の原公園	指定管理
32	体育センター	直営	81	境川遊水地公園	指定管理
33	いせはら塔の山緑地公園 ⁵	直営 ⁶	82	由比ガ浜地下駐車場	指定管理
34	相模湖交流センター	指定管理	83	片瀬海岸地下駐車場	指定管理
35	女性保護施設	指定管理	84	湘南港	指定管理
36	県民ホール（本館・芸術劇場）	指定管理	85	葉山港	指定管理
37	音楽堂	指定管理	86	大磯港	指定管理
38	かながわアートホール	指定管理	87	真鶴港	指定管理
39	神奈川近代文学館	指定管理	88	県営住宅等	指定管理
40	地球市民かなかわプラザ	指定管理	89	花と緑のふれあいセンター	指定管理
41	藤野芸術の家	指定管理	90	足柄ふれあいの村	指定管理
42	21世紀の森	指定管理	91	愛川ふれあいの村	指定管理
43	札掛森の家	指定管理	92	三浦ふれあいの村	指定管理
44	三崎漁港本港地区	指定管理	93	スポーツ会館	指定管理
45	三崎漁港宮川地区	指定管理	94	武道館	指定管理
46	総合リハビリテーションセンター	指定管理	95	西湘地区体育センター	指定管理
47	汐見台病院	指定管理	96	相模湖漕艇場	指定管理
48	ライトセンター	指定管理	97	伊勢原射撃場	指定管理
49	聴覚障害者福祉センター	指定管理	98	山岳スポーツセンター	指定管理

⁵ いせはら塔の山緑地公園は都市公園部分のみ公の施設となる。
⁶ 管理態様については、後述の第2-3(1)ウ参照。

(2) 他方で、実態としては県民の利用に供されている施設でありながら、下記図表1-2-2の施設は、平成26年4月1日時点での「公の施設」とはされていなかった。

これらの施設では、指定管理者制度による管理ではな

く、管理委託の方法による管理がなされていたり、施設に関する条例が制定されていなかったりするものもあった。

図表1-2-2 県民の利用に供されていながら「公の施設」とされていない施設

	施設名	管理態様	条例	備考
1	神奈川県総合防災センター	直営	無	
2	秦野ビジターセンター	管理委託	有	平成29年4月1日条例施行予定

3	西丹沢自然教室	管理委託	有	平成29年4月1日条例施行予定
4	宮ヶ瀬湖カヌー場	管理委託	有	平成28年4月1日条例施行予定
5	宮ヶ瀬やまなみセンター	管理委託	有	平成28年4月1日条例施行予定
6	宮ヶ瀬ビジターセンター	管理委託	無	平成28年3月廃止予定

包括外部監査人が主な監査対象としたのは、第3編第2部に記載の8施設であるが、8施設を監査する過程において、そもそも「公の施設」に当たるか否かという県の分類に曖昧な点が見受けられたため、上記図表1-2-2の各施設についても、分類や管理態様、条例の有無等について問題がないかを検討することにした⁷。

⁷ 「公の施設といつても、その外延は明らかでなく、文言上これに当たりそうなもの全てにつき例外なく条例を要するとし、その点に遺漏があれば、その管理運用に係る支出が違法であるとすると、煩瑣に耐えず、かえって住民の福祉を阻害しかねない。」(広島高裁平成16年4月30日)との裁判例もあるため、「公の施設」に当たるか否かについて慎重に検討した上で意見を述べた。また、上記裁判例は立体遊歩道に関する判例であり、いわゆるハコモノ施設については、常に一定規模の予算を伴うものであるし、指定管理者制度の導入によって管理の効率化が図れる可能性があることから、財務監査の点からも「公の施設」か否かについて論じる意味があると考えた。

第2 監査の実施

1 神奈川県総合防災センター

(1) 施設の概要

ア 設置目的 東海地震等による大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合

的な災害応急活動の中央基地として、災害応急対策に必要な業務を行うこと。平常時には、防災知識の普及啓発の拠点施設として、防災に関する教育研修、防災情報の展示・提供あるいは模擬災害の体験などを行うこと。

イ 所管課 安全防災局災害対策課
ウ 所在地 神奈川県厚木市下津古久280
エ 開設 平成7年4月
オ 敷地面積 66,282.85m²
カ 建物概要 防災管理棟、訓練棟など計12棟
延床面積 26,970.40m²
うち防災情報・体験フロアの延床面積
2,604m²
キ 開館時間 午前9時から午後5時まで
ク 休館日 月曜(祝日の場合、翌平日が休館)
年末年始
ケ 利用料金 無料
コ 管理態様 直営

写真1 総合防災センター防災管理棟外観



※ この防災管理棟内に防災体験・情報フロアがある

(2) 問題の所在

ア 総合防災センターは、東海地震等による大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急活動の中央基地として、災害応急対策に必要な業務を行うことを主目的として設置されている施設である。

敷地内には、防災管理棟や訓練棟など12棟の建物や訓練施設があり、災害時に備えて各種の防災資機材や物資を備蓄するとともに、応急活動要員の集結・待機・

出動、救援物資の受入・配分・搬出、輸送車両の集結等の拠点となることが予定されている。

通常、このような防災施設は、「住民の福祉を増進する目的」で住民の「利用に供する」施設とはならないため、「公の施設」には該当しない。

イ しかし、総合防災センターには、防災知識の普及啓発の拠点施設として、防災に関する教育研修、防災情報の展示・提供あるいは模擬災害の体験などを行うという目的もある。そのため防災管理棟には防災情報・

体験フロアが設けられ、防災に関する展示、災害体験コーナー、消火体験コーナー、防災シアター等の充実した展示・体験施設が備わっている。

この防災情報・体験フロアに限れば、社会教育という「住民の福祉を増進する目的」をもち、住民の「利用に供して」いる施設となる。

ウ このように、複合的な施設の一部に「公の施設」たる性質を有している部分がある場合、一概に結論を出すことはできない。例えば、「公の施設」とはならない研究所や消防署等のごく一部に見学者向けのコーナーが設置されていたとしても、それを「公の施設」とは言い難い。

しかし「公の施設」とならない他の施設と複合しているという理由のみで、本来は「公の施設」となるべき施設が「公の施設」にならないと扱うことはできない。それが許されれば、複合的な施設を作ることで地方自治法第244条以下の規定をいくらでも潜脱できてしまうからである。

また、「住民の利用を一般には予定しない試験所、研究所等の公用物は公の施設にあたらないが、庁舎等はときにその一部の利用に供することがあり、その限り公の施設にあたる」とする文献もある⁸。

したがって、複合的な施設においても、その部分が独立して「公の施設」となり得るだけの規模や内容、

利用実態を備えていれば、それは「公の施設」になると考えるべきである。

⁸ 逐条研究地方自治法IV・古川卓萬ほか編著・634頁参照

エ そして、総合防災センターの防災情報・体験フロアには下記のような特徴がある。

(ア) 防災管理棟における防災情報・体験フロアは、同棟の他のスペース（備蓄倉庫、中央基地指揮本部等）と構造上明確に区分され、利用者の出入りは防災情報・体験フロアのみに限られている（トイレも防災情報・体験フロアの利用のために別途設けられている。）。

(イ) 防災情報・体験フロアのみで2,604m²の床面積があり、地震体験コーナー、風水害体験コーナー、消防用具発達の歴史コーナー、消火体験コーナー、煙避難体験コーナー、通報体験コーナー、防災シアター、防災Q&Aコーナー、耐震ベッドコーナー、神奈川県の災害コーナー、防災用品の展示、といった極めて充実した展示・体験設備を擁している。

(ウ) 月曜日と年末年始の休館日以外は毎日午前9時から午後5時まで誰でも自由に入場でき、防災情報・体験フロアのみで年間3万人を超える入場者がいる。

写真2 展示コーナー

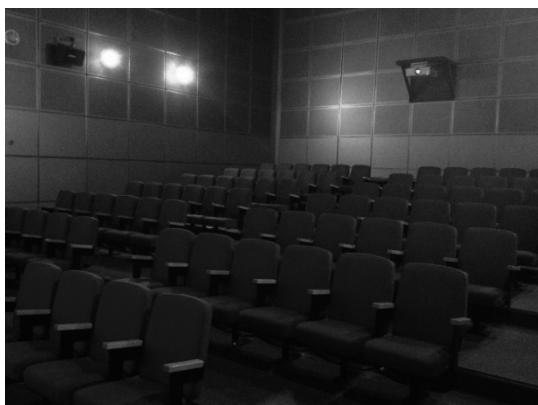


上記のような施設の規模、内容、利用実態に照らせば、総合防災センターの防災情報・体験フロアは、複合的施設の一部ではあるものの、その部分のみで独立した社会教育施設たる実態を備えているものであり、「公の施設」に該当する可能性がある。

オ そして、本来、「公の施設」は地方自治法第244条第1項によって条例に基づいて設置されなければならないし、同法第244条の2第3項により指定管理者制度の導入を検討する余地がある。

しかしながら、総合防災センターの防災情報・体験フロアは形式的には「公の施設」として扱われていなかつたため、条例は制定されておらず、指定管理者制度の導入可能性についても十分な検討はなされていない

写真3 防災シアター



い。

【意見】

(3) 意見

ア 総合防災センターのような大規模な複合的施設において、施設全体の主たる目的はあくまでも防災であり、県民の利用に供される施設（防災情報・体験フロア）はその一部に過ぎないものであったとしても、それが、複合的施設の一部であることをもって「公の施設」にならないと判断してしまうと、地方自治法第244条以下の潜脱が可能となってしまう。

上記(2)で述べたように、当該防災情報・体験フロアなどの規模と内容、独立性を備えた施設は、その部分

のみで「公の施設」に該当する可能性がある。
イ そして、当該防災情報・体験フロアは条例に基づかず設置されているのであるから、この点について地方自治法第244条の2第1項に違反する状態となっている可能性がある。したがって、総合防災センターの防災情報・体験フロアを「公の施設」として取り扱い、条例を制定することが望ましい。

また、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）を図ることができないかを検討することが望ましい。

ウ なお、県からは防災情報・体験フロアを「公の施設」とすることにより、災害応急活動の中央基地となるという総合防災センターの主目的を阻害する懸念が示された。しかし、包括外部監査人の意見は、防災情報・体験フロアの法的位置付けを変更するに留まるものであり、現状を変更しようとするものではない。防災情報・体験フロアが、現状において総合防災センターの機能との関係で問題なく運営されているのであれば、それを「公の施設」としても、特段の問題は生じないと考えている。

(意見No.4)

総合防災センターの防災情報・体験フロアは、設置目的・規模・内容・利用形態に照らして地方自治法第244条第1項の「公の施設」に該当する可能性がある。

現在、当該施設が条例に基づかず設置されている点について、公の施設の設置について定めた地方自治法第244条の2第1項に違反する状態となっている可能性がある。そのため、総合防災センターの防災情報・体験フロアに関する条例を制定することを検討されたい。

また、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）を図ることができないかを検討されたい。

2 その他の施設（図表1－2－2の2から6の施設）について

(1) 問題の所在

ア 下記に再掲する図表1－2－2の、秦野ビジターセンター、西丹沢自然教室、宮ヶ瀬湖カヌー場、宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬ビジターセンターについて

も、現在は「公の施設」とされていないが、包括外部監査人は、各施設の現在の運営状況等からすると、いずれも「公の施設」とすべき施設であると考える。

したがって、各施設に条例が制定され、県の直営又は指定管理者制度による管理が行われなければならぬ。

図表1－2－2（再掲）県民の利用に供されていながら「公の施設」とされていない施設

	施設名	管理態様	条例	備考
1	神奈川県総合防災センター	直営	無	
2	秦野ビジターセンター	管理委託	有	平成29年4月1日条例施行予定
3	西丹沢自然教室	管理委託	有	平成29年4月1日条例施行予定
4	宮ヶ瀬湖カヌー場	管理委託	有	平成28年4月1日条例施行予定
5	宮ヶ瀬やまなみセンター	管理委託	有	平成28年4月1日条例施行予定
6	宮ヶ瀬ビジターセンター	管理委託	無	平成28年3月廃止予定

イ もっとも、県も包括外部監査人と同様に考えているようで、上記備考欄に記載したとおり、秦野ビジターセンター、西丹沢自然教室、宮ヶ瀬湖カヌー場及び宮ヶ瀬やまなみセンターについては、既にこれを「公の施設」とする条例が制定され、施行を待つ状態となっている。また、宮ヶ瀬ビジターセンターは、廃止され

る予定である。

ウ したがって、包括外部監査人があえて詳論しなくとも、県による対応がなされている最中であるため、これらの施設の詳細については、ここには記載しない。

引き続き、現行の方針どおり、存続させる各施設を「公の施設」へ移行するよう進めることが望ましい。

写真4 秦野ビジターセンター



写真5 西丹沢自然教室



写真6 宮ヶ瀬湖カヌー場



写真7 宮ヶ瀬やまなみセンター



写真8 宮ヶ瀬ビジターセンター



※ 上記5施設の写真は各施設のホームページより引用した。

【意見】

(2) 意見

ア 秦野ビジターセンター、西丹沢自然教室、宮ヶ瀬湖カヌー場、宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬ビジターセンターについて、現在の運用状況等からいざれも「公の施設」とすべき施設である。

したがって、条例を制定し「公の施設」として県の直営又は指定管理者制度による管理を行うべき状態となっている。

イ もっとも、県によって「公の施設」へ移行する対応

がなされている最中であるから（宮ヶ瀬ビジターセンターは廃止される予定であり、その他については、既に条例が制定されて施行を待つ状態となっている。）、引き続き、速やかに移行手続が進められることが望まれる。

また、条例が制定された施設については指定管理者制度が導入される予定であることから、同制度の利用による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）が実現されることが望ましい。

(意見No.5)

秦野ビジターセンター、西丹沢自然教室、宮ヶ瀬湖カヌー場、宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬ビジターセンターについて、現在の運用状況等からいざれも「公の施設」とすべき施設である。

もっとも、県によって「公の施設」への移行する対応がなされている最中であるから（宮ヶ瀬ビジターセンターは廃止される予定であり、その他については、すでに条例が制定されて施行を待つ状態となっている。）、引き続き、速やかに移行手続を進められたい。

また、条例が制定された施設については指定管理者制度が導入される予定であることから、同制度を利用した管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）を図られたい。

3 県による施設の分類等について

(1) 問題の所在

ア 本章にて述べてきたように、これまでの県による「公の施設」の分類は適切なものであったとは言い難い点が多くある。

現在は管理委託による管理がされながらも「公の施設」への移行手続が進められている図表1-2-2の2から6の施設についても、本来は、管理委託制度が改正された平成15年の地方自治法改正の際に対応しな

ければならなかった問題であった（改正前に管理委託されていた施設の指定管理制度への移行期間は、改正法施行日である平成15年9月2日から3年間とされていた。）可能性がある。

イ そして、本章に記載したもの以外にも「公の施設」に当たる可能性があると思われながら、包括外部監査に与えられた時間が限られているため、十分に検討できなかつた施設もいくつかある（例えば「水道記念館」など）。

さらに、現状で「公の施設」とされておらず、「見える化」で「県民利用施設」にもされていない施設（例えば「総合防災センター」）などは、そもそも包括外部監査人が施設の存在を把握することが困難であるから、「公の施設」とされるべき可能性がありながらも包括外部監査人が認識していない施設が存在する可能性も否定できない。

その結果、当該施設について、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）の検討がなされないままとなる可能性がある。

ウ また、現在「公の施設」とされている施設についても、その管理態様が適切かどうか、疑問の残る施設もあった。

例えは、いせはら塔の山緑地公園は都市公園部分と市民緑地部分を併せた施設であり、都市公園部分は「直営」の「公の施設」とされている。

しかしながら、都市公園部分も含めた公園全体の管理について、公益財団法人神奈川県公園協会との間で施設管理業務委託契約が締結されており、県が直接実施している業務も一部あるものの、ほぼ全面的な管理業務の委託が行われている。

このいせはら塔の山緑地公園の管理態様を「直営」と言えるかどうかについては疑問がある。指定管理者制度を導入せずに事実上の管理委託がなされているとすれば、従来の管理委託制度を平成15年の地方自治法改正により廃止して指定管理者制度を定めた地方自治

法第244条の2第3項に違反する状態となっている可能性がある。

【意見】

(2) 意見

ア 上記のように、これまでの県による「公の施設」の分類は適切なものであったとは言い難く、本章に記載した施設の他にも「公の施設」とされるべき施設がある可能性がある。

イ 改めて、県有施設の実態を総ざらいし、現在は「公の施設」とされてないものの、本来は「公の施設」に該当すべき施設が存在しないか、確認する作業をすることが望ましい。

今後、新たな施設を設置する際にも、「公の施設」となるか否かについて慎重に判断することが望ましい。

その結果、「公の施設」となる施設については、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）の可能性を検討することが望ましい。

ウ また、既に「公の施設」とされている施設についても、管理態様の適法性に疑問が残る施設があるため、いせはら塔の山緑地公園を含め、「公の施設」全体について、改めて管理態様の適法性について確認するとともに、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）が图れないか検討することが望ましい。

(意見No.6)

県による「公の施設」の分類が適切なものであったとは言い難く、本章に記載した施設の他にも「公の施設」とされるべき施設がある可能性がある。

指定管理者制度の導入による住民サービスの向上と経費節減等の可能性を検討するためにも、改めて、県有施設の実態を総ざらいし、現在は「公の施設」とされてないものの、本来は「公の施設」に該当すべき施設が存在しないか、確認することを検討されたい。

今後、新たな施設を設置する際にも、「公の施設」となるか否かについて慎重に判断することを検討されたい。

また、既に「公の施設」とされている施設についても、いせはら塔の山緑地公園を含めて、改めて管理態様の適法性について確認するとともに、指定管理者制度の導入による管理の効率化（住民サービスの向上と経費節減等）が图れないか検討されたい。

第3章 ファシリティマネジメント

第1 概要（県有地・県有施設の財産経営戦略）

1 神奈川県では、県財政の危機的な状況が顕在化する中、経営的な視点で全ての県有地・県有施設⁹（以下、両者を合わせて「県有財産」）を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント¹⁰」を重視した経営を行ふため「県有地・県有施設の財産経営戦略（神奈川県ファシリティマネジメント推進方針）」を策定し、平成23年3月に県民に対して報告している。

⁹ ここでいう県有施設には、これまで述べてきた県民利用施設のほか広く庁舎等の建物を含んでいる。

¹⁰ ファシリティマネジメントとは、企業・団体等が組織的活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動である。（県有地・県有施設の財産経営戦略参照）

2 神奈川県では、それまで再編整備等で生じた跡地の処分

による県有施設のスリム化や、民間活力を活用した施設整備手法としてリース・PFI事業を推進してきた。また、予防保全や老朽化した施設の再生を図るため「神奈川県県有施設長寿命化指針（平成14年12月）」を策定し、県有財産の利活用に取り組んできた。さらに、「神奈川県県有地・県有施設の総合的な利活用を推進する取組指針（平成22年3月）」を策定してきた。

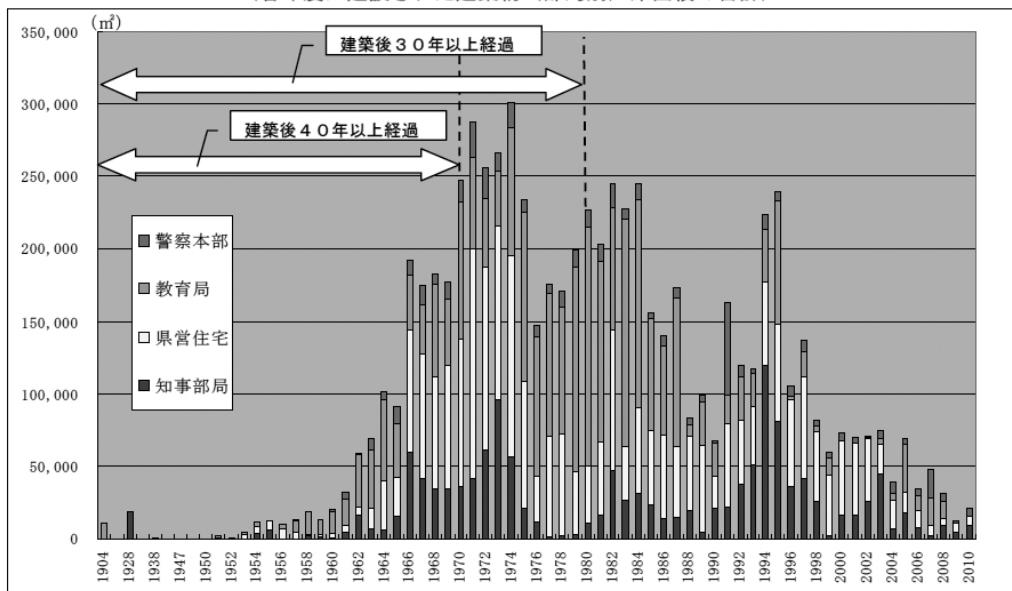
3 「神奈川県ファシリティマネジメント推進方針」によると、県有財産の現況として1960年代後半から1980年代前半にかけて行った集中的な施設整備の結果、平成21年度末現在において建築物の床面積約716万平方メートルのうち、築後40年以上経過したものが20%、30年以上経過したものが52%と半数を超えている状況であるという（図表1-3-1）。また、一般的に、建築後30年以上を経過するような施設にあっては、建築部材や設備機器の劣化と、社会ニーズの変

化等に伴う施設の機能的な劣化が重なり、大規模な改修工事によるリニューアルや、建て替えが検討されるべき時期

であると述べられている。

【県有施設ストックの状況】

(各年度に建設された建築物(部局別)床面積の合計)



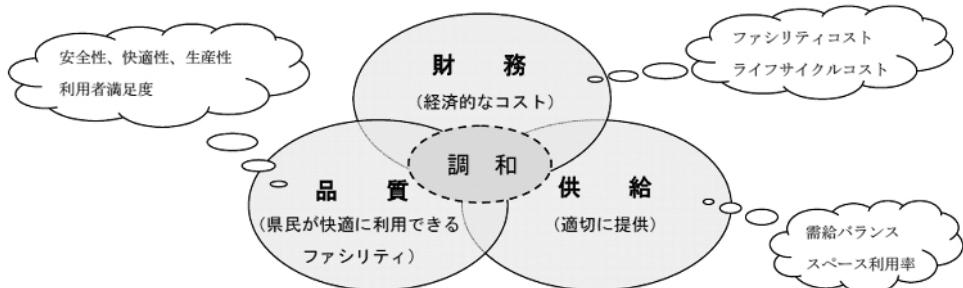
※出典：県有地・県有施設の財産経営戦略（神奈川県ファシリティマネジメント推進方針）

4 県が平成22年3月現在保有する県有地・県有施設をこのまま保有し続けるとなると、建築後30年以上を経過した建築物が半数を超えるような状況にあっては、今後、大規模改修や建て替えに要する費用が大幅に増大することが見込まれる。一方、依然として厳しい財政状況を勘案すると、従来の取組だけでは持続可能な財産経営を行うことは困難であると想定される。このような状況のもと、これまで以上に県有財産を効率的に運営し、かつ、有効に活用するためには、土地や建物、設備のほか、執務環境などを広く包含した「ファシリティ」(品質)を対象として、経営的視点から設備投資や管理運営に係るコストの削減や、施設の効用を高めるための総合的な経営活動、いわゆるファシリティマネジメントを重視した取組が必要となる。

5 ここで、神奈川県におけるファシリティマネジメントは、

土地や建物、設備のほか執務環境など「ファシリティ」(品質)を経営資源としてとらえ、経済的なコスト(財務)で、県民が快適に利用できるファシリティ(品質)を、適切に提供(供給)することを基本理念としている。なお、ここでいう「財務」「品質」「供給」は、個々に独立したものではなく、密接に関連するものである。例えば、コストを重視するあまり品質が低下し、利用者の満足度や執務における生産性の低下を招いてしまう場合や、品質の高いファシリティであっても必要な時に提供できない場合等については、適切なファシリティマネジメントが行われているとは言えない。したがって、ファシリティマネジメントの推進に当たっては、これら3つの基本理念の調和を図ることが重要であるとされる(図表1-3-2)。

図表1-3-2 基本理念のイメージ図



※出典：県有地・県有施設の財産経営戦略（神奈川県ファシリティマネジメント推進方針）

第2 監査の実施

1 問題の所在

(1) 神奈川県ファシリティマネジメント推進方針では、持続可能な財産経営の実現化に向け、「総量の削減」「ライフサイクルコストの削減」「価値の向上（バリューアップ）」の三つの目標を掲げ、これを推進するものとされている。

なお、施設の統廃合を視野に入れた総量の削減や、PPP/PFIの推進といった民間活力を活用した施設整備を行うバリューアップについては、高度に政策論を含む問題であると言え、包括外部監査において言及し難いものであるが、本包括外部監査においては実際に各施設を往査して施設現物を視察する中で、そのライフサイクル

コストの観点からも各施設維持費が抑えられていたかについて注目した。

ライフサイクルコストを削減するためには、現時点で30年以上経過した施設においては大規模改修や建て替え工事の検討、今後10年から20年で築後30年を経過する施設については長寿命化対策が必要であると、同推進方針に記載されている。また、その際には設備まで含めた財産に不具合が生じた際に事後的に修繕する事後保全から、あらかじめ計画的に補修修繕を行う予防保全へと転換しなければならない。

(2) 本包括外部監査において選択した8施設を往査する中で把握された各施設の不具合の現況と対応状況の概要は図表1-3-3のとおりである。

図表1-3-3 選択した8施設の不具合等の現況

施設	築年（築年数）及び占有床面積	維持修繕コスト※（千円）	現況の不具合状況等
神奈川県立県民ホール本館	1974年（築41年） 28,476m ²	10,054 (30,161)	平成26年度に大規模修繕を実施しており、費用は県のほか、指定管理者も負担している。
神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場	2010年（築5年） 18,586m ²	1,302 (3,906)	築浅であり経年劣化による不具合箇所は少ない。
地球市民かながわプラザ・国際言語文化アカデミア	1997年（築18年） かながわプラザ 12,576m ² アカデミア 3,125m ²	996 (2,987) - (-)	舞台装置の部品交換等を実施しているが、指定管理料に含めて実施した。
歴史博物館	1904年（築111年） 1967年（築48年） 10,565m ²	7 (22)	地階講堂、3階廊下、3階機械室等の雨漏り多発。空調設備等が全般的に老朽化、故障多発。
生命の星・地球博物館	1994年（築21年） 19,064m ²	5,040 (15,120)	館長室付近の雨漏り、常設展の展示品や機器の故障があるが未修理。
県立図書館	1954年（築61年） 15,195m ²	34,335 (103,007)	雨水配管の水漏れ、外壁のひび割れ等8箇所の不具合が未修理のままとなっている。
川崎図書館	1958年（築57年） 3,550m ²	167 (500)	地下1階書庫、3階科学技術室、4階社史室天井に雨漏りがあるが、未修理。

※出典：県公共施設の見える化「維持修繕コストの現状と将来推計」。なお、維持修繕コストは、平成22年度～平成24年度の3年間の1年当たり平均を示している。（ ）は3年合計。

(3) 図表1-3-3の各施設のうち築年数が30年を超えている施設を見てみると、大規模修繕が遂行されている施設は神奈川県立県民ホールのみであったが、同大規模改修には指定管理者により設定された本館施設維持運営事業積立金の存在があり、県と指定管理者との施設改修に対する支出の負担関係のあり方を再考すべき問題をはらんでいる。その他の施設においては、建て替えや大規模修繕の必要性は認識されていたが計画が具体化しているものではない。

さらに、図表1-3-3の各施設のうち築年数が30年未満である施設を見てみると、同各施設において行われていた修繕の多くは、現状の不具合・故障個所の事後補修であり、計画的な予防保全がなされているとは言い難いものであった。

【意見】

2 意見

(1) 「県有地・県有施設の財産経営戦略（神奈川県ファシ

リティマネジメント推進方針）」において報告されたように、県民利用施設においても施設の老朽化問題が重要な課題となっている。

こうした課題をも念頭に選択した8施設を現地調査した結果、いずれの施設においても長期的な修繕計画は存在しておらず、各所に雨漏り等の不具合を抱えながらその場しのぎの対応をしている印象であった。計画を持たない事後修繕中心の現在の施設運営下で、例えば神奈川県立県民ホールで指摘した問題に見られるように、施設修繕の必要性に迫られて指定管理者と県との原則的な費用負担の関係をないがしろにした曖昧な事務が執行されている面も否定できない。

(2) 同推進方針において掲げられている今後1年～2年内に着手されるという各種施策のもと、現有施設の保全状況が県民に適切に報告され、具体的な劣化状況が「見える化」され、ライフサイクルコストの最小化の観点から事後保全ではなく適切に予防保全されることに期待したい。

(意見No.7)

選択した8施設を現地調査した結果、いずれの施設でも長期的な修繕計画は存在しておらず、各所に雨漏り等の不具合を抱えながらその場しのぎの対応をしている印象であった。現有施設の保全状況が県民に適切に報告され、具体的な劣化状況が把握されるとともに長期修繕計画が策定され、ライフサイクルコストの最小化の観点から事後保全ではなく適切に予防保全されることを検討されたい。

第4章 指定管理者の選定に関する問題

第1 概要

1 指定管理者制度の運用に関する指針について

神奈川県では、指定管理者制度が平成17年度に導入されて以来、平成26年9月で9年が経過し、制度が定着してきたことを踏まえ、制度を運用する際の具体的な基準及び手続を明確化し、より一層の透明性を確保するため、平成27年1月「指定管理者制度の運用に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、公表している(指針1頁「I 運用指針策定の目的」)。

2 指定管理者制度の趣旨について

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」(平成15年7月17日総務省自治行政局長通知)に、平成15年の地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により、従来の管理委託制度に代えて導入されたものである(指針2頁「II 指定管理者制度の概要」「1 指定管理者制度の趣旨」)。

3 公の施設の管理に関する県の基本的な考え方について

神奈川県は、公の施設の管理に関する県の基本的な考え方として、以下のとおり、指針を示している。

「指定管理者制度の導入は、民間活力の積極的な活用を図る手法の一つとして位置付けている。

制度を導入した施設については、サービス水準の維持・向上を図るため、管理運営状況のモニタリング(監視)を適切に行うとともに、指定管理者に対して必要な指導を行う。

指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を生かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。」(指針2頁「II 指定管理者制度の概要」「3 公の施設の管理に関する県の基本的な考え方」)。

4 神奈川県における指定管理者の募集方法について

神奈川県では、指定管理者の募集方法について、「原則として募集方法は公募とし、総合的に最も優れた提案者を指定管理者候補とするプロポーザル方式により選定する。非公募とする場合は例外とし、次の場合に限定する。」としている(指針6頁「III 指定にあたっての基本事項」「3 公募・非公募」)。非公募とする場合の判断基準は、下記図表1-4-1のとおりとなっている。

図表1-4-1 指定管理者の募集を非公募とする場合

- (1) 指定管理者を再募集しても、応募がない場合や最低基

準点を満たす応募者がいない場合

- (2) 指定管理者の指定を取り消した場合で、緊急に特定の者を指定しなければ施設の管理運営に影響が出る場合
- (3) PFI事業により施設を整備し、当該施設の管理運営を包括的に民間事業者に行わせる場合
- (4) 指定管理施設の設置条例により、公共団体であることが当該施設の指定管理者の指定の基準とされている場合
- (5) 施設の設置目的、設置経緯及び法人その他の団体の設立経緯から、特定の者が当該施設の管理運営を行なうことが適当と認められる場合
- (6) 施設の管理運営、事業の企画・実施にあたり、県行政との一体性が特に求められ、かつ、長期的・継続的な視点及び高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要で、特定の者が行なうことが適当と認められる場合

上記図表1-4-1の指定管理者の募集を非公募とする場合の(5)及び(6)について、これらが非公募の判断基準になる理由について、行政管理課は、以下のとおり回答している。

図表1-4-2 非公募とする場合の(5)及び(6)が非公募の判断基準になる理由(行政管理課の回答)

(5)	施設の設置目的、設置経緯及び当該施設を維持管理する団体等の設立経緯を踏まえ、特定の者を指定管理者とする事が最も適当となるケースがあると判断したため
(6)	施設の管理運営、事業の企画・実施にあたり、県行政との一体性が特に求められ、かつ、長期的・継続的な視点及び高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要で、特定団体を指定管理者とする事が最も適当となるケースがあると判断したため

行政管理課の上記回答が上記図表1-4-1の(5)及び(6)の循環論法となっていることから、再度、具体的な理由を求めたが、行政管理課は、各別の具体的な理由は明らかにせず、以下のとおり回答している。

「これまで本県で非公募とした事例や他の都道府県における想定例等を参考に、特定の者以外に指定管理者として適切に管理できる者がいないことが合理的に説明でき、客観的に非公募がやむを得ないと考えられるケースを類型化したものです。」

5 他の都道府県における指定管理者の募集方法について

他の都道府県において、指定管理者の募集方法について、非公募(都道府県によっては「特命」「任意」の用語を使用している場合もある。)としている場合は、以下のとおりである。

(1) 東京都の場合

東京都では、「施設の状況に鑑み、競い合いなどによる効果が十分に発揮されないと考えられる場合等には、当該施設について公募によらず、特命により指定管理者候補者を選定することも可能である。なお、特命による選

定を行う場合には、特命選定の必要性を十分検証の上、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、対象事業者から事業計画の提出を受け、選定委員会における審査を行うことにより、サービスと効率性の向上を担保する。」とされている（東京都指定管理者選定等に関する指針6頁「3 選定作業に関する整理点」「(6)特命による選定」）。

図表1－4－3 東京都が指定管理者の募集を非公募とする場合

- (1) 山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設
- (2) 管理形態などのあり方について検討中である施設又は民間移譲等の方針が決定している施設
- (3) 都の政策との連動性及び管理運営の特殊性の観点から、行政支援・補完機能を有する東京都監理団体による管理運営が適切である施設
- (4) 公募実施にもかかわらず応募事業者が存在しなかつた施設
- (5) …指定期間の更新の場合や、指定期間の過半にわたって大規模改修が予定されている場合など、その他 の特命により指定管理者を選定する事由がある施設

(出典：東京都指定管理者選定等に関する指針)

(2) 大阪府の場合

大阪府では、「公募を原則とする。ただし、関係法令や施設の設置目的、態様、性格等による特別な理由がある場合は、公募によらない方法をとることができる。」とされている（大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）1頁「(2)募集方法」）。

図表1－4－4 大阪府が指定管理者の募集を非公募とする場合

- (1) PFI法に基づき受託者を選定した施設の場合
- (2) 民営化や廃止を検討している施設で、暫定的に指定する場合
- (3) 施設の設置目的、特性、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、公募によることが適切でない場合

(出典：大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）)

(3) 愛知県の場合

愛知県では、「指定管理者の選定については、県が有する公の施設を効果的かつ効率的に管理する観点から、公募によることを原則とするが、近い将来に廃止又は移管等が予定される場合など公募によらないことが適當と認められる場合には、例外として、指定管理者を任意に選定することができるものとする。

ただし、この場合は、競争環境の中での選定を実施しない合理的理由を明らかにし、説明責任を十分に果たすことが求められるため、これまで管理してきた団体を引き続き指定管理者候補として選定する場合には、利用者サービスの向上と経費の節減等について、従前以上の経営努力を当該団体に求めること。」とされている（愛知県指定管理者制度ガイドライン22頁「II 指定管理者制度の導入及び運用の基本的な考え方」「6 任意指定」）。

図表1－4－5 愛知県が指定管理者の募集を非公募とする場合

- (1) 近い将来、廃止又は移管等が予定される施設
- (2) 団体事業と施設の設置目的及び県の施策とが密接不可分の関係にある施設
- (3) 県民のライフラインに関わり、管理者の変更に慎重な判断が必要とされる施設
- (4) 利用者の生活の場となる施設など継続的・安定的なサービスの提供に特別な配慮を要する施設
- (5) 施設の整備手法等から管理者が特定される施設
- (6) 地元市町村との関わりが施設の管理運営上特に深い施設
- (7) 近接する他者の施設等との一体的管理運営を行っている施設

(出典：愛知県指定管理者制度ガイドライン)

神奈川県の指定管理者の募集を非公募とする場合の判断基準のうち、特に「法人その他の団体の設立経緯」との部分については、他の都府県において必ずしも同様に非公募とする場合の判断基準になっているわけではない。

6 指定管理者の募集方法について

公の施設の管理に関する県の基本的な考え方は、上記第1の3のとおり、指定管理者制度の導入を民間活力の積極的な活用を図る手法の一つとして位置付け、競争原理を生かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保するものである。

指定管理者は、公募により幅広く募集することで良質の提案が期待できるのであり、仮に限定された応募しか見込まれない場合でも、公募の実施により、潜在的な競争性が生まれ、現指定管理者に対して、管理運営水準の維持向上の動機付けにつながる。

そして、指定管理者の選定過程の透明性を高めることが、ひいては県民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の運用に対する県民の信頼を高めることにもつながる。

したがって、指定管理者の募集は、競争性・公平性・透明性の確保の観点から、原則として公募により行うことが徹底されなければならない。

非公募による場合は、公募によらないことに客観的に明らかな理由がある場合（効果的・効率的な施設運営を行うことができる団体が客観的に1団体に特定される場合など）に限られるべきであり、個別の施設への具体的な当てはめは、限られたに運用されなければならない。

第2 監査の実施

1 指定管理者の募集方法を非公募としている施設について

(1) 問題の所在

ア 平成26年度において指定管理者の募集方法が非公募である施設は、次の図表1－4－6のとおりである。

図表1－4－6 平成26年度において指定管理者の募集方法が非公募である施設

施設名	指定管理者	非公募理由
県民ホール本館	公益財団法人神奈川芸術文化財団	(6)

神奈川芸術劇場	公益財団法人神奈川芸術文化財団	(6)
神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	(5)
大磯港	大磯町	(4)
真鶴港	真鶴町	(4)

イ 次期指定管理者の募集方法が非公募である施設は、次の図表1-4-7のとおりである。

図表1-4-7 次期指定管理者の募集方法が非公募である施設

施設名	指定管理者	非公募理由
県民ホール本館	公益財団法人神奈川芸術文化財団	(6)
神奈川芸術劇場	公益財団法人神奈川芸術文化財団	(6)
音楽堂	公益財団法人神奈川芸術文化財団	(6)
神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	(5)
神奈川県女性保護施設さつき寮	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会	(5)
神奈川県総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	(5)(6)
大磯港	大磯町	(4)
真鶴港	真鶴町	(4)
宮ヶ瀬やまなみセンター	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	(5)
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	(5)
宮ヶ瀬湖カヌー場	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	(5)

ウ 指定管理者の募集方法が以前は公募であり、かつ、応募団体数が複数存在したにもかかわらず、平成26年度又は次期指定管理者の募集方法が非公募に変更された施設は次の図表1-4-8のとおりである。

図表1-4-8 以前は公募で、かつ、応募団体数が複数存在したにもかかわらず、非公募に変更された施設

施設名	指定管理者	公募の指定期間	応募団体数
県民ホール本館	公益財団法人神奈川芸術文化財団	平成18年度～平成22年度	3団体
音楽堂	公益財団法人神奈川芸術文化財団	平成23年度～平成27年度	3団体
神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	平成18年度～平成22年度	2団体

エ 上記ウの各施設につき、各指定管理者を非公募で選定する具体的な理由を県にヒアリングしたところ、次の図表1-4-9のとおりの回答がなされた。

図表1-4-9 指定管理者を非公募で選定する具体的な理由

施設名	指定管理者	非公募の具体的な理由
県民ホール	公益財団法人神奈川芸術文化財団	①かながわ文化芸術振興計画の重点施策である「文化芸術事業の発信力の強化」(マグカル事業の推進等)、「文化芸術の振興を図るための環境整備」、「次世代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実」、「国際文化交流の充実」等、県の文化行政を着実に推進し、さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックとともに実施する文化プログラムの展開と中長期的な文化政策の強化・推進のためにには、文化拠点施設の管理運営及び事業の企画・実施に当たり、県行政との一体的な対応が必要である。 ②数年前から出演交渉の必要なアーティストの招へいや、演出家との交渉など、数年にわたる舞台芸術作品の企画・製作等を実施するためには、専門スタッフの確保・育成、知識・経験や人的ネットワークの蓄積が必要である。
音楽堂	公益財団法人神奈川芸術文化財団	以上のとおり、文化施設の管理運営、事業の企画・実施に当たり、県行政との一体性が特に求められ、かつ、長期的・継続的な観点及び高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要なことから、県と密接に連携し、神奈川の文化の創造と発展に寄与してきた公益財団法人神奈川芸術文化財団が適当と認められる。
神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	①神奈川近代文学館は、神奈川の地にゆかりの文学者や文学作品が多く、これらの貴重な文学資料を散逸させず、公共の財産として収集、保存し、県民の利用に供する目的で、文学者の尽力も得ながら設置した施設である。 ②公益財団法人神奈川文学振興会は、当該施設設立の際に、同施設を運営するための組織として県内の文学関係者を中心に構成し、設立した団体であり、その信頼関係により文学者の遺族等から多くの資料の寄贈を受けている。

(2) 意見

【意見】

上記第1の4のとおり、指針の指定管理者の募集を非公募とする場合の(5)及び(6)について（図表1－4－1）、行政管理課は、「特定の者以外に指定管理者として適切に管理できる者がいないことが合理的に説明でき、客観的に非公募がやむを得ないと考えられるケースを類型化したもの」と回答している。

しかし、県民ホール、音楽堂及び神奈川近代文学館については、以前は公募で募集し、かつ応募団体数も複数存在したのであり、「特定の者以外に指定管理者として適切に管理できる者がいないことが合理的に説明できる」場合とは必ずしも言えない。

また、上記各施設の指定管理者を非公募で選定する具体的な理由（図表1－4－9参照）において、特定の者以外に指定管理者として適切に管理できる者がいないこ

とが合理的に説明されているわけでもない。

指定管理者の募集方法を公募から非公募に変更する場合は、以前応募していた団体その他の民間事業者の参入機会を失わせるおそれがあり、また、特定の団体を非公募により選定し続ける場合は、競争原理が働くはず、継続した経営努力がなされないおそれがある。

指定管理者制度を導入する各施設の所管局・課においては、特定の団体を非公募により選定する場合には、当該団体を競争環境の中で選定しない合理的理由を明らかにし、説明責任を十分に果たすことが求められる。

仮に、これまで管理してきた団体を引き続き非公募により指定管理者候補として選定する場合には、指定管理者制度の趣旨に鑑み、サービスの向上と経費の節減を求めていくのが望ましい。

(意見No.8)

指定管理者制度を導入する各施設の所管局・課においては、特定の団体を非公募により選定する場合には、当該団体を競争環境の中で選定しない合理的理由を明らかにし、説明責任を十分に果たすことが求められる。

仮に、これまで管理してきた団体を引き続き非公募により指定管理者候補として選定する場合には、指定管理者制度の趣旨に鑑み、サービスの向上と経費の節減を求めていくのが望ましい。

第2部 選択した8施設について

第1章 総論

第1 施設の選択の方法と選択した施設について

- 1 現地調査の対象とする個別施設の選択の方法
 - (1) 神奈川県がホームページ等にて公表している「県民利

用施設一覧表」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p676676.html>)のデータを基に、平成25年度時点に存在した121施設の県民利用施設について、「収支差引」のマイナス額が高額な順に40施設挙げると、次の図表2－1－1のとおりである。

図表2－1－1 収支差引マイナス額が高額な上位40施設

(単位：千円)

順位	施設名	収入	支出	収支差引
1	神奈川県総合リハビリテーションセンター	—	4,293,261	△4,293,261
2	保健福祉大学 実践教育センター	686,423	2,856,782	△2,170,359
3	かながわ県民活動サポートセンター	135,326	1,469,581	△1,334,255
4	さがみ緑風園	811,260	1,879,655	△1,068,395
5	ひばりが丘学園	117,627	1,158,989	△1,041,362
6	中井やまゆり園	505,336	1,464,013	△958,677
7	中里学園	33,263	807,973	△774,710
8	県立図書館	15,631	776,345	△760,714
9	県民ホール（芸術劇場）	—	707,649	△707,649
10	近代美術館（葉山館）	56,510	763,448	△706,938
11	総合療育相談センター	152,006	841,856	△689,850
12	汐見台病院	200,531	884,044	△683,513
13	東部総合職業技術校	24,087	693,913	△669,826
14	西部総合職業技術校	21,632	648,976	△627,344
15	県民ホール（本館）	—	608,631	△608,631
16	青少年センター	52,277	644,892	△592,615
17	三浦しらとり園	—	576,736	△576,736
18	産業技術短期大学校	167,689	659,916	△492,227
19	生命の星・地球博物館	49,510	534,188	△484,678
20	津久井やまゆり園	—	461,821	△461,821
21	おおいそ学園	20,938	481,854	△460,916
22	体育センター	29,383	469,400	△440,017

23	歴史博物館	14,430	443,775	△429,345
24	神奈川障害者職業能力開発校	-	403,813	△403,813
25	神奈川近代文学館	-	401,629	△401,629
26	かながわ女性センター	33,661	375,162	△341,501
27	国際言語文化アカデミア	10,569	348,146	△337,577
28	愛名やまゆり園	-	330,892	△330,892
29	川崎図書館	1,128	298,154	△297,026
30	女性相談所	1	294,791	△294,790
31	神奈川県ライトセンター	1,446	295,709	△294,263
32	よこはま看護専門学校	51,888	318,256	△266,368
33	地球市民かながわプラザ	-	261,132	△261,132
34	秦野精華園	-	250,029	△250,029
35	相模原公園	-	238,757	△238,757
36	フラワーセンター大船植物園	41,200	279,899	△238,699
37	公文書館	3,658	242,327	△238,669
38	厚木精華園	-	229,957	△229,957
39	平塚看護専門学校	51,288	270,028	△218,740
40	保土ヶ谷公園	-	211,030	△211,030

※金額は平成25年度の決算ベース

※指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している施設の収入は、県の収入ではなく指定管理者の収入となるため、収入は「-」となっている。

(2) 個別施設の財務に関する事務の執行についての監査を通じ、神奈川県下における県民利用施設の財務に関する様々な問題点を浮き上がらせるためには、予算規模が比較的大きな個別施設を監査対象とすることが効率的かつ有効であり、そこで、包括外部監査人は、「収支差引」のマイナス額が高額な上記40施設の中から、図書館、ホール、博物館、及びその他の施設等といった施設の種類に着目しつつ、その施設の設置目的や利用状況等をも勘案して、監査対象とする施設を選択することとした。

2 監査対象として選択した施設

選択した施設は、次に掲げる第3編第2部の第2章から第9章までの8施設である。

- ・第3編第2部第2章 神奈川県立県民ホール本館
- ・第3編第2部第3章 神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場
- ・第3編第2部第4章 神奈川県立地球市民かながわプラザ
- ・第3編第2部第5章 神奈川県立国際言語文化アカデミア
- ・第3編第2部第6章 神奈川県立歴史博物館
- ・第3編第2部第7章 神奈川県立生命の星・地球博物館
- ・第3編第2部第8章 神奈川県立図書館
- ・第3編第2部第9章 神奈川県立川崎図書館

第2 選択した施設に対する監査の視点・手法について

本報告書第1編VIにて触れた監査テーマ選定理由より、選択した八つの個別施設に対する監査の視点・手法を次の

ように定めた。

1 個別施設に対する監査の視点

個別施設に対する監査の視点は次のとおりである。

- (1) 当該施設の設置目的に従った運営がなされているか。
- (2) 県民利用施設の見直しのロードマップ等の実現が当該施設で継続的かつ着実に推し進められているか。
- (3) 当該施設の業務委託が効率的かつ適正に行われているか。
- (4) 利用実績等の視点から当該施設が効率的かつ有効に運営されているか。
- (5) 県による運営の必然性があるか。
- (6) 備品管理、老朽化対策など、当該施設の県有財産は適正に管理されているか。
- (7) 当該施設の会計処理が会計規則等にのっとって適正に行われているか。
- (8) 指定管理者制度導入施設の場合、基本協定書等にのっとって適正に施設運営がされているか。
- (9) 指定管理者制度導入施設の場合、同制度が有効かつ適切に活用されているか。
- (10) 指定管理者制度導入施設の場合、指定管理料が適正か。
- (11) 指定管理者制度導入施設の場合、指定管理者の選定が適正か。

2 個別施設に対する監査の方法

選択した八つの県民利用施設の事務事業の概要について、照会文書を関係部局に発出し、その回答を得た上でヒアリングを実施した。

なお、回答には可能な限り資料を付してもらい、その資

料や回答内容の分析等を通じ、その後更に必要に応じて文書照会とヒアリングを重ねた。

また、選択した8施設全てに赴き、施設の現地確認を行うとともに、必要に応じて原資料の確認も行った。

第2章 神奈川県立県民ホール本館

写真1 外観



写真2 2階ロビー



第1 事務事業の概要

1 施設の概要

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設として設置する（神奈川県立県民ホール条例第2条）。

イ 所管課

県民局くらし県民部文化課

(2) 所在地

横浜市中区山下町3番地の1

(3) 開設年月及び沿革

昭和50年1月17日 神奈川県立県民ホール開館

平成14年4月1日 利用料金制度の導入

平成17年10月13日 指定管理者制度の導入

平成23年1月11日 神奈川芸術劇場開館

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 10,946.33m²

イ 建築面積 5,845.82m²

ウ 建物構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階
最高部高さ35.5m

エ 延床面積 28,476.59m²

オ 施設の状況

(イ) 大ホール

客席面積：1,550m² 客席数：2,493席

楽屋8室、リハーサル室1室、特別室1室

(ア) 小ホール

客席面積：321m² 客席数：433席

樂屋2室 パイプオルガン設置

(イ) ギャラリー

展示室数：5室 面積：1,311.2m²

壁・パネル総延長：370.2m

(エ) 会議室

大会議室 定員240人 面積363m²

小会議室 定員24人 面積 65m²

(オ) 駐車施設

収容台数：屋内駐車場72台、屋外駐車場19台、主催者等駐車場15台

(カ) その他

レストラン（6階、200席）、喫茶室（2階、50席）、事務室等

カ 開館時間

原則として午前9時から午後10時まで

（ギャラリーは、原則として午前9時から午後6時まで）

キ 休館日

12月28日から翌年の1月4日までの日

(5) 利用料金の状況

ア 施設利用料金

(イ) ホール利用料金

図表2-2-1 ホール利用料金

(単位：円)

区分	平日			土曜日、日曜日及び休日		
	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後0時30分 まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 まで

大ホ ル	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	190,080	249,480	279,180	213,840	320,760	320,760
	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	142,560	190,080	201,960	154,440	237,600	237,600
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		95,040	130,680	142,560	112,860	166,320	166,320
小ホ ル	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	43,960	60,590	67,720	51,070	74,830	74,830
	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	33,260	46,320	48,710	36,830	54,640	54,640
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		23,760	30,880	36,830	26,130	39,190	39,190

(イ) リハーサル室利用料金

図表2-2-2 リハーサル室利用料金

区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
ホールの利用に伴って利用する場合	6,290円	6,290円	7,830円
ホールの利用に伴って利用する場合以外の場合	12,580円	12,580円	15,680円

(ロ) 楽屋利用料金

図表2-2-3 楽屋利用料金

区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
大ホ ル	第1楽屋	2,610円	2,610円
	第2楽屋	1,300円	1,300円
	第3楽屋	1,300円	1,300円
	第4楽屋	1,300円	1,300円
	第5楽屋	1,300円	1,300円
	第6楽屋	1,300円	1,300円
	第7楽屋	1,300円	1,300円
	第8楽屋	2,610円	2,610円
小ホ ル	第1楽屋	1,300円	1,300円
	第2楽屋	1,300円	1,300円
特別室	1,300円	1,300円	1,300円

(ハ) ギャラリー利用料金

図表2-2-4 ギャラリー利用料金

区分	午前9時から午後6時まで
第1展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合
第2展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合
第3展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合

第4展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	10,210円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	6,890円
第5展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	25,880円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	17,210円

(f) 会議室利用料金

図表 2-2-5 会議室利用料金

区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	1時間につき 3,440円	1時間につき 4,870円	1時間につき 4,870円	1時間につき 5,330円
小会議室	同 530円	同 830円	同 830円	同 940円

(g) 駐車場利用料金

図表 2-2-6 駐車場利用料金

区分	30分以内の場合		30分を超える場合	
	1台につき 240円	1台最初の30分につき 240円 分ごとにつき 230円	1台最初の30分を超える時間30分ごとにつき 230円	
乗用車 (屋内)				

※上記料金以外に駐車1回、1台につき20円の緑化協力金

※屋外駐車場には大型車の料金設定もある

イ 設備利用料金

図表 2-2-7 設備利用料金

種別	ホール		
	単位	利用料金の額	
楽器	ピアノフルコンサート (スタインウェイ)	1台1回	13,540円
	ピアノフルコンサート (ヤマハ)	1台1回	6,760円
	リハーサル室ピアノ (ヤマハ)	1台1回	2,370円
	電子ピアノ (楽屋用)	1台1回	2,370円
	パイプオルガン	1回	23,520円
	大太鼓	1台1回	1,300円
舞台設備	オーケストラひな壇	1回	5,690円
	オーケストラピット	1回	5,690円
	音響反射板	1回	5,690円
	所作台	1回	8,900円
	びょうぶ (金・銀)	1種類1回	1,540円
照明設備	大ホール照明Aセット	1回	6,760円
	大ホール照明Bセット	1回	15,680円
	小ホール照明セット	1回	2,370円
	センターピンスポットライト	1台1回	1,300円
	エフェクトマシン	1台1回	1,300円
音響設備	大ホール音響Aセット	1回	6,760円
	大ホール音響Bセット	1回	13,540円
	小ホール音響Aセット	1回	4,400円
	小ホール音響Bセット	1回	8,900円
	ワイヤレスマイクロホン	1本1回	2,370円
	録音・再生機 (カセットテープレコーダー、DVD、CD・MDプレーヤー)	1台1回	1,300円
	映写設備		
映写設備	スライド映写機 OHP、ビデオデッキ	1台1回	1,300円
	液晶プロジェクター	1台1回	2,610円

その他	I T V装置 (カメラ1台、モニター1台)	1台1回	4,150円
	モニターテレビ	1台1回	1,300円
	持込器具使用電力料	1 kW 1回	210円
会議室			
	種別	単位	利用料金
ワイヤレスマイクロホン	1本1時間		592円
録音・再生機 (カセットテープレコーダー、DVD、CD・MDプレーヤー)	1台1時間		325円
液晶プロジェクター	1台1時間		325円
持込器具使用電力料	1 kW 1時間		52円

(6) 施設の管理

ア 管理状況の推移

図表2-2-8 管理状況の推移

	H18～H22	H23～H27
管理形態	指定管理者制度	指定管理者制度
管理者	財団法人神奈川芸術文化財団	公益財団法人神奈川芸術文化財団
管理者選定方法	公募 (3社応募)	非公募

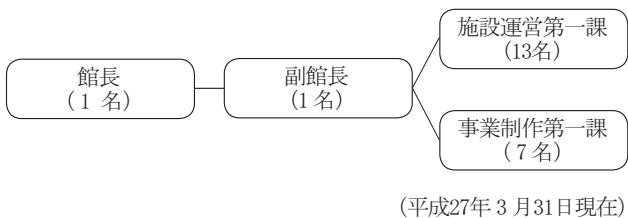
イ 指定管理者 (平成26年度の指定管理者) の状況

(ア) 指定管理者名

公益財団法人神奈川芸術文化財団

(イ) 組織の状況

図表2-2-9 組織の状況



課名	業務内容
施設運営第一課	施設運営、貸館利用対応、会計等、公立文化施設協議会の事務
事業制作第一課	主催事業の実施（企画、制作、実施、広報等）、共催事業の調整

(ウ) 県出えん比率

100% (県主導第三セクター)

ウ 指定管理者が実施する業務

(ア) 協定書が定める管理業務の範囲・内容

① 管理物件の維持管理業務

- ・管理施設の保守点検に関する業務
- ・管理施設の清掃に関する業務
- ・管理施設の保守警備に関する業務 (本館のみ)
- ・管理施設の受付・案内に関する業務
- ・舞台関係設備の管理運営に関する業務
- ・管理物品の管理・調達
- ・その他管理物件の維持管理に必要な業務

② 管理施設の運営に関する業務

- ・ホール、スタジオ、ギャラリー及び会議室等の利用の受付、申込者の決定、利用の承認（取消しを含む。）に関する業務
- ・管理施設の利用案内に関する業務
- ・管理施設の利用に伴う設備や備品の貸出しに関する業務
- ・管理施設の利用料金の徴収に関する業務

③ 音楽、演劇、舞踊その他の舞台芸術及び美術の振興に関する業務

○主に本館で実施する事業

- ・県域の文化芸術の広域拠点施設にふさわしい舞台芸術の公演
- ・県民ニーズの高い国内外の優れた実演家による舞台芸術の招へい
- ・県域で創造的な文化芸術活動を行う団体が実施する県民参加型事業の共催

○主に芸術劇場で実施する事業

- ・新たな文化芸術の創造・発信を意識した作品の上演と創造活動の支援
- ・芸術文化の普及と人材育成
- ・県内の文化施設及び近隣の団体や機関等との交流や連携

○本館ギャラリーで実施する事業

- ・神奈川県美術展の開催
- ・現代美術展の開催

○その他県民ホールの設置目的を達成するための事業

(イ) 自主事業 (指定管理者が自己の責任と費用において行う事業)

平成26年度において自主事業は行っていない。

2 近年の神奈川県立県民ホール本館の実績等

(1) 収支の推移

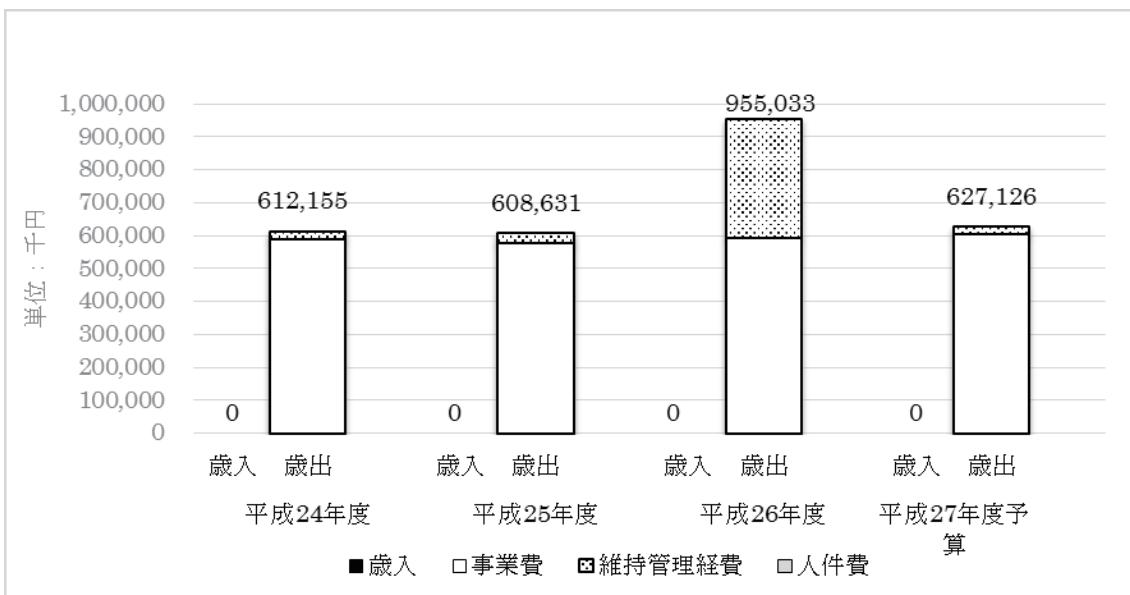
平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの、神奈川県立県民ホール本館（以下「県民ホール本館」という。）の収支状況の推移は下記図表2-2-10及び図表2-2-11のとおりである。

図表2-2-10 収支の推移 (単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入	①	-	-	-	-
歳出	指定管理料	587,516	576,153	592,464	604,304
	維持管理経費	24,639	32,478	362,569	22,822
	人件費	-	-	-	-
	②	612,155	608,631	955,033	627,126
収支	③=①-②	△612,155	△608,631	△955,033	△627,126

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。また、維持管理経費や人件費は、県からの指定管理者に支出する指定管理料と指定管理者の収入から支払われるため、県による個別の支出はない。

図表2-2-11 歳入と歳出及びその内訳



※指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。

(2) 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移

平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの県民ホール本館の利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移は、下記図表2-2-12のとおりである。

図表2-2-12 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移 (単位：人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
利用者数	665,716	508,111	367,289	645,000
利用者一人当たり県負担額	0.9	1.2	2.6	1.0

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

(3) 財産の管理状況

文化課と指定管理者との合同による年1回の備品照合が行われている。

3 近時の取組

- (1) 老朽化対策とバリアフリー向上対策
- (2) 自主企画公演と貸館を両立させる適切な利用調整
- (3) SNSの活用による情報発信力の強化
- (4) 指定管理料以外の収入の積極的な確保

第2 監査の実施

1 施設改修等と施設修繕の費用負担の適正化

基本協定書では、施設改修等と施設修繕の費用について、県と公益財團法人神奈川芸術文化財団（以下「芸術財団」という。）の負担区分が規定されている（基本協定書第34条）。

しかし、県と芸術財団において上記各費用の分担が適正になされておらず、後述のとおり、本来、県が負担すべき「施

設改修等」や「施設修繕」の費用を芸術財団が負担している例が見受けられる。

その金額が多額であることから、これに係る問題点について広く検討する必要がある。以下の2から5(1)までは芸術財団に対する側面から、5(2)(3)では県に対する側面から、それぞれ検証し、費用負担の適正化について考察する。

2 施設改修等と施設修繕の区分について

(1) 問題の所在

ア 一般的に、修繕とは、会計上の収益的支出に該当し、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額をいう。また、改修とは、会計上の資本的支出に該当し、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分に対応する支出をいうと解されている(法人税法基本通達7-8-1参考)。

要するに、修繕とは、劣化した部位・部材又は機能の性能・機能を原状(初期の基準)又は実用上支障のない状態まで回復させることをいい、他方、改修とは、劣化した建物等の性能・機能を原状(初期の基準)を超えて改善することをいうと解される。

イ 基本協定書では、施設の改修と修繕について、以下のとおり、県と芸術財団で費用の負担が規定されている。

管理施設の改修、改造、増築又は移設(以下「施設改修等」という。)については、県が自己の責任と費用において実施するものと規定されている(基本協定書第34条第1項)。

芸術財団は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として施設改修等を行おうとする場合には、県に協議を申し出ることができる。当該協議において、県がその必要性、妥当性等を認めた場合に、芸術財団は当該施設改修等を自己の責任と費用において実施することができるものと規定されている(基本協定書第34条第2項)。

管理施設の修繕(以下「施設修繕」という。)に係る費用については次の図表2-2-13の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとすると規定されている(基本協定書第34条第3項)。

図表2-2-13 施設修繕の費用負担

修繕の内容	負担する者
芸術財団の故意又は過失によるもの	芸術財団
施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	県
経年劣化、第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの等 (100万円未満の小規模なもの)	芸術財団
経年劣化、第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの等	県

(100万円以上のもの)

ウ 平成26年度は、県民ホール本館について、大規模な改修・修繕工事が行われたが、各改修・修繕工事について、上記区分に従って負担がなされていたかを調査した。

エ 以下の図表2-2-14の工事は、平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、同一業者が施工した同種の工事であるにもかかわらず、改修と修繕に区分されたものを抜き出したものである。

図表2-2-14 同一業者の同種工事一覧

業者	工事名	工事内容	金額	区分
A社	第3・4・5楽屋空調設備改修工事	個別空調機の室内機と室外機の設置	2,451,600円	改修
	第6楽屋個別空調設備改修工事		993,600円	修繕
	第7楽屋個別空調設備改修工事		993,600円	修繕
B社	小ホールロビー照明器具取替工事	蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換	1,987,200円	改修
	大ホール舞台袖照明器具交換工事		949,320円	修繕
	2階事務室照明器具交換工事		871,560円	修繕
C社	楽屋(第1～第4)洗面所等タイル張替工事	楽屋の洗面所・シャワー室の床タイルの張替	2,484,000円	改修
	第6・7楽屋バスルーム床改修工事		972,000円	修繕
D社	大ホール4階男子トイレ修繕	洋便器の設置・配管工事等	2,440,800円	改修
	大ホール女子トイレ(4・5階) 洋式変更		635,040円	修繕

A社の各工事は、いずれも楽屋の個別空調機の室内機と室外機の設置工事であるが、第3・4・5の楽屋のものについては改修とし、第6楽屋や第7楽屋のものについては修繕に区分している。

また、B社の各工事は、いずれも蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換する工事であるが、小ホールロビーのものについては改修とし、大ホール舞台袖や2階事務室のものについては修繕に区分している。

さらに、C社の各工事は、いずれも楽屋の洗面所・シャワー室の床タイルの張替等の工事であるが、第1～第4の楽屋のものについては改修とし、第6楽屋や第7楽屋のものについては修繕に区分している。

加えて、D社の各工事は、いずれも洋便器の設置・配管工事等であるが、男子トイレについては改修とし、女子トイレについては修繕に区分している。

いずれの工事費用も芸術財団の負担で実施されているが、各工事のうち、改修に該当するものは、県と芸

術財団との協議により、芸術財団の責任と費用において実施したことであること（基本協定書第34条第2項）、修繕に該当するものは、100万円未満の小規模なものであるとして、芸術財団が負担したことである（同第34条第3項）。

オ 以下の図表2-2-15の工事は、平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、工事内容からして改修工事と思われるにもかかわらず、修繕に区分されたものを抜き出したものである。

図表2-2-15 修繕工事として取り扱われているが、改修工事と思われる例

業者	工事名	工事内容	金額
A社	①第6楽屋個別空調設備改修工事	楽屋の個別空調機の室内機と室外機の設置	993,600円
	②第7楽屋個別空調設備改修工事		993,600円
	③調光器室ほか、空調設備更新工事	調光器室及びギヤラリー控室内の個別空調機の交換	982,800円
	④第4楽屋換気設備工事	電動シャッター付換気扇の取付け	486,000円
B社	①大ホール舞台袖照明器具交換工事	蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換	949,320円
	②2階事務室照明器具交換工事		871,560円
	③2階事務室レイアウト変更に伴うコンセント改修工事	2階事務室のコンセント改修	464,400円
	④大ホール客席誘導灯増設工事		872,640円
	⑤大ホール客席誘導灯改修工事他電気設備工事	大ホール客席誘導灯の増設とそれに伴う電気設備・コンセントの改修	410,400円
	⑥大ホール客席内舞台用コンセント改修工事		414,720円
	⑦大ホール5階コーヒースタンド電源工事		981,720円
	⑧大ホール2階コーヒースタンド電源工事	コーヒーカウンター設置のための電源工事	949,320円
	⑨大ホール2階コーヒースタンド動力電源他工事		676,080円
D社	大ホール女子トイレ（4・5階）洋式変更	洋便器の設置・配管工事等	635,040円
E社	大ホール1階客席配置変更	大ホール1階客席の中央列を交互に配置換	994,140円
F社	大ホール移動席新設工事	大ホールの座席を空きスペースに増設	658,584円
G社	楽屋改修工事	芸術監督室楽屋の改修工事	939,600円

H社	①楽屋呼出し装置更新 ②呼び出し用スピーカーの増設	楽屋呼出し用スピーカー・装置の新設	810,000円 967,680円
I社	3階ベランダ目隠し設置工事	3階第5楽屋ベランダに目隠しを設置	820,800円

A社の①②③の工事は、古くなった個別空調機に替えて新たな個別空調機を設置するものであり、④は、新たに電動シャッター付換気扇を設置するものであり、いずれも修繕ではなく改修である。

B社の①②の工事は、蛍光灯照明器具をより性能の良いLED照明器具に交換するものであり、修繕ではなく改修である。③の工事は、2階事務室のレイアウト変更に伴いコンセントを移設又は新設するものであり、修繕ではなく改修である。④⑤⑥の工事は、大ホール客席誘導灯の増設とそれに伴い電気設備・コンセントを設置するものであり、修繕ではなく改修である。⑦⑧⑨の工事は、新たにコーヒースタンドを設置するための電源工事であり、修繕ではなく改修である。

D社の工事は、女子トイレを洋式に変更するものであり、修繕ではなく改修である。

E社の工事は、大ホール1階客席の中央列を交互に配置換するものであり、修繕ではなく改修である。

F社の工事は、大ホールの座席を空きスペースに新たに増設するものであり、修繕ではなく改修である。

G社の工事は、3階芸術監督室楽屋にカウンターや鏡を新たに設置するものであり、修繕ではなく改修である。

H社の①②の工事は、特別室や小ホール楽屋等に大ホール楽屋呼出し用スピーカーを新たに設置するものであり、修繕ではなく改修である。

I社の工事は、3階第5楽屋ベランダに目隠しを新たに設置するものであり、修繕ではなく改修である。

いずれの工事も100万円未満の小規模な修繕に該当するものとしてその費用は芸術財団が負担したことである（同第34条第3項）。

しかし、工事の内容からして改修工事であるから、基本協定書の規定によって、本来は、県の負担により実施されなければならない。改修工事の場合、芸術財団からの協議の申出があり、県がその必要性と妥当性を認めた場合には芸術財団の負担において実施することが可能となっているが、上記各工事は修繕工事として取り扱われたため、そのような協議は実施されていない。

カ 以下の図表2-2-16の工事は、平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、工事内容からして修繕工事と思われるにもかかわらず、改修に区分されたものを抜き出したものである。

図表2-2-16 改修工事として取り扱われているが、修繕工事と思われる例

業者	工事名	工事内容	金額
C社	楽屋洗面所等タイル張替工事	楽屋の洗面所・シャワー室の床タイルの張替	2,484,000円
J社	外壁カーテンウォールシーリング打替工事	外壁カーテンウォールの雨漏り防止のためのシーリングの打替	14,148,000円
K社	大ホールオペラカーテン補修	大ホールオペラカーテンの切り裂けを布地で補修	3,996,000円

C社の上記工事は、3階大ホール楽屋の洗面所及びシャワー室、トイレの床面のモザイクタイルの劣化が進み破損部分があることから、床タイルの張替えを行ったものであり、改修ではなく修繕である。

J社の上記工事は、外壁カーテンウォールが雨天時に室内側に雨漏りを起こし、ロビー等の使用に支障をきたしていたため、シーリングの打替を行ったものであり、改修ではなく修繕である。

K社の上記工事は、大ホールのオペラカーテンの絞り上げ機構の一部に切り裂けができていて、新たな布地で補修したものであり、改修ではなく修繕である。

いずれの工事も改修に該当し、県と芸術財団との協

議により、芸術財団の責任と費用において実施したことである（基本協定書第34条第2項）。

しかし、工事の内容からして修繕工事であり、しかも100万円以上のものであるから、基本協定書の規定によって、本来は、県の負担により実施されなければならなかった。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

平成26年度の芸術財団発注の各工事については、①同一業者の同一内容の工事にもかかわらず、「施設改修等」と「施設修繕」に分けられたもの、②工事内容からして「施設改修等」に該当するものと思われるが、「施設修繕」に区分されたもの、③工事内容からして「施設修繕」に該当するものと思われるが、「施設改修等」に区分されたものが見られた。

基本協定書第34条で定める「施設改修等」と「施設修繕」が工事内容等から正確に区分できていないと言わざるを得ない。

なお、平成26年度の芸術財団発注の工事においては、100万円未満の工事は「施設修繕」に、100万円以上の工事は「施設改修等」に区分され、いずれの費用も芸術財団が負担していた。

(指摘事項No.1)

基本協定書第34条で定める「施設改修等」と「施設修繕」が工事内容等から正確に区分できていない。「施設改修等」と「施設修繕」について、具体的な例を示したガイドラインを作成するなどして両者を明確に区別し、基本協定書第34条に従って県と芸術財団で適切に費用を分担しなければならない。

3 施設修繕に係る費用の負担について

(1) 問題の所在

ア 施設修繕に係る費用の負担区分については、上記第2の2(1)イ記載の図表2-2-13のとおりである。

イ 平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、以下の図表2-2-17の各工事は、100万円未満の小規模な修繕であるとして芸術財団が費用を負担したものである。しかし、これらは分割発注をしていると思われる。

図表2-2-17 分割発注と思われる工事一覧①

業者	工事名	工事内容	金額	工事期間
A社	第6楽屋個別空調設備改修工事	楽屋の個別空調機の室内機と室外機の設置	993,600円	H26.8.18～9.10
	第7楽屋個別空調設備改修工事		993,600円	H26.9.5～9.25
	①大ホール客席誘導灯改修工事他電気設備工事	大ホール客席誘導	410,400円	H26.4.18～4.25

B社	②大ホール客席内舞台用コンセント改修工事	コーヒーを設置するための電源工事	414,720円	H26.5.22～6.23
	③大ホール客席誘導灯増設工事		872,640円	H26.8.28～9.18
	④大ホール2階コーヒースタンド電源工事		949,320円	H26.6.2～6.20
	⑤大ホール5階コーヒースタンド電源工事		981,720円	H26.8.26～9.26
	⑥大ホール2階コーヒースタンド動力電源他工事		676,080円	H26.9.12～9.29
C社	楽屋洗面所等タイル張替工事	楽屋の洗面所・シャワー室の床タイルの張替	2,484,000円	H26.6.30～8.20
	第6・7楽屋パスルーム床改修工事		972,000円	H26.8.15～9.10

J社	広場一部タイル補修工事	海側広場の床タイルの補修	915,840円	H26. 7. 3 ～ 8.15
	広場階段一部床タイル補修		925,560円	H26. 7.30 ～ 8.22
F社	大ホール3階席上部階段ノンスリップ交換工事	大ホール3階席階段のノンスリップの交換	493,041円	H26. 6.23 ～ 7.31
	大ホール3階席下部階段ノンスリップ交換工事		934,545円	H26. 9. 3 ～ 9.25
D社	大ホール2階エントランス喫茶コーナー給排水設備工事	喫茶コーナー設置に伴う給排水設備の工事	990,360円	H26. 6.25 ～ 7.25
	大ホール5階エントランス喫茶コーナー給排水設備工事		899,640円	H26. 8.27 ～ 9.20
H社	楽屋呼出し装置更新	楽屋呼出し用スピーカー・装置の新設	810,000円	H26. 8.10 ～ 9.16
	呼び出し用スピーカーの増設		967,680円	H26. 8.25 ～ 9.24

各業者の各工事は、工事内容等からすれば一括発注が可能であるにもかかわらず、分割発注することにより、100万円未満の修繕工事であるとして、その費用を芸術財団が負担している。

すなわち、A社の各工事は、古くなった個別空調機に替えて新たな個別空調機を設置するものであり、上記第2の2(1)のとおり（図表2-2-15のA社の①②の工事）、改修に当たると思われるが、仮に、修繕に当たるとしても、楽屋が異なるのみで工事内容は同一であり、工事期間も重なっているのである、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

B社の①②③の工事は、大ホール客席誘導灯の増設とそれに伴い電気設備・コンセントを設置するものであり、上記第2の2(1)のとおり（図表2-2-15のB社の④⑤⑥の工事）、改修に当たると思われるが、仮に、修繕に当たるとしても、工事内容は順次施工していくものであり、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

B社の④⑤⑥の工事は、新たにコーヒースタンドを設置するための電源工事であり、上記第2の2(1)のとおり（図表2-2-15のB社の⑦⑧⑨の工事）、改修に当たると思われるが、仮に、修繕に当たるとしても、工事内容は順次施工していくものであり、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

C社の各工事は、楽屋の洗面所及びシャワー室、トイレの床タイルの張替えであり、上記第2の2(1)のとおり（図表2-2-16のC社の工事）、そもそも改修ではなく修繕に当たるものであるし、楽屋が異なるのみで工事内容は同一であり、工事期間も重なっているのであるから、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

J社の各工事は、いずれも海側広場の床タイルを補修するものであり、工事場所・工事内容はほぼ同一であり、工事期間も重なっているのである、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

F社の各工事は、いずれも大ホール3階席階段のノンスリップの交換工事であり、工事内容は同一であり、場所も3階席階段の上部と下部で分かれているだけであり、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

D社の各工事は、場所は異なるものの、工事内容はいずれも喫茶コーナー設置に伴う給排水設備の工事であり、2階から5階の順に工事を施工していくものと思われ、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

H社の工事は、特別室や小ホール樂屋等に大ホール樂屋呼出し用スピーカーを新たに設置するものであり、上記第2の2(1)のとおり（図表2-2-15のH社の①②の工事）、改修に当たると思われるが、仮に、修繕に当たるとしても、工事内容は同一であり、工事期間も重なっているのである、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、図表2-2-17の各業者の各修繕工事は、一括発注が可能であり、その場合、工事費用は100万円以上となるため、基本協定書の規定によって、本来は、県の負担となる（基本協定書第34条第3項（100万円以上のもの））。

しかし、実際には、各工事を分割発注することにより、各工事費用は100万円未満となり、芸術財団の負担となっている（同（100万円未満の小規模のもの））。

一括発注が可能である修繕工事を分割発注して工事費用を100万円未満にした上で、基本協定書第34条第3項の規定に当てはめて、本来、県が負担すべき工事費用を芸術財団が負担することは、上記規定が施設修繕に係る費用の負担区分を定めた趣旨を没却する。

施設修繕に係る費用の負担が基本協定書第34条第3項に従って正確に区分されていない。一括発注が可能である修繕工事を分割発注することにより、本来、県が負担すべき工事費用を芸術財団が負担することは厳に慎まなければならない。

（指摘事項No.2）

施設修繕に係る費用の負担が基本協定書第34条第3項に従って正確に区分されていない。一括発注が可能である修繕工事を分割発注することにより、本来、県が負担すべき工事費用を芸術財団が負担することは厳に慎まなければならない。

4 施設改修等に関する手続について

(1) 問題の所在

平成26年度の芸術財団発注の工事のうち、以下の図表2-2-18の工事につき、芸術財団は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的とした「施設改修等」に当たるとして、県との協議を経て、自己の責任と負担で実施したことである。

図表2-2-18 芸術財団発注の施設改修等工事一覧

業者名	工事名	金額
A社	大ホール第3・4・5楽屋空調設備改修工事	2,451,600円
J社	①大ホール内装改修工事	42,984,000円
	②外壁カーテンウォール打替工事	14,148,000円
K社	大ホールオペラカーテン修繕	3,996,000円
D社	大ホール4階男子トイレ修繕	2,440,800円
B社	小ホールロビー照明器具取替工事	1,987,200円
C社	楽屋洗面所等タイル張替工事	2,484,000円
L社	ギャラリー用掲示板設置工事	1,573,560円

【意見】

(2) 意見

ア 「施設改修等」については、原則として、県が自己的責任と費用において実施するものであり、例外的に、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的とした「施設改修等」については、芸術財団が県に協議を申し出て、県がその必要性、妥当性等を認めた場合に、自己の責任と費用において実施することができるものである（基本協定書第34条第1項・第2項）。

(意見No.9)

「施設改修等」は、基本協定書によると、原則的には県の負担で実施されるものであるから（基本協定書第34条第1項）、芸術財団は、自己負担による協議の申出の前に、まずは県に対して県の責任と負担で実施できないか検討を求められたい。

5 施設の改修・修繕と本館施設維持運営事業積立金について

(1) 問題の所在

ア 芸術財団は、定款第4条第1項に掲げる公益目的事業を適正に継続して行うため、当該事業に必要な資金として特定費用準備資金を積み立てている（特定費用準備資金取扱規程第1条）。

特定費用準備資金は、「……その使途を表す具体的な名称を持って、貸借対照表の固定資産の部の特定資産の区分に表示し、……（中略）……公益事業の事業費として支出するとき、理事会の承認を得てこれを取り崩し支払いに充当するもの」とされている（同規程第2条）。

イ 芸術財団は、以下の図表2-2-19から23のとおり、平成23年度から本館施設維持運営事業積立金を積み立てており、平成26年度の県民ホール本館の大規模改修・

上記図表2-2-18の各工事が、基本協定書第34条第2項でいう管理業務の効率的又は効果的な運営を目的とした「施設改修等」に当たるとしても（包括外部監査人は、上記2(1)のとおり、少なくともJ社の②の工事、K社の工事、C社の工事については、100万円以上の「施設修繕」に当たり（図表2-2-16）、当然に県が負担すべきものと考えている。）、同条第1項でいう「施設改修等」である以上、まずは、県が自己の責任と負担で実施することが検討されなければならない、芸術財団においては、県への協議の申出の前に、県に対し、県の責任と負担で実施できないか検討を求めなければならないかった。

しかし、芸術財団から県に対する上記求めを裏付ける記録は確認できず、当初より、芸術財団が上記工事費用を負担することを前提として協議の申出がなされていた。

イ 管理業務の効率的又は効果的な運営を目的とした「施設改修等」についても、芸術財団から県に対し、まずは県の責任と負担で実施してほしい旨を明示的に申し入れ、県から芸術財団に対し、県の責任と負担では実施しない旨の明示的な通知を受けて、初めて芸術財団が自己の責任と負担で実施したい旨の協議の申出をするという手続を踏まなければならない。芸術財団から県に施設改修の必要箇所を報告すれば足りるというものではなく、県にその報告さえすれば県との協議を経て芸術財団が自主的に管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として「施設改修等」を実施できるという解釈は適切ではなく、手続として不十分である。

修繕工事につき、同積立金を取り崩してその工事費用の支払いに充当している。

図表2-2-19 本館施設維持運営事業積立金①

平成26年度神奈川県民ホール ロビーカーペット等更新工事			
年度	積立額	取崩額	期末残高
平成23年度	6,630,000円	0円	6,630,000円
平成24年度	2,300,000円	0円	8,930,000円
平成25年度	0円	0円	8,930,000円
平成26年度	0円	8,930,000円	0円

図表2-2-20 本館施設維持運営事業積立金②

平成26年度神奈川県民ホール 大ホールロビー壁面塗装等整備工事			
年度	積立額	取崩額	期末残高
平成24年度	11,240,000円	0円	11,240,000円

平成25年度	3,750,000円	0円	14,990,000円
平成26年度	0円	14,990,000円	0円

図表 2-2-21 本館施設維持運営事業積立金③

平成26年度神奈川県民ホール カーテンウォールシーリング打替工事			
年度	積立額	取崩額	期末残高
平成25年度	11,250,000円	0円	11,250,000円
平成26年度	0円	11,250,000円	0円

図表 2-2-22 本館施設維持運営事業積立金④

平成26年度神奈川県民ホールオペラカーテン補修			
年度	積立額	取崩額	期末残高
平成25年度	3,000,000円	0円	3,000,000円
平成26年度	0円	3,000,000円	0円

図表 2-2-23 本館施設維持運営事業積立金⑤

平成26年度神奈川県民ホールアメニティ向上工事			
年度	積立額	取崩額	期末残高
平成25年度	13,270,000円	0円	13,270,000円
平成26年度	0円	13,270,000円	0円

平成25年度の本館施設維持運営事業積立金の合計額は51,440,000円であったが、平成26年度中にはこれが全て取り崩され、年度末には同積立金の金額は0円となっている。

なお、平成26年度の県民ホール本館の大規模改修・修繕工事において、芸術財団は、修繕費として155,689,050円を支出していた。

ウ 基本協定書では、上記第2の2(1)イのとおり、「施設改修等」と「施設修繕」の費用について、県と芸術財団の負担が明確に区分されている。

すなわち、「施設改修等」は、原則として、県が自己的責任と負担で実施し（基本協定書第34条第1項）、例外的に、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的とした施設改修等につき、県との協議を経て、芸術財団が自己的責任と負担で実施することができるものとされている（基本協定書第34条第2項）。また、「施設修繕」は、100万円以上のものは、県の負担とされている（同条3項）。

上記図表2-2-19から23の各積立金を充てて実施された各工事は、「施設改修等」又は「施設修繕」のうち100万円以上のものであり、本来、県が費用を負担すべきものである。

エ 上記各積立金の計上は、上記各工事の県に対する協議の申入れ以前に行われていた。

【意見】

(2) 意見

ア 「施設改修等」や100万円以上の「施設修繕」は、県の責任と負担で実施されるべきものであり、工事の実施時期や実施内容については、施設の所有者である県の政策的判断により決定されるべきものである。

イ 積立金は、資金の使途を拘束するものであるから、積立てを開始する時点で使途が具体的に特定されることとなるところ、基本協定書においては、大規模な改修・修繕を使途として芸術財団が積立金を積み立てて内部留保することも、大規模な改修・修繕の費用を芸術財団が負担することも想定されていない。

すなわち、「施設改修等」は、原則として、県の責任と負担で実施されるものであり（基本協定書第34条第1項）、県が「施設改修等」を実施するか否かを判断していない段階から、芸術財団が、「施設改修等」の実施のために積立金を積み立てることは想定されていない。

また、「施設修繕」のうち100万円以上のものは、県がその費用を負担するとされており（基本協定書第34条第3項）、上記の「施設改修等」と同様、その実施のために積立金を積み立てることは想定されていない。「施設修繕」のうち100万円未満の小規模なものは、そもそも芸術財団がその費用を負担するとされており（同条項）、その費用は、各年度の指定管理料に含まれているから、その実施のために積立金を積み立てることは想定されていない。

ウ 平成26年度の県民ホール本館の大規模改修・修繕工事のうち、本館施設維持運営事業積立金を充てて実施された各工事（図表2-2-19から23）は、「施設改修等」又は「施設修繕」のうち100万円以上のものに該当し、本来、県が費用を負担すべきものである。

芸術財団が、県が費用を負担すべき「施設修繕」及び「施設改修等」の実施のために、本館施設維持運営事業積立金を積み立てることは、いわば店子が大家のために改築費用を積み立てていることと同視できるものであり、合理的理由はない。

エ 芸術財団が経営努力等で生じた余剰資金を、本館施設維持運営事業積立金として会計処理し、内部留保することで、県が費用負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」の支出に充てることは、制度上可能となっているものの、県は、芸術財団による多額の内部留保を容認するような制度運用はすべきではない。

本来、県が費用負担すべき施設の改修・修繕の支出まで指定管理者が積立金を積み立てて費用負担する前例が定着すれば、指定管理者の募集を公募としたときに、民間企業が指定管理者に応募することを阻む要因となってしまう可能性があるからである。

次期以降の県民ホール本館の指定管理者の選定が非公募となるかは未定なのであるから、指定管理者は非公募で芸術財団が選定されるとの結論ありきと誤解されかねない運用は控えなければならない。

(意見No.10)

基本協定書では、芸術財団が、本来、県が費用負担すべき「施設改修等」と「施設修繕」の実施のために、本館施設維持運営事業積立金を積み立てることは想定されていない。

芸術財団は、本来、県が費用負担すべき「施設改修等」と「施設修繕」の実施のために、積立金を積み立てることは控えるよう検討されたい。

【意見】

(3) 意見

芸術財団が、複数年度にわたって積立金を積み立て、ある時期にそれを取り崩して、本来、県が負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」の費用に充てられるとすれば、県が改修・修繕計画を策定せずに、債務負担行為の設定などの予算措置を講じずに、県が負担すべき施設の改修・修繕が可能となってしまう。

平成26年度の県民ホール本館の大規模改修・修繕工事

のうち、本館施設維持運営事業積立金を充てて実施された各工事（図表2-2-19から23）は、本来、県が費用負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」に該当するものであるから、これらについても、芸術財団の費用負担によることなく、あくまでも県が、中長期にわたる改修・修繕の計画を策定し、債務負担行為を設定するなどの適切な予算措置を経て、計画的に改修・修繕を実施しなければならなかった。

(意見No.11)

今後は、本来、県が負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」については、指定管理者の負担によることなく、原則どおり、県が、中長期にわたる改修・修繕の計画を策定し、債務負担行為を設定するなどの適切な予算措置を経て、計画的に改修・修繕を実施するよう改められたい。

【意見】

(4) 意見

ア 前述のとおり、「施設改修等」や「施設修繕」に係る費用の負担が基本協定書第34条に従って正確に区分されておらず、本来、県が負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」の工事費用が芸術財団の負担とされており、県と芸術財団の役割分担に基づき的確に実施されていなかった。

イ そして、芸術財団が、本館施設維持運営事業積立金を積み立て、それを取り崩して負担していた「施設改修等」や「施設修繕」の支出のうち、本来、県が負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」の支出を、原則どおり、県が負担するようになれば、その分、芸術財団の支出が削減できることになるから、所管課は、今後、指定管理者の負担なく、指定管理料が下げられることとなる。

(意見No.12)

本来、県が負担すべき「施設改修等」や「施設修繕」の支出を、原則どおり、県が負担することとなれば、芸術財団の支出を削減できることになるから、所管課は、今後、「施設改修等」や「施設修繕」にかかる県の支出の予算措置と合わせて芸術財団に対する指定管理料の算定の見直しを検討されたい。

6 施設改修等・施設修繕の工事業者の選定と会計規程について

(1) 問題の所在

ア 基本協定書では、芸術財団は、管理業務の実施に当たり、本協定に別に定めのあるもののほかに、自ら要綱、要領等（以下「要綱等」という。）を定める場合は、事前に、県と協議し、その承認を得なければならないと規定されている（基本協定書第16条第1項）。

そして、芸術財団は、公益財団法人神奈川芸術財団会計規程（以下「会計規程」という。）を定めており、同規程は、芸術財団設立準備時の県職員が作成したことである。

芸術財団は、指定管理業務を行うに当たり、会計規程を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない（基本協定書第12条第1項）。

イ 会計規程においては、「売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。」と規定されている（会計規程第18条）。

また、「随意契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これによることができる。」と規定されている（会計規程第20条第1項）。

図表2-2-24 随意契約にできる場合

- | | |
|---|-------|
| (1) 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないと認めるとき。 | |
| (2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。 | |
| (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。 | |
| (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。 | |
| (5) 指名競争入札の入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 | |
| (6) 落札者が契約をしないとき。 | |
| (7) 前各号に掲げるものの以外の契約で、契約1件当たりの予定価格が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えない額のとき。 | |
| ア 工事の請負 | 250万円 |
| イ 業務委託（公演委託業務を除く。） | 100万円 |
| ウ 物品の購入（工事に使用する物品を除く。） | 160万円 |
| エ 物品の賃借 | 80万円 |
| オ 上記に掲げるもの以外 | 100万円 |

随意契約は、手続が簡便で早期に契約締結が可能であるというメリットがあるが、逆に、契約の相手方が固定化するなど公平性・透明性が確保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないなどのデメリットがある。

施設の改修・修繕工事の各請負契約につき、指名競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によつていいかが問題となる。

ウ 会計規程では、「随意契約の方法により契約を締結するときは、原則として2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が50万円未満のものにあっては、1人の見積書により行うことができるものとする。」と規定されている（会計規程第20条第2項）。

各工事の請負につき随意契約により契約を締結している場合に2人以上から見積書を徴しているかが問題

となる。

エ 平成26年度の芸術財団発注の改修・修繕工事（86件）の請負契約については、全て随意契約の方法により締結している。

工事の請負の場合、契約1件当たりの予定価格が250万円を超えない額の場合には随意契約によることができるとされており（会計規程第20条第1項第7号ア）、上記工事の金額が250万円を超えない場合には、支出負担行為毎に「契約種別 随意」「根拠規定 17(7)ア工事請負250万未満」と記載し（しかも根拠規定の条項は旧規定のままで誤っている）、随意契約によつている。

しかし、次の図表2-2-25の各業者の各工事は、一括発注が可能であるにもかかわらず、分割発注しているのであり、一括発注した場合には、工事費用は250万円以上となる。

図表2-2-25 分割発注と思われる工事一覧②

(単位：円)

業者	工事名	工事内容	工事期間	工事金額	合計額	見積合せ業者
A社	第3・4・5 楽屋空調設備改修工事	楽屋の個別空調機の室内機と室外機の設置	H26.6.20～8.15	2,451,600	4,438,800	Z社
	第6 楽屋個別空調設備改修工事		H26.8.18～9.10	993,600		Z社
	第7 楽屋個別空調設備改修工事		H26.9.5～9.25	993,600		Z社
B社	小ホールロビー照明器具取替工事	蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換	H26.6.30～8.12	1,987,200	3,808,080	Y社
	大ホール舞台袖照明器具交換工事		H26.8.4～9.16	949,320		Y社
	2階事務室照明器具交換工事		H26.9.3～9.30	871,560		Y社
C社	楽屋（第1～第4）洗面所等タイル張替工事	楽屋の洗面所・シャワー室の床タイルの張替	H26.6.30～8.20	2,484,000	3,456,000	X社
	第6・7 楽屋バスルーム床改修工事		H26.8.15～9.10	972,000		W社
D社	大ホール4階男子トイレ修繕	洋便器の設置・配管工事等	H26.7.1～8.31	2,440,800	3,075,840	V社
	大ホール女子トイレ（4・5階）洋式変更		H26.9.1～9.30	635,040		V社

A社の各工事は、大ホール楽屋の古くなった個別空調機に替えて新たな個別空調機を設置するものであり、楽屋が異なるのみで工事内容は同一であり、工事期間も重なっており、見積合せ業者も同一であり、各工事の一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

B社の各工事は、いずれも蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換する工事であり、工事内容は同一であり、工事期間も重なっており、見積合せ業者も同一であり、各工事の一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

C社の各工事は、楽屋の洗面所及びシャワー室、トイレの床タイルの張替えであり、楽屋が異なるのみで工事内容は同一であり、工事期間も重なっているのであり、各工事の一括発注が可能であるにもかかわらず、

分割して発注している。

D社の各工事は、男子トイレと女子トイレの洋便器の設置・配管工事等であり、工事内容は同一であり、工事期間は男子トイレの後に引き続いて女子トイレの工事を行う設定となっており、各工事の一括発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注している。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

各業者の各工事を一括発注すれば、随意契約によることができる工事の請負の予定価格（250万円）を超える随意契約によることができないこととなるため、これを分割発注することで工事を細分化し、上記予定価格を下回るとして、随意契約によつている。

また、各工事内容によって請負業者が固定化しており

(例えば、空調はA社、照明器具はB社など)、見積合せの業者も固定化し(例えば、A社につきZ社、B社につきY社)、見積合せが形骸化しており、事実上、1者随意契約となってしまっているとも言い得る。

請負業者又は見積合せ業者の選定に当たっては、契約における機会均等などの観点から、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られなければならない。

(指摘事項No.3)

施設の改修・修繕工事の業者の選定が会計規程に従って適正になされていない。分割発注の手法を経ることにより、本来、随意契約によることができない工事を随意契約としていたり、また、請負業者及び見積合せ業者が固定化し、事実上、1者随意契約となっていたりしている。業者の選定に当たっては、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られなければならない。

7 プロポーザル方式による業者の選定について

(1) 問題の所在

芸術財団は、設備保守、清掃、保安警備、案内受付等の各業務につき、各業者との間で業務委託契約を締結している。

芸術財団では、独自にプロポーザル方式実施要領を定め、施設等の管理又は運営業務等で、高度な技術若しくは専門的な技術又は象徴性、芸術性若しくは創造性を求

められる業務について、随意契約を締結する際、プロポーザル方式(芸術財団によれば、業者に提案書等の提出を求め、審査会等の意見を踏まえ、総合的な評価を行い、業者を選定する方式という)で業者を選定している。

県民ホール本館について芸術財団がプロポーザル方式により業者を選定している委託業務は、次の図表2-2-26のとおりである。

図表2-2-26 プロポーザル方式により業者を選定している委託業務一覧

委託業務の内容	委託金額	年度	方式
施設維持管理業務委託	38,190,905円	平成25年度	一般型
清掃業務委託	23,638,292円	平成25年度	一般型
保安警備業務委託	43,938,849円	平成25年度	一般型
舞台関係業務委託	76,422,528円	平成24年度	指名型7者
案内受付業務委託	14,147,861円	平成24年度	指名型5者
インターネットインフラネット及びネットワークシステム更新初期構築	4,034,794円	平成26年度	指名型5者
チケットセンター運営支援業務	28,423,872円	平成22年度	指名型8者
システムメンテナンス	5,894,918円	平成22年度	指名型6者

上記委託業務について、上記第2の6(1)イのとおり、指名競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によっていないか、上記プロポーザル方式による業者の選定が適正になされているかが問題となる。

要領第3条第1号等)、同要領は、「管理業務の実施に当たり」定める要領に該当するから、基本協定書第16条第1項により、事前に、県と協議し、その承認を得なければならないものである。

したがって、芸術財団がプロポーザル方式実施要領を定めるに当たって、事前に、県と協議しておらず、その承認を得てもいいことは、明らかに基本協定書第16条第1項に反する。

イ この点、芸術財団は、「当該条文の趣旨は、条例や規則との整合性を図る必要性がある施設利用に関する業務についての規程を指していると解しており……県の承認を求める必要はないと考えている。」と回答し、県は、「県としては、本件要領については、直接的な県民への影響は少なく、県との協議は不要と考えております。」と回答する。

しかし、当該条文の趣旨は、県が指定管理者による管理業務を適正に監督するために、指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が要綱等を定める場合に県のコントロールを及ぼす趣旨であるとするのが当事者の合理的な解釈であり、「施設利用に関する業務」に限定

【指摘事項】

(2) 指摘事項(プロポーザル方式実施要領について)

ア 基本協定書では、芸術財団は、管理業務の実施に当たり、本協定に別に定めのあるもののほかに、自ら要綱、要領等(以下「要綱等」という。)を定める場合は、事前に、県と協議し、その承認を得なければならないと規定されている(基本協定書第16条第1項)。

しかし、県からのヒアリングによれば、プロポーザル方式実施要領は、平成22年度の芸術劇場開館を機に一体的にプロポーザルを実施するため、芸術財団において作成したものであり、県は関与していないとのことである。

プロポーザル方式実施要領では、プロポーザル方式により業者を選定する対象業務として、「施設等の管理又は運営業務」等を規定しており(プロポーザル実施

されるものではなく、「直接的な県民への影響」の大小に左右されるものではない。

なお、基本協定書によれば、法人の定めた契約方法その他管理業務に係る規定が、「管理業務の実施に当たり」定めた要綱等に当たるのであれば、事前に県と協議し、その承認を得なければならないのであって、同じ基本協定書を前提とすれば、営利企業が指定管理者となった場合でも変わることはない。

ウ また、後述のとおり、芸術財団がプロポーザル方式

で行う業者選定は、様々な問題点が指摘できるところである。

芸術財団によるプロポーザル方式による業者選定は、その合理性・公正性・経済性の観点、さらには透明性の観点から、今後、県との協議によりその手法の更なる検討が必要であり、その結果、プロポーザル方式による業者選定を続けることになった場合にも、具体的な運用マニュアルの作成は必要不可欠であると考える。

(指摘事項No.4)

芸術財団は、事前に、県と協議せず、その承認を得ずにプロポーザル方式実施要領を作成しており、基本協定書第16条第1項に違反する。

芸術財団によるプロポーザル方式による業者選定は、その合理性・公正性・経済性の観点、さらには透明性の観点から、今後、県との協議によりその手法の更なる検討が必要であり、その結果、プロポーザル方式による業者選定を続けることになった場合にも、具体的な運用マニュアルの作成は必要不可欠であると考える。

【意見】

(3) 意見（応募資格について）

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募要項の応募資格は次の図表2-2-27のとおりである。

に登載されかつ「A」又は「B」の等級に区分されている者であること
②神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区内に本社又は支社及び支店を有していること

図表2-2-27 応募資格と応募業者数

委託業務	応募資格	応募業者数
施設維持管理業務委託	①神奈川県競争入札参加資格者名簿に営業種目として「建物設備保守管理委託」に登載されかつ「A」又は「B」の等級に区分されている者であること ②神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区内に本社又は支社及び支店を有していること	4者
清掃等業務委託	①神奈川県競争入札参加資格者名簿に営業種目として「庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負」に登載されかつ「A」又は「B」の等級に区分されている者であること ②神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区内に本社又は支社及び支店を有していること	4者
保安警備業務委託	①神奈川県競争入札参加資格者名簿に営業種目として「警備・受付の委託」	2者

いずれの業務委託の応募資格にも、「神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区内に本社又は支社及び支店を有していること」を条件としている。

この理由として、芸術財団は、「緊急時のバックアップ体制、日常的な監督体制等を考慮し、地区要件の設定は合理的であると考えている。」と回答するが、そうであれば、上記考慮事項を要件とすれば足りるのであり（例えば、「緊急時のバックアップ体制が整っていること」や「県民ホール本館に數十分以内に来館できること」など）、地区要件を設定する必要はない。

指定管理の申請事項においては、「委託業者の選定に当たっては県内中小企業の受注機会の確保を図る」ことが求められているのであり、県内の横浜市の特定の区にまで限定して応募資格とすることの合理的理由は乏しい。

このように応募資格を限定することは業者を選定する過程における競争性を妨げる要因ともなる。

現に、保安警備業務委託は、2者のみしか応募がなされず、審査要件で失格になった者を除き、最終的に公募型プロポーザルで審査の対象となっているのは業務実績のある現職の1者のみとなっている。

(意見No.13)

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募資格について、「神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区内に本社又は支社及び支店を有していること」に限定することの合理的理由は乏しい。業者選定の競争性を確保し、県内中小企業の受注機会の確保の観点から、上記条件の削除又は変更を検討されたい。

【意見】

(4) 意見（審査基準について）

ア 施設維持管理業務委託、清掃等業務委託、保安警備業務委託、案内受付業務委託の提案書の評価項目と配

点は、次の図表2-2-28のとおりとなっている。

図表2-2-28 評価項目と配点

	施設維持管理業務委託	清掃等業務委託	保安警備業務委託	案内受付業務委託
業務実施の基本方針	5点	5点	5点	10点
法人の信頼性	15点	15点	15点	15点
業務実施の考え方	25点	25点	25点	15点
各施設の運営に関する業務の考え方	—	—	—	—
集客施設の受託実績	5点	5点	5点	—
類似施設の運営実績	—	—	—	10点
人材配置及び人材育成	20点	20点	20点	15点
付帯業務(自由提案を含む)	—	—	—	—
緊急時の対応	—	—	—	5点
受託費用	30点	30点	30点	30点
合計	100点	100点	100点	100点

イ 施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募要項の採点方法について、「当芸術財団が設定した予定価格を上回った場合、並びに同予定価格の80%を下回った場合は自動的に失格とし審査の対象としない」とされ(応募要項11(4)エ)、他方で、「受託費用について失格者を除き最低価格を提示したものに30点を付与します。2番目以降に関しては、最低価格と提案された価格の差を、当芸術財団が設定した予定価格と最低価格との差で割ったものに30点を乗じた数値を30点から引いたものを得点とする」としている(応募要項11(4)ア)。

例えば、芸術財団が設定した予定価格が5,000万円であり、4,000万円を提示した業者Aと4,100万円を提示した業者Bと3,500万円を提示した業者Cがいた場合、まず業者Cは失格となり、業者Aに30点が付与され、業者Bには、27点($=30点 - \{(4,100万円 - 4,000万円) \div (5,000万円 - 4,000万円) \times 30点\}$)が付与されることになる。

図表2-2-29 受託費用の採点例(予定価格5,000万円)

	入札価格	配点
業者A	4,000万円	30点
業者B	4,100万円	27点
業者C	3,500万円	失格

また、舞台関係業務委託及び案内受付業務委託の採点方法についても、「最低価格は予定価格の80%とし、それを下回った場合は自動的に失格となります。」とされ(応募要項7(3)5)、他方で、受託費用について「最

低価格を提示したものに15点を付与し、2番目以降に関しては、最低価格との価格の差を最低価格で割ったものに15点を乗じた数値を15点から引いたものを得点とします」としている。

例えば、芸術財団が設定した予定価格が2,500万円であり、2,000万円を提示した業者Aと2,100万円を提示した業者Bと1,800万円を提示した業者Cがいた場合、まず業者Cは失格となり、業者Aに15点が付与され、業者Bには、12点($=15点 - \{(2,100万円 - 2,000万円) \div (2,500万円 - 2,000万円) \times 15点\}$)が付与されることになる。

図表2-2-30 受託費用の採点例(予定価格2,500万円)

	入札価格	配点
業者A	2,000万円	15点
業者B	2,100万円	12点
業者C	1,800万円	失格

これによれば、失格者を除く選定業者の間で受託費用の点でほとんど点数の差が付かないこととなり、受託費用の点での競争性が失われている。

現に、施設維持管理業務委託及び清掃等業務委託においては、優秀提案者となった業者よりも第2順位提案者となった業者の方が提案書の受託費用は低い金額であった。

ウ 包括外部監査人は、プロポーザル方式が受託費用の点数のみで最終判断するものではないとの理解を前提とした上で、受託費用の点でも競争性が確保されるような処置の検討を求めるものである。

(意見No.14)

審査における配点のうち受託費用の点でほとんど点数の差が付かないことになり、受託費用の点での競争性が失われている。プロポーザル方式は受託費用の点数のみで最終判断するものではないが、受託費用に関する配点や採点方法を工夫し、受託費用の点でも競争性が確保されるように処置を講じられたい。

【意見】

(5) 意見（審査内容について）

プロポーザル審査会議事録を見ると、「運営実績等をみれば皆様には明らかなのであえて業者名が載っている場合でもふせなかつた。」との発言に見られるとおり、業者名を匿名にするなど公平性が担保されていない。

また、実際の審査委員の意見も、「業務実施の基本方針」について、「現職なので、ハードについてよく分かっている。」「経験があるので具体的だ。しっかりと書かれている。」（舞台関係業務委託）、「現職の強みがある。」（案内受付業務）などと述べている。

また、「法人（業務）の信頼性」について、「現役の強さ、現状を熟知。」（舞台関係業務委託）、「ローカル情報をよく知っていると言うことが強さだ。」（案内受付業務委託）などと述べている。

そのほか、「現職の強みである。」「経験を生かした内容となっている。」「最も具体的に書かれている。」「他より説得力がある。」「基本方針、業務実施の考え方など十分に現職の強みを生かした提案になっている。」などと述べられ、現職の業者を選定するべく議事が進行しているように見受けられる。

(意見No.15)

審査内容は、業者名が匿名とされず、現職の業者を選定するべく議事が進行しているように見受けられるから、業者の選定に透明性や公正性が確保されるよう処置を講じられたい。

【意見】

(6) 意見（採点方法について）

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募要項の採点方法について、「基準を満たす選定対象は1者以上有効とし、有効対象者が1者であった場合には審査会を開催しない。」としている（応募要項11(4)オ）。

業者選定の過程で競争性が確保されるかは重要であり、

基準を満たす選定対象が1者の場合には、他に履行可能な業者がいる可能性を考え、改めて公募するか、候補者を追加指名して提案書を再度提出させることを検討すべきである。

それでも、有効対象者が1者の場合であっても、審査会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定すべきであり、有効対象者が1者であった場合には審査会を開催しないという取扱いは好ましくない。

(意見No.16)

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募要領の「基準を満たす選定対象は1者以上有効とし、有効対象者が1者であった場合には審査会を開催しない。」との採点方法は、競争性が確保されず好ましくない。

基準を満たす選定対象が1者の場合には、改めて候補者を募集するか、有効対象者が1者の場合であっても、審査会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定されたい。

【意見】

(7) 意見（審査結果について）

ア 清掃等業務委託や施設維持管理業務委託の審査会の

結果は、次の図表2-2-31及び図表2-2-32のとおりである。

図表2-2-31 清掃等業務委託の審査結果

評価項目	配点	優秀提案者				第2順位提案者			
		A社（現職）				B社			
		審査委員				審査委員			
		A	B	C	D	A	B	C	D
業務実施の基本方針	5	4	3.5	4	4	3	3	3	3
法人の信頼性	15	12	12	9.5	13	10	11	9	12
業務実施の考え方	25	16	20	17	18	15	20	15	18
集客施設の受託実績	5	4	4	3	4	3	3	3	2
人材配置・人材育成	20	15	18	12	16	12	18	11.5	13
小計	70	51	57.5	45.5	55	43	55	41.5	48
受託費用	30	26	26	26	26	29	29	29	29
合計	100	77	83.5	71.5	81	72	84	70.5	77
総合得点		313				303.5			

図表2-2-32 施設維持管理業務委託の審査結果

評価項目	配点	優秀提案者				第2順位提案者			
		A社(現職)				B社			
		審査委員				審査委員			
		A	B	C	D	A	B	C	D
業務実施の基本方針	5	3	5	3.5	5	2	3.5	3	4
法人の信頼性	15	13	13	12	14	11	10	8	11
業務実施の考え方	25	23	12	21.5	22	18	10	19.5	20
集客施設の受託実績	5	3	4	3	4	2	4	2	4
人材配置・人材育成	20	18	15	10.5	18	15	15	10	15
小計	70	60	49	50.5	63	48	42.5	42.5	54
受託費用	30	25	25	25	25	30	30	30	30
合計	100	85	74	75.5	88	78	72.5	72.5	85
総合得点		322.5				308			

イ いづれの委託業務についても、優秀提案者となった現職の業者より第2順位の業者の方が受託費用は低額である（優秀提案者と第2順位提案者の受託費用の差

額は、清掃等業務委託については、約200万円、施設維持管理業務委託については、約330万円である。）。

図表2-2-33 優秀提案者と第2順位提案者の受託費用

	予定価格	受託費用	
		優秀提案者	第2順位提案者
清掃等業務委託	87,620,400円	72,435,000円	70,541,562円
施設維持管理業務委託	105,105,000円	90,195,084円	86,940,000円

ウ 芸術財團からのヒアリングによれば、「文化施設である県民ホール・芸術劇場にふさわしい業者を選定するため、金額だけでなく業務遂行能力・業務のクオリティも重視する必要がある。」とのことであるが、そもそも応募資格について、「神奈川県競争入札参加資格者名簿に……（中略）……登載されかつ「A」又は「B」の等級に区分されている者であること」となっており、また、採点方法についても、「芸術財團が設定した予定価格の80%を下回った場合は自動的に失格とし審査の対象としない。」とされており、「安からう悪からう」という業者が選定されるという懸念は当たらない。

エ 受託費用の点数については、上記(4)イで述べたとおり、各提案者の提案額から自動的に算定されるものであり、その他の項目については、審査委員の判断に委ねられている。

受託費用以外の評価項目の採点につき、審査委員の

裁量の幅が大きく、特定の審査委員の判断のみで業者の選定が大きく左右される余地がある。

実際に、受託費用以外の評価項目において、優秀提案者（現職）と第2順位提案者とで、清掃等業務委託については、A氏は8点、D氏は7点の大差を付けており、施設維持管理業務委託については、A氏は12点、D氏は9点の大差を付けており、その結果、現職が優秀提案者として選定されている。

オ 包括外部監査人は、結果として審査結果に幅が生じることを否定するものではないが、審査会による審査の充実のために、特定の審査委員の採点のみで結論が左右されないような審査方法の更なる工夫（例えば、各項目で平均値を採用したり、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いたりするなど）の検討を求めるものである。

(意見No.17)
各審査委員の採点につき、特定の審査委員の極端な判断のみで業者の選定が大きく左右されないよう審査方法を改善されたい。

8 備品の現物照合について

(1) 問題の所在

ア 神奈川県財務規則では、「物品管理者は、少なくとも毎年度1回、その管理する備品及び借用物品の管理の

状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項……（中略）……と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。」と規定されている（神奈川県財務規則第167条

第2項)。

基本協定書では、「管理物品が神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、備品の現物照合等実施要領に基づき確認を行い、その結果を県に報告しなければならない。」と規定されている(基本協定書第35条第11項)。

芸術財団の会計規程では、「物品の管理について、「事務次長及び各館長は、備品台帳を備え、備品の保管及び移動の状況を記録しなければならない。」と規定されている(会計規程第47条)。

イ 平成26年度の現物照合等報告書によれば、県民ホール本館については、平成26年8月11日から同年12月26日までの期間に現物照合を実施したとされている。

現物照合等報告書には、備品について、台帳記録数と現物の差の数は0点である旨が記載されているが、以下の図表2-2-34のとおり、現物照合等報告書の備品数と平成26年12月25日時点の備品台帳出力データの備品数は一致していない。

(指摘事項No.5)

県及び芸術財団による備品の現物照合が正確かつ適切に行われていない。所管課は芸術財団において県の備品の管理が適切に行われているか、この点に関する県のモニタリングが不十分である。

9 備品管理シールの貼付について

(1) 問題の所在

ア 神奈川県財務規則では、「物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。」と規定されている(神奈川県財務規則第157条1項)。

一方で、県は、新たな備品管理事務の導入に係るQ&A(平成23年5月27日会計局指導課)において、「やむを得ない場合について、物品管理者が管理シールを備品本体に貼付しなくても適正な備品管理が可能であると判断するのであれば、各所属でその管理の実態に応じて管理シールの貼付方法を工夫していただくことは構いません。」としている。

イ そして、県民ホールの所管課は、所管施設においては、近隣施設の備品管理状況を調査した上、実際にはシールを貼付していない備品(①席番号が付された客席椅子、②シールの貼付により備品が損なわれる舞台上の物品等、③スポットライトをはじめとする高熱を発するライト類、④貼付が困難な布製の幕類や高所に設置した物品等)が数多く存在しているとして、備品管理シールの貼付について独自のルールを導入している。

具体的には、事務室等で使用する一般備品及び舞台備品のうち美観・安全面の観点からも支障がないものについては、原則どおり備品管理シールを貼付するが、それ以外の備品については、保管場所などを備品台帳に記載して管理するが、極力こうした物品が少なくなるよう、可能な限りシールの貼付に努めるとしている。

所管課によると、上記対応につき、「会計局に説明を

図表2-2-34 現物照合等報告書と備品台帳出力データの備品数
(平成26年12月25日時点)

	備品数	受入数	払出数
現物照合等報告書	4,471点	51点	73点
備品台帳出力データ	4,500点	51点 (うち1点管理替)	103点

ウ 現地調査において、事務室にある液晶プロジェクター や写真機やカラーテレビ等の備品の現物照合を行ったが、当日、写真機やビデオカメラなどについて備品台帳の使用場所にないものが数点あった。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

県及び芸術財団による備品の現物照合が正確かつ適切に行われていない。芸術財団による県の備品の管理が適切に行われていないか、この点に関する県のモニタリングが不十分である。

行つた。」と回答し、上記独自のルールには、「ただし、会計局等から更に指示があった場合には、別途対応を検討する。」と記載されていたことから、その後、会計局等から更に指示があったかとの質問に対しても、「会計局からその後の特段の指示はない。」と回答した。

ウ 神奈川県民ホール神奈川芸術劇場の現地調査において、大道具製作室内の工事用具などは備品管理シールが貼付されていなかった。

この点、芸術財団は、「開館当初の文化課との協議で大道具制作室内の工具類に備品シールを添付しないことと整理された」と述べるが、上記アの独自のルールを定める際に調査された近隣文化施設の備品管理シールを貼付していない例(上記9(1)イ①から④)を見ても、大道具制作室内の工具類のような備品については、備品管理シールを貼付しない例外的な取扱いとはなっていない。

エ 県民ホール本館の現地調査において、事務室にある液晶プロジェクターや写真機やカラーテレビ等の備品の現物照合を行ったが、写真機や簡易無線システムやワイヤレスインター等の備品について備品管理シールが貼付されていなかった(剥がれてしまっているものも何点かあった)。

オ 県民ホール本館には、県所有の備品と芸術財団所有の備品があり、芸術財団の備品は芸術財団の備品台帳にて管理しているとのことであったが、芸術財団所有の備品に備品管理シールが貼付されていないものがあった。

【指摘事項】

- (2) 指摘事項（所管課の所管施設における独自ルールについて）

所管課は、所管施設の備品管理シールの貼付について独自のルールを定めているが、そのルールの基礎となつた近隣施設の備品管理シールの貼付状況とは異なる取扱いをしている例が見られた。

すなわち、近隣施設において備品管理シールを貼付していない備品以外の備品についても、備品管理シールを貼付していないものがあった（例えば、神奈川芸術劇場の大道具製作室の工事用具）。

所管課の上記独自ルールにおいては、近隣施設と比較して、備品管理シールを貼付しなければならない備品の範囲が狭く、備品管理シールを貼付しなくともよい備品

の範囲が広くなっている現状にある。

このことは、上記独自ルールにおいては、事務室等で使用する一般備品及び舞台備品のうち美観・安全面の観点からも支障がないものについてのみ、原則どおり備品管理シールを貼付することとし、それ以外の備品については、極力こうした物品が少なくなるよう、可能な限りシールの貼付に努めるとされ、備品管理シールを貼付しなくてもよい備品の範囲が具体性を欠いていることが要因である。

したがって、所管課の独自のルールは、それ自体又はその運用（所管課と芸術財団の間の協議で、特定の備品について備品管理シールを貼付しないこととした運用）が不適切な状況にある。

(指摘事項No.6)

所管課は所管施設の一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自のルールについては見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定められなければならない。

【指摘事項】

- (3) 指摘事項（県備品の備品管理シールの貼付について）

現地調査において、備品台帳に記載のあった備品4,471点中、無作為に約50点（例えば、モニターテレビ、カメラ、プロジェクター、スピーカー、ワイヤレスインターホン、簡易無線システム等）を選定して確認したところ、17点の備品について（例えば、写真機、ワイヤレスインターホン、簡易無線システム等）備品管理シールが貼付され

ていなかった。

包括外部監査人が選定したごく一部の備品に備品管理シールが貼付されていなかった現状からして、その他にも備品管理シールが貼付されていなかった備品はあると思われ、芸術財団による県の備品の管理が適切に行われていないか、この点に関する県のモニタリングが不十分である。

(指摘事項No.7)

県の備品には原則どおり備品管理シールを貼付しなければならない。
所管課においては、芸術財団が県の備品に備品管理シールを貼付して適切に管理するよう厳しく指導されたい。

【意見】

- (4) 意見（備品管理シールの貼付について）

県所有の備品と芸術財団所有の備品は明確に区別され

なければならず、芸術財団所有の備品についても芸術財団固有の備品管理シールを貼付して管理することが望ましい。

(意見No.18)

備品の所有者の区別をするためにも、芸術財団所有の備品についても備品管理シールを貼付することが望ましいため、所管課は芸術財団にその旨を指導されたい。

10 備品の貸出し・持ち出しについて

- (1) 問題の所在

ア 県の備品について、芸術財団が第三者（他の団体）に貸し出すことがあるとのことであり、また、芸術財団の職員が外部に持ち出すこともあるとのことである。
中でも、芸術財団が外部の第三者に対し、外部で使用するために特段の手続も経ずに、現場の者が事実上貸し出している例があった。
イ 備品を管理している部署で、上長の了解を得た上で、

貸出しや持ち出しを行っているが、第三者に貸出し等をする頻度が少ないとから、貸出し管理簿や持ち出し管理簿は作成していない。

【指摘事項】

- (2) 指摘事項

県の備品を第三者に貸し出すことは転貸であり、県の備品を県の承諾なく芸術財団が第三者に貸し出すことは無断転貸に当たる。

(指摘事項No.8)

県の備品を第三者に貸し出すことは転貸であり、県の承諾なく芸術財団が第三者に貸し出せば無断転貸に当たる。所管課は、芸術財団が県の備品の無断転貸を行わないよう適切に指導・監督されたい。

<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(3) 意見 県の備品の貸出しや持ち出しについては、紛失を防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(意見No.19) 県の備品の紛失を防止するため、貸出しや持ち出しについて管理簿を備え付けるなどして備品の管理を徹底するよう所管課は芸術財団に対して適切に指導されたい。</p> </div> <p>11 指定管理者としての業務に係る経理について</p> <p>(1) 問題の所在</p> <p>ア 指定管理料の算出に当たっては、人件費（法定福利費、退職給与引当金等）、事務費（消耗品費、通信運搬費、旅費、事務機器リース料、備品購入費等）、管理費（施設等保守管理費、修繕費、光熱水費等）及び負担金等必要な経費を計上するとされている。</p> <p>必要な経費から指定管理料が算出されるのであるから、経費は、指定管理料から支出する経費として相当なものでなければならない。また、各経費について適切な仕訳がなされなければならない。</p> <p>イ 芸術財団において、原則、職員の移動については公共交通機関を利用することとしており、タクシーの利用については、主に「出演者」や「荷物」を運ぶ場合としているとのことである。</p> <p>しかし、職員が深夜帰宅のためのタクシ一代を緊急移動のためなどとして経費計上している例が多数見られた。タクシ一代については、「通信運搬費」に仕訳していた。</p> <p>なお、芸術財団からのヒアリングにおいて、運用として公共交通機関のなくなった深夜移動の際には出納責任者等が認めた場合にタクシー利用ができることとしているとのことであるが、出納責任者等がタクシー利用の必要性・相当性を具体的に判断することなく、職員の申告どおり支払っているように見受けられた。</p> <p>ウ また、芸術財団においては、ケータリング代や手土産代を経費計上している例が多数見られた。ケータリング代や手土産代については、「消耗品費」に仕訳していた。</p> <p>芸術財団からのヒアリングにおいて、ケータリングは、公演の稽古時及び本番時においては出演者等の拘束時間も長く、外出等もできないことから、稽古や本番に臨む出演者等のために飲料、簡単なおやつ等を準備しておくものであり、手土産は、出演者との顔合わせや取材時等に円滑なコミュニケーションを図るため、気持ち程度のものを準備しているものとの説明があった。</p> <p>エ 芸術財団においては、打合せ経費として経費計上している例が多数見られた。打合せ経費については、「雑費」に仕訳していた。</p> <p>芸術財団からのヒアリングにおいて、打合せ経費は、運用として、公演等実施のための出演者等との</p>	<p>するため、管理簿を備え付けるなどして管理が徹底されなければならない。</p> <p>打合せのための喫茶代との説明があった。</p> <p>イ 芸術財団では、会計規程において、経費の支払方法として、資金前渡、概算払、前金払等のほか（会計規程第30条）、仮払金（同第31条）や立替払（同第32条）を定めている。</p> <p>そして、会計事務処理要領において、各支払方法についての取扱いについて定めている（会計事務処理要領第16条から第18条）。</p> <p>ウ 立替払は、資金前渡の方法によって経理するいとまがないなど、特別な場合に限り行うができるもので、立て替えることができる金額については5万円未満とするとされている（会計事務処理要領第18条2項）。支出負担行為伺により執行する通常の方法が可能であれば立替払で処理することは避けなければならない。</p> <p>また、立替金請求書（兼領収書添付用紙）の下部注意書きには、「ケータリング経費は、「目的（本番出演者、練習スタッフ等）及び購入した物の具体的な内容を記載」、「タクシ一代は、使用者名、運搬物、区間等を明記」、「打合せ経費は、会議名称、打合せの目的、参加者、内容、結果等を明記又は復命書等を添付」と記載されている。</p> <p>エ 仮払金は、主として主催公演実施について対応できるようにしたものであり（会計規程第31条）、資金前渡等で可能な場合は、そちらの方法を優先すべきとされ、仮払金により支出する経費は1件当たり10万円未満であり（会計事務処理要領第17条7号）、仮払金依頼票を受取予定日の3日前までに出納責任者に提出し（同1号）、仮払金管理精算票を支払完了後の3日以内に出納責任者に提出しなければならない（同4号）とされている。</p> <p>また、仮払金管理精算票の下部注意書きには、「仮払金の使途」欄には、現金払い理由、支払日、目的、積算額等詳細に記載することとされている。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(2) 意見（経費の勘定科目について）</p> <p>ア 芸術財団の経費にかかる会計処理において、適用される勘定科目が一般的に公正妥当と認められた用法と異なるものが散見される。以下にその例を挙げる。</p> <p>イ 芸術財団の職員の深夜帰宅のためのタクシ一代を「通信運搬費」として処理しているが、「通信運搬費」は、郵便料金や電話代などをいうのが一般的であり、タク</p>
--	--

シ一帯は「旅費交通費」とするのが通例である。

出演者等に対するケータリング代や手土産代を「消耗品費」として処理しているが、「消耗品費」は、事務用品、日用品や工具器具備品や車両運搬具などで耐用年数が1年未満のもの、若しくは取得価額が安価なものという一般的であり、出演者等に対するケータリング代は「福利厚生費」や「会議費」、手土産代は「交際費」や「会議費」とするのが通例である。

打合せ経費を「雑費」として処理しているが、「雑費」は少額でまれな出費であり、他のどの勘定科目にも当てはまらない経費をいうのが一般的であり、打合せ経費は「会議費」とするのが通例である。

そのほか、作家やスタッフの宿泊費の勘定科目を「賃借料」としている例もあった（「賃借料」は、土地、建物、車両、事務機器などの賃料やリース料を管理するための勘定科目である。）。

(意見No.20)

深夜帰宅等のためのタクシー代、出演者等に対するケータリング代や手土産代、打合せ経費、作家やスタッフの宿泊費等を計上している勘定科目は、県民や決算書の利用者に的確な情報が伝わりにくい。

芸術財団は勘定科目の適用を一般的で誤解の生じにくくするために改めるよう検討されたい。

【指摘事項】

(3) 指摘事項（経費の支払方法について）

ア タクシー代やケータリング代等の支出に立替払が容易に利用されており、「緊急でかつ予期し得なかった経費」に限定して利用されていない。

また、立替金請求書（兼領収書添付用紙）には、支出の目的、支出内容が具体的に記入されておらず、その必要性・相当性の判断が困難であった。

イ 現地調査において、仮払金により支出する経費が10万円以上の事例が見られ、仮払金依頼票を受取予定期日の3日前までに提出していない事例が見られた。

また、仮払金管理精算票の「仮払金の使途」欄には、ケータリング代・花代などとのみ記載されていて、支出の目的、支出内容を上記例のとおり具体的に記入していない事例が多く見られた。

ウ 経費の支払方法のうち立替払や仮払金について、会計規程及び会計事務処理要領等に基づき適正に行われていない。

芸術財団における必要な経費が指定管理料算出の根拠となるのであり、所管課は芸術財団において経費の支払方法を適正に処理するよう指導・監督しなければならない。

(指摘事項No.9)

経費の支払方法のうち立替払や仮払金について、会計規程及び会計事務処理要領等に基づき適正に行われていない。所管課は、芸術財団に対して、経費の支払方法を適正に処理するよう指導・監督しなければならない。

12 利用料金の督促について

(1) 問題の所在

ア 期限までに納付されない利用料金については、利用料金督促要綱に従って、督促がなされていなければならない（会計事務処理要領第9条、会計規程及び会計事務処理要領について第5条）。

具体的には、納付期限後20日以内に督促状を送付していかなければならない（利用料金督促要綱第2条）。その場合の納付期限が督促状の発行日から10日を経過し

た日になつていなければならぬ（同第3条）。さらに、再納付期限後10日以内に再督促状を送付しなければならぬ（同第4条第1項）。再督促は、書面のほか口頭及び電話による督促も行う必要がある（同第2項）。加えて、再々納付期限後10日以内に再々督促状を送付していかなければならない（同第5条第1項）。

イ 次の図表2-2-35から38のとおり利用料金の督促が上記条項のとおりなされていない例が見受けられた。

図表2-2-35 督促状が納付期限後20日以内に送付されていない例

利用者	利用施設	請求金額	納付期限	督促状送付日
A	大ホール	103,317円	11月17日	1月23日
A	大ホール	216,478円	12月10日	1月23日
B	大ホール	285,785円	12月26日	1月23日
C	大ホール・リハーサル室・特別室・小ホール・大会議室	1,745,442円	12月26日	1月23日
D	大ホール	152,093円	12月26日	1月23日
E	大ホール	178,912円	12月26日	1月23日
F	小ホール	94,582円	12月26日	1月23日
G	大会議室・小会議室	35,340円	12月26日	1月23日
H	第3展示室・第4展示室	82,860円	12月29日	1月23日
I	小ホール・大会議室・小会議室	29,001円	12月31日	1月23日

図表 2-2-36 再納付期限が督促状発行日から10日を経過した日になつてない例

利用者	利用施設	請求金額	督促状発行日	再納付期限
A	大ホール	152,093円	11月19日	11月28日
A	大ホール	178,912円	11月19日	11月28日
J	大ホール	178,912円	11月19日	11月28日
K	大会議室・小会議室	38,544円	11月19日	11月28日

図表 2-2-37 再督促状が再納付期限後10日以内に送付されてない例

利用者	利用施設	請求金額	再納付期限	再督促状送付日
A	大ホール	270,221円	10月30日	11月19日
J	大ホール	178,912円	11月28日	12月10日

図表 2-2-38 再々督促状が再々納付期限後10日以内に送付されてない例

利用者	利用施設	請求金額	再々納付期限	再々督促状送付日
J	大ホール	178,912円	12月26日	1月23日

【指摘事項】

(2) 指摘事項

上記のとおり、県民ホール本館の施設利用料金の督促が利用料金督促要綱で定める期限内になされていない例

が散見された。

施設利用料金は、貸館を中心の県民ホール本館にとって貴重な収入源であるから、利用料金督促要綱に従って適切に督促されなければならない。

(指摘事項No.10)

県民ホール本館の施設利用料金の督促が、利用料金督促要綱に従ってなされていない。所管課は、芸術財団において上記要綱に従って利用料金の督促がなされるよう適切な指導と処置を講じられたい。

13 自主事業と指定管理事業の用語について

(1) 問題の所在

ア 「指定管理者制度の運用に関する指針」によれば、「自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施する。指定管理業務とは明確に区分する必要があるため、その実施経費を指定管理料から支出することはできない。実施に当たっては、事業の目的や内容を記載した実施計画及び收支計画等により県の承認を受けることを基本とする。」とされている(22頁「VIII 指定管理者による施設の運営」3(4))。

これに対して、基本協定書では、芸術財団の自主事業を「独自事業」と定義し、「独自事業」とは、「県民サービス向上のため、県民ホールの設置目的に沿って、公益財団法人神奈川芸術文化財団が管理業務以外に自己の責任と費用において行う事業のことをいう。」と規定している(基本協定書第4条(3))。

イ 包括外部監査人からの「自主事業としてどのような事業を行っているかを御教示ください。」との質問に対し、県は、「平成26年度実績報告書『文化事業業務実績報告書』を御参照ください。」と回答した。

そして、平成26年度実績報告書「文化事業業務実績報告書」を見ると、県民ホール本館が実施した主催公演のことを自主事業であるとしていたので、包括外部監査人は指針に規定される自主事業が存在すると理解した。

ウ 他方で、包括外部監査人からの「基本協定書第4条(3)で定める『独自事業』として、どのようなことを行っているか。」との質問に対し、県は、「現在『独自事業』として行っている事業はありません。」と回答したので、包括外部監査人は上記理解と矛盾があると判断した。

また、「平成26年度実績報告書『文化事業業務実績報告書』にいう自主事業は、独自事業と指定管理事業に区分されているか。」との質問に対し、県は、「全て指定管理事業に区分されます。」と回答しているので、包括外部監査人は財務諸表の記載に誤りがあるのではないかと考えた。

そして、「平成26年度実績報告書『文化事業業務実績報告書』の各自主事業は、基本協定書第8条で定める管理業務の内容のいずれに分類されるものか。」との質問に対し、県は、「全て、第8条第1項第3号に規定する『音楽、演劇、舞踊その他舞台芸術及び美術の振興に関する業務』に含まれます。」と回答している。

【意見】

(2) 意見

指針では、自主事業とは、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施する事業であり、指定管理事業とは明確に区分されるものである。基本協定書では、この事業を「独自事業」と称しているが、指定管理者制度で自主事業という場合、指針と同様の定義が一般的で

ある。

県の回答によれば、県民ホール本館の事業は、全て指定管理事業であり、指針でいう自主事業（基本協定書でいう独自事業）は実施していないとのことであるが、芸術財団は、平成26年度実績報告書「文化事業業務実績報告書」において、指定管理業務として行う自主的な企画事業の意味で自主事業という表現を使っている。

このことは、指針でいう指定管理事業外の自主事業と、芸術財団がいう指定管理事業内の自主事業とを混同するおそれがあり、芸術財団が指定管理業務として行う自主的な企画事業は、芸術財団が自らの責任と負担で行う自主事業（基本協定書でいう独自事業）と誤認されかねない。

指定管理者の負担で実施する指針でいうところの指定管理事業外の自主事業は、指定管理事業と混同してはならないことから会計を区分して経理をしなければならな

いが、芸術財団が自主事業を実施しているというのにも関わらず、その財務諸表において「自主事業」の区分がないので矛盾を感じ、「自主事業」の定義が二つあることが原因と包括外部監査人が認識するまでに適切な情報の収集と検討に相当の時間を要した。このように財務諸表の利用者等に混乱が生じ、適切な利用に支障が生じるおそれがある。適切な情報を持ち合わせていないならばなおさらである。

県は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施する事業を、「指定管理者制度の運用に関する指針」では「自主事業」と称し、基本協定書では「独自事業」と称しているので、これを統一されたい。

仮に「自主事業」で統一されたならば、芸術財団は指定管理事業として自ら主催する公演のことを「自主事業」と称しているので、この名称を改めるように検討されたい。他団体では「主催事業」などの表現が見られる。

(意見No.21)

県は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施する事業を、「指定管理者制度の運用に関する指針」では「自主事業」と称し、基本協定書では「独自事業」と称しているので、これを統一されたい。
仮に「自主事業」で統一されたならば、芸術財団は指定管理事業として自ら主催する公演のことを「自主事業」と称しているので、この名称を改めるように検討されたい。

14 指定管理事業の収支の事業別区分の表示について

(1) 問題の所在

芸術財団の行っている事業を大きく区分すると、自主企画公演などを行う文化事業と、施設の維持運営管理を行なう施設維持運営事業に分けられる。

しかし、決算書においては県民ホール本館と神奈川芸術劇場の区分はされているものの、各館における各事業別の収支は明らかではない。

すなわち、指定管理料収入は、事業費指定管理料収入及び維持運営費指定管理料収入に分かれしており、内訳欄に記載されている。他方で、支出は、文化事業費と施設維持管理費に分かれているが、中科目欄に記載されており、指定管理料収入と支出が対比されて表示されていない。

また、人件費は、文化事業と施設維持運営事業にかかる人件費を区別しておらず、両事業をまとめた金額となっている。

したがって、各事業の収支差額の金額は、科目の並び

を組み替えたところで計算できない。

【意見】

(2) 意見

芸術財団の指定管理事業収支を文化事業と維持管理運営事業に区分して表示し、収支差額を計算することは、各事業の採算管理を行う上で大変有意義なことである。

すなわち、指定管理事業全体として黒字であっても、各事業が赤字なのか黒字なのかが分からなければ適切な事業管理はできない。

また、県が支出する指定管理料の算定に当たっても各事業の収支状況の把握は必要なはずである。施設維持運営事業はある程度業務範囲と規模が限定されて固定化しているが、文化事業は演目等によって事業規模が左右される。

文化事業と施設維持運営事業は、性質が大きく異なり、収入・支出の構造が違うので、これらを分離せずして適切な管理を実施することは困難である。

(意見No.22)

芸術財団が行う指定管理事業を文化事業と施設維持運営事業とに分けて収支計算を行い、適切な事業管理を行うよう所管課から芸術財団に対して適切な指導がなされることが望ましい。

15 指定管理者の選定が非公募であることについて

(1) 問題の所在

ア 「指定管理者制度の運用に関する指針」によれば、原則として募集方法は公募とし、総合的に最も優れた提案者を指定管理者候補とするプロポーザル方式により選定するとされており、非公募とする場合は例外とし、非公募理由を限定列挙している（6頁「III 指定

にあたっての基本事項」3）。

また、公の施設の管理に関する県の基本的な考え方として、「指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合は、競争原理を活かす観点から公募を原則とし、選定手続における公平性・透明性を確保する。」と記載されている。

県の説明によれば、県民ホール本館及び神奈川芸術劇場の指定管理者の選定を非公募とする理由は、指針の非公募理由(6)「施設の管理運営、事業の企画・実施にあたり、県行政との一体性が特に求められ、かつ、長期的・継続的な視点及び高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要で、特定の者が行うことが適当と認められる場合」に該当することである。

イ 平成26年第3回神奈川県議会定例会の県民企業常任委員会報告資料によれば、次期指定管理期間（平成28年4月1日～平成33年3月31日）の指定の単位としては、県民ホール（本館及び神奈川芸術劇場）及び音楽堂で一体とするとしている。

その理由については、「3館は、それぞれ施設の特徴、規模、機能を生かした本県文化芸術の広域拠点施設となっており、県民ホール本館はオペラ、バレエ等、神奈川芸術劇場は演劇、ミュージカル、ダンス等、音楽堂はクラシック音楽や合唱、教育プログラム、アウトドア事業等を展開している。特に、音楽堂では、公益財団法人神奈川芸術文化財団が培ったノウハウを下に、学校や合唱団へのアドバイス、若手音楽家の育成等を通じて、県民の活動を支援し、本県の芸術文化環境の質的向上を図っている。今後、3館の特性を最大限に生かし、マグカル事業やオリンピック・パラリンピック競技大会に伴う『文化プログラム』をはじめ、文化芸術事業を総合的にバランスよく企画・制作し、県民に提供するため、3館で育成された人材や培ったノウハウを一体として活用していく必要がある。また、3館の管理運営部門の業務、広報業務、チケットセンター業務等、各館の共通業務を一体化して運営することで、より効率的な管理運営体制の構築を図る必要がある。」としている。

ウ そして、同資料によれば、指定管理者候補の選定方法については、非公募により選定するとしている。

その理由は、「県民ホール及び音楽堂の管理運営及び事業の企画・実施については、かながわ文化芸術振興計画（平成26年3月改定）の重点施策である『文化芸術事業の発信力の強化』（マグカル事業の推進等）、『文化芸術の振興を図るために環境整備』、『次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実』、『国際文化交流の充実』等、本県の文化行政を着実に推進するため、県行政との一体的な対応が必要である。特に、次期指定管理期間中に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とともに実施される『文化プログラム』の本県における展開と、これらを契機とした中長期的視点による本県の文化政策の強化・推進のため、本県の文化拠点施設としての必要な対応が求められる。また、数年前から出演交渉が必要な海外アーチストの招へいや、長年の信頼関係を基礎とした出演者や演出家等との交渉など、数年にわたる舞台芸術作品の企画・制作、子ども・青少年向けの体験型アウトリ

ーチ事業等の企画・制作等を実施するためには、それらを実現できる専門スタッフの確保・育成と、知識・経験や人的ネットワークの蓄積が必要であり、長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用が求められる。以上の観点を踏まえ、県民ホール及び音楽堂の運営に当たっては、これまで指定管理者として、築40年を経過する県民ホール本館、高度な舞台設備を備えた神奈川芸術劇場及び60年が経過する音楽堂それぞれの特性や留意点を熟知し、平成5年の設立以来、県と密接に連携して、神奈川の文化の創造と発展に寄与してきた公益財団法人神奈川芸術文化財団を候補として選定する。」としている。

【意見】

(2) 意見

本章及び次章の指摘事項及び意見で述べるとおり、芸術財団による県民ホール本館及び県民ホール神奈川芸術劇場の管理運営には様々な問題があると言わざるを得ない。

すなわち、本来、県が負担すべき施設の改修や修繕の費用を芸術財団が負担していたり、工事を分割発注することで指名競争入札ではなく1者随意契約で特定の業者を選定していたりするなど不適切な処理が見られる。

競争を経ずに芸術財団が継続して施設の管理運営していくことが前提となっていることから、県と芸術財団の関係が緊張感のないものとなり、芸術財団が、多額の指定管理料の下、県の十分なチェックを経ずに多額な支出をすることが可能となっている。

これらは、非公募により芸術財団が指定管理者に選定されてきたことが遠因と考えうる。

指定管理者制度の趣旨は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」（平成15年7月17日総務省自治行政局長通知）ものとされている。

県と指定管理者は蜜月関係にあってはならないのであり、指定管理者制度の趣旨の達成には適度な緊張感と外部からのチェックが必要なのである。

そのためにも、県民ホール本館及び神奈川芸術劇場の指定管理者の公募化を検討されたい。

その結果、芸術財団を引き続き非公募により指定管理者として選定する場合には、サービスの向上と経費の節減を図る指定管理者制度の趣旨に鑑み、芸術財団には従前以上の経営努力を求め、より一層の県による監督機能の充実を図られたい。

(意見No.23)

県と指定管理者の関係について、適度な緊張感と外部チェックが必要であるとの観点から、県民ホール本館及び神奈川芸術劇場の指定管理者の公募化を検討されたい。

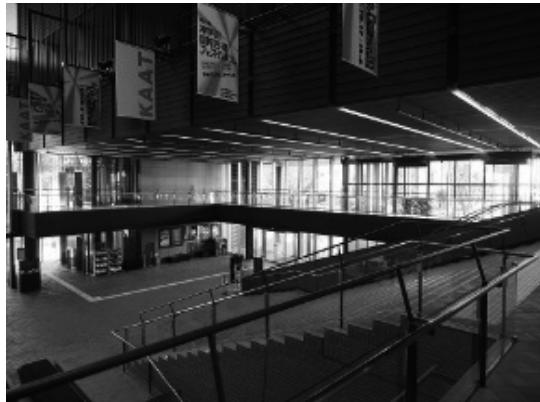
その結果、芸術財団を引き続き非公募により指定管理者として選定する場合には、サービスの向上と経費の節減を図る指定管理者制度の趣旨に鑑み、芸術財団には従前以上の経営努力を求め、より一層の県による監督機能の充実を図られたい。

第3章 神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場

写真1 外観



写真2 1階ロビー



第1 事務事業の概要

1 施設の概要

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るために施設として設置する（神奈川県立県民ホール条例第2条）。

イ 所管課

県民局くらし県民部文化課

(2) 在所在地

横浜市中区山下町281番地（NHK横浜放送局との合築施設）

(3) 開設年月及び沿革

平成22年4月1日 指定管理者制度の導入

平成23年1月11日 KAAT神奈川芸術劇場開館

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 6,436.61m²

イ 建築面積 4,818.88m²

ウ 建物構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造

地上10階地下1階 最後部高さ50m

エ 延床面積 18,586.45m²

オ 施設の状況

(ア) ホール

客席：可動客席（最大約1,200席）

舞台幅：38.5m 舞台奥行：31.2m 楽屋9部屋

(イ) 大スタジオ

客席：可動客席（最大約220席）

舞台面積：405m² 楽屋：4部屋

(ウ) 中スタジオ・小スタジオA

舞台面積：401m²（合計） 更衣室：4部屋

(エ) アトリエ（小スタジオB）

舞台面積：149m² 更衣室：2部屋

(オ) 駐車場

地下駐車場収容台数：普通乗用車65台、自動二輪車8台（NHK持分含む）

(カ) その他

アトリウム、レストラン、カフェ（NHKとの共用）、事務室等

(キ) 開館時間

原則として午前9時から午後10時まで

(ク) 休館日

12月28日から翌年の1月4日までの日

(5) 利用料金の状況

ア 施設利用料金

(ア) ホール利用料金

(単位：円)

区分	徴収する入場料の額が8,000円を超える場合	平日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る		205,720	288,000	329,150	246,860	370,290	370,290

催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	154,290	216,000	246,860	185,150	277,720	277,720
	徴収する入場料の額が3,000円以下の場合	102,860	144,000	164,580	123,430	185,150	185,150
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	87,430	122,400	139,890	102,860	154,290	154,290

(イ) スタジオ利用料金

図表 2-3-2 スタジオ利用料金

(単位:円)

区分	徴収する入場料の額が3,000円を超える場合	平日			日曜日、土曜日及び休日		
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
大スタジオ	催し等を行う場合	38,580	54,000	61,720	46,290	69,430	69,430
	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	25,720	36,000	41,150	30,860	46,290	46,290
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	21,910	30,660	34,980	25,720	38,580	38,580
ホール等を利用する催し等に伴う場合	10,800	15,120	17,280	12,860	19,340	19,340	
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	15,430	21,600	24,690	18,520	27,780	27,780
中スタジオ	催し等を行う場合	13,890	19,440	22,220	16,770	25,100	25,100
	ホール等を利用する催し等に伴う場合	4,940	6,900	7,820	5,970	8,850	8,850
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	7,000	9,780	11,110	8,230	12,350	12,350
小スタジオA	催し等を行う場合	10,290	14,400	16,460	12,350	18,520	18,520
	ホール等を利用する催し等に伴う場合	3,600	5,040	5,760	4,430	6,590	6,590
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	5,150	7,200	8,230	6,180	9,260	9,260
タ中ジスオタAジをオ同及び利用小ス	催し等を行う場合	18,310	25,620	29,220	21,910	32,820	32,820
	ホール等を利用する催し等に伴う場合	8,540	11,940	13,580	10,390	15,430	15,430
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	12,140	16,980	19,340	14,400	21,600	21,600
アトリエ	ホール等を利用する催し等に伴う場合	2,880	4,020	4,530	3,400	5,040	5,040
	ホール等を利用する催し等に伴わない場合	4,120	5,760	6,590	4,940	7,310	7,310

(イ) 楽屋利用料金

図表 2-3-3 楽屋利用料金

午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
1,550円	1,550円	1,550円

(イ) 駐車場利用料金

図表 2-3-4 駐車場利用料金

区分	30分以内の場合	30分超える場合
普通自動車	1台につき 240円	1台最初の30分を超える時間30分ごとに 230円
原動機付自転車及び自動二輪車	同 60円	同 50円

イ 設備利用料金

図表2-3-5 設備利用料金

種別	単位	利用料金の額
楽器	1台1回	15,000円
舞台設備	1種類1回	11,000円
ホール及びスタジオ照明セット	1回	54,000円
その他の照明設備	1台1回	1,800円
ホール及びスタジオ音響セット	1回	25,000円
その他の音響設備	1式、1台又は1本1回	21,000円
映写設備	1台1回	22,000円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1キロワット1回	200円

(6) 施設の管理

ア 管理状況の推移

図表2-3-6 管理状況の推移

	H18～H22	H23～H27
管理形態	指定管理者制度	指定管理者制度
管理者	財団法人神奈川芸術文化財団	公益財団法人神奈川芸術文化財団
管理者選定方法	公募（3社応募）	非公募

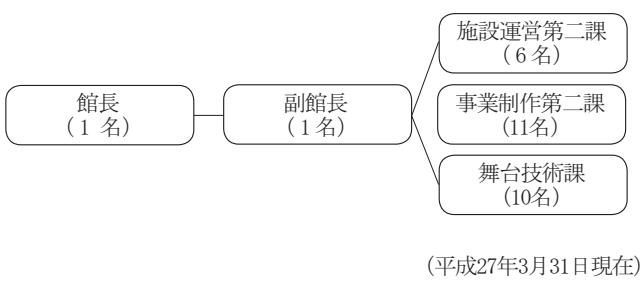
イ 指定管理者（平成26年度の指定管理者）の状況

(ア) 指定管理者名

公益財団法人神奈川芸術文化財団

(イ) 組織の状況

図表2-3-7 組織の状況



課名	業務内容
施設運営第二課	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営、貸館利用、会計等 神奈川芸術劇場及び日本放送協会横浜放送会館合同施設

	の管理組合の事務
事業制作第二課	<ul style="list-style-type: none"> 主催事業の実施（企画、制作、実施、広報等） 提携、共催事業の調整 教育普及事業、人材育成事業の実施
舞台技術課	<ul style="list-style-type: none"> 舞台技術に関わる運営、安全、設備管理等 人材育成事業の実施

(イ) 県出えん比率

100%（県主導第三セクター）

ウ 指定管理者が実施する業務

第2部第3章神奈川県立県民ホール本館の第1の1

(6)ウと同様である。

2 近年の神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場の実績等

(1) 収支の推移

平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの、神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場（以下「神奈川芸術劇場」という。）の収支状況の推移は下記図表2-3-8のとおりである。

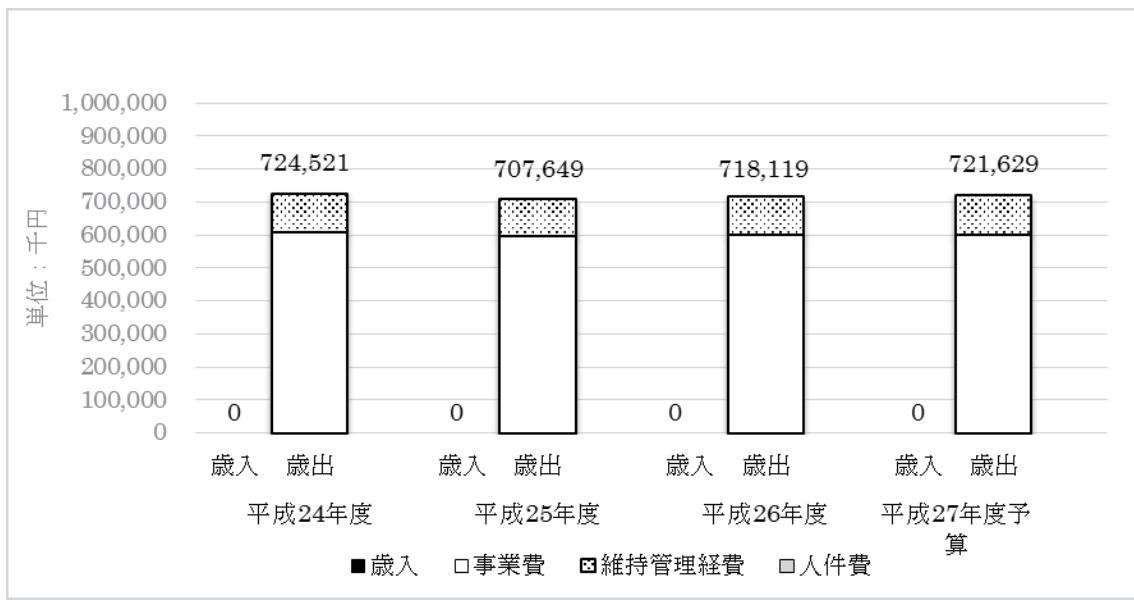
図表2-3-8 収支の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入 ①		-	-	-	-
歳出	指定管理料	607,969	596,754	601,464	601,464
	維持管理経費	116,552	110,895	116,655	120,165
	人件費	-	-	-	-
②		724,521	707,649	718,119	721,629
収支	③=①-②	△724,521	△707,649	△718,119	△721,629

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。また、維持管理経費や人件費は、県から指定管理者に支出する指定管理料と指定管理者の収入から支払われるため、県による個別の支出はない。

図表 2-3-9 歳入と歳出及びその内訳



※指定管理者導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。

(2) 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移

平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの神奈川芸術劇場の利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移は、下記図表2-3-10のとおりである。

図表 2-3-10 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移

(単位：人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
利用者数	151,487	167,485	187,974	175,000
利用者一人当たり県負担額	4.8	4.2	3.8	4.1

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

(3) 財産の管理状況

文化課と指定管理者との合同による年1回の備品照合が行われている。

3 近時の取組

(1) 演劇・ミュージカル等の長期貸館を中心とした積極的な営業

(2) 日本放送協会横浜放送局との協力関係の推進と地元住民、商業団体との連携を図ることによる地域の活性化への貢献

第2 監査の実施

1 職員の残業について

(1) 問題の所在

ア 芸術財団は、職員の就業について公益財団法人神奈川芸術文化財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）を定めている。

就業規程によれば、「職員の1日の勤務時間は7時間

45分とし、4週間を平均して1週あたり38時間45分とする」と規定されている（就業規程第7条第1項）。

また、「理事長は、業務上臨時に必要があるときは、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命ずることができる」と規定されている（就業規程第12条第1項）。

そして、時間外労働、休日労働等に関して、芸術財団と職員代表との間で時間外労働、休日労働及び一斉休憩の適用除外に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結している。

協定書によれば、時間外労働を行わせることができる場合について、以下の図表2-3-11のとおり定めている（協定書第1条(1)）。

図表 2-3-11 時間外労働を必要とする場合

①時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	ア 公演等の制作業務・舞台技術業務 イ 文化施設の管理運営業務 ウ 月次、年次の決算事務
②業務の種類	事務
③従事する労働者数	20名
④1日についての延長時間	5時間
⑤一定期間についての 延長時間 (法定労働時間を超えて 延長することができる 時間)	ア 1か月45時間、1年360 時間 イ 1か月40時間、1年300 時間 ウ 1か月45時間、1年360 時間

なお、協定書では、「公演の制作、決算・監査業務、理事会等の会議開催、その他特別の事情がある場合は、労使の協議を経て、一定期間に1か月60時間までこれを延長することができる。なお、延長時間が1か月45

時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。」と定めている（協定書第2条）。

芸術財団の職員の時間外労働等の就業について、就業規程及び協定書に基づき適正に行われているかが問

題となる。

イ 神奈川芸術劇場の職員の時間外労働の状況は、次の図表2-3-12のとおりである。

図表2-3-12 時間外労働の状況（年間300時間を超える者）

所属課	社員名	業務の種類	年間残業時間	年間残業代
施設運営第二課	A氏	施設管理	319時間15分	53万4,053円
事業制作第二課	B氏	制作・広報営業 舞台技術	601時間30分	148万5,529円
	C氏		669時間45分	165万9,470円
	D氏		799時間30分	193万2,737円
	E氏		610時間35分	157万8,284円
	F氏		708時間30分	118万8,134円
	G氏		797時間30分	142万9,301円
舞台技術課	H氏		1,065時間00分	253万9,429円
	I氏		819時間15分	198万4,492円
	J氏		531時間45分	87万3,834円
	K氏		763時間15分	150万1,441円
	L氏		925時間30分	136万267円

H氏の年間の残業時間は1,000時間を超えており、施設運営第二課・事業制作第二課・舞台技術課の合計24名のうち13名は協定書で定めた年間の残業時間を超えていた。

また、年間の残業代は、最も多い職員（H氏）で250万円を超えており、平均して1名につき100万円を超えている。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

神奈川芸術劇場においては、恒常に時間外労働が行われていると思われ、これは、上記図表2-3-11の「一定期間についての延長時間（法定労働時間を超えて延長することができる時間）」を優に超えており、明らかに労

使協定に違反するものであるから、直ちに改善されなければならない。

なお、労働基準監督署が業務災害を認定する可能性の高い場合として、心臓疾患等の場合、1か月100時間を超えるか、直近2か月から6か月の平均で80時間を超える時間外労働をしている場合であり、うつ病などの精神障害の場合、2か月間で120時間以上か、3か月間に月100時間以上の時間外労働をしている場合とされている（平成22年5月7日基発0507第3号、平成23年12月26日基発1226第1号）。

労働災害（労災）が発生するリスクがあり、仮に労災が発生すれば、従業員や遺族からの損害賠償請求がなされたり、保険料の増額等のコストも発生したりする可能性があり、早急に労働環境を改善する必要がある。

（指摘事項No.11）

神奈川芸術劇場では、恒常に時間外労働が行われており、明らかに労使協定に違反する。所管課は、芸術財団の職員の時間外労働の状況を直ちに改善するよう厳しく指導し、労働災害発生による不測の支出を回避すべく時間外労働のルールを見直さなければならない。

2 職員の振替休日の取得について

(1) 問題の所在

ア 就業規程では、「理事長は、職員に対し、週休日又は休日に勤務を命ずる場合は、当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間において週休日又は休日を振り替えることを原則とする。」と規定している（就業規程第13条第1項）。

そして、「職員は、週休日又は休日に勤務を命ぜられた場合において前項の規定により週休日又は休日を振

り替えようとするときは、週休日又は休日振替簿により届けなければならない。」と規定している（就業規程第13条第2項）。

また、芸術財団に対するヒアリングにおいて、年間の休日労働時間数、代休取得時間数等を尋ねたところ、それに対する回答資料において、年間の休日労働時間数は0とした上、「休日労働という考え方ではなく、休日振替を原則としている。」と回答している。

芸術財団の職員が休日出勤をした場合に、就業規程で定めるとおり、振替休日が取得されているかが問題となる。

イ 現地調査において、週休日又は休日振替簿を見ると、職員が休日勤務をしても振替休日を取得していないケースが多数見られた。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

神奈川芸術劇場では、職員が休日出勤をしても、振替休日を取得していないケースが多数あり、そもそも休日出勤をする前に振替休日があらかじめ決められていなかつた可能性もある。

振替休日は、前もって労働日と休日を入れ替えるもの

であり、休日に出勤しても休日労働にはならないものである。

振替休日が取得できていないのであれば、当該休日出勤日は、休日労働として処理し、代休を付与し、休日労働の割増賃金を支払わなければならないが、それらはなされていない。

振替休日を取得できない法定休日労働は、使用者は週に1日以上(又は4週に4日以上)の休日を与えるべくはならないと規定する労働基準法第35条に違反するものであり、また、就業規程第13条第1項及び第2項にも違反するものである。

(指摘事項No.12)

恒常に休日勤務が行われており、振替休日を取得していないケースが多数見られ、これは労働基準法及び就業規程に違反するものである。本来支出すべき休日労働の割増賃金が支出されていないのであり、人件費の支出が適正になされていない。所管課は、職員が振替休日を取得できない休日労働の状況を直ちに改善するよう厳しく指導し、芸術財団は、適切に人件費を支出されたい。

3 職員の年次有給休暇の取得について

(1) 問題の所在

ア 神奈川芸術劇場において、年度途中入社者及び退社者を除いた全職員25名の年次有給休暇取得率は26.0%である。

図表2-3-13 芸術劇場の年次有給休暇取得率

年間付与日数合計	年間取得日数合計	取得率
500日	130日	26.0%

※ 年度途中入社者及び退社者を除いた全職員25名の合計である。

各自年間20日の有給休暇が付与されている。

取得日数は、前年度からの繰越日数と当年度の付与日数の合計から年度末残日数を差し引いて求めた。

イ 年間取得日数3日以下の職員は13名で全体の半数を超えている。このうち、3人は有給休暇を全く取得できていない。

図表2-3-14 年次有給休暇の年間取得日数別人数

年間取得日数(日)	人数(人/全職員数25人)
0	3 / 25
1	4 / 25
2	4 / 25
3	2 / 25
合計	13 / 25

ウ 事業制作第二課と舞台技術課の平均取得率は施設運営第二課の半分である。

図表2-3-15 課別の平均年次有給休暇取得率

課名	平均取得率
施設運営第二課	41.4%

事業制作第二課 21.0%

舞台技術課 20.7%

のことから、特定の課や個人に業務が集中しており、満足に休暇が取れない実態が分かる。

『有給休暇ハンドブック』(厚生労働省・労働時間短縮支援センター・(社)全国労働基準関係団体連合会)には、「現在の年次有給休暇の平均取得率は約50%にとどまり、必ずしも十分には年次有給休暇制度の目的が実現されていません。」と記されているが、芸術劇場の平均取得率は全国平均の約2分の1に過ぎない。これでは年次有給休暇制度の目的達成には程遠い。

【意見】

(2) 意見

「経営を支える従業員の効率的、創造的な働き方を実現するためには、今まで以上に休暇の果たすべき役割が重要になります。新しい技術への対応や独創的な発想などはストレスの解消やリフレッシュがきちんとでき、生きがいのもてる生活、働きがいのある職場から生まれてくるものだからです。」と「有給休暇ハンドブック」には書かれている。

さらに、次のようにも記載されている。

図表2-3-16 休暇取得の促進

休暇の促進は企業経営にとって様々な効果をもたらすものです。
休暇を取得するには、その従業員の行っていた業務を代わりの従業員が引き継ぐことになりますが、これは、
①業務を円滑に引き継ぐためには、業務の内容、進め方などに関する棚卸しを行なう必要がありますが、その過程で業務の非効率な部分をチェックすることができます
②代替業務をこなすために従業員の多能化促進の機会となります
③交替要員が代替業務をこなすことができるかどうかの能力測定の機会になります
④交替要員への権限委譲の契機となり、従業員の育成につながります

⑤休暇の有効活用により、休暇取得者のキャリアアップを図ることができます
といった効果を生み出し、従業員の休暇の取得を経営改善の一環としての業務効率化に結びつけることが可能になるのです。

出典:『有給休暇ハンドブック』(厚生労働省・労働時間短縮支援センター・(社)全国労働基準関係団体連合会)

以上のように、「休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、企業経営に好影響

(意見No.24)

休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、施設の管理運営に好影響をもたらすものであるから、芸術財団は、職員の年次有給休暇が取得しやすくなるような職場環境づくりを行い、所管課は、26%と非常に低い平均年次有給休暇取得率を改善するように、芸術財団に対して指導されたい。

4 保守点検業務の業務委託について

(1) 問題の所在

ア 芸術財団の会計規程においては、売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとすると規定されている（会計規程第18条）。

また、会計規程においては、随意契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これによることができる（会計規程第20条第1項）と規定されている。

図表2-3-17 随意契約にできる場合

- (1) 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないと認めるとき。
- (2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。
- (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (5) 指名競争入札の入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- (6) 落札者が契約をしないとき。
- (7) 前各号に掲げるものの以外の契約で、契約1件当たりの予定価格が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えない額のとき。

ア 工事の請負	250万円
イ 業務委託（公演委託業務を除く。）	100万円
ウ 物品の購入（工事に使用する物品を除く。）	160万円
エ 物品の賃借	80万円
オ 上記に掲げるもの以外	100万円

随意契約は、手続が簡便で早期に契約締結が可能であるというメリットがあるが、逆に、契約の相手方が固定化するなど公平性・透明性が確保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないなどのデメリットがある。

指名競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によっていいかが問題となる。

イ 芸術財団は、指名競争入札及び随意契約の業者選定を公正かつ的確に行うため、業者・機種等選定会議（以下「選定会議」という。）を設置している（業者・機種

をもたらすもの」なのである。

芸術関連で一般的に言えることかもしれないが、芸術財団においても休暇取得の必要性及び重要性に関する認識が不足しているようである。同時に残業が常態化し、特定の職員に過剰な負担が生じている職場環境に問題があると言わざるを得ない。

芸術財団には、職員の年次有給休暇が取得しやすくなるような職場環境づくりが求められる。

等選定要領）。

選定会議は、委託業務で予定価格が100万円を超える執行に係る入札参加者等の業者の選定に関する（同要領第3条第1号イ）や第1号で定める工事等で随意契約に付することの適否に関する（同要領第3条第3号）等を行うと規定されている。

ウ 芸術財団は、次の図表2-3-18のとおり、各種保守点検業務について、随意契約により、業者を選定している。

図表2-3-18 保守点検業務一覧

業者	委託業務の内容	委託金額	随意契約の理由
A社	舞台設備保守点検業務	9,180,000円	高度かつ専門的な知識を要する設備であり、設置業者以外では期待する業務水準を見込めないため（会計規程第20条第1項第1号）
A社	搬入用エレベーター保守点検業務	3,499,200円	
B社	照明設備保守点検業務	7,182,000円	
C社	音響・連絡設備保守点検業務	3,664,310円	

【意見】

(2) 意見

ア 各保守点検業務は、各設備の設置業者（又は設置会社の保守専門会社）による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が指名競争入札に適さないと認めるとき」（会計規程第20条第1項第1号）に該当するものとして、随意契約としているようである。

設置会社（又は設置会社の保守専門会社）は、その他の会社と比較して、設置会社の技術・ノウハウの供与及び部品の調達の点で、競争上有利な立場にあることは否定できず、専門性の高い保守点検を実施するために随意契約とする一定の合理性はあると思われる。

しかし、設置会社（又は設置会社の保守専門会社）という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。

一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

むしろ、設置会社（又は設置会社の保守専門会社）を1者随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

イ 指名競争入札が原則とされている理由は、機会の均等及び公正性の確保の趣旨のみならず、競争を通じて最も有利な条件の業者を選定できるため、予算の効率

的利用の点で優れているからである。

1者随意契約は、あくまでも例外であり、具体的な契約締結に当たっては、安易に随意契約によることなく、可能な限り、複数の参加者による競争入札の活用が検討されなければならない。

各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないか否かなど随意契約とする理由を審査・検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

(意見No.25)

各保守点検業務については、各設備の設置業者であるからという理由で安易に1者随意契約とすることなく、業務の種類・内容に応じて適時・適正に見直しをし、競争入札の活用も検討されたい。

5 プロポーザル方式による業者の選定について

(1) 問題の所在

神奈川芸術劇場について芸術財団がプロポーザル方式

により業者を選定している委託業務は、次の図表2-3-19のとおりである。

図表2-3-19 プロポーザル方式により業者を選定している委託業務一覧

委託業務の内容	委託金額	随意契約の理由	年度	方式
舞台技術業務	31,865,400円	高度な技術若しくは専門的な技術又は創造性を求められる業務であり、指名競争入札に適さないため	平成22年度	指名型5者
舞台技術業務	21,335,400円		平成22年度	指名型6者
案内業務	29,496,212円		平成23年度	指名型5者
清掃管理業務	28,920,924円		平成24年度	指名型4者
施設設備維持管理業務	9,462,753円		平成24年度	指名型2者
保安警備業務	12,007,377円		平成24年度	指名型4者
デザイン委託	3,888,000円		平成24年度	指名型5者
インターネットインフラネット及びネットワークシステム更新初期構築	4,034,794円		平成26年度	指名型5者
チケット販売手数料	2,027,484円		平成22年度	指名型6者

上記委託業務について、指名競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によっていないか、上記プロポーザル方式による業者の選定が適正になされているかが問題となる。

【指摘事項】

(2) 指摘事項（プロポーザル方式実施要領について）

プロポーザル方式実施要領の問題点及び指摘事項は、県民ホール本館の第2の7(2)で述べたところと同様である。

(指摘事項No.13)

芸術財団は、事前に、県と協議せず、その承認を得ずにプロポーザル方式実施要領を作成しており、基本協定書第16条第1項に違反する。

芸術財団によるプロポーザル方式による業者選定は、その合理性・公正性・経済性の観点、さらには透明性の観点から、今後、県との協議によりその手法の更なる検討が必要であり、その結果、プロポーザル方式による業者選定を続けることになった場合にも、具体的な運用マニュアルの作成は必要不可欠であると考える。

【意見】

(3) 意見（応募資格について）

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務

委託の応募資格の問題点及び意見は、県民ホール本館の第2の7(3)で述べたところと同様である。

(意見No.26)

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募資格について、「神奈川県横浜市中区及び西区、南区、神奈川区に本社又は支社及び支店を有していること」に限定することの合理的な理由は乏しい。業者選定の競争性を確保し、県内中小企業の受注機会の確保の観点から、上記条件の削除又は変更を検討されたい。

【意見】

(4) 意見（審査基準について）

施設維持管理業務委託、清掃管理業務委託、保安警備業務委託、案内業務委託の応募資格の問題点及び意見は、県民ホール本館の第2の7(4)で述べたところと同様である。

なお、舞台音響業務及び舞台照明業務の採点方法については、「受託費用については最低価格を提示した者に25点を付与し、2番目以降に関しては最低価格との価格の差を最低価格で割ったものに25点を乗じた数値を25点から引いたものを得点とする。」としている。

(意見No.27)

審査における配点のうち受託費用の点ではほとんど点数の差が付かないことになり、受託費用の点での競争性が失われている。プロポーザル方式は受託費用の点数のみで最終判断するものではないが、受託費用に関する配点や採点方法を工夫し、受託費用の点でも競争性が確保されるように処置を講じられたい。

【意見】

(5) 意見 (審査内容について)

プロポーザル審査会の審査内容についての問題点及び

意見は、県民ホール本館の第2の7(5)で述べたところと同様である。

(意見No.28)

審査内容は、業者名が匿名とされず、現職の業者を選定するべく議事が進行しているようにも見受けられるから、業者の選定に透明性や公正性が確保されるよう処置を講じられたい。

【意見】

(6) 意見 (採点方法について)

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務

委託の応募要項の採点方法の問題点及び意見は、県民ホール本館の第2の7(6)で述べたところと同様である。

(意見No.29)

施設維持管理業務委託、清掃業務委託、保安警備業務委託の応募要領の「基準を満たす選定対象は1者以上有効とし、有効対象者が1者であった場合には審査会を開催しない。」との採点方法は競争性が確保されず好ましくない。

基準を満たす選定対象が1者の場合には、改めて候補者を募集するか、有効対象者が1者のみの場合であっても、審査会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定されたい。

【意見】

(7) 意見 (審査結果について)

清掃管理業務委託や施設維持管理業務委託の審査会の

結果についての問題点及び意見は、県民ホール本館の第2の7(7)で述べたところと同様である。

(意見No.30)

各審査委員の採点につき、特定の審査委員の極端な判断のみで業者の選定が大きく左右されないよう審査方法を改善されたい。

6 個人と業務委託について

(1) 問題の所在

ア 芸術財団は、神奈川芸術劇場について、個人との間

で多数の業務委託契約を締結しており、委託金額が100万円を超えるものは以下のとおりである。

図表2-3-20 個人と業務委託一覧

委託業務の内容	委託先	委託金額	選定方法
舞台業務委託	舞台技術者	7,664,914円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	7,228,799円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	3,773,828円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	3,367,542円	随意契約
自主的な企画事業に伴う委託	制作者	3,827,314円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	4,947,428円	随意契約
自主的な企画事業に伴う委託	制作者	5,180,914円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	1,902,857円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	5,200,000円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	8,356,104円	随意契約
広報宣伝物等制作委託等	デザイナー	1,929,970円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	3,380,000円	随意契約
舞台業務委託	舞台技術者	1,408,000円	随意契約
衣装費	デザイナー	1,516,000円	随意契約
演出料	演出家	1,160,000円	随意契約
出演・作品制作委託	制作者	1,756,597円	随意契約
出演・作品制作委託	歌手	1,256,597円	随意契約

音楽監督料・演奏料

音楽家

2,000,000 円

随意契約

平成26年度の個人との間の業務委託契約は、合計103名に対し、委託金額の合計は、8,770万8,304円であった。

平成26年度神奈川県立県民ホール指定管理事業収支決算書によれば、神奈川芸術劇場の文化事業支出と施設維持管理費支出を合わせた委託費支出は、5億4,171万7,693円であったのであるから、その約16%は個人との間の業務委託料であったことになる。

- (イ) 芸術財団は、公演企画制作業務及び舞台技術業務について、個人に業務委託する場合の取扱いに関し、公益財団法人神奈川芸術財団個人業務委託取扱要綱（以下「個人業務委託取扱要綱」という。）を定めている。
 (ア) 個人に委託できる業務は、①公演企画制作業務と
 ②舞台技術業務に限定されている（個人業務委託取扱要綱第2条）。

(イ) 個人（業務受託者）は、面接、履歴書、職務経歴書により選定すると規定され（同第3条）、芸術財団に対するヒアリングでの回答によれば、「舞台技術や制作関係等に精通しているのは、館長、支配人、舞台技術監督等となるため、それらの者が選定にあたることを通例としている。」とのことであり、「委託を必要とする業務が発生した場合、その業界の中で、フリーで活躍している専門技能を有した者の中から個人の技能や業務経験に着目し、その期間委託が可能であることや他での受託実績など総合的に判断して候補者をリストアップし、最終的な選定については同要綱に基づき、面接、履歴書、職務経歴書により選定している。」とのことである。
 (ア) 委託料は、業務の委託内容に応じて別に定める（同第4条第1項）と規定されており、芸術財団に対するヒアリングでの回答によれば、「委託料については、業務内容に応じて、必要な業務水準や経験年数を勘案し設計を行っている。」とのことである。

(意見No.31)

個人の委託先の選定基準や委託金額の算定基準がないことは恣意性の介入する余地がある。舞台業務委託など個人との業務委託の種類によっては、委託金額の標準化が可能なものもあると思われるから、個人との各業務委託の委託金額について、算定基準の策定を検討されたい。

(3) 意見

自主的な企画事業に伴う業務委託の内容は、営業や広報の業務であり、個人業務委託取扱要綱において定められている個人に委託できる業務（①公演企画制作業務、②舞台技術業務）に当たらない。

芸術財団に対するヒアリングでの回答を見ると、A氏やB氏については、K A A T の実情を踏まえて仕事をしてもらう意味で、個人と専属の委託契約を結んでいるとのことである。

また、業務仕様書において、勤務場所は、「神奈川芸術

そこで、個人との各業務委託契約について適法性・経済性・合理性が認められるかが問題となる。

- ウ 個人との業務委託のうち自主的な企画事業に伴う業務委託は、次の図表2-3-21のとおりである。

図表2-3-21 自主的な企画事業に伴う業務委託

業種	A氏	B氏
業務内容	①各種団体営業先との連絡調整 ②関係者優待申し込み対応 ③チケットセンターとの連絡調整 ④資料作成、DM用データ作成 ⑤上記業務に関する事務作業、スケジュール管理及びその他関連業務	①公演広報業務 ②公演招待対応 ③広報宣伝物の作成 ④かながわメンバーへの対応 ⑤県庁関係の広報枠の照会対応と調整 ⑥上記に付随する業務及びその他関連業務
業務場所	神奈川芸術劇場及び芸術財団の指定する場所	
履行確認	毎月の業務の進捗状況について、業務進捗状況報告書を翌月7日までに県民ホール館長に提出するものとする。	

【意見】

(2) 意見

個人との業務委託については、個人を選定する具体的な基準はなく、館長、支配人、技術監督等の主観的な判断に委ねられている。また、委託金額も、具体的な算定基準はなく、必要な業務水準や経験年数を勘案し、個人との間の話合いで決められている。

委託先について具体的な選定基準がなく、委託金額について具体的な算定基準がないことは恣意性の介入する余地があり、選定権者の独断により、特定の個人との間で業務委託契約を締結し、高額の委託金額を支出することになり、濫用のおそれがある。

劇場及び甲の指定する場所」とされている。

業務仕様書において、履行確認として、「乙は、毎月の業務の進捗状況について、別紙4の業務進捗状況報告書を翌月7日までに県民ホール館長に提出するものとする。」とされており、業務進捗状況報告書には、日時等及び業務の進捗状況の欄があり、その報告を求めている。

その他、業務仕様書には、「乙は、本件業務遂行にあたって、…中略…甲の指示に従うものとする。」「乙は、本件業務遂行にあたって、甲の実施する各種訓練等に参加、協力するものとする。」とある。

契約書では、「甲は、乙の業務委託内容の処理状況につ

いて、隨時調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、業務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。」(契約書第6条)と規定されている。

業務仕様書や契約書の記載からすれば、芸術財団に業務指示や指揮監督の権限があるように見受けられ、当該

個人と芸術財団との間で使用従属関係が認められ、業務委託契約という形式をとっているが、実質上は指揮命令をして従業員のような使い方をしていると見られかねず、実質的な契約内容が雇用契約であると疑われかねない。その場合、偽装請負として、労働基準法違反となるおそれがあり、課税負担の増大等のリスクもある。

(意見No.32)

自主的な企画事業に伴う業務委託は、業務委託契約という形式をとっているが、実質的には雇用契約であると見られかねない。個人の業務委託については、業務の実態に応じて適切な契約類型を選択するよう見直しをされたい。

7 備品管理シールの貼付について

(1) 問題の所在

ア 所管課の所管施設における備品管理シールの貼付についての独自のルールは、県民ホール本館の第2の9

(1)アイで述べたところと同様である。

イ 神奈川芸術劇場の現地調査における備品管理シールの貼付状況は、県民ホール本館の第2の9(1)ウで述べたところと同様である。

【指摘事項】

(2) 指摘事項 (所管課の所管施設における独自ルールについて)

所管課の所管施設における独自ルールについての意見は、県民ホール本館の第2の9(2)で述べたところと同様である。

(指摘事項No.14)

所管課は所管施設の一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自のルールについては見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定められなければならない。

【指摘事項】

(3) 指摘事項 (県備品の備品管理シールの貼付について)

現地調査において、備品台帳に記載のあった備品6,030点中、無作為に大道具制作室内にある約30点(例えば、切断機、釘打機、集塵機、台車など)を選定して確認したところ、21点の備品(例えば、切断機、釘打機、集塵機など)について備品管理シールが貼付されていなかった。

なお、所管課の独自ルールにより貼付の対象外と整理

された大道具制作室内的工具類のような備品には、備品管理シールの貼付は容易に可能であり、貼付できない例外的な場合には当たらない。

包括外部監査人が選定したごく一部の備品に備品管理シールが貼付されていなかった現状からして、その他にも独自ルールに基づき備品管理シールが貼付されていなかった備品があると思われ、芸術財団による備品管理シールの貼付は不十分であり、この点に関する県のモニタリングも不十分であり、改善が必要である。

(指摘事項No.15)

県の備品には原則どおり備品管理シールを貼付しなければならない。

所管課においては、一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自ルールの見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定めた上で、芸術財団が県の備品に備品管理シールを貼付して適切に管理するよう指導されたい。

8 指定管理者としての業務に係る経理について

(1) 問題の所在

指定管理者としての業務に係る経理についての問題の所在は、県民ホール本館の第2の11(1)で述べたところと同様である。

ア 神奈川芸術劇場においては、職員が出張の際の駅とホテルの間のタクシーでの移動や夜間作業のため終電が終了してしまった場合に帰宅する際のタクシーでの移動を緊急移動のためとして経費計上している例が多数見られた。タクシ一代については、「通信運搬費」に

仕訳していた。

イ 神奈川芸術劇場においては、夜間作業のための軽食代をケータリング代として、出張先に挨拶する際の手土産代を経費計上している例が多数見られた。ケータリング代や手土産代については、「消耗品費」に仕訳していた。

【意見】

(2) 意見 (経費の勘定科目について)

経費の勘定科目についての意見は、県民ホール本館の第2の11(2)で述べたところと同様である。

(意見No.33)

深夜帰宅等のためのタクシ一代、出演者等に対するケータリング代や手土産代、打合せ経費、作家やスタッフの宿泊費等を計上している勘定科目は、県民や決算書の利用者に的確な情報が伝わりにくい。

芸術財団は勘定科目の適用を一般的で誤解の生じにくいものに改めるよう検討されたい。

<p>【指摘事項】</p> <p>(3) 指摘事項（経費の支払方法について）</p> <p>(指摘事項No.16) 経費の支払方法のうち立替払や仮払金について、会計規程及び会計事務処理要領等に基づき適正に行われていない。所管課は芸術財団において経費の支払方法を適正に処理するよう指導・監督しなければならない。</p>	<p>経費の支払方法についての意見は、県民ホール本館の第2の11(3)で述べたところと同様である。</p>
<p>9 指定管理者の選定が非公募であることについて</p> <p>(1) 問題の所在</p> <p>指定管理者の選定が非公募であることについての問題の所在は、県民ホール本館の第2の15(1)で述べたところと同様である。</p>	<p>【意見】</p> <p>(2) 意見</p> <p>指定管理者の選定が非公募であることについての意見は、県民ホール本館の第2の15(2)で述べたところと同様である。</p>
<p>(意見No.34) 県と指定管理者の関係について、適度な緊張感と外部チェックが必要であるとの観点から、県民ホール本館及び神奈川芸術劇場の指定管理者の公募化を検討されたい。 その結果、芸術財団を引き続き非公募により指定管理者として選定する場合には、サービスの向上と経費の節減を図る指定管理者制度の趣旨に鑑み、芸術財団には従前以上の経営努力を求め、より一層の県による監督機能の充実を図られたい。</p>	

第4章 神奈川県立地球市民かながわプラザ

写真1 外観



写真2 5階「虹の架け橋」



第1 事務事業の概要

1 施設の概要

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

子供の豊かな感性をはぐくむとともに、県民の国際的理知並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援するための施設として設置する（神奈川県立地球市民かながわプラザ条例第2条）。

イ 所管課

県民局くらし県民部国際課

(2) 在所在地

横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号

(3) 開設年月及び沿革

昭和61年12月 第二次新神奈川計画に「かながわ国際こども館」及び「かながわ国際平和館」の構想として位置付け

平成2年8月 県消防学校移転跡地への建設が決定（平成3年2月公表）

平成4年1月 横浜市の要望を受け栄区区民文化センターとの合築を決定

こども館と平和館について、総称として「地球市民かながわプラザ（仮称）に変更」

平成4年2月 県自治総合研究センター、（財）市町村研修センターとの合築を決定

平成9年2月 児童文学館事業を神奈川近代文学館へ一元化するため、プラザ事業としては児童文学館事業を中止

児童文学館の代わりに（財）県国際交流協会と県国際交流センターを産業貿易センタービルから移転

平成9年6月 建物本体の完成

平成10年2月 開館

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 24,960.48m²

イ 建築面積 10,170.00m²

ウ 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地下2階・地上6階

エ 延床面積 31,832.00m²
 なお、地下2階及び地上6階は機械室及び吹き抜けであり、県民等の利用に供されることとなるのは地下1階から地上5階までである。延床面積は28,713.00m²となっている。入居施設ごとの内訳は下記図表2-4-1のとおりである。

図表2-4-1 入居施設ごとの内訳

施設名		面積
各専有部分	神奈川県立地球市民かながわプラザ	12,576m ²
	神奈川県立国際言語文化アカデミア	5,168m ²

横浜市栄区民文化センター	2,977m ²
(公財) 神奈川県市町村振興協会	911m ²
市町村研修センター	
共用部分	駐車場、アトリウム、機械室
	7,081m ²
合 計	28,713m ²

オ 開館時間等

神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下、本文中ににおいては「プラザ」と記載する。）の各施設の開館時間等は下記図表2-4-2のとおりである。

図表2-4-2 各施設の開館時間等

区分	施設名	施設名 又は 利用目的	階別	利用時間	休館等日
有料施設	観覧施設	こどもファンタジー展示室	5階	9:00～17:00	年末年始/月曜日
		こどもの国際理解展示室			
		国際平和展示室			
	貸出施設	映像ホール	5階	9:00～22:00	年末年始
		企画展示室 全室、A・B	3階		
		プラザホール	2階		
		控室	ホール樂屋（3室）		
		創作スタジオ	芸術創作活動等		
		多目的室	芸術創作活動等		
		ワークショッフルーム	芸術創作活動等		
		会議室 全室、大・中	各種会議、講演会		
		研修室 A・B	各種会議、講演会		
		保育室	育児・保育活動等		
	無料施設	スタジオ	楽器の練習等	2階	
		展示コーナー	展示（絵画・写真展等）		
その他	ラウンジ	校外学習等団体利用・来館者休憩・NPO等作業コーナー	1階	9:00～20:00	
	情報フォーラム	図書資料や情報の提供、グループ活動支援の場	2階	9:00～20:00 土日・休日は 9:00～17:00	年末年始/月曜日
		映像ライブラリー		9:00～17:00	
	レストラン	メルヘン	2階	11:00～18:30 月曜日は11:00～17:00	年末年始/月曜日 (月1回)
その他	カフェ	ポエム		11:30～16:30	年末年始/日・月曜日
	プラザショップ	ベルダ		10:00～17:00	年末年始/月曜日
	駐車場（普通車90台、大型車10台）		1階 /B1	6:30～24:00	年末年始

カ 休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は開館）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ただし、貸出施設と駐車場は月曜日も営業

キ 施設の利用受付

神奈川県公共施設利用予約システム、窓口及び電話

による受付

ク 駐車場（共用施設）

地下1階に普通車90台（うち、身障者用2台）

1階に大型車10台（大型バス）

(5) 利用料金の状況

ア 施設利用料金

図表2-4-3 貸出施設利用料金表

区分		平日		日曜日、土曜日及び休日	
		9時～17時	17時～22時	9時～17時	17時～22時
		1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
プラザホール 182～358席	催し等の入場料を徴収する場合	4,630円	5,350円	5,820円	6,690円
	入場料なし	3,090円	3,550円	3,860円	4,430円
企画展示室 290m ²	催し等の入場料を徴収する場合	2,320円	2,730円	2,940円	3,400円
	入場料なし	1,550円	1,800円	1,960円	2,270円
	企画展示室A 180m ²	催し等の入場料を徴収する場合	1,500円	1,700円	1,860円
	入場料なし	980円	1,140円	1,240円	1,440円
企画展示室B 110m ²	催し等の入場料を徴収する場合	830円	1,030円	1,080円	1,240円
	入場料なし	570円	670円	720円	830円
	映像ホール 125席	催し等の入場料を徴収する場合	1,700円	1,960円	2,110円
	入場料なし	1,140円	1,290円	1,440円	1,650円
会議室	全室 <定員 78名／180m ² >	1,340円	1,550円	1,700円	1,910円
	大会議室 <定員 42名／100m ² >	720円	830円	930円	1,030円
	中会議室 <定員 36名／80m ² >	620円	720円	780円	880円
多目的室 <定員 55名／165m ² >		1,140円	1,290円	1,440円	1,650円
創作スタジオ <定員 40名／120m ² >		830円	930円	1,030円	1,190円
ワークショップルーム <定員 30名／93m ² >		620円	720円	780円	880円
研修室A <定員 36名／84m ² >		620円	720円	780円	880円
研修室B <定員 27名／63m ² >		470円	520円	570円	670円
保育室 <定員 20名／50m ² >		420円	470円	520円	620円
スタジオ <定員 20名／45m ² >		310円	360円	420円	470円
第1控室 <和室17m ² > (プラザホール)		210円	240円	260円	300円
第2控室 <洋室12m ² > (プラザホール)		160円	180円	200円	230円
第3控室 <洋室12m ² > (プラザホール)		160円	180円	200円	230円
展示コーナー <オープンスペース 136m ² >		1日につき			2,580円

イ 設備利用料金

図表2-4-4 設備利用料金表

種別	品名	単位	利用料金
ホール照明	ホール照明Aセット	1回	2,160円
	ホール照明Bセット		5,760円
その他の照明設備	センターピンスポットライト	1台1回	1,300円
ホール音響	ホール音響Aセット	1回	2,880円
	ホール音響Bセット		5,760円
	映像ホール音響セット	1回	1,300円
	ワイヤレスマイク (プラザホール)	1本1台	1,540円

その他の音響設備	マイクセット (マイク3本含)	1セット1回	1,300円
	CDラジカセ		310円
	トランシーバー		310円
舞台設備	講演台	1台1回	420円
	花台 (プラザホール)		210円
	指揮者台 (プラザホール)		210円
	平台 (3台1組)		420円
映像設備	スライド映写機	1台1回	1,300円
	液晶プロジェクター		1,300円
	オーバーヘッドプロジェクター		1,300円
	書画カメラ		1,300円
	テレビ		1,300円
	ビデオデッキ		1,300円
	DVD		1,300円
	スクリーン		520円
	映像ホール上映設備		1,300円
楽器	グランドピアノ (プラザホール)		3,140円
	電子ピアノ (創作スタジオ)		2,010円
	エレクトーン (ワーキングショップ)		2,010円
持込器具使用電力料	持込器具使用電力料	消費電力1kW1回	210円

ウ 観覧利用料金

図表2-4-5 観覧利用料金表

区分	個人 (1人につき)	20人以上の団体 (1人につき)
小学生		
中学生	100円	80円
高校生		
学生 (20歳未満の方で小中学生以外の方を含む) 65歳以上の方	300円	240円
大人	450円	360円

(6) 施設の管理

ア 管理状況の推移

プラザの管理状況の推移は下記図表2-4-6のとおりである。

図表2-4-6 管理状況の推移

	平成15～17年度	平成18～22年度	平成23～27年度
管理形態	管理委託	指定管理者制度	指定管理者制度
管理者等	財団法人神奈川県国際交流協会	財団法人神奈川県国際交流協会	公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装
管理者等の選定方法 (公募・非公募の別、応募団体数)	非公募	公募 (3団体)	公募 (2団体)
指定管理料(委託料)	360,996千円	319,215千円	263,864千円

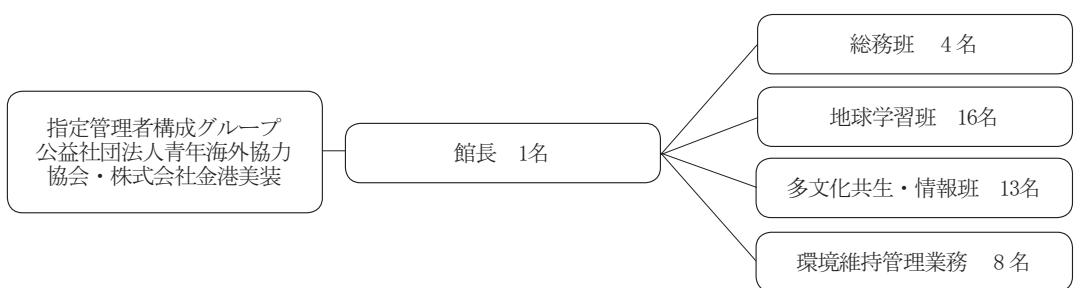
※平成14年以前は県の直営施設であった。

イ 指定管理者 (平成26年度の指定管理者) の状況

（イ）指定管理者名

公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装

（ロ）組織の状況



名称	業務内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・人事・庶務・経理 ・広報・情報発信 ・施設安全監視・修繕 ・保守管理業務（外部委託）
地球学習班	<ul style="list-style-type: none"> ・催事の実施 ・展示の運営 ・校外学習の受入れ ・貸出施設利用受付（※當時2名配置） ・安全監視業務（外部委託） <ul style="list-style-type: none"> ・「巨人のくに」入口安全監視 ・常設展示室観覧者対応の受付、案内 ・プラザホール管理運営（外部委託） ・その他
多文化共生・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリー事業関連業務（※司書7名対応） ・外国籍県民支緩事業関連業務 ・NPO等活動支緩事業 ・NPO等のための事務室運営事業
環境維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃 ・定期清掃

ウ 指定管理者が実施する業務

(イ) 協定書が定める管理業務の範囲・内容

- ① 管理施設の維持管理に関する業務
 - 管理施設における保守管理業務
 - 管理施設における環境維持管理業務
 - その他管理施設の維持管理に必要な業務
- ② 管理施設の運営に関する業務
 - 管理施設の利用の受付及び承認に関する業務
 - 管理施設の利用案内に関する業務
- ③ 利用料金の徴収に関する業務
- ④ 事業の実施に関する業務
 - 学習センター事業
 - 情報・相談センター事業
 - サポート・ネットワーク事業

(ロ) 自主事業

平成26年度において自主事業は行っていない。

2 近年のプラザの実績等

(1) 収支の推移

平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの、プラザの収支状況の推移は下記図表2-4-7、2-4-8のとおりである。

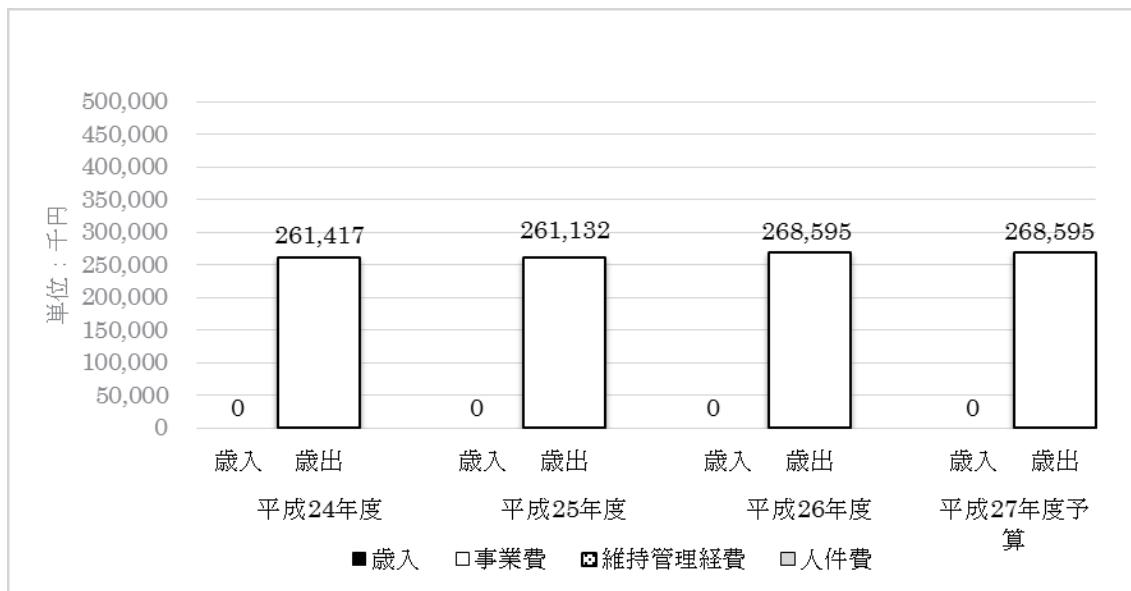
図表2-4-7 収支の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入 ①		-	-	-	-
歳出	指定管理料	261,417	261,132	268,595	268,595
	維持管理経費	-	-	-	-
	人件費	-	-	-	-
	②	261,417	261,132	268,595	268,595
収支	③=①-②	△261,417	△261,132	△268,595	△268,595

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。また、維持管理経費や人件費は、県から指定管理者に支出する指定管理料と指定管理者の収入から支払われるため、県による個別の支出はない。

図表2-4-8 歳入と歳出及びその内訳



※指定管理者制度導入施設で利用料金制を採用している場合の収入は県ではなく指定管理者の収入となるため、県の収入はない。

(2) 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移

平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までのプラザの利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移は、下記図表2-4-9のとおりである。

図表2-4-9 利用者数及び利用者一人当たりの県負担額の推移

(単位：人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
利用者数	362,223	386,731	381,104	385,000
利用者一人当たり県負担額	0.7	0.7	0.7	0.7

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

(3) 財産の管理状況

年度協定書の別表において定められる管理物品について、保管場所と管理物品の写真が記録された電子データの備品管理簿が作成されている。

そして、指定管理者単独による年1回の備品照合及び県国際課による年1回の備品照合が行われている。

3 近年の取組

- (1) 利用率が低い展示コーナーや5割程度の利用率にとどまっているプラザホールの利用促進を大きく改善することを検討している。
- (2) 校外学習による園児や小中学生などの学習訪問の利用について、年間170ほどの幼稚園や学校等の利用はあるものの、施設の周知や利用促進の視点から、出前講座や教材開発に積極的に対応することを検討している。
- (3) 外国籍相談業務をアウトソーシング、若しくは出前講座で積極的に対応することを検討している。

第2 監査の実施

1 指定管理者の公共性について

(1) 問題の所在

ア 指定管理者は、平成27年3月1日にプラザにて、指定管理業務として指定管理者主催で実施された青年海外協力隊50周年記念イベントと称するイベントにおいて用いるために、「2015年版協力隊を育てる会カレンダー」（以下「協力隊カレンダー」という。）を350部購入している。

この購入に際しての伺書を見ると、使用目的の欄には、国際協力イベント（協力隊派遣開始50周年）の参加者にノベルティーとして配布する旨や、展示ボランティアや外国籍県民相談員に配布する旨の記載がなされている。

イ 協力隊カレンダーは、プラザの愛称である「あーすぶらざ」のロゴを入れたプラザのオリジナルカレンダーとなっているものの、そのベースは青年海外協力隊が世界各国で撮影した現地の人々との写真であり、その販売は一般社団法人協力隊を育てる会（以下「協力隊を育てる会」という。）のみが行っていることから、協力隊カレンダーの購入は随意契約の方法により行われているものである。

なお、協力隊を育てる会は、民間の立場で広く国民に青年海外協力隊事業への理解を求め、協力隊事業に対する民間の支援の輪を広げていくことを目的として昭和51年（1976年）4月に発足した団体である。

ウ 協力隊カレンダーは、協力隊を育てる会のホームページにおいて、名入れカレンダー100部以上購入の場合に、1部500円（税・送料込み）で販売されているものであるが、プラザはこれを1部当たり300円（350部の総額で10万5,000円）で購入しており、価格面では市場価格よりも安価で購入しているようである。

とはいえ、協力隊カレンダーがプラザに納品されたのは、平成27年1月16日と、既に平成27年に入ってからのことである一方で、同カレンダーは平成27年1月1日から平成27年12月31日までを対象としたものであることから、多少の値引きは当然と言えば当然である。

また、カレンダーの表面の最下部に「地球市民かながわプラザ あーすぶらざ」との表記はあるものの(写真3)、中身は青年海外協力隊をはじめとする、独立行政法

写真3 協力隊カレンダーの表紙



エ この点、県国際課及び指定管理者の説明によれば、そもそも青年海外協力隊50周年記念イベントといふ名称のイベントではあったものの、同イベントには青年海外協力隊は関与しておらず、また、同イベントの内容自体も国際協力活動に関するパネルディスカッションなどであり、青年海外協力隊50周年を祝う内容のものではなかった、とのことである。

また、協力隊カレンダー購入についての前記伺書における記載は誤解を生む表現となっていたものの、実際には協力隊カレンダーをノベルティとして配布したわけではなく、同イベントにおいて写真教材として使用したものである、との説明もなされた。

このように、写真教材を購入し、県民の国際協力活動への理解を促すイベントを実施することは、プラザの「県民の国際的理義並びに国際平和及び地球規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援する」という設置目的に照らせば、合致するものと言える。

しかし、協力隊カレンダーをノベルティとしてではなく、国際協力活動への理解を促すための写真教材として購入したことが分かる当時の資料や、協力隊カレンダー以外の選択肢を具体的に検討した上で当該カレンダーを最適と判断したことなどが分かる当時の資料は見当たらず、そのような資料の提示もなかった。

【意見】

(2) 意見

人国際協力機構(以下「JICA」という。)が実施するボランティア事業の現況などについての説明が記載されており、裏面には協力隊を育てる会の所在地や概要が記載されていることから(写真4)、協力隊カレンダーとは、実質的には協力隊を育てる会、ひいては、JICA及び青年海外協力隊の宣伝に供するものであると言うべきである。

写真4 協力隊カレンダーの裏面



指定管理者が、青年海外協力隊50周年イベントと称するイベントにおいて用いる写真教材として、協力隊カレンダーを選定・購入した行為は、指定管理者が意図していたかどうかは別として、結果としては、指定管理者の母体となる団体の宣伝行為のために指定管理料の一部が用いられたと評価されるものである。

「神奈川県立地球市民かながわプラザの管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)第2条に「乙は、プラザの設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。」と規定されていることからすると、青年海外協力隊や協力隊を育てる会の公益性を鑑みても、指定管理者の母体とも言える団体だけに特別の配慮を行うことは県民利用施設の指定管理者の立場として望ましいものではない。

また、他の選択肢との比較検討や見積合せは行っておらず、協力隊カレンダーありきで関係団体と言える協力隊を育てる会と随意契約が結ばれている。

そもそも、国際協力活動に関する写真教材として用いのであれば、まずはカレンダー形式のものではなく、単に写真のみを内容とする教材を検討対象とする方が合理的であり、写真教材として他の選択肢との比較検討を十分に行わずに協力隊カレンダーを選定・購入した行為は、県民の税金を財源とする指定管理料の使途として配慮を欠いたものであった。

また、県国際課及び指定管理者の説明によれば、青年海外協力隊50周年イベントの実際の内容は、国際協力活動に関するパネルディスカッションなどであり、青

年海外協力隊の活動内容を県民に周知する目的や、青年海外協力隊を祝う目的で行われたわけではない、とのことであるが、そうであれば、なおさら「青年海外協力隊50周年記念イベント」などという誤解を生じさせるような名称で同イベントを行う必要性はない。この点についても、指定管理者の公共性への配慮を欠いた行為であ

った。

よって、県所管課は、プラザの指定管理者に対して、「指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性」への理解を今一度促すとともに、指定管理料が実質的に特定の団体の支援に当たるような行為の再発防止に努めるよう処置を検討されたい。

(意見No.35)

所管課は、プラザの指定管理者に対して、「指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性」への理解を今一度促すとともに、指定管理料が実質的に特定の団体の支援に当たるような行為の再発防止に努めるよう処置を検討されたい。

2 かながわこどもひろばおはなし会について

(1) 問題の所在

ア プラザ1階ワークショッフルームの一部について、下記写真5、6のとおり、間仕切りがなされており、

写真5 間仕切り



その内部には絵本や資料などが多数置かれていることから、一般の県民に貸し出すことができない状態になっている。

写真6 内部の状況



イ この理由について確認をしたところ、毎週木曜日に同所でかながわこどもひろばおはなし会（以下「おはなし会」という。）が実施されており、同所はおはなし会のみが利用しているとのことであった。

また、おはなし会はプラザの共催事業として実施されていることから、同所についての施設利用料金などは徴収していないとの説明がなされた。

ウ この点、プラザの施設利用料金及び設備利用料金は前記図表2-4-3、2-4-4のとおりであるところ、かかる利用料金の減免できる場合については「神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準」に定められており、その概要は下記図表2-4-10のとおりとなっている。

図表2-4-10

神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準
神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年条例第37号。以下「条例」という。）第13条に基づく利用料金の減免について、次のとおり定める。

1 条例別表第1に掲げる施設利用料金及び条例別表第2に掲げる設備利用料金

(1) 国、県若しくは県内の市町村の機関、国際連合の機関又は指定管理者が、子供の豊かな感性をは

ぐくみ、又は県民の国際的理並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識（以下「国際的理等」という。）を深めることを目的とした催し等を行うために利用するときは、免除できるものとする。

(2) 条例別表第1に掲げる施設（保育室を除く。）を利用する者が催し等を行うために、参加者の保育を目的として保育室を利用するときは、保育室の利用料金を免除できるものとする。

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、県の承認を得て定める額の2分の1の額に減額できるものとする。

ア 国際交流又は国際協力の推進を目的とする県内の公共的団体が、県民の国際的理等を深めることを目的とした催し等を行うために利用するとき。

イ 県内の公共的団体が、子供の豊かな感性をはぐくみ、又は県民の国際的理等を深めることを目的とした催し等（県の支援を受けて開催するものに限る。）を行うために利用するとき（前号に該当するときを除く。）。

2 条例別表第3に掲げる観覧利用料金

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、免除

できるものとする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学(大学を除く。)が教育課程に基づく教育活動の一環として利用するとき。

イ 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、朝鮮初中高級学校、中華学校、インターナショナルスクール等で、在学者の年齢区分が、法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校に相当する学校又は米軍基地内にあるアメリカンスクール等が、法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校が行う教育課程に基づく教育活動に相当するものと認められる教育活動の一環として利用するとき。

ウ 前2号に該当する利用の場合の引率者及び下見を行う者が利用するとき。

エ 法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所の園児が団体で利用する場合の引率者及びその下見を行う者が利用するとき。

オ 地域の青少年団体等が神奈川県立地球市民かながわプラザの実施する休日の団体展示学習事業に参加するために利用するとき。

カ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助者(原則2名まで)が利用するとき。

キ 法第1条に規定する特別支援学校に在学する者並びにその介助者(原則2名まで)が利用するとき。

ク 神奈川県母子福祉入場優待証所持者及びその子供が利用するとき。

ケ 学術・教育活動を目的とした調査研究機関及び団体に所属する者が、当該機関等の調査、研究のために利用するとき。

コ 国、都道府県、市町村等の機関の職員が公務で視察するとき。

サ 県議会及び県内の市町村議会の議員が視察す

るとき。

シ 報道及び出版関係者が取材するとき。

ス 旅行業者が誘客活動のために視察するとき。

エ このおはなし会とは、平成10年に発足したものであり、以降、毎週木曜日に2~3歳の子どもと親を対象に、手遊び、わらべうたと絵本の読み聞かせなどをを行うイベントが実施されているようである。

そして、前記図表2-4-10のとおり、「神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準」において、「指定管理者」が、「子供の豊かな感性をはぐくむ」ことを目的とした催し等を行うために利用するときは、施設利用料金及び設備利用料金を免除できるとされているところ、前記おはなし会のイベント内容は「子供の豊かな感性をはぐくむ」ことを目的とした催しであるから、プラザ共催ということであれば、利用料を免除することについては一応の理由がある。

オ とはいっても、そもそも週に一度しか実施されないイベントのために、ワークショッフルームの一部を貸切り状態とてしまうことは、極めて非効率であると言わざるを得ず、また、おはなし会のイベント開催時以外において、同所におはなし会の構成員が常駐しているわけではなく、イベントを実施する時間以外の時間において、おはなし会が同所を継続的に占有する必要があるとは考え難い。

カ それにもかかわらず、プラザの共催事業と掲げた上で、施設利用料も徴収しないままに、おはなし会に同所を独占的に使用させることは、極めて不経済であると言わざるを得ない。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

週に一度しか開催されないおはなし会のイベントのために、ワークショッフルームの一部を貸切り状態にすることは、極めて不経済であり、イベント開催時以外においては同所を他の利用者に貸し出せるよう処置を講じるべきである。

(指摘事項No.17)

所管課は、ワークショッフルームの一部が、おはなし会の貸切り状態となっている現状を解消すべきである。

3 施設の修繕方法について

(1) 問題の所在

ア 県と指定管理者との間で締結された「基本協定書」においては、「管理施設の修繕業務(1件当たり100万円以上のものに限る。)」は県の「責任」と「費用」において実施するものとされている(基本協定書第8条(2))。

イ この点、平成26年度において実施された修繕工事のうち、「プラザホール舞台吊り物機構PLC交換」(金額659万6,000円)、「プラザホール舞台照明ボーダーケーブ

ル更新工事」(金額877万円)などについては、いずれも指定管理者の支出により実施されていたようである。

ウ この理由についてヒアリングをしたところ、基本協定書第10条に基づき、平成25年度中に県と指定管理者が事前協議を行い、県民の利用に支障が生じないよう緊急的に必要な修繕費として、上記工事に要する費用を指定管理料に計上していることから、指定管理者の支出により工事が実施されたのである、との説明がなされた。

エ このように、上記修繕工事に要する費用が指定管理料に計上されているのであれば、実質的には修繕工事費用の負担をしているのは県であると考えることができるもの、業者の選定や発注業務なども指定管理者が行っている状態では「県の責任」において実施されているとは言い難く、県と指定管理者との間でこのような運用とすることについて事前協議をすることは、県と指定管理者とのリスク分担の根幹を定めた基本協定書の規定の趣旨を逸脱しているものと言わざるを得ない。

オ また、当該年度に実施する予定である修繕工事に要する費用を、前年度中の事前協議をもとに指定管理料に計上するとなれば、修繕費用の概算値を計上せざるを得ないため、当該年度に現実に支出する金額とかかる概算値が完全に一致することはあり得ない。

カ そうだとすれば、仮に概算値よりも実際の修繕費用が高額であった場合には、その差額分を県において指定管理者に補填するなどしなければ、結局、指定管理者が修繕費用を一部負担することとなってしまい、基本協定書の規定に反することとなる。

また、仮に概算値よりも実際の修繕費用が低額であった場合には、その差額分を県において指定管理者から返還させなければ、実質的には指定管理料の水増しとなるおそれがある。

キ なお、神奈川県立地球市民かながわプラザ指定管理業務平成26年度実績報告書の記載によれば、「修繕費」についての平成26年度の協定額（前年度中に実施された県と指定管理者との間の事前協議において定められた費目ごとの概算額）及び決算額並びにそれらの内訳は下記図表2-4-11のとおりとなる。

図表2-4-11 平成26年度における修繕費の状況

内訳	年度協定	決算	協定との差額
ホール吊り物PLC交換	6,588,200	6,596,000	△ 7,800
ホール照明ボーダーケーブル	10,000,000	8,770,000	1,230,000
5階展示室修繕	3,000,000	1,244,160	1,755,840
照明LED改修	1,500,000	1,105,000	395,000
その他	1,164,800	3,925,313	△ 2,760,513
合計	22,253,000	21,640,473	612,527

※出典：神奈川県立地球市民かながわプラザ指定管理業務平成26年度実績報告書「5 指定管理の収支状況」

ク 上記図表2-4-11を見ると、「ホール吊り物PLC交換」工事についてはその費用が協定額よりも7,800円高額となっており、「ホール照明ボーダーケーブル」更新工事についてはその費用が協定額よりも123万円低額となっていたことが分かる。

また、「修繕費」全体としては、修繕費用として平成26年度に指定管理者が支出した金額は、協定額よりも612,527円少なかったようである。

ケ 修繕工事ごとに、年度協定額より決算額が高額となつたものも少額となったものも混在するため、一概に論じることはできないが、「ホール照明ボーダーケーブル」更新工事のみに焦点を当てるに、その修繕費用の概算額を1,000万円として年度協定がなされたものの、実際の工事費用は877万円となっており、結果として理由なく指定管理料が123万円水増しされていたとも評価できるものである。

【意見】

(2) 意見

100万円を超える金額の修繕工事についての費用の概算額を、前年度中の事前協議に基づいて、指定管理料に計上するという現状の方法では、実際に修繕工事に要した費用と、概算額との差額についての事後精算をしっかりと行わなければ、本来県が負担すべき修繕費の一部を指定管理者に負担させることとなったり、あるいは指定管理料の水増しとなったりするおそれがある。

所管課へのヒアリングの結果、平成28年度からは100万円を超える修繕費用について指定管理料に計上する方法は変更される見込みである旨の説明がなされているところ、県と指定管理者との間での、修繕費用についてのリスク分担を明確にするためにも、原則として基本協定書規定のとおり、100万円を超える金額の修繕工事については、指定管理料に計上する方法ではなく、その都度県自身の費用負担により発注することを検討されたい。

(意見No.36)

県と指定管理者との間での、修繕費用についてのリスク分担を明確にするためにも、原則として基本協定書規定のとおり、100万円を超える金額の修繕工事については、指定管理料に計上する方法ではなく、その都度県自身の費用・責任により発注することを検討されたい。

4 備品等の管理について

(1) 問題の所在

ア 県と指定管理者との間で締結される「基本協定書」において、指定管理者の管理業務の対象となる管理物

件は、管理施設と管理物品からなるとされており、管理物品については「年度協定書」で定めるとされている（基本協定書第5条第1項、第2項）。

そして、指定管理者は、これらの管理物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない（基本協定書第5条第3項）。

イ この点、指定管理者への聴き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認したところ、「年度協定書」に定められる管理物品については、いずれもその保管場所及び写真が、電子データの備品管理簿に整理されており、無作為に抽出した数十点の管理物品についても、全て存在を確認することができた。

ウ しかし、現地の視察の中で、一見して取得価格が5万円を超えると思われる大きな鏡（写真7）や、管理物品として登録されているテレビ（写真8、9）と同種

のテレビ（写真10）といった、本来、管理物品として定められるべきと思われる物品であるにもかかわらず、管理物品として取り扱われていない物品が見受けられた。

同種のテレビ3台のうち、2台のみに備品シールが貼付されている理由を確認したところ、管理物品としては2台しか定められていないため、とりあえず2台のテレビのみに備品シールを貼付しているとのことであった。

なお、3台のテレビのうち、もしかすると備品シールが貼っていない方のテレビが管理物品として定められているものなのかもしれない（すなわち、同種のものであり、どちらがどちらか分からぬ）、との説明もなされた。

写真7 1階ワークショッフルーム内の大きな鏡



写真9 管理物品として登録されているテレビ②



※写真8から写真10までのテレビはいずれも「ソニーKV-29G S31」という同一規格のものである。

写真8 管理物品として登録されているテレビ①



写真10 管理物品として登録されていないテレビ



【意見】

(2) 意見

指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理すべき物品は、「年度協定書」別表に定められる管理物品に限られるものではあるものの、県の財産の管理という側面からは、同別表に記載が無くとも、本来管理物品として管理するべきと思慮される物品を指定管理者が把握した場合には、その都度、指定管理者から県に報告をするなどして、それらを翌年度の「年度協定書」別表に追加すべ

きかについて検討する機会を設けるなどの対応を検討されたい。

また、現在、県において年に一回、指定管理者とともに備品照合を実施しているようであるが、その際にも本来管理物品となるべきである物品が「年度協定書」別表の記載から漏れていないかの観点からも照合をするよう検討されたい。

(意見No.37)

本来、管理物品として取り扱うべき物品が、「年度協定書」別表の記載から漏れていないかを定期的に確認・検討する機会を設けるなどの対応を検討されたい。

5 寄託品について

(1) 問題の所在

ア 1階特別収蔵庫において、指定管理者が鍵の保管場所を把握していないロッカーが存在した。指定管理者

の説明によれば、このロッカーには、図表2-4-12のとおり、戦争で用いられた軍刀や指揮刀などが保管されているとのことであった。

図表2-4-12 特別収蔵庫ロッカー保管刀剣類一覧表

大分類	中分類	小分類	補助区分	品名	数量	内容	受領日
1 実物	軍隊	兵器	銃刀類	青年学校用帶剣	1		1991-9-3
2 実物	軍隊	兵器	銃刀類	指揮刀	1		1991-8-24
3 実物	軍隊	兵器	銃刀類	指揮刀	1		1992-11-27
4 実物	軍隊	兵器	銃刀類	軍刀(わきざし)	1		1992-2-6
5 実物	軍隊	兵器	銃刀類	短刀	2	儀装用1本、通常用1本	1992-2-6
6 実物	軍隊	兵器	銃刀類	儀装用長剣	1		1992-2-6
7 実物	軍隊	兵器	銃刀類	短剣(海軍用)	1		1992-10-28
8 実物	軍隊	兵器	銃刀類	槍先	1	自作	1991-8-26
9 実物	軍隊	兵器	銃刀類	軍刀	1		1998-4-28

これらの物品については、所有者から県に寄託されたもの、すなわち、県が所有する動産等ではないため、管理物品に当たらず、年度協定書別表の管理物品として記載されていない、との説明がなされた。

また、これらの刀剣類については、寄託者の承諾を得て展示することは可能であるものの、現状のプラザの展示室に防犯ベル付展示ケースがないことなどから、十分な安全対策を講じることが困難であるため、プラザの常設展示室の国際平和展示室での展示を予定していないとのことであった。

なお、同ロッカーの鍵については、包括外部監査による現地視察の後に、新たに鍵が作成され、現在はその鍵が事務所内の金庫に厳重に保管されるよう

なったようである。

イ 同じく、1階特別収蔵庫には、数多くのフィルムが保管されていたものの(写真11)、これらについても所有者から県への寄託品、すなわち県の所有するものではないことから、管理物品として登録されていないとのことであった。

また、これらのフィルムについては、そもそも一覧表が存在しないとのことであった。

ウ また、1階書庫には、H会から県へ寄託された図書が、10棚分ほど保管されていたところ(写真12)、これらについても県が所有する動産等ではないことから、管理物品として登録されていない。

写真11 1階特別収蔵庫内のフィルムの保管状況



写真12 1階書庫の状況



【指摘事項】

- (2) 指摘事項(寄託品の管理方法について)
軍刀や指揮刀などといった重要かつ危険な物品につい

ては、厳重に管理することが必要であり、それらが保管されているロッカーの鍵の保管場所が把握されていないという状態はあってはならないものである。この点につ

いては、包括外部監査人による現地視察の結果、平成27年度において既に新たな鍵が作成され、その鍵がプラザ事務所内の金庫に保管されるようになったことから、一応の措置がとられたと言える。

しかし、これら軍刀や指揮刀のみならず、フィルムや図書など、プラザ内には数多くの寄託品が保管されているところ、これらの中には一覧表すらも作成されていないものもあり、その保管方法に問題があると言わざるを得ない。

これらの寄託品については、その管理責任が一義的に県にあるものではあるが、実際にプラザの指定管理業務を行う場所内に保管されているものであることに加え、寄託者の承諾を得た上でプラザの展示に用いる可能性もあるのであるから、管理物品に該当しないとしても、所管課において管理方法を別途定め、協定書に規定するなどして、指定管理者にしっかりと管理させるよう処置を講じられたい。

(指摘事項No.18)

所管課は、管理物品の対象とならない寄託品についても、その物品の歴史的な価値の有無などの性質を踏まえ、別途に管理方法を定め、指定管理者によるしっかりと管理がなされるよう処置を講じるべきである。

【意見】

(3) 意見（軍刀などの展示について）

プラザ内に保管されている軍刀や指揮刀などについては、現状のプラザの展示室に防犯ベル付展示ケースがないことなどから、十分な安全対策を講じることが困難であるため、プラザにおける展示を予定していないとのことである。

しかし、これらの歴史的価値の高い寄託品については、

そもそも県において展示すること目的に寄託を受けていることを踏まえると、プラザの特別収蔵庫に保管し続けるのではなく、県民の目に触れさせる機会を設けることが望ましいと考える。

そこで、プラザの設備上、プラザで展示することに支障がある寄託品については、歴史博物館で展示することなどを検討されたい。

(意見No.38)

所管課は、プラザで展示することが困難な寄託品のうち、歴史的価値の高いものについては、歴史博物館などの他の県民利用施設における展示を検討されたい。

6 施設利用者数の集計方法について

(1) 問題の所在

ア 平成26年度におけるプラザの施設区分別利用者数は下記図表2-4-13のとおりとされているところ、こ

れらの利用者数の集計方法については、それぞれ同図表「利用者数カウント方法」欄に記載のとおりの説明がなされた。

図表2-4-13 施設区分別利用者数とカウント方法

	施設区分	年間利用者数(人)	割合(%)	利用者数カウント方法
1	常設展示室	66,746	17.5	券売機にて人数のカウント。
2	情報フォーラム	43,443	11.4	1日に6回、定時で閲覧人数を目測で確認。施設見学や研修で団体で来られた場合は、適宜人数を追加している。閉館時にフォーラムスペースの1日の利用者を利用票に基づきカウント。
3	映像ライブラリー	43,466	11.4	1日に4回、定時で閲覧人数を目測で確認。毎日の最後に視聴席利用者の人数を利用票でカウントする。イベントや学童等で団体利用された場合は適宜追加カウントする。
4	プラザホール	28,403	7.5	
5	企画展示室	22,624	5.9	
6	映像ホール	22,114	5.8	
7	会議室	25,243	6.6	
8	創作スタジオ	11,982	3.1	
9	多目的室	13,355	3.5	
10	保育室	4,758	1.2	
11	ワークショップ	15,135	4.0	
12	研修室A・B	17,402	4.6	
13	展示コーナー	2,197	0.6	
14	スタジオ	5,186	1.4	
15	ラウンジ	58,141	15.3	時間ごとに区切って、防災センター職員にて利用人数をカウント。大型団体の予約がある際は、事前に利用人数を確認。
16	NPO事務室	909	0.2	同事務室入口に入退管理簿を設置し、利用者自身が記入したものを作成して月ごとに集計。
施設利用者数合計		381,104	100.0	

イ これを見ると、施設区分1については券売機によるカウント、施設区分4から施設区分14までについては利用者自身の申告によるカウント及びカウンターを利用してのカウント、施設区分16については利用者自身の申告によるカウントがなされており、ある程度正確な利用者数が集計されていると思慮される。

しかし、施設区分2（情報フォーラム）、施設区分3（映像ライブラリー）及び施設区分15（ラウンジ）においては、1日に数回、目視によるカウントをしているに過ぎず、この方法により集計された利用者数（145,050人）について十分な正確性が担保されているとは言えない。

この145,050人とは、平成26年度におけるプラザ全体の利用者数合計381,104人のおよそ38%を占めるものである。

指定管理者は、平成27年度の目標として、利用者数を39万人台に乗せることを掲げているが、現状の集計方法では、その達成の有無を正確に判断することはできないことに加え、そもそもラウンジとは下記写真13のとおり、いわゆる休憩室として用いられているもので

あるから、ラウンジの利用者数を施設の利用者数として計上することには違和感がある。

ウ また、施設区分1（常設展示室）は、以下のとおり三つの展示に分けられているものである。

(イ) 一つ目は、他国の再現家屋や生活道具、衣装や楽器などに触ることで異文化を認め合えるきっかけづくりを目的とした「こどもの国際理解展示室」（写真14）である。

(ロ) 二つ目は、五感をくすぐる遊具や自由広場などにより子どもたちがのびやかに自分を表現して、豊かな想像力に満ちた感性を育てることを目的とした「こどもファンタジー展示室」（写真15）である。

(ハ) そして、三つ目は、過去の戦争を見つめ、現在の地球規模の課題を知り、世界の変化や生命の大切さを考えるきっかけづくりを目的とした「国際平和展示室」（写真16）である。

このように、プラザ5階の常設展示室は、三つの目的も内容も異なる展示に分けられているものの、三つの展示室ごとの利用者数の集計はなされていないようである。

写真13 ラウンジの様子



写真14 こどもの国際理解展示室の様子



写真15 こどもファンタジー展示室の様子



写真16 国際平和展示室の様子



【意見】

(2) 意見（ラウンジの利用者数について）

県民利用施設においては、施設の見直しの検討やコスト意識を持った運営を行うために、施設利用者数を正確

に把握することが不可欠であることは言うまでもない。

県の「緊急財政対策」においても、県の極めて厳しい財政状況に対応すべく、「当初の設置目的が薄れてきている施設は廃止」、「利用実績が低下している施設は廃止」、

「利用実態等から県による運営の必然性に欠ける施設は廃止」等との神奈川県緊急財政対策本部調査会による最終意見がまとめられていることに加え、県が平成25年度から、行政運営の透明化を図りコスト意識を持った計画的な行政運営を進めることを目的に取り組んでいる「県民利用施設の見える化」においても、施設利用者数を集計し、それをもとに利用者一人当たりコスト、利用者一人当たり県負担額を算出するなどしていることから明らかに、施設利用者数を正確に把握することは極めて重要である。

そして、ここにいう「施設利用者数」とは、前記「見える化」の目的からすれば、当該施設の設置目的に沿った利用を行っている県民の数を言うべきであるところ、プラザにおけるラウンジとは、誰でも自由に出入りすることのできるいわゆる休憩所であり、プラザが入居する本郷台駅前県市等合同施設内の他の施設の利用者も休憩場所として利用することができる実態を踏まえると、プラザの「子供の豊かな感性をはぐくむとともに、県民の国際的理義並びに国際平和及び地球規模の課題への認識を深めることにより地域から行動する意識を高め、併せて国際交流活動及び国際協力活動を支援する」という設置目的に沿う利用方法であるとは言い難い。

なお、ラウンジが、校外学習などプラザ施設の団体利用のオリエンテーションや、プラザ施設を利用する団体

等の交流の場として用いられている側面を考慮したとしても、そのようなプラザ利用者については、プラザのラウンジ以外の施設区分において別途利用者として集計されているはずであるから、ことさらラウンジにおいて重複して集計する必要は乏しい。

また、ラウンジは、休憩所として用いられていることから、利用者が1日の間に何度も出入りすることもあり、センサーなどを設置したとしても正確な利用者数を把握することは困難であり、現在の目視による定点観測の方法による集計はやむを得ないものと言えるが、正確な利用者数が集計できないのであれば、なおさらラウンジの利用者をプラザの利用者数として集計すべきではない。

しかし、「県民利用施設の見える化」においては、プラザのラウンジの利用者も含めた利用者数をもとに分析がなされているものである。

もちろん、プラザのラウンジの集客数が高まれば、結果としてプラザの他の施設の利用を促進させることにつながる側面はあるものの、直接的にプラザの設置目的に沿った利用方法であるとは言えないことから、ラウンジの利用者数についてはあくまで参考数字程度にとどめることとし、利用者一人当たりのコスト、利用者一人当たりの県負担額を算出するに当たっては、ラウンジの利用者数を除いた数字を用いる必要があるものと考える。

(意見No.39)

所管課は、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるために、利用者数の分析をするに当たっては、ラウンジの利用者を除いた利用者数を用いて分析を行うよう徹底されたい。

【意見】

(3) 意見（常設展示室の利用状況の把握方法について）

プラザの目玉の一つである常設展示室の展示内容を効果的に改善していくためには、どの展示がどの程度県民に支持されているか、どの程度の県民が利用しているかを把握することが重要であることは言うまでもない。

先にも述べたとおり、プラザの常設展示室は、目的や内容の異なる三つの展示室に区分されているところ、現在、これらの展示室の利用者数は、展示室ごとに集計されておらず、三展示室共通の観覧券の発券枚数によりまとめて集計されているため、全体の数としては正確であるものの、展示室ごとに県民のニーズや満足度を分析する下地がない。

一方で、展示室ごとに正確な利用者数を集計するためには、展示室ごとに異なる観覧券を用意する、人件費を

かけてカウントするなど手間と費用を要することとなるため現実的ではない。

とはいって、どの展示室の利用割合が高いかを把握するだけであれば、定期的に現地でサンプリングするだけでもデータを集計することはできるのであり、展示室ごとの利用者数の偏りが大きくなった場合には、利用者数の少ない展示室の展示内容を優先的に改善していく、といった方法をとることができるはずである。

よって、所管課は、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるに当たって、常設展示室の三つの展示室ごとの大まかな利用割合などを把握できる方法を検討するとともに、その集計方法の詳細を協定書に規定するなどして指定管理者に徹底するよう処置を講じることを検討されたい。

(意見No.40)

所管課は、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるに当たって、常設展示室の三つの展示室ごとの利用割合を把握できる方法を検討するとともに、その集計方法の詳細を協定書に規定するなどして指定管理者に徹底するよう処置を講じることを検討されたい。

【意見】

(4) 意見（情報フォーラム及び映像ライブラリーの利用者集計について）

現在、プラザの情報フォーラム及び映像ライブラリーについては、それぞれ1日に4回ないし5回、定時で閲覧人数を目測で確認する方法で利用者数を集計している。

この点、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるために、利用者数をできる限り正確に把握することが重要であることは先にも述べたとおりであるが、情報フォーラム及び映像ライブラリーについては、それぞれ出入口が1か所に限られているのであるから、例えば、出入口にセンサーを設置して人数を集計したり、職員が

カウンターを利用して人数を集計したりすることで、さして費用をかけずに、より正確な利用者数を把握することは容易であると思われる。

よって、所管課は、情報フォーラム及び映像ライブラリーにおいて、センサーの設置などの方法により、より正確な利用者数が集計できるよう検討されたい。

(意見No41)

所管課は、情報フォーラム及び映像ライブラリーにおいて、センサーの設置などの方法により、より正確な利用者数が集計できるよう検討されたい。

7 管理・運営業務の委託について

(1) 問題の所在

ア 総論

(ア) 指定管理者が、プラザの管理業務の一部を第三者に委託する場合には、「県内中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るために努める」べきである旨が基本協定書第13条第2項(2)に規定されている。

(イ) これに伴い、指定管理者がプラザの管理・運営業務に関して売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合におけるガイドラインとして、『公益社団法人青年海外協力協会「神奈川県立地球市民かながわプラザ」の管理・運営業務に関する調達ガイドライン』(以下「調達ガイドライン」という。)が定められている。

この調達ガイドラインとは、指定管理者の内規に

当たるものではあるものの、このような内規が制定されてコンプライアンスが徹底されるなども、県による指定管理者選定の際の判断材料に当然含まれるものであり、県によるモニタリングの際にも、調達ガイドラインに沿って指定管理業務が行われているかの確認作業が行われている。

(ロ) そして、調達ガイドラインにおいては、同ガイドラインにより指名競争入札又は随意契約をする場合を除き、全て一般競争入札に付さなければならない旨が規定されている。

なお、随意契約によることができる場合の要件をまとめると、下記図表2-4-14のとおりとなる(調達ガイドライン第8条)。

図表2-4-14 随意契約によることができる場合

項目	規定内容	
次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないものをするとき。		
1	① 工事又は製造の請負	250万円
	② 貢産の買入れ	160万円
	③ 物件の借入れ	80万円
	④ 貢産の売払い	50万円
	⑤ 物件の貸付け	30万円
	⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円
2	その性質又は目的が競争入札に適さないとき。	
3	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
4	競争入札に付することが不利と認められるとき。	
5	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	
6	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	
7	落札者が契約を締結しないとき。	
8	その他、随意契約によることが必要なとき。	

出典：公益社団法人青年海外協力協会「神奈川県立地球市民かながわプラザ」の管理・運営業務に関する調達ガイドライン第8条

(イ) また、上記要件を満たして随意契約とする場合においても、10万円を超える契約については、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている(調達ガイドライン第9条)。

しかし、相見積りの取得が比較的容易であると思われる保守点検業務のみに絞っても、平成26年度に

おける10万円を超える随意契約7件のうち、相見積りが取得されていたのはわずか1件のみであった。

なお、相見積りが取得されていない主な理由は、「他者から見積りの提出がなかったため」、「急施を要するため」である旨の説明がなされた。

イ 常設展示室保守点検業務について

- (ア) 平成26年度におけるプラザの常設展示室保守点検業務の委託料は430万円（税抜き）と高額になっているところ、同業務については随意契約によりA社に委託されている。
- (イ) この理由について確認したところ、常設展示室の展示物、映像、展示資料は、多くがプラザ開館時にB社が開発・製造したものであり、その著作権についてもB社が保持しているとのことであった。
- また、各種電子制御展示物のプログラムソースも

B社が保持しており、関連会社のA社が独占的に使用できることとなっているため、常設展示室の保守点検業務についてはA社に委託せざるを得ないとのことであった。

- (ウ) なお、プラザの常設展示室保守点検業務については、平成21年度以降、常にA社が受託しているとのことであり、その委託料の推移は下記図表2-4-15のとおりとなっている。

図表2-4-15 常設展示室保守点検業務委託料の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23～27年度
常設展示室保守点検業務委託料	5,198千円	4,977千円	各4,300千円

※平成27年度については予算額である。

平成20年度以前については、文書保存期間が経過していることから、受託業者は不明であるとの説明がなされたものの、前述のとおり著作権やプログラムソースをA社の関連会社であるB社が保持していることを踏まえると、おそらく平成20年度以前においても常にA社がプラザの常設展示室保守点検業務を独占的に受託していたものと推測するのが合理的である。

ウ プラザホール舞台機構保守点検業務について

- (ア) 平成26年度におけるプラザホール舞台機構保守点検業務の委託料は565万円（税抜）と高額になっているところ、同業務については随意契約によりC社に委託されている。
- (イ) この理由について確認したところ、舞台機構装置は小型のコンピュータのプログラムで動作しており、そのソースコードは製造会社しか保持していないこ

とから、全体的な保守は製造会社以外が実施することは困難であり、プラザホール舞台機構を製造した業者がC社であることから、保守点検業務についてはC社に委託せざるを得ないとのことであった。

なお、指定管理者において、過去に他の舞台機構メーカーに保守点検業務を依頼できるかの問合せを実施したことであるが、他社製造の装置については保守することはできず、見積書を提出することはできても、実際に保守点検業務を行うこととなつた場合には責任を持てない、との回答がなされたようである。

- (ウ) なお、プラザホール舞台機構保守点検業務については、平成21年度以降、常にC社が受託しているとのことであり、その委託料の推移は下記図表2-4-16のとおりとなっている。

図表2-4-16 プラザホール舞台機構保守点検業務委託料の推移

	平成21～22年度	平成23年度	平成24～27年度
プラザホール舞台機構保守点検業務委託料	各5,996千円	5,710千円	各5,650千円

※平成27年度については予算額である。

こちらについても、平成20年度以前については、文書保存期間が経過していることから、受託業者は不明であるとの説明がなされたものの、前述のとおりソースコードをC社しか保持していないことを踏まえると、おそらく平成20年度以前においても常にC社がプラザの舞台機構保守点検業務を独占的に受託していたものと推測するのが合理的である。

エ 常設展示室照明保守点検業務について

- (ア) 平成26年度における常設展示室照明保守点検業務の委託料は95万8,500円（税抜）であるところ、同業務については随意契約によりD社に委託されている。
- (イ) これについては、特に2者以上からの見積書を微取することなく、プラザにおける総合管理業務（段差解消昇降機保守点検業務、自動ドア保守点検業務、シャッター保守点検業務、排煙窓保守点検業務）の

受託者に委託しているとの説明がなされた。

- (ウ) しかし、この常設展示室照明保守点検業務とは、主として電球切れの電球交換業務であるとのことであり、その委託料についても主に電球の種類ごとの単価契約となっているとのことであるから、総合受託業務の受託者が行わなければならない必要性に乏しいと言わざるを得ない。

【意見】

- (2) 意見(保守点検業務委託における競争性の確保について)
プラザにおける常設展示室保守点検業務とプラザホール舞台機構保守点検業務については、その委託料が年間100万円を優に超える高額なものであり、指定管理料の適正化、ひいては県費の節約のために、適切な競争環境に付すことが望ましい。

一方で、これらの保守点検業務については、著作権やプログラムのソースコードの問題から、いずれもプラザ開館時に展示物や舞台機構装置を設置した業者に保守点検業務を委託せざるを得ない状況となっており、競争環境を確保することが妨げられていると言わざるを得ない。

そして、当該展示物や舞台機構装置を使用し続ける限り、保守点検業務を行う必要があるものの、その委託先が事实上1社に限られてしまうと、委託料を委託先の意向で設定できるようになってしまふおそれがある。

プラザ開館から既に17年以上が経過しており、今後、常設展示室の展示物や、プラザホールの舞台機構装置について、抜本的に変更する機会が生じるであろうが、展示物や装置の設置後の保守点検業務についても適切な競争

環境に付すことができるよう、設置に関する契約において、著作権やプログラムのソースコードを県が取得する内容を盛り込むことを検討されたい。

また、著作権やプログラムのソースコードを県が取得できないような場合には、そもそも設置に関する契約の内容に、設置後数年間の保守点検業務も含めることとした上で入札に付するなどして、将来の保守点検業務についても適切な競争環境に付すことができるよう検討すべきである。

包括外部監査人としては、現状が好ましい状態ではないと考えるもの、展示物や舞台機構装置の交換の時期がくるまでは処置を講じることができない事情に配慮し、意見にとどめるものである。

(意見No42)

所管課は、長期的に高額の保守点検業務が生じる展示物や設備の設置においては、将来の保守点検業務についても適正な価格で契約できるように、設置の段階において適切な処置を講じられたい。

【意見】

(3) 意見（相見積りの徴取について）

平成26年度に実施された常設展示室照明保守点検業務については、10万円を超える契約であったにもかかわらず、2人以上の者から見積書が徴されていなかった。

指定管理料の適正化、ひいては県費の節約のためにも、随意契約が認められる場合においても、委託料が適正か否かを確認するプロセスとして相見積りを取得することは極めて重要なものである。

また、複数人から見積書を徴取することが、県内中小企業者の受注機会の確保・拡大に資することは言うまでもない。

この点、常設展示室照明保守点検業務については、「常

設展示室の照明器具が不調の場合の点検や部品交換について急施を要するため…施設に常駐している業者と見積合せを省略し、随意契約を締結している。」との説明がなされたが、先にも述べたとおり、同業務は、主として電球切れの電球交換業務であるとのことであり、必ずしも「施設に常駐している業者」でなければ行えない業務とは言えない。

よって、所管課においては、常設展示室照明保守点検業務契約をはじめとする10万円を超える随意契約について、いま一度、2人以上の者から見積書を徴取するよう指定管理者に促すことで、より効果的に県内中小企業者の受注機会の確保・拡大、委託料の適正化を図ることを検討されたい。

(意見No43)

所管課は、10万円を超える随意契約について、いま一度、2人以上の者から見積書を徴取するよう指定管理者に促すことで、より効果的に県内中小企業者の受注機会の確保・拡大、委託料の適正化を図ることを検討されたい。

8 リソグラフの使用について

(1) 問題の所在

ア プラザ1階ラウンジ内には作業コーナーが設置されており、同作業コーナーには、リソグラフ（印刷機）、紙折り機、裁断機、ロッカーなどが設置されている。

そして、国際交流又は地球環境に関するNPO団体であれば、登録することにより、同作業コーナーで印刷や裁断などの作業を無料で行うことができるようになっている。

イ この点、リソグラフの使用については、印刷枚数が多くなるほど、インク代やトナ一代等の支出が生じるものであるところ、NPO団体による印刷枚数が増えたことから、平成24年度には指定管理者におい

て、有償化を検討したことであった。

そして、検討の結果、有償化する前にNPO団体に対して大量印刷を抑制するお願い（1団体1回2,000枚上限を目安）をすることで経過をみるとこととなったとのことである。

これにより印刷経費が減り、その抑制効果も続いていることから、現在は有償化を考えていないとの説明がなされた。

ウ この点、平成26年度におけるNPO団体によるリソグラフの使用枚数合計は358,382枚となっており、団体別のリソグラフの年間利用枚数については、下記図表2-4-17のとおりとなる。

図表2-4-17 団体別年間利用状況

No	団体仮名	年間合計			1回当たり 平均利用枚数
		回数	枚数	割合 (%)	

1	A	2	11,986	3.3	5,993
2	B	11	4,594	1.3	418
3	C	12	19,067	5.3	1,589
4	D	2	64	0.0	32
5	E	0	0	0.0	0
6	F	30	39,159	10.9	1,305
7	G	3	2,330	0.7	777
8	H	0	0	0.0	0
9	I	0	0	0.0	0
10	J	6	10,990	3.1	1,832
11	K	3	1,947	0.5	649
12	L	4	825	0.2	206
13	M	0	0	0.0	0
14	N	1	120	0.0	120
15	O	0	0	0.0	0
16	P	0	0	0.0	0
17	Q	4	7,997	2.2	1,999
18	R	54	81,278	22.7	1,505
19	S	46	47,556	13.3	1,034
20	T	0	0	0.0	0
21	U	0	0	0.0	0
22	V	0	0	0.0	0
23	W	0	0	0.0	0
24	X	15	24,967	7.0	1,664
25	Y	14	49,304	13.8	3,522
26	Z	34	21,378	6.0	629
27	AA	4	3,994	1.1	999
28	AB	0	0	0.0	0
29	AC	1	1,998	0.6	1,998
30	AD	4	5,756	1.6	1,439
31	AE	0	0	0.0	0
32	AF	0	0	0.0	0
33	AG	0	0	0.0	0
34	AH	11	2,507	0.7	228
35	AI	0	0	0.0	0
36	AJ	0	0	0.0	0
37	AK	1	2,005	0.6	2,005
38	AL	1	932	0.3	932
39	AM	0	0	0.0	0
40	AN	13	6,382	1.8	491
41	AO	2	372	0.1	186
42	AP	12	10,311	2.9	859
43	AQ	0	0	0.0	0
44	AR	0	0	0.0	0
45	AS	0	0	0.0	0
46	AT	0	0	0.0	0
	合計	292	358,382	100.0	1,227

この点、プラザにおいては、リソグラフ利用枚数を月別で集計していることから、同一月内に複数回リソグラフを利用している団体については、それぞれの機会における利用枚数を正確に把握することはできないものの、一月の利用枚数合計と利用回数に照らして、確実に1回当たり2,000枚を超える印刷を行っていた団体が、平成26年度には8団体存在した。

エ また、上記図表2-4-17から一看して分かることおり、リソグラフの利用枚数は、NPO団体ごとに大きな偏りが見られるところ、利用枚数による区分をして分析すると、下記図表2-4-18のとおり、年間利用枚数

が10,000枚以上である団体が10団体であることが分かる。

そして、平成26年度においては、登録されている全46団体に占める割合が21.7%に過ぎないこれら10団体が、全利用枚数の88.2%に当たる315,996枚の印刷を行っていたようである。

なお、年間利用枚数上位10団体の中には、町内会も含まれており、そもそも登録要件となっている「国際交流又は地球環境に関するNPO団体」の該当性にも疑問が残る。

図表2-4-18 年間利用枚数別の団体数及び利用枚数

年間利用枚数による区分	団体数	利用枚数	割合 (%)	
			団体数	枚数
0枚	21	0	45.7%	—
1～9,999枚	15	42,386	32.6%	11.8%
10,000枚以上	10	315,996	21.7%	88.2%
全体	46	358,382	100.0%	100.0%

一方で、利用枚数が0枚の団体が全46団体の45.7%に当たる21団体も存在することから、団体間でリソグラフの利用状況にかなりの格差があるといえ、特定の団体のためにリソグラフを設置していると言っても過言ではない状況にあると考える。

オ なお、平成26年度においては、同作業コーナーのリソグラフのインク（10本入り）を4回購入しており、その費用は10万4,000円（税抜き）となっている。

【意見】

(2) 意見

現状の指定管理者が設定するルール、すなわち、1団体1回2,000枚上限を目安とするルールでは、日を変えて複数回行うことでいくらでも潜脱することができてしまうことに加え、上限を超えた場合の対処などもない。

また、あくまで指定管理者からのお願い、という程度

のものであることから、真面目に印刷枚数を制限しているNPO団体もあれば、2,000枚という上限を無視して大量に印刷しているNPO団体も存在しており、このような現状を踏まえると、リソグラフの利用の全てを一律に無料とすることは公平性に欠けていると言うべきである。

このNPO団体間の不平等を是正するためには、県及び指定管理者において明確なルール付けを行う必要があるものと考える。

この点、現在の県の財政状況を踏まえると、そもそもNPO活動支援事業として、作業場所の提供を超えて、具体的に費用の発生するリソグラフの使用についてまでも無償とすること自体についても再検討すべきことではあるが、少なくとも年間利用枚数が10,000枚以上となっている団体については何らかの対処、例えば年間5,000枚を超えた分については有償とするなどを行う必要があるものと考える。

(意見No.44)

NPO団体によるリソグラフの使用については、その利用枚数に応じて費用を徴収することを検討されたい。

第5章 神奈川県立国際言語文化アカデミア

写真1 外観



写真2 入り口



第1 事務事業の概要

1 施設の概要

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

言語及び文化に関する講座の開設その他の事業を通じて国際相互理解の促進を図り、もって国籍又は民族の異なる人々が、それぞれの文化及びその背景の違いを認め合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に寄与するための施設として設置する（神奈川県立国際言語文化アカデミア条例第2条）。

イ 所管課

県民局くらし県民部国際課

(2) 所在地

横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号

(3) 開設年月及び沿革

昭和43年 神奈川県立外語短期大学の開学

平成15年 少子化などを踏まえ、外部有識者9人による外語短期大学のあり方懇話会を設置し、県立の短期大学としてのあり方が抜本的に検討された。

平成16年4月 外語短期大学のあり方懇話会から、これまで短期大学で培ってきた蓄積を活用して新しい形に発展させることを基本として、大学、短期大学という枠組みにこだわらずに外国語に関する質の高い、研修、教育、研究を行う新しいタイプの高等教育機関とすることが提案された。

平成17年1月 新たに外国語等に関する研修、教育、研究を行う組織を設置するととも

に外語短期大学を閉学するという基本的な考え方を県として取りまとめた。

平成20年3月

新しい組織の設置は、公の施設として条例で設置することとし、実施する事業は、外国語にかかる教員研修事業、外国籍県民支援事業、生涯学習支援事業及び研究活動とされた。

平成22年10月22日 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例が公布された。

平成23年1月1日 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例の施行により、神奈川県立国際言語文化アカデミアが設置された。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則（平成22年12月28日神奈川県規則121号）の施行に伴い、管理企画課、講座・研究課が設置された。

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 24,960.48m²

イ 建築面積 10,170.00m²

ウ 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地下2階・地上6階

エ 延床面積 31,832.00m²

なお、地下2階及び地上6階は機械室及び吹き抜けであり、県民等の利用に供されることとなるのは地下1階から地上5階までである。延床面積は28,713.00m²となっている。入居施設ごとの内訳は下記図表2-5-1、神奈川県立国際言語文化アカデミア（以下、本文中においては「アカデミア」と記載する。）の部屋一覧は下記図表2-5-2のとおりである。

図表2-5-1 入居施設ごとの内訳

施設名		面積
各専有部分	神奈川県立地球市民かながわプラザ	12,576m ²
	神奈川県立国際言語文化アカデミア	5,168m ²
	横浜市栄区民文化センター	2,977m ²
	(公財)神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター	911m ²
共用部分	駐車場、アトリウム、機械室	7,081m ²
合 計		28,713m ²

図表2-5-2 国際言語文化アカデミア 部屋一覧

階	部屋名	定員	階	部屋名	定員
1F	研修ホール	246名	4F	401討議室	10名
	101研修室	70名		402討議室	10名
	102研修室	70名		403討議室	10名
	103研修室	60名		404討議室	10名
	104研修室	60名		405討議室	10名
2F	201研修室	30名		406討議室	10名
	202討議室	20名		410討議室	10名

203討議室	20名
204討議室	20名
205討議室	20名
206討議室	20名
—	—

411討議室	10名
412討議室	10名
413討議室	10名
414討議室	10名
415討議室	10名

オ アカデミアの図書室の開館時間

午前9時から午後5時まで

ただし、所長が必要と認めるときは臨時に変更できる。

カ アカデミアの図書室の休館日

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月28日から翌年1月4日まで

その他所長が定める日

ただし、所長が必要と認めるときは臨時に開館できる。

キ アカデミアの講座の受講申込受付

郵送・FAX・専用フォームメールのいずれかによる受付

ク 駐車場（共用施設）

地下1階に普通車90台（うち、身障者用2台）

1階に大型車10台（大型バス）

(5) 受講料の状況

アカデミアが実施する研修講座は、(1)外国語にかかる教員研修講座、(2)外国籍県民支援講座、(3)生涯学習支援講座の3分類とされ、そのうち外国語にかかる教員研修事業は無償とされている。

外国籍県民支援事業及び生涯学習支援事業の講座における1コマ（90分又は120分）当たりの受講料は下記図表2-5-3のとおりである。

图表2-5-3 1コマ当たりの受講料

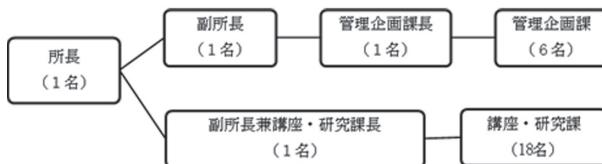
区分	研修形態	受講料
A	資料代等を徴収する研修講座	700円
B	資料代等と外部講師を活用する研修講座	1,100円
C	資料代等を徴収しない研修講座（公開講座）	500円

(6) 施設の管理

ア 管理状況

県による直営施設である。

イ 組織の状況



※管理企画課6名のうち、2名は非常勤職員である。

また、講座・研究課18名のうち、1名は再任用助手、2名は非常勤講師である。

課名	業務内容								
管理企画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理事務 ● 予算経理 ● 施設維持事務 ● 広報事務 ● 施策の企画調整 								
講座・研究課	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座開設等、事業の計画・実施 ● 研究 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1部会</td> <td>外国語にかかる教員研修事業</td> </tr> <tr> <td>第2部会</td> <td>外国籍県民支援事業</td> </tr> <tr> <td>第3部会</td> <td>異文化理解にかかる生涯学習支援事業</td> </tr> <tr> <td>第4部会</td> <td>研究事業</td> </tr> </table>	第1部会	外国語にかかる教員研修事業	第2部会	外国籍県民支援事業	第3部会	異文化理解にかかる生涯学習支援事業	第4部会	研究事業
第1部会	外国語にかかる教員研修事業								
第2部会	外国籍県民支援事業								
第3部会	異文化理解にかかる生涯学習支援事業								
第4部会	研究事業								

2 近年のアカデミアの実績等

(1) 収支の推移

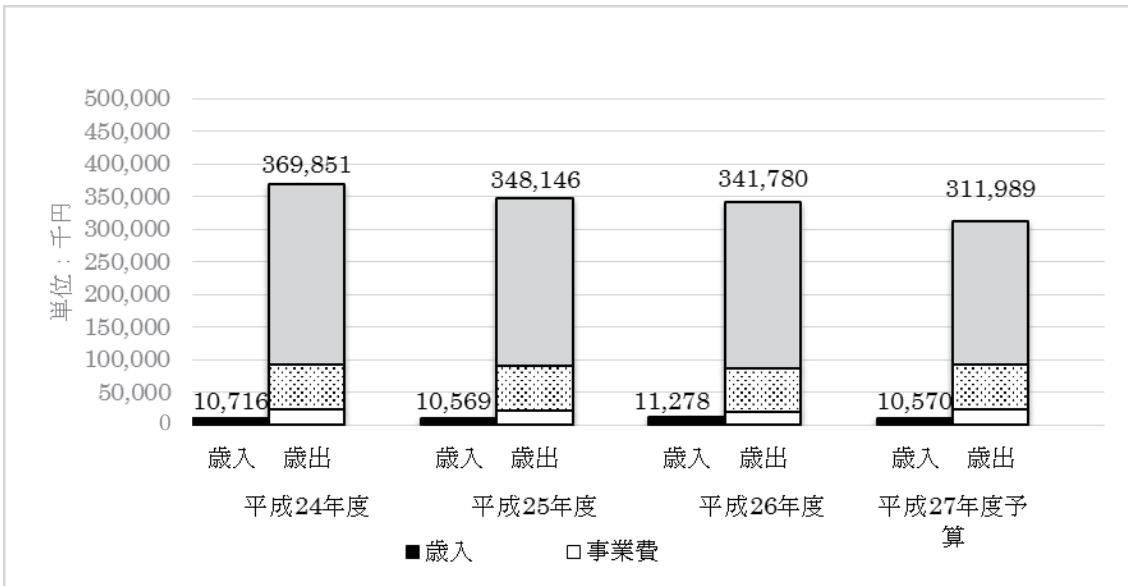
平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までの、アカデミアの収支状況の推移は下記図表2-5-4、2-5-5のとおりである。

图表2-5-4 収支の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入 ①		10,716	10,569	11,278	10,570
歳出	事業費	24,216	22,718	20,675	24,077
	維持管理経費	68,362	68,748	66,414	68,866
	人件費	277,273	256,680	254,691	219,046
②		369,851	348,146	341,780	311,989
収支	③=①-②	△359,135	△337,577	△330,502	△301,419

図表 2-5-5 歳入と歳出及びその内訳



- (2) 受講者数及び受講者一人当たりの県負担額の推移
平成24年度から平成27年度（平成27年度については予算ベース）までのアカデミアの受講者数及び受講者一人当

たりの県負担額の推移は、下記図表 2-5-6 のとおりである。

図表 2-5-6 受講者数及び受講者一人当たりの県負担額の推移 (単位：人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
受講者数	4,916	4,853	6,152	4,112
受講者一人当たり県負担額	73.1	69.6	53.7	73.3

※上記受講者数は、講座の延受講者数ではなく実受講者数を示しており、連続講座を複数回受講した受講者についても重複させずに1名とカウントしている。

(3) 財産の管理状況

- ア 備品については、備品の現物照合等実施要領に基づき、年1回実施されている。
イ 現金については、領収した日の翌日から起算して5日以内（保管現金が20万円を超えたときはその日又は翌日）に銀行納付するなど、財務規則及び同運用通知の規定に基づき管理されている。

3 近年の取組

- (1) 平成26年度に機関評価委員会が、①県の機関としてアカデミアを設置した意義、目的の再検証、②アカデミアが担っている機能や組織運営のあり方について評価し、課題及び今後のあり方について行った提言を踏まえ、今後、成果指標を設定した上で活動結果を検証し、組織全体のあり方を評価する「しくみ」を構築するなどの組織・人員体制や運営方法の見直しを実施する。
(2) 受講者が参加しやすいよう、講座の開講時期・方法を工夫するとともに、神奈川の国際化を進めるための人材育成機能を強化するための講座編成に努める。

第2 監査の実施

- ### 1 受講料の定め方（総論）
- (1) 問題の所在

ア アカデミアにおいて開設される講座に関し必要な事項は、所長が定めることとなっている（神奈川県立国際言語文化アカデミア条例施行規則第2条）。

これを受け定められた国際言語文化アカデミア研修講座実施要綱によれば、アカデミアで実施する研修講座は、(1)外国語にかかる教員研修講座、(2)外国籍県民支援講座、(3)生涯学習支援講座の3分類とされ、そのうち外国語にかかる教員研修事業を除いて、原則として受講料を徴収することとし、受講料の額等、講座開催要領により定める、と規定されている（同要綱第2条、第4条）。

そして、国際言語文化アカデミア研修講座開催要領（外国籍県民支援事業及び生涯学習支援事業）によれば、下記図表 2-5-7 のとおりの金額を1コマ（90分又は120分）当たりの受講料単価として徴収する旨が規定されている。

なお、県内の大学における生涯学習セミナーの語学講座における受講料は、包括外部監査人において調べたところ、概ね1コマ1,500円から1,600円程度と設定されているようである。

図表2-5-7 研修形態別の受講料及びその算定の基礎

区分	研修形態	受講料算定の基礎	受講料
A	資料代等を徴収する研修講座	通信費・教材費・研修諸費用等	700円
B	資料代等と外部講師を活用する研修講座	研修Aの経費に外部講師代を加える。	1,100円
C	資料代等を徴収しない研修講座(公開講座)	外部講師代	500円

イ このように、アカデミアにおいて開設される講座の受講料は極めて安価に設定されているところ、これは、「多くの方々の参加を促すといった観点と公平性の観点も踏まえた上で、資料代等の最低限の実費を徴収す

る」という考え方に基づいて、下記図表2-5-8、2-5-9のように、講座実施形態に基づき、標準的な講座モデルを決めて必要な経費を計上し、それを定員で除する方法により算定されているようである。

図表2-5-8 研修形態ごとの定員想定数

区分	研修形態	受講料の算定に含める経費	定員(平均人数)	研修の例及び考え方
A	アカデミア教員が講師を務める講座	通信費・教材費・研修諸経費	30名	日本語教授法入門講座
B	外部講師を活用する講座	研修Aの経費に外部講師代を加える	30名	多文化共生社会をコーディネートする。

図表2-5-9 受講料の算定方法

必要経費	講座A	講座B	用途
通信費 講座を受講する上で、受講者と調整するための費用	7,200円 (240円×30名)	7,200円 (240円×30名)	80円×3回 ①規則に基づく受講承認通知書の送付 ②講座の変更等が生じた場合の連絡等
教材費 講座で使用するレジュメの費用	12,000円 (400円×30名)	12,000円 (400円×30名)	20円×20枚 ・A4コピー用紙10枚両面の経費 ・教材作成経費を含む
研修諸経費	2,400円 (80円×30名)	2,400円 (80円×30名)	80円 ・封筒代(20円×3回) ・承認通知書作成費用(10円) ・納付書(10円)
外部講師代 講師単価は標準単価であり、講座による講師代の増減は全体の予算の中で調整する	—	12,000円	12,000円 ・多文化共生に資するための研修を実施する際の単価(大学等の語学授業にかかる非常勤講師のイメージ)
合計	21,600円	33,600円	
一人当たり受講料 (合計額を30名で除して、10円未満を切り捨て)	700円	1,100円	

ウ 上記図表2-5-9のとおり、アカデミアの受講料の算定に当たっては、1コマの講座に必要となる実費(通信費・教材費・研修諸経費・外部講師代)の総額を、定員(平均人数)で除することによって算出している。

この点、いずれの講座においても外部講師代を1コマ当たり12,000円と設定しているところ、この理由については、外語短期大学における外部講師謝金単価(半期15コマ開講を標準とする語学講座における非常勤講師級の者に対する1コマ90分当たり単価)を準用したものである、との説明がなされた。

また、平成26年度の実際の外部講師代の平均額は、一人1コマ当たり12,624円である旨の説明がなされた。

なお、この1コマ当たり12,000円という単価は、アカデミアが施行する「研修講座等にかかる外部講師の報償費の取扱について」(下記図表2-5-10)において、外部講師の報償費支給基準の金額としても定められているものである。

また、この報償費支給基準によらない報償費の算定基準となる「職員キャリア開発支援センター研修講師等報償費基準」は下記図表2-5-11のとおりである。

図表2-5-10 研修講座等にかかる外部講師の報償費の取扱について

研修講座等にかかる外部講師の報償費の取扱について
平成24年5月16日施行
平成25年3月27日改正
平成25年4月1日改正
○支給基準
「国際言語アカデミア研修講座等を実施するにあたって、外部講師等を依頼する場合、原則として講座1回の実施につき12,000円を基準として、報償費を支給する。
ただし、交通費相当額を考慮して、1日に2回講座を実施する場合は、22,000円を、1日に3回講座を実

<p>施する場合は32,000円を支給する。</p> <p>なお、この基準に拠らない報償費を支給する場合は、別途伺うものとする。」</p> <p>○「この基準に拠らない報償費を支給する場合」の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この支給基準は、主な外部講師として、1コマ90分の語学講座を依頼することになる大学非常勤講師を想定し、当初予算の範囲内で計画した講座が実施できるよう設定したものである。 ● よって、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学教授・准教授等、高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合（講座の開催回数が1回～2、3回程度のものに限る） ➢ 公開講座の実施に当たり著名人等に講師依頼する場合 ➢ 県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等に、講師の講座進行のもと、体験談等の話題提供を依頼する場合 <p>には、「この基準に拠らない報償費を支給する場合」として、講師依頼の都度、支給額を伺うこととする。</p> <p>○「この基準に拠らない報償費を支給する場合」の事務手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学教授・准教授等、高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合（講座の開催回数が1回～2、3回程度のものに限る） <ul style="list-style-type: none"> ①当該大学教授等、高度の知識・経験を有する者を講師とすることが必要である理由を整理・文章化する（講座・研究課）。 ②職員キャリア開発支援センター研修講師等報償費基準に基づき、支給額を算定する（管理企画課）。 	<p>③講師依頼伺いを作成し、所長決裁を受ける（管理企画課）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公開講座の実施に当たり著名人等に講師依頼する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①公開講座のテーマに応じ当該著名人を講師とすることが必要である理由を整理・文章化する（講座・研究課）。 ②当該著名人の相場や類似事例等を勘案し（必要に応じ講師候補者と事前協議し）、支給額を算定する（管理企画課）。 ③講師依頼伺いを作成し、所長決裁を受ける（管理企画課）。 ● 県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等に、講師の講座進行のもと、体験談等の話題提供を依頼する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①講座の進行上、体験談等の話題提供が必要である理由を整理・文章化する（講座・研究課）。 ②職員キャリア開発支援センター研修講師等報償費基準（県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等で、専門性に富んだ知識を有しこれにより収入を得ている個人でない者に該当）に基づき、支給額を算定する（管理企画課）。 ③講師依頼伺いを作成し、所長決裁を受ける（管理企画課）。 <ul style="list-style-type: none"> *県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等で、専門性に富んだ知識を有しこれにより収入を得ている個人に講師依頼する場合は、大学の非常勤講師に相当する者として、支給基準どおり支払う。 <p>※ この取扱は、平成25年4月1日から実施する。</p>
--	--

図表2-5-11 研修講師等報償費基準

講師区分	1単位単価 (3時間未満)	備考	講演形式 (50%増額)	
大学・研究機関				
学長級	36,000～56,000円		54,000～84,000円	
教授級	31,000～36,000円		47,000～54,000円	
准教授・講師級	29,000～31,000円		44,000～47,000円	
助教等	26,000～29,000円		39,000～44,000円	
民間企業等				
役員級	36,000～56,000円	取締役以上	54,000～84,000円	
部長級	31,000～36,000円		47,000～54,000円	
課長級	28,000～31,000円		42,000～47,000円	
課長代理級	26,000～28,000円		39,000～42,000円	
係長級	24,000～26,000円		36,000～39,000円	
自営・自由業等				
評論家、コンサルタント、医師等、弁護士、公認会計士、民間有識者等	A	36,000～56,000円	全国的に活躍している方	54,000～84,000円
	B	32,000～36,000円	県域で活躍している方	48,000～54,000円
	C	28,000～32,000円	市町村域で活躍している方	42,000～48,000円
	D	24,000～28,000円	地域で活躍している方	36,000～42,000円

国家公務員			
次官級	36,000～56,000円		54,000～84,000円
局部長級	31,000～36,000円		47,000～54,000円
課長級	28,000～31,000円		42,000～47,000円
課長補佐級	26,000～28,000円		39,000～42,000円
係長級以下	24,000～26,000円		36,000～39,000円
地方公務員（県職員を除く）			
局部長級	27,000～30,000円		41,000～45,000円
課長級	24,000～27,000円	ただし、応対・事例研究等のグループ指導の場合は全て13,000円とする。	36,000～41,000円
課長補佐級	22,000～24,000円		33,000～36,000円
係長級以下	18,000～22,000円		27,000～33,000円
自主的活動団体等			
県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等	8,000円	ただし、専門性に富んだ知識を有し、これにより収入を得ている個人に依頼する場合は「自営・自由業等」により取り扱うものとする。	12,000円

- ※ 1 原則として、同一科目で3時間未満を1単位とする。
- 2 2時間未満の場合は、10%減額（1,000円未満切上げ）。
- 3 3時間以上4時間未満の場合は、10%増額（1,000円未満切上げ）。
- 4 1日に同一科目で4時間以上の場合は、上記1～3を合算。
- 5 講演形式の場合は、50%増額（1,000円未満切上げ）。
- 6 講師所在地から研修等の実施場所までの距離が、鉄路（バスは不可）最短距離で、片道30kmを超える場合は、次の額を加算。
 - (1) 70km以下の場合 2,000円
 - (2) 70kmを超える場合 実費相当額（1,000円未満切上げ）
- 7 講師を公務員に依頼する場合は、まずは、無償で対応してもらうように調整を図ること。

（出典：職員キャリア開発支援センター研修講師等報償費基準）

これによれば、大学教授・准教授等、高度の知識・経験を有する者に講師依頼をする場合や著名人等に講師依頼をする場合などにおいては、前記支給基準にかかわらず、報償費を支給することとなっており、アカ

デミアにおいては、平成26年度には下記図表2－5－12のとおり、支給基準とは異なる報償費の支給がなされている。

図表2－5－12 平成26年度における支給基準外の報償費一覧

実施日時	講座時間	金額（円）	講師概要	原則基準としなかった理由	参考としたキャリアカテゴリー基準
1 5/10	14:00～16:00	35,000	ドキュメンタリー映像作家	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	自営・自由業Aを参考に他業種との調整
2 6/7	14:00～16:00	36,000	外務省総領事	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	国家公務員課長級を参考に交通費加算
3	8/12	13:00～16:30	国際連合大学高等研究所	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	大学・研究機関准教授・講師級に時間加算
	8/12	13:00～16:30	国際連合大学高等研究所	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	大学・研究機関准教授・講師級に時間加算
	8/12	13:00～16:30	国際連合大学高等研究所	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	大学・研究機関准教授・講師級に時間加算及び交通費加算
4 8/22	9:00～16:30	72,000	東京外国语大学大学院教授	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	大学・研究機関教授級に時間加算及び交通費加算
5 3/14	14:00～16:00	100,000	東京大学史料編纂所教授	公開講座の実施に当たり著名人等に講師依頼する場合該当	直接先方との交渉による謝礼額決定
6 3/21	10:00～12:00	50,000	上智大学言語教育研究センター	高度の知識・経験を有する者に講師依頼する場合該当	大学・研究機関教授級+全国的な知名度を考慮し決定

※金額は、交通費が加算され、源泉徴収税を含んでいます。

エ また、同様に、アカデミアの受講料の算定に際しては、1コマにつき受講者が30人であることを前提とされているところ、この理由については、平成23年4月の講座開始時点において、開講講座の主たる定員を30人と設定したからであるとの説明がなされた。

そして、平成26年度における実際の出席者数の平均値は28人である旨の説明もなされた。

オ しかし、実際に平成26年度にアカデミアで開講された

講座（出前講座を除く。）のうち、受講料の発生する「外国籍県民支援事業」及び「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」（ただし、無料で実施された公開講座を除く。）における延受講者数を、延開講回数で除する方法により、平均値を算出すると、下記図表2-5-13のとおり、1コマ当たりの受講者数はおよそ15.7人（「外国語にかかる教員研修事業」を含めてもおよそ15.3人）となる。

つまり、本来であれば、受講料については現在の倍額程度が設定されなければならないはずである。

図表2-5-13 平成26年度 開講講座 1コマ当たり平均受講者数

	延開講回数 (コマ数)	延受講者数 (受講者数×コマ数)	1コマ当たり 平均受講者数
外国籍県民支援事業	134コマ	1,791人	13.4人
異文化理解にかかる生涯学習支援事業	757コマ	12,561人	16.6人
小計 (無料公開講座を除く)	891コマ (888コマ)	14,352人 (13,901人)	16.1人 (15.7人)
外国語にかかる教員研修事業	88コマ	1,051人	11.9人
合計 (無料公開講座を除く)	979コマ (976コマ)	15,403人 (14,952人)	15.7人 (15.3人)

カ なお、下記図表2-5-14のとおり、平成26年度に開講された講座における受講者数別にコマ数を集計すると、全講座のうち95.3%の講座における実際の受講者数が30人未満、全講座のうち72.8%の講座における実際の受講者数が20人未満となっていたことがわかった。こ

れは、効果的な講座運営を図る観点から、もともと20人未満の定員設定となっている講座が多いためのようであるが、このことからも受講者数を30人と設定することが実態から大きくかい離していることは明らかと言える。

図表2-5-14 平成26年度開講講座 受講者数別コマ数集計表

受講者数 人～	～人	延開講回数 (コマ数)	構成比率	
			20人未満	30人未満
0	9	178	20.0%	計 72.8%
10	19	471	52.9%	
20	29	200	22.4%	計 95.3%
30	39	33	3.7%	
40	49	3	0.3%	
50	59	3	0.3%	
60人以上		3	0.3%	
合計		891	100%	

【意見】

(2) 意見

より多くの県民の参加を促すためとはいっても、安易に受講料を低く設定するのではなく、講座開講に要する実費相当額については、しっかりと受講者に負担させることが望ましいと考えられる。

現在運用されている「国際言語文化アカデミア研修講座開催要領（外国籍県民支援事業及び生涯学習支援事業）」は、平成23年のアカデミア開設時に作成され、平成24年3

月26日に改正されたものであるが、同要領に規定される受講料の算定のもととなっている実費の金額や、1コマ当たりの受講者の数は、現実とかい離している点が否めない。

また、公開講座においては、前記支給基準によらない報償費を支給するが多く、その金額も講座ごとに大きく異なるようであるから、公開講座については、必ずしも統一的な受講料の金額を設けることが妥当とは言えないのではないかと思慮する。

(意見No.45)

定期的に、アカデミアの講座1コマ当たりの実費や実際の定員設定及び受講者数をもとに、受講料の見直しをすることが望まれる。

公開講座については、外部講師の報償費が講座ごとに異なることを踏まえて、受講料を講座ごとに設定することなども検討されたい。

2 受講料の定め方(各論)

(1) 問題の所在

ア 前記のとおり、アカデミアで開講する講座のうち、外国籍県民支援講座及び生涯学習支援講座については、原則として受講料を徴収することとなっているものである。

イ この例外として、国際言語文化アカデミア研修講座開催要領(外国籍県民支援事業及び生涯学習支援事業)において、(1)外国籍県民を対象とし実施する研修講座、(2)国や県及び市町村、その他公的団体が公共目的で研修講座を利用する場合や学校の教育活動として研修講座を利用する場合、(3)所長が別に定める場合には、受講料の徴収を行わない、と規定されているものである。

ウ そして、実際の取扱いとして、外国籍県民支援事業のうち、外国籍県民及び外国につながる方々(以下「外国籍県民等」という。)が受講者となる講座については

無償としている旨の説明がなされた。

なお、ここにいう「外国につながる方々」とは、言語・文化などに様々な背景をもった、例えば、日本国籍であっても母語が日本語ではない等のために日本語習得が必要とみなされる者などを指す、との説明もなされた。

また、これらの講座の受講料を無償とすることの是非については、平成26年度に実施された機関評価においても検討されたものの、外国籍県民支援事業のうち外国籍県民向けの講座は、定住化傾向の中で生活上の問題を抱えている人も多いことから、引き続き無償とすることが適当であるとの結論に至ったようである。

エ なお、平成26年度において、外国籍県民等を対象とする理由に受講料が無償とされた講座名、本来設定される受講料、開講回数をまとめると下記図表2-5-15のとおりとなる。

図表2-5-15 外国籍県民等を対象とすることを理由に受講料が無償とされた講座一覧

講座 No. ※	講座名	受講料単価 (円) ①	開講回数 (回) ②	本来設定さ れる受講料 ③=①×②	実際の受講 者数(人) ④	無償化した 受講料計 (円) ⑤=③×④
講座群: 外国籍県民への共生支援						
18	生活の漢字	700	3	2,100	5	10,500
19	生活の読み書き	700	5	3,500	7	24,500
20	社会参加のための日本語総合講座	700	7	4,900	8	39,200
21	初級文法復習講座	1,100	5	5,500	3	16,500
22	やさしい日本語で学ぶ日本社会	700	5	3,500	5	17,500
24	もっと知りたい神奈川(読解)	700	5	3,500	5	17,500
25	携帯メールの日本語	700	2	1,400	6	8,400
26	日本語パソコン教室	700	3	2,100	9	18,900
27	生活自立の日本語<出前>	700	8	5,600	10	56,000
		700	3	2,100	10	21,000
28	就労の日本語<出前>	700	8	5,600	10	56,000
29	介護福祉士を目指す人のための日本語講座I	1,100	3	3,300	14	46,200
30	介護福祉士を目指す人のための日本語講座II	1,100	3	3,300	15	49,500
31	介護福祉士を目指す人のための日本語講座III	1,100	5	5,500	15	82,500
32	青少年キャリアデザイン講座<出前>	700	1	700	10	7,000
		700	3	2,100	28	58,800
		700	1	700	10	7,000
		700	1	700	10	7,000
14講座合計		—	71	—	180	544,000

※講座No.はアカデミアの講座実施結果一覧表(H26)の記載をそのまま引用している。

オ 上記図表2-5-15のとおり、外国籍県民等を対象とすることを理由に受講料を無償とされた講座は14講座であり、その延コマ数は71コマとなる。

そして、これらの講座を実際に受講した受講者から、仮に受講料を徴収していた場合には、その総額は544,000円となる。

【意見】

(2) 意見

外国籍県民等が受講対象者となる講座について、その受講料を無償とすることには一定の理由があると言えるものの、そもそも、アカデミアの講座の受講料については、「多くの方々の参加を促すといった観点と公平性の観点

も踏まえた上で、資料代等の最低限の実費を徴収する」という考え方に基づいて、安価に設定されているものであり、公平性の観点からすれば、外国籍県民や、日本国籍を有しているものの日本語に不自由な県民を、日本国

籍県民よりも優遇する理由に乏しいと思われる。

そこで、外国籍県民支援講座において、原則どおり受講料を徴収することを今一度検討されたい。

(意見No.46)

アカデミアの講座を受講する県民を平等に取り扱うためにも、外国籍県民支援講座については、原則どおり受講料を徴収することを検討されたい。

3 アカデミアの周知

(1) 問題の所在

ア アカデミアは、外語短期大学の再編に伴い設立されたという特殊な沿革もあり、「言語及び文化に関する講座の開設その他の事業を通じて国際相互理解の促進を図り、もって国籍又は民族の異なる人々が、それぞれの文化及びその背景の違いを認め合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に寄与するための施設」という、他県にもあまり類を見ない施設となっている。

イ 平成23年1月1日に設置されて以降、まもなく5年が経過しようとしているが、県民の認知度は必ずしも高いものとは言えない。

なお、平成26年度にアカデミアにおいて実施されたアンケートの結果においては、下記図表2-5-16のとおり、利用者のおよそ50.5%がリピーターとなっており、一度でも講座を受講した利用者の満足度は高いものと考えられる。

図表2-5-16 アンケート結果（抜粋）

問：以前にアカデミアの講座を受講したことがあるか？

ある	ない	無回答	計
745人	602人	128人	1,475人
50.5%	40.8%	8.7%	100.0%

※出典：受講者アンケート結果（H26）抜粋

ウ この点、現在アカデミアにおいて実施している周知活動・広報活動の内容を確認したところ、①開講講座のご案内リーフレット及びポスター（毎月発行）、②ホームページ、③テーマ別個別チラシ（外国籍県民向け講座チラシ、青少年向け講座チラシ、行政職員向け講座チラシを作成し、対象機関施設等へ送付）、④県のたより（約336万部）への講座案内掲載（毎月）、⑤神奈川新聞（約23万部）の県の広報欄「県民の窓」への講座案内掲載（毎月2回程度）、⑥外国籍県民向け広報誌「ここにちは神奈川」への講座案内掲載（年3回程度）、⑦公益財団法人かながわ国際交流財團のマーリングリストによる配信（外国籍県民支援事業の講座など）、⑧新聞（読売・朝日・毎日・産経・神奈川）のイベント紹介欄への掲載依頼である旨の説明がなされた。

また、経費の問題から活用できる広報媒体が限られており、必ずしも十分な広報が行えていない、という

悩みがある旨の説明がなされた。

エ なお、アカデミアが開講する研修講座について、どのような受講対象者を設定しているのかを確認したところ、以下のとおりの説明がなされた。

○ 「外国语にかかる教員研修事業」においては、その講座の性格から、「県内の中・高・中等教育・特別支援学校の外国语担当の総括教諭及び教諭（政令・中核市教員、私立学校教員を含む。）」と、「県内の小学校・特別支援学校の総括教諭及び教諭（政令・中核市教員、私立学校教員を含む。）」との二つに受講対象者を設定している。

○ 「外国籍県民支援事業」においては、講座の性格・趣旨から対象者をボランティア未経験者、経験者、また、日本語能力を向上させようとしているもの（外国籍県民、外国につながりのある方）、などに分けている。

○ 「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」では、特に言語学習のクラスにおいては、受講希望者の既存の語学能力（未経験、数年の学習経験ありなど）をもとに、よりレベルアップできるクラスを選択できるように対象者の語学レベルを明示している。

オ このように、アカデミアが開講する研修講座のうち、「外国语にかかる教員研修事業」の講座については教員、「外国籍県民支援事業」の講座については外国籍県民及びその支援ボランティアと、対象者がある程度限定されている一方で、「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」の講座については、その対象者の範囲が広くなっている。

カ そして、教員に向けては、講座案内を県内の各学校に送付し、外国籍県民及びその支援ボランティアに向けては、外国籍県民向け広報誌に講座案内を掲載したり、公益財団法人かながわ国際交流財團のマーリングリストに講座案内を配信したりするなどして、対象者の特性を踏まえた周知活動が行われているものの、「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」については、対象者の範囲が広いためか、効果的な周知活動が行われているとは言えないのが現状である。

キ この点、昨今のPC、スマートフォンなどの普及を見るに、アカデミアの周知活動としてインターネットを活用することが有用であると思われるが、現状は県のホームページに掲載されているのみであり、必ずし

も十分な周知活動が行われているとは言えない。

【意見】

(2) 意見

現在、神奈川県には、神奈川県立図書館生涯学習サポート課が運営する「PLANE Tかながわ(神奈川県生涯学習情報システム)」という、県内の生涯学習情報や大学公開講座情報、青少年ボランティア情報などの情報提供を目的としたインターネット上のサイトが存在する。

同サイトにより情報提供される講座・イベントの中には、市町村や大学が主催する県内の語学講座や異文化理解を深める講座、国際交流を目的としたイベントなども数多く存在し、生涯学習を目的とした県民の利用に供されているようである。

そこで、アカデミアの「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」の講座についても、同サイトに掲載をすれば、より多くの生涯学習を目的とした県民の目に触れることがあるのではないかと思慮する。

(意見No47)

アカデミアの「異文化理解にかかる生涯学習支援事業」の講座案内を「PLANE Tかながわ」に掲載することを検討されたい。

4 開講日の定め方

(1) 問題の所在

ア 平成26年度にアカデミアで実施されたアンケートの集計結果によれば、受講者の年齢分布は下記図表2－

5－17のとおりであり、回答者全体に占める60歳以上の受講者の割合は約55.9%（60歳代：37.3%、70歳以上：18.6%）となっている。

図表2－5－17 平成26年度の受講者の年齢分布

～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	合計
2人	32人	77人	205人	274人	500人	249人	1,339人
0.1%	2.4%	5.8%	15.3%	20.5%	37.3%	18.6%	100%

※有効回答数は1,470人であり無回答131人は上表に含めていない。

イ このように、受講者の年齢層が高い一つの要因に、アカデミアの講座の多くが平日に実施されている事情があると思われる。

アカデミアにおいても、若年層、特に社会人等平日の参加が困難な県民にも受講しやすいよう、職員の勤務割り振りで対応するなどして平成26年度以降は、ほぼ毎週土曜日開講講座を増設するなどの努力をしているものであるが、人員にも限界があり、日曜日開講を常態化することは困難である旨の説明がなされた。

ウ また、一般的には、夜間開講を行うことで社会人等の集客を期待できる側面があるものの、アカデミアについては、その所在地が横浜駅等の広域交通拠点ではなくJR本郷台駅という郊外駅であることから、実際には夜間開講による集客増もあまり期待できないようである。

【意見】

(2) 意見

アカデミアとともに本郷台駅前県市等合同施設（以下「合同施設」という。）に入居している地球市民かながわ

プラザは、毎週月曜日を休館日としており、日曜日については開所しているようである。また、同じく同施設に入居している横浜市栄区民文化センターについても、月に一度の月曜日については全館施設点検日として休館日としつつ、日曜日については開所している。

このように、アカデミアが入居する同施設自体は、日曜日にも開館されており、建物の側面からは、アカデミアが日曜開講を常態化することに大きな障害はなさそうである。

若年層や社会人等の集客数を増やす方法の一つとして、日曜日の講座開講に注力することは効果的であると考えられるものの、現状のアカデミアの人員では、単純に日曜日開講を増加するという手段は講じられないようである。

そうであれば、日曜日に講座を開講する代わりに平日のいずれかを休館日あるいは講座を行わない日と定めるなどして、現状のアカデミアの人員で無理のない範囲で、日曜日開講に注力することが望ましいのではないかと思慮する。

(意見No48)

若年層や社会人等、平日の参加が困難な県民に受講しやすい環境を整える一環として、アカデミアにおいても、平日のいずれかを休館日と定めるなどして、日曜日の講座開講に注力することを検討されたい。

5 清掃業務

(1) 問題の所在

ア アカデミアが入居する合同施設には、アカデミアの他に、地球市民かながわプラザ（以下「プラザ」という。）、横浜市栄区民文化センター（以下「区民文化センター」という。）、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「市町村振興協会」という。）が入居しており、同施設の管理・使用に関する事項については、本郷台駅前県市等合同施設管理規約（以下「管理規約」という。）に定められている。

イ そして、合同施設の敷地及び共用部分についての清掃業務、エレベーター保守点検業務、総合管理委託業務（自動ドア保守点検業務、シャッター保守点検業務、排煙窓保守点検業務）などについては、本郷台駅前県市等合同施設管理組合（以下「管理組合」という。）が行うこととなっているものの、アカデミアが専有する部分（以下「アカデミア専有部分」という。）及びアカデミアと市町村振興協会の二者が共有する部分（以下「二者共有部分」という。）については、特段管理規約に規定されているものではない。

ウ よって、アカデミア専有部分及び二者共有部分における清掃業務、エレベーター保守点検業務、総合管理委託業務をアカデミアが委託するに当たっては、地方自治法、神奈川県財務規則等の規定に従って契約をする必要があるものである。

エ この点、平成26年度においては、アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務、エレベーター保守点検業務、総合管理委託業務について、「業務の性質上、管理組合において一括契約することが適している」として、入札執行業務等を管理組合理事長に依頼する方法をとっていた。

その結果、平成26年度におけるアカデミア専有部分及び二者共有部分についての清掃業務委託料は年額483万8,513円（税込）、エレベーター保守点検業務委託料は年額17万7,384円（税込）、総合管理委託料は年額14万8,500円（税込）となっている。

オ このうち、清掃業務については委託料の金額も大きく、かつ、その業務内容に照らせば、合同施設の敷地及び共用部分の清掃業務を受託する業者とは別の業者であっても、業務を受託することが可能であると思われ、安易に「業務の性質上、管理組合において一括契約することが適している」として、入札執行業務等を管理組合理事長に依頼するのではなく、アカデミア自

身において競争入札の方法をとるか、少なくとも見積りを取得するなどして、管理組合による一括執行の場合よりも有利な条件での契約を締結できないかを検討するべきである。

カ しかし、先にも述べたとおり、平成26年度においては、アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務について、管理組合に入札執行業務等を依頼されているところ、この管理組合による入札執行業務等を含む管理組合業務は、管理組合総会の議決により、平成23年度から平成27年度まで、プラザの指定管理者に委託されている。

そして、平成26年度におけるプラザの指定管理者であるA社が清掃業務を行うことができるため、結果として清掃業務について外部委託されることなく、すなわち入札の方法をとることなく、A社自身が行っている。

このように、アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務について管理組合による一括執行の方法をとることは、事実上、アカデミアがA社と随意契約を締結していることと同視でき、適正な競争に付されていない状況にあると言うべきである。

キ なお、アカデミアと同じく合同施設に入居している区民文化センターにおいては、その専有部分の清掃業務の委託に際して、管理組合による一括執行の方法をとっていないようであり、このことからも「業務の性質上、管理組合において一括契約することが適している」と言い切れるものではないことは明らかである。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務委託料は年額でおよそ500万円と高額であるところ、このような高額な業務を外部委託するに当たっては、委託料の適正化、ひいては県費の節約のために適切な競争環境に付すことが望ましい。

しかし、現状においては、かかる清掃業務を管理組合による一括執行の方法に委ねることとしている結果、入札手続がとられることなくA社が清掃業務を行う状況となっており、競争環境を確保することが妨げられていると言わざるを得ない。

よって、同一施設内の清掃業務とはいえ、安易に管理組合による一括執行の方法により委託すべきではなく、アカデミアにおいて入札手続を経ることを含め、県内企業の受注機会の確保・拡大を図るべきである。

(指摘事項No.19)

アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務については、安易に管理組合による一括執行の方法をとるのではなく、アカデミアにおいて入札手続を経ることを含め、適切な競争環境に付すよう処置を講じるべきである。

6 施設の利用状況について

(1) 問題の所在

ア アカデミアには、前記図表2-5-2のとおり、定

員10名の討議室から定員246名の研修ホールまで、大小合わせて23の部屋がある。

写真3 研修ホール



写真4 討議室



これらの部屋は、①アカデミアが行う研修講座、②職員キャリア開発支援センターが行う県職員研修の会場として位置付けられており、そのどちらとしても使用されないときには、③県の他機関が行う研修等の使用に供されているとの説明がなされた。

イ アカデミアにおいては、毎年度、各部屋の毎日の利用内容や利用時間などが詳細に記載された「部屋利用管理表」が作成されているものの、稼働率の集計については、平成26年度に実施された機関評価の参考資料として活用するために平成25年度の「部屋利用管理表」をもととした集計がなされているのみであり、平成26年度の「部屋利用管理表」をもととした集計は行われ

ていない。

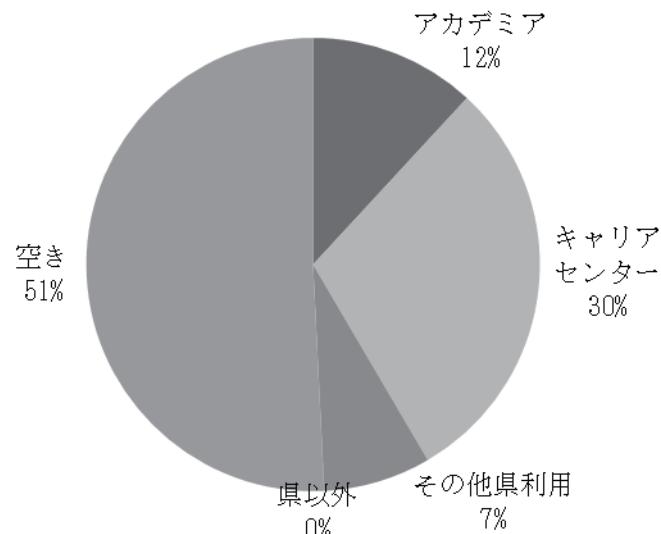
また、平成25年度の「部屋利用管理表」をもととして集計された稼働状況については、集計自体はされているものの、集計方法は1日単位（当該日に1時間でも利用があった場合は利用とカウント）とし、定員数が同じ部屋についてはまとめた集計がなされているため、部屋ごとの稼働状況を把握することはできない状態にあった。

ウ そこで、平成26年度の「部屋利用管理表」の記載とともに、平成26年度におけるアカデミアの部屋の稼働状況を集計すると、下記図表2-5-18のとおりとなる。

図表2-5-18 平成26年度の部屋稼働状況

利用可能日数 ①	利用日数				合計 ②	非稼働 日数 ①-②
	アカデミア	キャリア センター	その他 県利用	県以外		
8,030日	953日	2,384日	614日	2日	3,953日	4,077日
100.0%	11.9%	29.7%	7.6%	0.0%	49.2%	50.8%

平成26年度 施設利用内訳



エ 上記図表2-5-18においては、アカデミアの23部屋について年間365日とした全日数(8,395日)のうち、定期清掃や設備点検、年末年始休業といった事情によりもともと利用不可とされていた365日を控除した8,030日を延用可能日数として計算し、1日のうち1回でも利用された場合には利用日数として計上しているところ、それでも終日空室の日数割合が50.8%にも上っている

ることがわかる。

なお、アカデミアの部屋別利用状況、階別利用状況は下記図表2-5-19、2-5-20のとおりである。

これを見ると、1階の研修ホール及び4階討議室については、アカデミア自身による利用がほぼない状態となっていることがわかる。

図表2-5-19 アカデミア 部屋別利用状況

(単位：%)

階	部屋名	定員	利用日数				空き	
			総利用日数	内訳				
				アカデミア	キャリアセンター	その他県利用	県以外	
1F	研修ホール	246名	59.7	0.9	40.9	17.4	0.6	40.3
	101研修室	70名	82.2	2.9	70.2	9.2	0.0	17.8
	102研修室	70名	76.1	4.0	62.1	10.1	0.0	23.9
	103研修室	60名	63.1	48.9	3.1	11.1	0.0	36.9
	104研修室	60名	66.5	8.5	47.7	10.2	0.0	33.5
2F	201研修室	30名	51.6	0.0	40.1	11.5	0.0	48.4
	202討議室	20名	62.0	53.0	1.2	7.8	0.0	38.0
	203討議室	20名	45.8	31.7	3.5	10.7	0.0	54.2
	204討議室	20名	40.3	27.0	4.5	8.8	0.0	59.7
	205討議室	20名	42.9	32.6	3.2	7.2	0.0	57.1
	206討議室	20名	52.7	43.3	4.0	5.4	0.0	47.3
4F	401討議室	10名	46.4	2.9	33.8	9.7	0.0	53.6
	402討議室	10名	37.5	0.6	28.9	8.0	0.0	62.5
	403討議室	10名	38.4	0.0	30.4	8.0	0.0	61.6
	404討議室	10名	34.4	0.0	26.4	8.0	0.0	65.6
	405討議室	10名	33.5	0.3	26.4	6.9	0.0	66.5
	406討議室	10名	33.5	2.0	24.4	7.2	0.0	66.5
	410討議室	10名	34.7	0.6	28.9	5.2	0.0	65.3
	411討議室	10名	70.8	0.3	66.2	4.3	0.0	29.2
	412討議室	10名	55.0	0.3	50.7	4.0	0.0	45.0
	413討議室	10名	73.9	11.2	58.7	4.0	0.0	26.1
	414討議室	10名	16.6	2.3	13.8	0.6	0.0	83.4
	415討議室	10名	14.3	0.0	13.8	0.6	0.0	85.7
合計			49.2	11.9	29.7	7.6	0.0	50.8

図表2-5-20 アカデミア 階別利用状況

(単位：%)

階	利用日数割合				合計	非稼働日数割合
	アカデミア	キャリアセンター	その他県利用	県以外		
研修ホール	0.9	40.9	17.4	0.6	59.7	40.3
1F	16.1	45.7	10.1	0.0	71.9	28.1
2F	31.2	9.4	8.6	0.0	49.2	50.8
4F	1.7	33.5	5.5	0.0	40.8	59.2

オ この点、アカデミアを一般県民に貸し出すことを検討しているかについて確認をしたところ、現在、同一建物内にある地球市民かながわプラザに民間等外部へ

の貸出しに供している部屋が各種あることから、アカデミアにおいては一般県民に貸し出すことを予定していないとのことであった。

か ただし、平成26年度においても、一見して「県の他機関が行う研修等の使用」に該当するとは思えない、栄区野球協会による栄区民野球大会監督・主将会議のためにアカデミアの研修ホールが貸し出されていた。

【意見】

(2) 意見（部屋の有効利用について）

平成26年度におけるアカデミアの部屋の稼働状況をみると、過半数が空室となっており、かつ、最もアカデミアの部屋を利用しているのはアカデミアではなく、職員キャリア開発支援センターとなっている。

アカデミアの開所に伴い、もともと自治総合研究センター（職員キャリア開発支援センターの前身）が有していた本施設の管理権限が、わざわざアカデミアに移管されたのであるから、アカデミアの「言語及び文化に関する講座の開設その他の事業を通じて国際相互理解の促進を図り、もって国籍又は民族の異なる人々が、それぞれの文化及びその背景の違いを認め合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に寄与する」という設置目的に合致する用途であれば、一般県民への貸し出しを行うなどして、施設の稼働状況を改善していくことを検討されたい。

(意見No.49)

平成26年度において、アカデミア施設内の部屋の過半数が有効に稼働していない実情を踏まえ、アカデミアの設置目的に合致する用途のためであれば、一般県民に対しても部屋の貸し出しを行うなどの有効利用の方法について検討されたい。

【意見】

(3) 意見（稼働率の集計方法について）

施設の有効利用を検討するためには、現状のアカデミアの部屋ごとの稼働状況を正確に把握することが不可欠であるところ、平成26年度についてはそもそも部屋の稼働率の集計がなされておらず、稼働率の集計がなされていた平成25年度においても、その集計方法は、1日単位、かつ、定員数の同じ部屋についてはまとめた集計となっている。

アカデミアの部屋の利用時間は原則として、午前8時30分から午後5時までの8時間30分であるところ、現状の集計方法では、1時間だけ利用され、残りの7時間30分は利用されなかった部屋についても、集計上は終日稼働

とカウントされることとなってしまい、実態よりも水増しされた稼働率が算出されてしまうおそれが高い。

この点、なぜ利用状況を実際の利用時間に合わせてカウントしないのかについてヒアリングをしたところ、例えば講座を開講する場合にはその開講時間のみならず、その準備・後片付けのためにも部屋を利用することから、実際の利用時間だけをカウントすることは実態に合わない旨的回答がなされた。

確かに、準備や後片付けなどのために部屋を利用できない時間があるとはいえ、より実態に近い稼働率を把握できるようにするために、少なくともアカデミアの部屋の稼働率を1日の中でも午前と午後に分けて集計するなどの処置を検討されたい。

(意見No.50)

アカデミアの部屋の稼働率の集計に当たっては、1日単位ではなく、1日の中でも午前と午後に分けて集計するなどの処置を検討されたい。

7 アカデミアの人材の有効利用

(1) 問題の所在

ア アカデミアは、もともと神奈川県立外語短期大学（以下「外語短期大学」という。）が培ってきた蓄積を活用して新しい形に発展させることを基本として、大学、短期大学という枠組みにこだわらず外国語に関する質の高い、研修、教育、研究を行う新しいタイプの高等

教育機関として設置された経緯があり、アカデミアには、外語短期大学において様々な分野で教員を務めていた貴重な人材が数多く在籍している。

イ 平成26年度におけるアカデミアの教員の専門分野及び講座の担当状況については、下記図表2-5-21のとおりとなる。

図表2-5-21 教員別講座担当状況

No.	職名	専門分野	アカデミア 開講講座 ①	出前講座 ②	計 ①+② A	事業計画 ・評価、外 部講師担当 (コマ換算) B	合計 A+B	備 考
1	所長	英語	64	0	64	166	230	
2	副所長兼講 座・研究課 長	商学	0	0	0	186	186	
3	教授	スペイン語	135	2	137	50	187	

4	教授	中国語	63	0	63	80	143	療休に伴い講座一部中止。
5	教授	フランス語	119	0	119	165	284	4部会リーダー、3部会サブリーダー
6	教授	日本語教育	26	13	39	195	234	2部会リーダー
7	教授	英語教育	132	3	135	165	300	1部会リーダー
8	教授	言語学	33	0	33	185	218	3部会リーダー
9	准教授	異文化コミュニケーション	46	0	46	112	158	4部会サブリーダー
10	准教授	英語教育	172	1	173	28	201	1部会サブリーダー
11	講師	英語教育	118	2	120	38	158	1部会サブリーダー
12	講師	教育学	90	33	123	28	151	1部会サブリーダー
13	講師	日本語教育	46	24	70	103	173	2部会サブリーダー
14	講師	英語教育	122	36	158	0	158	
15	講師	英語教育	146	26	172	0	172	
16	講師	社会学・政治学	26	2	28	163	191	3部会サブリーダー
17	非常勤講師	日本語教育	50	4	54	0	54	
18	非常勤講師	ポルトガル語	122	0	122	10	132	
計 (非常勤除く)			1,338	142	1,480	1,664	3,144	
平均 (非常勤除く)			95.6	10.1	105.7	104	196.5	

※コマ数は、基本的に講座時間90分を1コマとして計算している（講座時間が120分のものは1コマ、180分のものは2コマ）。

また、事業計画・評価、外部講師担当は、①所長、副所長、各部会リーダー・サブリーダーが担う事業計画・評価業務（166・125・83・42コマ）、②外部講師が行う講座の担当業務（10コマ）について、コマ換算している。

ウ また、アカデミアの教員の中には、英語、スペイン語のネイティブ教員がいるようであり、このような貴重な人材については、県全体として活用する場を検討することが望ましいと思われる。

実際に、平成27年度においては、箱根大涌谷火山情報を県のホームページに多言語（12言語）で掲載するに当たり、安全防災局・県民局からの要請のもと、アカデミア在籍のネイティブ教員が英語・スペイン語の翻訳協力を行ったとのことである。

【意見】

(2) 意見

県の他の県民利用施設、例えば歴史博物館や生命の星・地球博物館などにおいては、外国籍県民や外国人旅行者による利用を促進するために、展示物に外国語での説明書きを添えるなどの方策がとられている。

しかし、展示物の説明を行う音声ガイダンスについては、現状、日本語の音声のみに対応しているようであり、

外国語の音声ガイダンスについては、予算の都合上、導入が見送られているとのことである。

この点、外国語による音声ガイダンスの導入が、外国籍県民や外国人旅行者による博物館の利用促進に効果的であることは言うまでもないところ、外国籍県民や外国人旅行者が博物館を利用して、神奈川県の文化やその背景に触ることは、アカデミアの設置目的である「その他の事業を通じて国際相互理解の促進を図り、もって国籍又は民族の異なる人々が、それぞれの文化及びその背景の違いを認め合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に寄与する」ことに合致するものと考える。

そうであれば、アカデミアにネイティブ教員が在籍しているという強みを活かして、博物館の展示物についての音声ガイダンスの作成を手掛けるなど、県内の他の県民利用施設と連携して、ニーズを把握するとともに、講座開設以外の方法においてもアカデミアの設置目的を実現する方法を検討されたい。

(意見No.51)

アカデミアにネイティブ教員が在籍していることを活かし、県の他の県民利用施設と連携をとって、講座開設以外の方法によってもアカデミアの設置目的を実現する方法を検討されたい。

8 外語短期大学から受け入れた図書の有効利用について

(1) 問題の所在

ア アカデミアには、外語短期大学から引き継いだ図書がおよそ2万冊あり、これを4階の図書室において保

管しているものである。

写真5 図書室



写真6 藏書検索用パソコン



イ この図書について、一般貸出しを行っているかをヒアリングしたところ、貸出しには対応していないものの、アカデミア利用者が閲覧することはできる旨の説明がなされた。

ウ この点、アカデミアの図書については、アカデミアの図書室内に設置されている藏書検索用パソコンの「Lib_finder」というシステムを利用して検索することができるものの、外部からのアクセスには対応していない。

一方で、県には、県立図書館が運営するKL-NETという図書館情報ネットワーク・システムがあり、県内の公共図書館等（市町村図書館の全てと一部の大学図書館など）の蔵書を1回の検索で横断的に検索し、KL-NET参加館相互で貸出しできるシステムを提供している。

このKL-NETには多数の図書館等が参加しているが、アカデミアの図書についてはこのネットワーク

に参加していない。

【意見】

(2) 意見

県民が書籍を探そうとするとき、図書館や図書館のホームページなどでKL-NETを利用することは多いと考えられ、その際にアカデミアで閲覧可能な蔵書の存在も併せて検索することができれば、利用者のメリットは大きいと言え、また、アカデミアの利用促進にもつながるものと考える。

また、アカデミアにおいては図書の貸出しを行わないことから、KL-NETへの参加になじまないとしても、少なくとも県立図書館のOPAC（オーパック。横断検索サービスを提供するシステム）に参加するか、アカデミアの蔵書目録を、インターネットを経由して外部からも検索できるようにするなど、アカデミアの蔵書という資産の有効活用のための措置を検討されたい。

(意見No.52)

アカデミアの蔵書という資産の有効活用、ひいてはアカデミアの利用促進のために、県立図書館のOPACへの参加や、外部から蔵書目録の検索ができるようにするなどの措置を検討されたい。

第6章 神奈川県立歴史博物館

写真1 外観



写真2 常設展示



第1 事務事業の概要**1 施設の概要**

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

神奈川の文化及び歴史に関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供等を行い、県民の学習活動を支援すること。

イ 所管課

教育局生涯学習部生涯学習課

(2) 所在地

横浜市中区南仲通 5-60

(3) 開設年月及び沿革

昭和42年3月 神奈川県立博物館として開館

昭和44年3月 旧館である旧横浜正金銀行本店（明治37年竣工、設計妻木頼黄）が国の重要文化財に指定される

平成7年1月 自然系分野を小田原市に開設した「生命の星・地球博物館」へ分離し、「神奈川県立歴史博物館」と名称変更してリニューアルオープン

平成7年3月 博物館情報システムの一部稼働開始

平成7年6月 国の史跡（旧館）に指定される

平成21年 入館者数200万人達成

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 4,160.82m²

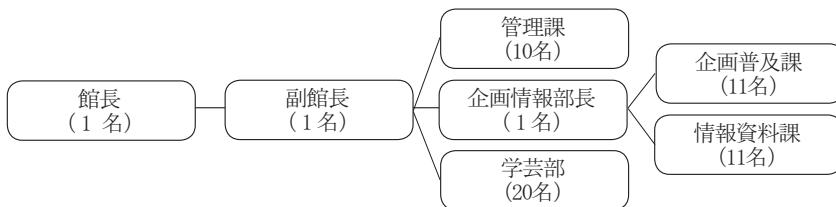
イ 構 造 石・煉瓦造り（一部鉄筋コンクリート造り）地上3階・地下1階

ウ 延床面積 10,565.47m²

エ 各階の概要

3階	展示室 学芸部関係諸室	総合テーマ展示室（古代・中世）、学芸部、資料整理室、展示準備工作室、作業室、収蔵庫 等
2階	展示室 管理課・企画	総合テーマ展示室（近世・近代・現代・民俗）、館長室、

イ 組織の概要



2 近年の実績等

(1) 収支の推移

図表 2-6-1 収支の推移

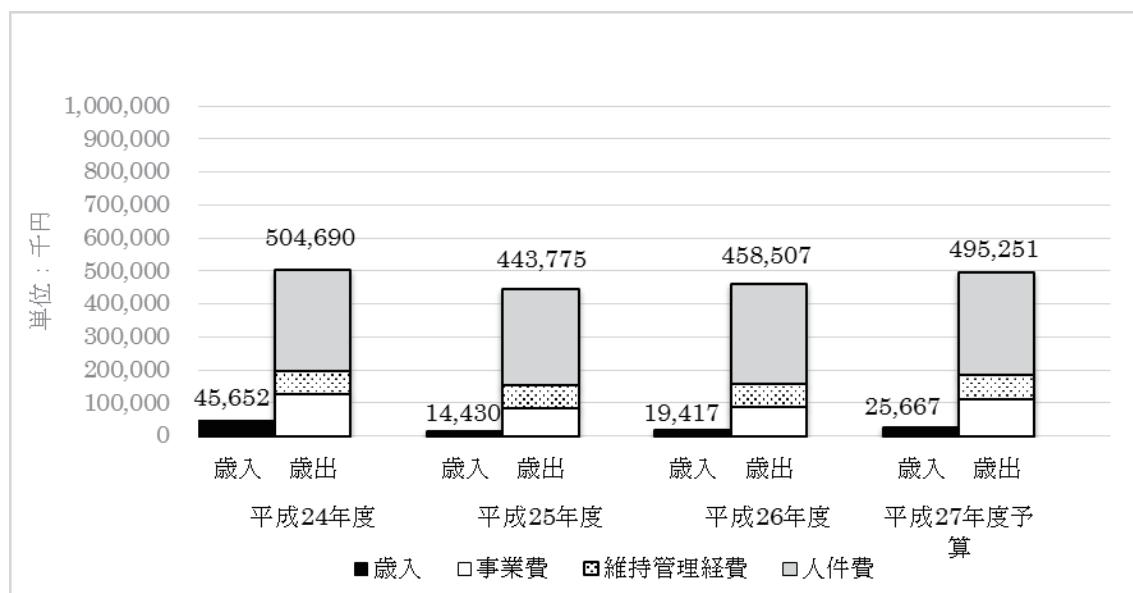
(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入	①	※ 45,652	14,430	19,417	25,667
歳出	事業費 維持管理経費	※ 128,050 66,654	83,361 71,160	86,546 71,046	111,227 73,829

人件費	309,986	289,254	300,915	310,195
②	504,690	443,775	458,507	495,251
収支 ③=①-②	△459,038	△429,345	△439,090	△469,584

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、平成24年度の歳入は基金繰入金、事業費は社会教育施設活性化事業費（ともに23,948千円）を含む。

図表2-6-2 歳入と歳出及びその内訳



(2) 利用者数の推移

図表2-6-3 利用者数の推移 (単位:人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
利用者数	138,120	127,895	142,193	140,000
利用者一人当たり県負担額	3.3	3.4	3.1	3.4

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

(3) 近時の取組

入館者数について前年度実績を上回る人数を目標に掲げ、達成に向け職員一丸となって取り組んでおり、厳しい財政状況の中、工夫を凝らした展示、歴史博物館キャラクター「パンチの守(かみ)」によるイベントや各種行事への参加、ツイッターによる歴史博物館の認知度の向上、学校や地域との連携許可等による新規来館者の開拓やリピーターの確保に努めている。

3 博物館の情報システム

(1) 情報システムの概要

歴史博物館では、収蔵品及び蔵書の管理等の業務を行うために博物館情報システムを整備している。この博物館情報システムは生命の星・地球博物館でも利用されて

おり、両博物館が運用する情報システムの一覧は図表2-6-4に記載している。

博物館情報システムの中心は、歴史博物館及び生命の星・地球博物館の膨大な収蔵資料を網羅的に管理するデータベースシステム（以下、「収蔵管理システム」という。）であり、A社により開発された博物館・美術館・公文書館・図書館向けの汎用システムをカスタマイズして使用している。

収蔵管理システムは、平成3年度にシステム整備計画・実施計画が策定され、平成4年度にシステム開発業者が決定、平成5年度～平成6年度に設計・プログラミングが行われ、平成7年度より運用が開始されている。

収蔵管理システムの運用が開始された前後の平成7年3月に、生命の星・地球博物館が歴史博物館より分離し開館したことから、同システムは生命の星・地球博物館でも利用されており、以後平成12～13年度、平成17年度～18年度、平成22年度～23年度にシステム更新を経て、現在では収蔵資料の展示情報システム、Web公開システムを備えている。

なお、平成26年10月31日時点で両博物館が運用する情報システムの一覧は下記のとおりである。

図表2-6-4 歴史博物館及び生命の星・地球博物館が運用する情報システムの一覧

システム名	設置場所	データ累計件数	システム概要

収蔵管理システム (A社製)	歴史博 地球博	歴史博：約18万件 地球博：約77万件	収蔵資料のデータベースシステム
蔵書管理システム (A社子会社製)	歴史博	歴史博：約3万件	蔵書（図書館・図書室）のデータベースシステム
展示情報システム	歴史博 地球博	歴史博：3,117頁 地球博：13,547頁	館内来館者用端末へデジタルコンテンツ配信を行う
Web公開システム	歴史博 地球博	歴史博：3,894頁 地球博：11,037頁	インターネットのホームページの公開を行うシステム
メールシステム	地球博		インターネットメール
バックアップ システム	歴史博 地球博		定期的なバックアップを行うシステム

※データ累計件数は平成26年10月31日時点

(2) 歴史博物館における博物館情報システム整備費の執行状況

平成24年度から平成26年度の博物館情報システム整備費の内訳は図表2-6-5のとおりであり、委託料として900万円余、使用料及び賃借料として4,200万円余を支出しており、全体としては毎年度5,500～5,600万円の事業費を費やしている。

これらの整備費には、生命の星・地球博物館の博物館情報システムにかかる費用も含まれている。

図表2-6-5 博物館情報システム整備費の内訳
(単位：千円)

博物館情報システム整備費	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共済費	17	12	19
賃金	2,236	2,236	2,226
需用費	2,466	2,336	1,590
委託料	9,236	9,236	9,500
使用料及び 賃借料	42,328	42,328	42,328
合計	56,283	56,148	55,663

第2 監査の実施

1 庁用備品の管理について

(1) 問題の所在

ア 神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第167条では、備品について管理シールを適宜の方法で貼付し、年に1回の現物照合を実施し、その結果を備品台帳に記録しなければならないとされている。

しかし、いくつかのサンプルを抽出して実査したところ、歴史博物館内の使用許可を受けた団体が運営する喫茶室にて、当該業者に貸し付けている備品に、シール

の貼られていないものがあった。

イ また、平成26年度にも備品の現物照合が実施され、備品の現状については問題なしとされていたが、実際にには、備品台帳上は同喫茶室にあるとされていた貸付け中の備品（IHヒーター）が、数年前に廃棄されていたことが判明した。

当該備品はかなり前に故障し、喫茶室を県の使用許可により運営していた団体によって廃棄されていたようで、廃棄の経緯は不明であるが、かなり長期間にわたって備品台帳と現状との齟齬が生じていたと思われる。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

ア 上記の状態は、いずれも財務規則第167条各項に違反している状態である。また、備品現物照合の作業は、財務規則の運用通知第167条関係等に基づき実施されているところ、貸付け物品の現物照合については、借受者が実施し、その結果報告を受ける運用となっているから、借受人による現物照合に不備があったものと言える。

そして、歴史博物館としても借受者への指導が不十分であったと考えられ、借受者に対する備品管理方法の再度の確認と改善が求められる点と言わざるを得ない。

イ なお、財務規則上の備品のうち、収蔵品として歴史博物館の収蔵管理システムに登録されているものについては、次項に別途の指摘事項があるのでそちらも参照されたい。

（指摘事項No.20）

貸付け中の一部の備品の管理状態が財務規則第167条各項に違反しており、また、同条に定める現物照合が借受者によって正確に行われていなかった。貸付け中の備品については、備品の借受者に対して備品管理のルールを適切に指導し、財務規則等にのっとった管理を実現すべきである。

2 収蔵管理システムと備品管理台帳の重複運用について

(1) 問題の所在

ア 歴史博物館では、平成7年より博物館の収蔵管理システムを導入し、全ての収蔵品について番号を振り、写真等の画像データとともにデータベースによって管

理してきた。

他方で、財務規則においては、博物館の収蔵品についても、5万円以上のものは原則として備品として取り扱うことが求められ（財務規則第159条参照）、備品台帳による管理が行われている。また、県による平成23

年4月1日付の財務規則及び同運用通知の改正に伴い、現在、備品台帳はデータベースによる管理方式が導入されている。

その結果、5万円以上の収蔵品については、一つの収蔵品について、二つのデータベースで管理されるという状態となっている。

イ 財務規則第193条第3項によると、備品台帳にて管理されている情報は下記図表2-6-6のとおりである。

図表2-6-6 備品台帳への登録情報

1	管理番号
2	細分類及び細分類コード
3	品目名
4	規格

5	価額
6	単位及び数量
7	出納の年月日及び相手方
8	出納の理由
9	現在高
10	使用者及び使用場所
11	売払価額又は貸付価額
12	照合年月日及び照合の結果
13	その他会計管理者が必要であると認める事項

※網掛け部分は、収蔵管理システムと重複している情報

ウ 一方、収蔵管理システムにおいては、まず、受入れ段階で下記図表2-6-7の情報が入力される。

図表2-6-7 収蔵管理システムの受入管理情報

内部情報	1	管理番号
	2	分類
	3	登録日時
	4	更新日時
	5	登録者
	6	更新者
	7	ステータス

受入管理情報	1	ID
	2	備品番号
	3	資料番号
	4	備品対象フラグ
	5	重要物品フラグ

受入情報	1	細分類コード
	2	品目名
	3	規格
	4	取得価格
	5	数量
	6	単位
	7	受入年月日
	8	受入状況
	9	相手方
	10	払出手年月日
	11	移動状況

※網掛け部分は、備品台帳と重複している情報

受入情報	12	使用者
	13	使用場所
	14	収入額
	15	現在高
	16	現物照合実施日
	17	耐用年数
	18	残存価格
	19	セット管理
	20	フラグ
	21	備考
	22	画像URL
	23	細分類名称
	24	所属
	25	経過年
	26	経過月
	27	償却額
	28	chk
	29	移動使用
	30	移動貸付
	31	移動管理
	32	移動売却
	33	移動その他
	34	権限
	35	国庫
	36	フラグ記号

この時点では、備品管理台帳への登録事項はほぼ網羅されているが、さらに、収蔵品の種類に応じた収蔵管

理情報が登録される。例えば、「彫刻」であれば下記図表2-6-8のとおりである。

図表2-6-8 収蔵管理システムの収蔵管理情報

	1	目録番号
--	---	------

	1	作者
--	---	----

資料管理	2	枝番号	美術情報 資料	2	銘文
	3	大分類		3	時代
	4	中分類		4	和暦
	5	小分類		5	西暦
共通情報	1	備品番号	作品管理 情報	6	材質・技法
	2	整理番号		7	員数
	3	資料番号		8	法量・寸法(タテ×ヨコ×高さ)
	4	資料名称		9	補修状況
	5	資料名称ヨミ		10	取扱注意事項
	6	資料群名・文書群名		11	備考
	7	資料群名・文書群名ヨミ			
	8	コレクション名			
	9	コレクション名ヨミ			
	10	文化財指定区分			
	11	文化財指定区分備考			
	12	資料区分			
	13	所有権			
	14	担当者名			
	15	その他			
	16	MT公開			

エ 上記のように、博物館の収蔵管理システムへの登録情報は必要十分なものとなっており、備品台帳への登録情報のうち「売払価額又は貸付価額」以外の情報を全て含んだものとなっている。

これらの情報を、あえて別々のシステムで管理するべき合理的な理由は乏しい。

また、現状には下記のような問題点がある。

(イ) 一つの収蔵品を新たに受け入れた後、職員は博物館の収蔵管理システムとデータベース上の備品台帳の双方に情報を入力する作業が必要であり、博物館

では毎年多数の資料を収集することを考えれば、この作業の重複は非効率的なものである。

(ロ) 下記図表2-6-9のように、複数の資料がセットになった収蔵品は、備品管理台帳では「1式」「1組」として記載されているが、個々の収蔵品のデータは登録されておらず、また、「1式」「1組」とされていながらその内訳となる点数の記載がないものもあるため、備品台帳のデータは、個々の収蔵品を管理する情報としては、あまり意味をなさない。

図表2-6-9 備品台帳にセットで登録されている収蔵品の例

規格	数量・単位	取得価格
1 丹波コレクション 2,517点	1組	30,000,000円
2 真葛焼他陶磁類 29点	1式	4,500,000円
3 須加原コレクション(土人形類)	1式	25,529,650円

現物照合においても「1式」「1組」の内訳となる個々の収蔵品を照合するためには、備品管理台帳のデータでは足りず、結局は収蔵管理システムのデータに頼った照合をしなければならない。

(ハ) 備品管理のデータベース化とともに平成23年に改正された財務規則第167条によって、備品については年に1回の現物照合が行われることになったが、博物館の収蔵品の数は膨大であり、職員にとって非常に負担の重い作業となっている。

具体的には、歴史博物館で備品として登録されて

いる物品のうち、机やパソコン等の事務作業のための庁用品は528件登録されており、収蔵品は1,671件登録されている。しかし、備品台帳に登録されている収蔵品には、上記図表2-6-9のように、複数の収蔵品が「1式」「1組」として登録されているものも多い。

この点、実際に備品とされている収蔵品の個々の点数を個別に集計すると、16,000点を超えており(上記図表2-6-9の3番のように「1式」とされていながらその内訳となる点数の記載がないものもあ

るので、実際の点数は更に多いと思われる。)。

年に1度とは言え、これらの収蔵品全ての現物照合を実施することは容易な作業ではなく、結果として現物照合作業の形骸化を招くおそれがあり（実際の作業量を考えれば図表2-6-9のような備品の内訳まで全て現物照合されているかどうかは疑わしい）、有効性に疑問がある（なお、備品とならない収蔵品も含めるとその数量は4万点を超える。）。

- (イ) 博物館の収蔵品は年々増えていくのであるから（備品となる収蔵品は平成26年度で121件増加している）、現物照合の毎年の作業量も年々増加することになる。対して、博物館の人員の増加は期待できず、毎年1回の現物照合を要求する制度が、長期的に持続可能なものとは言い難い（博物館という施設の性質上、収蔵品が増えることはあっても減ることはまずない。）。
- (オ) 財務規則第167条にて、備品には管理シールを貼付するものとされているが、シールなどが貼付可能な収蔵品については、既に収蔵システム上の管理番号等の付されたシールやタグなどが付けられている。

写真3 収蔵品の保管状況



これに加えて、さらに備品管理シールを貼付するのは、非効率的な作業となるほか、資料の性質上、備品管理シールを貼ることができない資料も数多くある。

- (カ) 財務規則上は5万円未満の物品は備品として扱われない（消耗品という扱いになる。）（財務規則第159条第2項）ため、管理シールを貼付する必要はなく、現物照合についての規則もない。しかし、収蔵品のうち一部（備品となるもの）についてのみ備品管理シールを貼付し、年1回の現物照合を行っても、収蔵品全体の管理としてはアンバランスで、効果的な管理方法とは言い難い。

また、学術的な価値を有する収蔵品について、取得価格が5万円未満であるか否かのみで取扱いを異にするのは不自然である。

【意見】

(2) 意見（備品となる収蔵品の二重管理について）

ア そもそも、博物館が研究や教育のために収集し学芸員が管理する「収蔵品」と、一般の職員が事務事業や施設にて常用する「備品」とは根本的に性質が異なり、これを同一に扱っていることが上記の問題点が生じる原因となっていると思われる。

収蔵品については、①既に博物館の収蔵管理システムが構築・運用されていること、②いわゆる事務用の備品と比べて保管状況や使用態様が大きく異なること、③取り扱う数量が膨大であること等を考慮した合理的な管理体制を採るべきである。

イ なお、図書館における書籍については、財務規則運用通知第166条関係第2項第2号にて「司書等が図書原簿、資料カードを作成して、図書類を管理しているところにあっては、備品台帳への記録（ただし、第137条第1項第3号に規定する重要物品であるものを除く。）及び物品管理票による管理の指定を要しないものとする。」とされ、同第167条関係第1項にて「司書等の判断により、図書原簿等により管理されている図書については、管理シールの貼付は要しないものとする。」とされている。

図書館において司書という専門家が管理している書籍について、重ねて備品管理台帳で管理をする意味がないことは当然と思われるが、これは博物館における収蔵品についても当てはまる理由である。

ウ 図書館の書籍に比べれば、博物館の収蔵品には高価なものも多いであろう。しかし、二重のデータベースによって管理すべき必然性はなく、学芸員という専門家が構築したデータベースがあるのであれば、その管理システムによって一元的に管理するのが効率的であることは明らかである（現状の収蔵管理システムの登録情報に不足があれば、必要に応じて収蔵管理システムの登録情報を追加することを検討すべきである。）。

収蔵品について二重のデータベースで管理する現状のシステムは明らかに非効率的であり、年1回の現物照合も、収蔵品の数に照らせば職員の負担を重くするばかりで弊害が大きい。

このような収蔵品の管理体制は、効率性と有効性の点で、不適切な状態にあると言わざるを得ない。

なお、収蔵管理システムそのものにも後記3にて述べるような脆弱性はあるため、別途改善の余地がある。

(意見No.53)

既に学芸員によって博物館の収蔵管理システムでデータベース化されている収蔵品を備品として取り扱い、重ねて備品管理台帳による管理を行い、年1回の現物照合を行うことは非効率的であり、有効性にも問題がある。

一般的な府用備品と博物館の収蔵品とは基本的な性質が異なる。

博物館の収蔵品も図書館の蔵書と同様に備品台帳による管理対象から外し、博物館の収蔵管理システムに一元化して運用することを検討されたい（現状の収蔵管理システムの登録情報に不足があれば、必要に応じて収蔵管理システムの登録情報を追加することを検討されたい。）。

なお、収蔵管理システムそのものにも後記3にて述べるような脆弱性はあるため、別途改善の余地がある。

【意見】

(3) 意見（収蔵品全体の管理について）

ア 備品台帳で管理されていないものを含めた、収蔵品全体の管理体制においては、下記の点に改善の余地がある。

5万円未満のため備品とならない収蔵品については、データベースと現物との照合についての明確なルールはない（学芸員による判断と、資料を展示・貸出ししたときなどに照合されている。）。しかし、資料の保管状態を確認する意味でも、収蔵品の現物を確認する体制は整備しておくべきと思われる。

もっとも、5万円未満のものを含めれば収蔵品の総数は4万点を超えるが、その全てについて毎年1回現物照合するなどというのは現実的ではない。また、資

料の種類によっても保管方法や劣化の速度などが異なると思われる。

そのため、資料の種類に応じた、より長期のスケジュールによる効率的な現物照合の方法を検討されたい。

イ また、収蔵品の保管場所についても、収蔵品の点数が多く、半分程度の棚や引き出し等には番号が振られていないため、結果として学芸員の職的な記憶によつて配置・管理されている部分が大きくなっている。

例えば、担当の学芸員が不慮の事故等で勤務できなくなったりした際などに備えて、第三者によっても速やかに収蔵品の現品確認等ができるような管理体制が構築されることが望ましい。

（意見No.54）

収蔵品の管理においては、備品であるか否か（5万円未満か否か）に関わらず、収蔵品全体の現物照合についてのルールを設け、より分かりやすい保管場所の工夫などの点で、更に改善された管理体制の構築を目指すことを検討されたい。

3 収蔵品の保管に関する内部統制上の問題

(1) 問題の所在

ア 収蔵管理システムの概要とシステム監査¹¹の有無

収蔵管理システムでは、博物館の収蔵する収蔵品を博物館内にある複数の端末（クライアント）から管理することができる。具体的には、収蔵品の全てをデータベース化しており、収蔵品に関する「資料番号」に加えて、図表2-6-7及び図表2-6-8に記載のデータを保持している。博物館では、収蔵管理システムで管理されているデータを用いて全ての収蔵品の担当者名や資料情報を認識しており、ここに基幹となる情報が集約されている。

そして、歴史博物館では価値の高い貴重な収蔵品を多く保持しており、その管理を当該システムに委ねている一方で、情報システムの正確性を担保するシステム監査が定期的に実施されていない。そこで、当該システムの内部統制を中心にヒアリングや関連資料の通査の手続を実施した。

¹¹ システム監査とは、組織体の情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが、リスクアセスメントに基づいて適切に整備・運用されているかを、独立かつ専門的立場のシステム監査人が検証又は評価することによって、保証を与えあるいは助言を与える、もってITガバナンスの実現に寄与するための活動である。（「システム監査基準」経済産業省；平成16年10月8日改訂参照）

写真4 博物館のデータ端末
(クライアント)

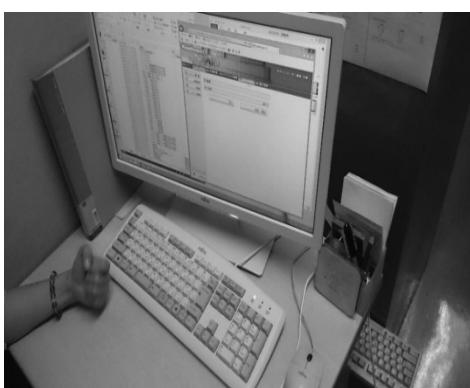
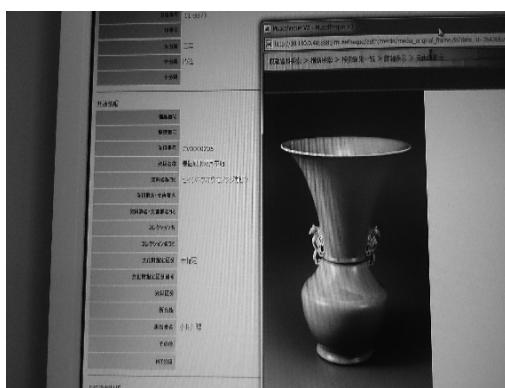


写真5 収蔵品のデータベース（例）



イ 収蔵管理システムの物理的なアクセスコントロール

収蔵管理システムに入力されたデータベースは、歴史博物館内に設置されているサーバーに保持されてい

る。当該サーバーが所在するサーバールームは、普段は施錠されており、一般職員がサーバーにアクセスすることはない。サーバーに物理的にアクセスできるの

は、情報資料課の管理者のほか、委託業者であるA社のエンジニアに限られている。サーバールームに入室

写真6 サーバールーム内の端末



ウ 収蔵管理システムへの論理的なアクセスコントロール

収蔵管理システムへアクセスする際には、各ユーザーに設定されたIDとパスワードを用いてシステムにログインをしなければならない。これにより、データベースの編集権限等が管理されている。なお、定期的なパスワードの変更は行っていない。

収蔵品のデータベースの登録・更新そして削除等の処理は、各クライアントから適切な権限を保持している担当者が行うことができる。図表2-6-10には、例として「考古」グループに分類される資料についての収蔵管理システム上のデータベースへのアクセス権限を示している。

管理者権限を保持するユーザーは、データベースの分類に関係なく全ての収蔵品データを参照、登録、更新、そして削除が可能である。こうした強力な管理者権限は、情報資料課長、及び同課副主幹、非常勤職員である資料整理員2名の計4名、及び委託業者であるA社にのみ、与えられている。

また、「考古」グループの権限が与えられているユーザーは担当する「考古」分類の収蔵品については登録・更新・削除が可能である。ただし、登録時には学芸員が登録した内容は「仮登録」の状態となり、承認権限

した人員の記録の整備はないが、施錠管理していることから貸出し履歴が記録されている。

写真7 データベースを保持しているサーバールーム内のサーバーの状況



を有する他のユーザーがこれを「本登録」することによりデータベースに正しい情報が加えられるようになっている。

また、「考古」分類の資料に関するデータは、他のグループからは編集できない。例えば「浮世絵」グループのユーザーからは参照のみが可能であり、登録・更新・削除の各権限は与えられていない。

図表2-6-10 「考古」分類資料のデータベース権限の例

グループ	参照	登録	更新	削除
管理者の権限	○	○	○	○
「考古」グループの「考古」資料に対する権限	○	△	○	○
「浮世絵」グループの「考古」資料に対する権限	○	×	×	×

※上表で「○」は権限あり、「×」は権限なし。「△」は適切な承認を要する。

エ 収蔵品の現物管理

展示品以外の収蔵品については、地下に所在する重厚な保管庫及び、施錠管理されている区画に厳重に保管されている。

そして、これらの収蔵品を全て管理するデータベースは、収蔵管理システムのデータベースのみである。

写真8 収蔵庫の扉（旧横浜正金銀行本店時代の金庫を利用）



写真9 収蔵庫内の収蔵品



オ 収蔵管理システムのデータベースの管理

ある収蔵品をデータベースに登録する際には、適切な権限を保持したユーザーがまず仮登録を行い、内容を吟味する他の権限者により本登録されることから、不正確な情報が登録されることのないように牽制が効いている。

また、既に登録されているデータの変更が行われた場合には「履歴一覧」において更新履歴が記載され、更新者が表示されることとなる。

一方で、収蔵品データの削除については学芸員が単独で実行可能な状況となっているものの削除に関する履歴も保持されず、収蔵管理システムの表示上から失われてしまうので、不適切な削除行為の有無を事後的に検証する統制活動も行われていない。

カ 収蔵品データの削除が単独で行えるリスク

収蔵品の現物管理が、当該収蔵管理システム上のデータに依存している状況から鑑みれば、担当者が単独でその管理するデータを削除できることは横領・紛失のリスクを生じさせている。

例えば、万が一、悪意ある内部者がシステムを操作して収蔵品をリストから削除し、当該収蔵品を窃取したような場合、定期的に収蔵品の現物調査を実施していたとしても、現物の紛失に気が付かない可能性がある。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

歴史博物館では、非常に高価な収蔵品を管理しており、

(指摘事項No.21)

収蔵管理システムについては定期的なシステム監査を受ける等、その重要性に鑑みたリスク対策が必要である。また、直ちに補完すべき内部統制上の重要な欠陥として、収蔵品の削除を担当者が単独で行えることが指摘される。削除履歴が明確に記録されるようシステムを改善すべきである。

4 システムのバックアップデータの保管場所について

(1) 問題の所在

博物館情報システムでは、収蔵品管理システム、蔵書管理システム、展示情報システム、Web公開システム、メールシステムの運用がされているが、博物館情報システムのバックアップデータが同じ歴史博物館内に保管されており、大規模災害等の発生を想定すれば、事故や災害の際にバックアップの役割を果たさない可能性がある。

(意見No.55)

博物館の収蔵品の貴重なデータを管理しているのであるから、万が一に備えてのバックアップはできる限り建物外に保管することが望ましい。

生命の星・地球博物館で同様のシステムを運用しているのであるから、相互にバックアップする体制を検討されたい。

5 システム関連費用の予算配分について

(1) 問題の所在

ア 博物館情報システム整備費のうち、使用料及び賃借料に関する外部との契約は図表2-6-12、委託料に関する外部との契約は図表2-6-13に記載したとお

物理的にもそうした点に鑑みて厳重に保管されていた。

しかしながら、現物の管理に比して、その参照元となる収蔵品管理システムのデータベースの管理についてはそもそも定期的なシステム監査が行われていないことからも脆弱な点が認められた。

すなわち、重要性が高い内部統制上の脅威として、現物実査のためのリストとなる具体的な収蔵品データが、担当者により単独で削除することが可能な上に、削除を行った記録が残らないため、現物の紛失が発見できない可能性がある。具体的には、万が一、悪意ある内部者がシステムを操作して収蔵品をリストから削除し、当該収蔵品を窃取したような場合、例え定期的に収蔵品の現物照合を実施していたとしても、現物の紛失に気が付かない可能性がある。

下記図表2-6-11のように1点で時価数千万円のものもある高価な収蔵品を取り扱うシステムとしては、不備があると言わざるを得ない。

図表2-6-11 高価な収蔵品の例

規格	数量・単位	取得価格
1 鉄二十八間四方白星兜	1点	35,000,000円
2 源頼朝袖判下文	1点	23,500,000円
3 花鳥図(興悦筆)	1幅	14,250,000円

過去に不適切な削除により把握されていない収蔵品の紛失がないか改めて内部調査を行うとともに、直ちに削除に関する事前や事後の統制を敷くべきである。

【意見】

(2) 意見

システムのバックアップデータは、歴史博物館とは別の建物に保管することが望ましい。

幸いにも生命の星・地球博物館で歴史博物館と同様のシステムを運用しているのであるから、相互にバックアップする体制を探ることが可能と思われる。

りである。

前述したように委託料に計上されているA社に対する運用支援業務の履行場所は、歴史博物館のほか、生命の星・地球博物館も含まれている。

また、使用料及び賃借料は、主に生命の星・地球博

物館に設置されている機器類と歴史博物館に設置されている機器類で契約が異なるが、いずれも歴史博物館

の予算執行として計上されている。

図表2-6-12 情報システム(使用料及び賃借料)に関する外部との契約

(単位:千円)

件名	相手	契約日	形態	契約金額	1年当たりの金額
博物館情報システム用機器(地球博)	B社	平成22年6月1日	5年リース	120,021	24,004
博物館情報システム用機器(歴史博)	B社	平成23年5月30日	5年リース	91,629	18,324
合計				211,650	42,328

図表2-6-13 情報システム(委託料)に関する外部との契約

(単位:千円)

件名	相手	契約日	形態	契約金額	1年当たりの金額
博物館情報システム 運用支援業務委託	A社	平成24年3月30日	3年契約	27,707	9,236

※平成26年度は消費税等の増税に伴い、増税分に関する変更契約を結んでおり、9,489千円の支払いをしている。

これは、平成7年に県立博物館が二つに分離し、歴史博物館と生命の星・地球博物館になった際に、一括して博物館システムを発注していたことによる。

イ しかし、現在は、二つの博物館は完全に分離して運営されており、システムの運営にかかる諸経費も両博物館ごとに分離して把握することが可能な状態になっている(図表2-6-15参照)。

生命の星・地球博物館に関する費用まで歴史博物館の予算にて執行する状態になっているのは、両博物館の予算規模や収支を把握する上で、不適切と思われる。

【意見】

(2) 意見

県では平成24年度からの緊急財政対策の一環として、施設の収支の「見える化」を取り組んでおり、県民に対して各施設の収支の状況・利用者一人当たりのコスト等を開示している。

「見える化」のデータをより正確なものとするためには、歴史博物館と生命の星・地球博物館の各館での事務事業に必要な経費は、各館に応じて計上すべきである。

歴史博物館の予算で執行されてきた生命の星・地球博物館のシステムに要する費用については、同博物館の予算にて執行すべきと考える。

(意見No.56)

生命の星・地球博物館のシステムに要する費用についても、歴史博物館の予算で執行されているが、これを改め、生命の星・地球博物館の予算にて執行することを検討されたい。

6 博物館情報システムの運用支援業務に係る競争性の確保状況について

(1) 問題の所在

ア 博物館情報システムの運用支援業務については、平成24年3月に一般競争入札により実施されたが、A社のみが入札書を提出しており、予定価格の範囲内であつたため落札者となっている。(図表2-6-14参照)

図表2-6-14 博物館情報システム運用支援業務委託の入札状況

順位	入札者	入札高(単位:千円)	入札率
1	A社	26,388	94.9%

※入札高は税抜表示となっている。

同入札の仕様書によれば、受注者の前提条件として以下の要件を満たすことが定められていた。

・収蔵管理システム(A社製)、蔵書管理システム(A社子会社製)の双方について内容を理解し、設定変更等の対応が可能であること。

イ また、運用委託する業務範囲の概要は以下のように

定義されている。

- ①システム全体の運用支援
- ②各サーバーにおけるOS・ミドルウェア等の管理、クライアントの設定支援、ネットワークセキュリティ等の管理
- ③ネットワーク全体の維持・管理
- ④収蔵管理システムの維持・管理
- ⑤蔵書管理システムの維持・管理
- ⑥展示情報システムの維持・管理

ウ 一方、平成26年度の運用支援業務実績は図表2-6-15に示したとおりである。

これによれば、運用支援業務として実際に行ってい時間の約4割が「⑥展示情報システム」の維持・管理に含まれるHTMLベースのコンテンツである「鎌倉彫(歴史博)」の開発追加、及び「電子百科(地球博)」の開発追加に関する業務であった。そしてその成果物は一般的なWebページと同様のHTMLファイルにより提出されている。この点、HTMLベースのコンテンツを追加する作業は、A社製の収蔵管理システム及び蔵書管理システムの内容を熟知している必要がある

業務であるか疑問である。

図表 2-6-15 平成26年度の博物館情報システム運用支援業務実績

業務内容	支援人員・従事人月	割合
「鎌倉影」開発関連(歴史博)	0.72人月	9.7%
「電子百科」開発関連(地球博)	2.22人月	29.9%
歴史博物館・その他	2.22人月	29.9%
生命の星・地球博物館・その他	2.26人月	30.5%
合計	7.42人月	100.0%

※A社によって提出された「運用サポート作業月報」

2014年4月から2015年3月の合計を表示している。

【意見】

(2) 意見

運用支援業務の作業実績に注目すると、その業務の多くが必ずしもA社でなければ実施できない開発システム

に特有の業務とは言い難い業務（HTMLコンテンツの追加等）で占められている。

運用支援業務委託契約においては、仕様書の設計において汎用性がありA社でなくとも作業可能と思われる業務と、A社でなければ作業困難な業務が混在していることにより、全体として割高な予定価格となっている可能性を否定できない。

特に、情報システムのリース契約や保守業務や運用支援業務の委託契約の入札においては、情報システムの専門性ゆえに、当該情報システムを当初開発した事業者が有利となることが多く、その結果、運用コストの高止まりを招くおそれがある。

そのため、本件情報システムの本件運用支援業務委託契約においても、HTMLコンテンツの追加のような汎用性のある業務については、別途仕様を定義して入札にかけ、当該情報システムに関して当初開発した事業者に有利となるような仕様をできるだけ排することができるようになります。

（意見No.57）

情報システムの運用支援業務委託契約の入札においては、情報システムの専門性ゆえに、当該情報システムを当初開発した事業者が有利となることが多く、その結果、運用コストの高止まりを招くおそれがある。

そこで、本体情報システムの開発業者等に委託しなければならない範囲を最低限の内容とし、HTMLコンテンツの追加のような汎用性のある業務については、別途仕様を定義して入札にかけ、当該情報システムを当初開発した事業者に有利となるような仕様をできるだけ排することを検討されたい。

7 一件の委託料の執行額の一部を、他の細事業へ振り替えて執行することについて

(1) 問題の所在

ア 平成26年度に実施した特別展「陸に上がった海軍 - 連合艦隊司令部日吉地下壕からみた太平洋戦争 - 」に関して、A社に対して、会場装飾等制作を委託した。具体的な委託の内容は看板の作成等であり、当該委託費は295,920円（税込）であった。

イ 本来これは、展示事業費・委託料として、全額執行されるべきものであるが、一部の執行額を維持運営費とし、

展示事業費・委託料として 30,000円

維持運営費・委託料として 265,920円

合計 295,920円

の執行がなされていた。

しかし、当該委託費295,920円のうち265,920円を維持運営費・委託料とする合理的根拠は特にないと思われる。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

予算において細事業が分類されているのは、細事業ごとに支出を統制し、支出の内容を把握するためのものである。にもかかわらず、異なる細事業に振り替えて執行してしまっては、そもそも細事業を定めた意味がなくなるため、適切な会計処理とは言えない。

本来は、細事業間での予算の流用の手続（財務規則第20条、同運用通知参照）を経て、執行されなければならないものである。

8 見積合せの方法について

(1) 問題の所在

ア 展示室用空調機の修繕工事を委託する際に、見積合せを実施すべき随意契約として2者に見積りを依頼したところ、1者が見積りを辞退し、結果として1者からしか見積りが得られなかった。

その際、財務規則運用通知第50条の2関係第4項第3

号の「見積りの提出を依頼しても他に提出者のいないとき」に該当するものとして、見積りを出した1者と随意契約を締結していた。

イ しかし、財務規則第50条にて「契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2人以上から見積書をとるものとする」のが原則とされている以上、2者のうち1者が見積りを辞退したからといって、安

（指摘事項No.22）

正式な手続を経ずに他の細事業へ振り替えて予算を執行すべきではない。本来執行すべき細事業の予算が超過しそうな場合は、正式な手續を経て、余剰のある他の細事業から予算を流用して執行すべきである。

易に運用通知第50条関係「他に提出者のいないとき」に該当すると扱うのは不適切と思われる。

【意見】

(2) 意見

当初見積合せの候補として見積りを依頼した業者が見

積りの提出を辞退した場合にも他にも候補業者がいる場合には、改めて見積りを依頼し、できるだけ複数者による見積合せを実施することが望ましい。

とりわけ、空調機の修繕という一般的な業務において、他者から見積りを取得することができなかつたとは思えない。

(意見No.58)

当初見積合せの候補として見積りを依頼した業者が見積りの提出を辞退した場合にも、他に見積りを提出しうる業者の有無を検討し、できる限り見積合せを実施すべきである。

9 神奈川県立図書館のO P A C (オーパック)への参加について

(1) 問題の所在

ア 歴史博物館にはミュージアムライブラリーがあり、現在、3万冊を超える蔵書がある。外部への貸出しあはないが、一般利用者による館内での蔵書閲覧は可能である。

他方で、県には、県立図書館が運営するO P A Cという検索システムがあり、県内の公共図書館等（市町村図書館の全てと一部の大学図書館など）の蔵書を1回の検索で調べることができる横断検索サービスを提供している。

このO P A Cには多数の図書館が参加しているが、歴史博物館はこのネットワークに参加していない。

イ 県民が書籍を探そうとするとき、図書館や図書館のホームページなどでO P A Cを利用することが多いと考えられる。

その際、一般貸出しあはできなくとも、博物館にて閲

覧可能な蔵書の存在が検索できれば、利用者のメリットは大きい。また、歴史博物館の利用促進にもつながる。

写真10 ミュージアムライブラリー



【意見】

(2) 意見

蔵書という資産の有効活用のため、また歴史博物館の利用促進のためにも、県立図書館のO P A Cへの参加を検討することが望ましい。

(意見No.59)

図書館の蔵書も博物館の蔵書も、県の蔵書であり県の資産である。蔵書の有効活用と利用者の利便性を考えれば、博物館の蔵書も県立図書館のO P A Cに参加することを検討されたい。

10 建物修繕体制の不備（雨漏りの発生）

(1) 問題の所在

ア 平成26年6月7日、台風により新館地下の講堂にてバケツやシートで受けきれないほどの雨漏りが発生し、

天井石こうボードが一部崩落するという事故が起きている。また、平成26年10月6日にも、台風により旧館3階廊下天井及び3階機械室から雨漏りが発生するという事故が起きている。

写真11 地階講堂の雨漏り（応急処置後）



平成26年6月7日の地下講堂での雨漏り事故（事故後にビニール袋で対応した状況）

イ 歴史博物館の建物は、明治37年（1904年）に完成した横浜正金銀行本店本館の建物を増築・改修したものであり、本店本館は国の重要文化財、国の史跡及び近代産業遺産として指定を受けている建物である。この建物自体が、歴史的・文化的な価値を持つ県の貴重な財産である。

さらに、博物館内にある収蔵品は、歴史的・文化的な資料として高い価値を有しており（国指定重要文化財も複数収蔵されている。）、また、美術品・貴重品として極めて高価（時価数千万円超）な物品が数多くある。

総じて、これらの収蔵品が水や湿気に脆弱であることは言うまでもない。

にもかかわらず、年に2度も雨漏りが生じるというのは、後世に永く残すべき県の財産である博物館の建物本体及びその収蔵品の管理体制として極めて不適切な状態にあると言わざるを得ない。平成7年の博物館の再編整備の際に施設の更新が行われているものの、以来20年が経過し、各所に不具合が生じているのが現状である。

【意見】

(2) 意見

ア 今回の雨漏りでは、収蔵品への直接的な被害はなかったが、水の漏れるルートによっては重大な損害が発生した可能性もある。

このような事故を防ぐためには、築年数や過去の修繕履歴を踏まえて、外壁やシーリングの状況について専門家による定期的な診断を受けたり、耐用年数等を考慮した長期的な修繕計画を策定・実施することが必要だが、現在のところそういった対策は全く採られていない。

イ 現状は、壊れてから直すという場当たり的な対応に終始していると言わざるを得ず、また、過去の修繕履歴も十分に保管されていない。

今後もこのような場当たり的な対応が継続されるとすれば、遠からず雨漏り等の事故が再発し、結果として建物の維持・修繕コストを高くし、また県の財産である貴重な収蔵品と、文化財である建物を毀損する可能性が高いと思われるため、早急に対策を探ることが望ましい。

（意見No60）

歴史博物館の特殊性（建物の歴史的価値と収蔵品の性質）に鑑み、専門家による定期的な診断・点検や、耐用年数を考慮した修繕計画の策定・実施など、雨漏り等の老朽化による事故を防止するための対策を検討されたい。

11 安全な収蔵スペースの確保について

(1) 問題の所在

ア 歴史博物館は、平成7年のリニューアルオープンから既に20年が経過し、収蔵スペースの狭隘化が進んでいます。

現状では、廊下にも物品があふれています。一部の収蔵品は空調の効かない部屋で保管せざるを得ない状態となっている（長期的には収蔵品へのダメージが懸念される。）。

イ 資料の収集は博物館の本質的な使命の一つであり、その蓄積が博物館の財産であるから、必然的に、収蔵

品は増え続け、いずれスペースは足りなくなる。

【意見】

(2) 意見

博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。また、今後の収蔵品の増加に対しても根本的な対策は計画されておらず、場当たり的な対応を続けていてもいずれ収蔵スペースに行き詰ることになる。

恒久的な博物館の運営のためには、将来における収蔵品の増加を想定した安全な収蔵スペース確保について、早期に検討しておくことが望ましい。

（意見No61）

博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。

第7章 神奈川県立生命の星・地球博物館

写真1 外観



写真2 常設展示



第1 事務事業の概要

1 施設の概要

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

地球及び生命の営みに関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供等を行い、県民の学習活動を支援すること。

イ 所管課

教育局生涯学習部生涯学習課

(2) 在所在地

神奈川県小田原市入生田499

(3) 開設年月及び沿革

平成7年1月 生命の星・地球博物館条例による機関設置

平成7年3月 生命の星・地球博物館開館（昭和42年設立の神奈川県立博物館から自然系分野を独立させ、小田原市に開館）

平成9年7月 累計入館者100万人到達

平成12年5月 累計入館者200万人到達

平成16年6月 累計入館者300万人到達

平成20年8月 累計入館者400万人到達

平成24年8月 累計入館者500万人到達

平成27年8月 累計入館者600万人到達

(4) 施設の概要

ア 敷地面積 22,460.90m²

イ 建築面積 8,218.11m²

ウ 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り

地上4階・地下1階

エ 延床面積 19,064m²（エレベーター棟43.86m²を含む。）

オ 各階の概要

塔屋	52.00m ²	
4階	506.00m ²	機械室等
3階	3,017.00m ²	常設展示室・ジャンボブック展示室・レストラン・実習実験室等

2階	2,166.00m ² (77m ²)	ミュージアムライブラリー・事務部門等・昆虫標本収蔵庫(77m ²)等
1階	7,427.00m ² (1,356m ²)	エントランスホール・S E I S A ミュージアムシアター・常設展示室・特別展示室・収蔵庫・講義室・収蔵庫(1,260m ²)・液浸標本収蔵庫(96m ²)等
地下1階	5,852.14m ²	駐車場・機械室等

※（ ）は収蔵庫の面積

カ 開館時間等

午前9時00分から午後4時30分まで（入館は午後4時00分まで）

キ 休館日

月曜日（国民の祝日等に当たる場合はその翌日。また、夏季は毎日開館）

年末年始

館内設備点検の日

ク 駐車場

乗用車・大型バス 計185台 無料

(5) 利用料金の状況

常設展（ ）内は20名以上の団体料金

・20歳以上（学生を除く）：520円（410円）

・20歳未満及び学生：300円（200円）

・高校生及び65歳以上：100円（100円）

・中学生以下及び障がい者手帳をお持ちの方：無料

特別展

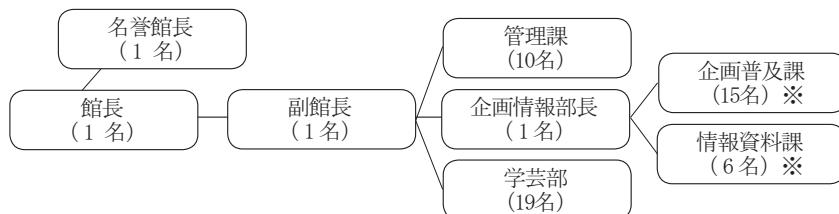
・常設展とは別料金となり、金額は展示ごとに別途定める

(6) 施設の管理

ア 管理状況

県による直営施設である。

イ 組織の概要



2 近年の実績等

(1) 収支の推移

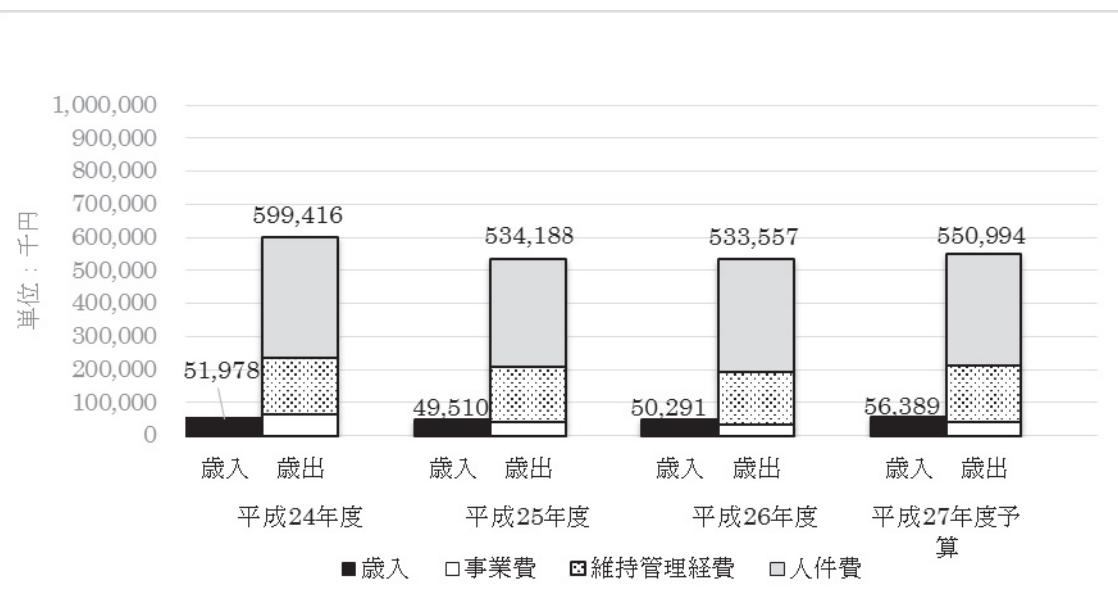
図表2-7-1 収支の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入 ①	※182,218	49,510	50,291	56,389
歳出				
事業費	※195,977	39,540	32,184	42,806
維持管理経費	167,560	169,148	160,007	167,222
人件費	366,119	325,500	341,366	340,966
②	729,656	534,188	533,557	550,994
収支 ③=①-②	△547,438	△484,678	△483,266	△494,605

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、平成24年度の歳入からは基金繰入金、事業費は社会教育施設活性化事業費（ともに130,240千円）を含む。

図表2-7-2 歳入と歳出及びその内訳



(2) 利用者数の推移

図表2-7-3 利用者数及び利用者一人当たり県負担額の推移

(単位:人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
利用者数※	334,695	329,340	310,088	310,088
利用者一人当たり県負担額	1.6	1.5	1.6	1.6

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、利用者数にはフリーゾーンの利用者を含んでいる。

(3) 近時の取組

展示だけでなく、野外観察会、講座、講演会、ミニワークショップ等の実施、ホームページやデータベースの充実、広報活動の見直し、行事や催し物の機会を利用したPR等により、入館者の拡充、利用されやすい博物館に向けた取組を進めている。

3 博物館の情報システム

(1) 情報システムの概要

生命の星・地球博物館が運用する情報システムの概要是、第6章「神奈川県立歴史博物館」第1-3(1)で述べたところと同様である。

(2) 博物館情報システム整備費の執行状況

現在、博物館情報システム整備費は、生命の星・地球博物館にかかる部分も含めて、全て歴史博物館の予算で執行されている（第6章「神奈川県立歴史博物館」第1-3(2)、本章第2-5参照）。

第2 監査の実施

1 庁用備品の管理について

(1) 問題の所在

ア 神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）では第167条以下において、備品について備品台帳を作成し、管理シールを適宜の方法で貼付して、年に1回の現物照合を実施しなければならないとされている。

しかし、備品台帳からいくつかのサンプルを抽出して実査したところ、備品の管理状態に不備があった。

イ まず、ミュージアムシアターにあるアンプ等の音響機器について、備品台帳への記載が不適切なものがあつ

た。

実査の際に、備品台帳に見当たらない音響機器が見受けられたことから、後日確認したところ、当該音響機器は、機器が収納されているラック全体でセットとして管理されており、当該音響機器1点としては備品台帳に記載されていないとのことであった。

具体的な備品台帳への記載は下記図表2-7-4のとおりであった。

図表2-7-4 アンプ等の音響機器の備品台帳への記載

品目名	規格	取得価格	数量
格納庫	音響機器収納用	960,000円	1台

しかし、このような備品台帳の記載では、音響機器を収納する格納庫の他に、その中に格納されている機器まで含まれて記載されているものと判読することはできない。また、適切な現物照合が可能とも思えない。

結局、当該音響機器については、実質的には備品台帳に記載がないに等しい状態となっていると言わざるを得ない。

ウ また、シールが貼られていない備品（防湿庫等）、既に廃棄しているが備品台帳上に残っている備品（プロジェクター）、故障して数年使用していないにもかかわらずまだ使用中として登録されている備品（プリンター）などが認められた。

写真3 (左) 備品台帳の記載が不適切な音響機器

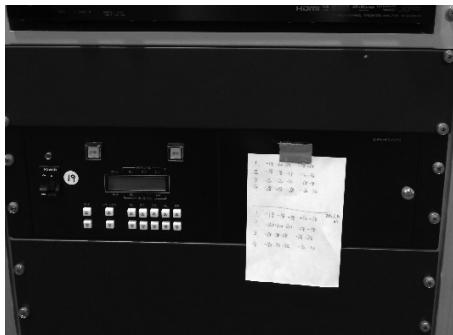


写真4 (右) シールの貼付されていない防湿庫



これらはいずれも財務規則第167条第1項、第174条、財務規則運用通知等に違反する状態である。

エ 生命の星・地球博物館の備品は収蔵品を除くと約1,000点あり、実査した備品は約70点ほどであるから、実査数の割に備品管理の不備が多く見つかったと言える。

また、平成26年にも財務規則第167条第2項に基づく現物照合は実施しているはずだが、上記の状況に照らせば、正確な現物照合がなされているとは言い難い点もあり、博物館全体として備品の管理状態が不適切な状態になっている可能性が高い。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

上記の状態は、いずれも財務規則第167条等に違反している状態である。また、毎年の備品現物照合の作業が形骸化している可能性があり、再度の確認と改善が求められる点と言わざるを得ない。

改めて、財務規則の定める備品管理のルールにのっとった管理を実施すべきである。

なお、財務規則上の備品のうち、収蔵品として博物館の収蔵管理システムに登録されているものについては、次項に別途の指摘事項があるのでそちらも参照されたい。

(指摘事項No23)

備品の管理状態が財務規則第167条等に違反しており、また同条に定める備品現物照合も正確に行われていない可能性がある。財務規則の定める備品管理のルールにのっとった管理をすべきである。

2 収蔵管理システムと備品管理台帳の重複運用について

(1) 問題の所在

ア 本項の問題は、同じ博物館システムを運用している歴史博物館における問題と同様のものである（第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-2参照）。

イ 生命の星・地球博物館では、平成7年より博物館の収蔵管理システムを導入し、全ての収蔵品について資料番号を振り、写真等の画像データとともにデータベースによって管理してきた。

他方で、財務規則においては、博物館の収蔵品についても5万円以上のものは原則として備品として取り扱うことが求められ（財務規則第159条参照）、備品台帳による管理が行われている。また、県による平成23年4月1日付の財務規則及び同運用通知の改正に伴い、現在、備品台帳はデータベースによる管理方式が導入されている。

その結果、5万円以上の収蔵品については、一つの収蔵品について二つのデータベースで管理されるという状態となっている。

ウ 財務規則第193条第3項によると、備品台帳にて管理されている情報は下記表のとおりである。

図表2-7-5 備品台帳への登録情報

1	管理番号
2	細分類及び細分類コード
3	品目名
4	規格
5	価額
6	単位及び数量
7	出納の年月日及び相手方
8	出納の理由
9	現在高
10	使用者及び使用場所
11	売払価額又は貸付価額
12	照合年月日及び照合の結果
13	その他会計管理者が必要であると認める事項

※網掛け部分は、収蔵管理システムと重複している情報

エ 一方、収蔵管理システムにおいては、まず、受入れ段階で下記の表の情報が入力される。

図表2-7-6 収蔵管理システムの受入管理情報

内部情報	1	管理番号
	2	分類
	3	登録日時
	4	更新日時
	5	登録者
	6	更新者
	7	ステータス

受入管理情報	1	ID
	2	備品番号
	3	資料番号
	4	備品対象フラグ
	5	重要物品フラグ

受入情報	1	細分類コード
	2	品目名
	3	規格
	4	取得価格
	5	数量
	6	単位
	7	受入年月日

受入情報	12	使用者
	13	使用場所
	14	収入額
	15	現在高
	16	現物照合実施日
	17	耐用年数
	18	残存価格
	19	セット管理
	20	フラグ
	21	備考
	22	画像URL
	23	細分類名称
	24	所属
	25	経過年
	26	経過月
	27	償却額
	28	chk
	29	移動使用
	30	移動貸付
	31	移動管理
	32	移動売却

8	受入状況
9	相手方
10	払出年月日
11	移動状況

33	移動その他
34	権限
35	国庫
36	フラグ記号

※網掛け部分は、備品台帳と重複している情報

この時点での備品管理台帳への登録事項はほぼ網羅されているが、さらに、収蔵品の種類に応じた収蔵管

理情報が登録される。例えば、「両生類」であれば下記図表2-7-7のとおりである。

図表2-7-7 収蔵管理システムの収蔵管理情報

資料 管理 情報	1	管理番号
	2	資料番号
	3	枝番号

撮影・採 集情報	20	採集者氏名
	21	採集者氏名(英)
	22	オリジナル標本番号
	23	採集日

学名(科種) 情報	1	ジョインコード
	2	科コード
	3	科の和名
	4	科の学名
	5	種コード
	6	種の和名
	7	種の学名
	8	綱の和名
	9	綱の学名
	10	目の和名
	11	目の学名
	12	俗名・異名

同定情報	1	同定者
	2	同定者(英)
	3	同定年月日
	4	性別
	5	ステージ
	6	年齢
	7	計測値
	8	全長 / 体長

撮影・採 集情報	1	国名
	2	国名(英)
	3	都道府県名
	4	都道府県名(英)
	5	郡市区町村名
	6	郡市区町村名(英)
	7	町域名
	8	町域名(英)
	9	その他住所
	10	その他住所(英)
	11	地域名
	12	地域名(英)
	13	標高(最低)(m)
	14	標高(最高)(m)
	15	測地系フラグ
	16	緯度・経度(起点)
	17	緯度・経度(終点)
	18	3次メッシュコード
	19	地域メッシュコード

資料付隨 情報	1	旧資料番号
	2	指定標本区分
	3	タイプ標本区分
	4	資料種別
	5	標本の形状
	6	形態メモ
	7	由来・メモ
	8	生態写真の有無
	9	標本写真の有無
	10	コレクション名
	11	保管場所
	12	棚/ロッカーフ番号
	13	段/引出し番号
	14	細番
	15	保管形態
	16	取扱難度
	17	廃棄日付
	18	廃棄事由
	19	備考
	20	関連資料タイトル
	21	外部提供
	22	公開フラグ

オ 上記のように、歴史博物館と同様に、生命の星・地

球博物館においても博物館の収蔵管理システムへの登

録情報は必要十分なものとなっており、備品台帳への登録情報のうち「売扱価額又は貸付価額」以外の情報を全て含んだものとなっている。

これらの情報を、あえて別々のシステムで管理するべき合理的な理由は乏しい。

そして、第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-2(1)エ(ア)～(カ)に記載した現状の問題点は、生命の星・地球博物館にもそのまま当てはまる問題点である。とりわけ、生命の星・地球博物館は歴史博物館より収蔵品の数が多いので、その問題点は更に顕著なものとなる。すなわち、

(ア) 一つの収蔵品を新たに受け入れた後、職員は博物館の収蔵システムとデータベース上の備品台帳の双方に情報を入力する作業が必要であり、博物館では毎年多数の資料を収集することを考えれば、この作業の重複は非効率的なものである。

(イ) 下記図表2-7-8のように、複数の資料がセットになった収蔵品は、備品管理台帳では「1式」「1組」として記載されているが、個々の収蔵品のデータは登録されておらず、また、「1式」「1組」とされていながら、その内訳となる点数の記載がないものもあるため、備品台帳のデータは、個々の収蔵品を管理する情報としてはあまり意味をなさない。

図表2-7-8 備品台帳にセットで登録されている収蔵品の例

規格	数量・単位	台帳価格
1 古生代海の化石 8,000点	1式	50,000,000円
2 ハナムグリ永井コレクション 1,342種20,175点	1組	35,000,000円
3 酒井恒コレクション「原色日本産カニ類」掲載 図版の細密画原画	1セット	43,506,000円

現物照合においても「1式」「1組」の内訳となる個々の収蔵品を照合するためには、備品管理台帳のデータでは足りず、結局は収蔵管理システムのデータに頼った照合をしなければならない。

(ウ) 備品管理のデータベース化と共に、平成23年に改正された財務規則第167条によって、備品については年に1回の現物照合が行われることになったが、博物館の収蔵品の数は膨大であり、職員にとって非常に負担の重い作業（事実上実施不可能とも言える作業）となっている。

備品台帳の登録件数は、机やパソコン、実験器具等の収蔵品以外の庁用品は約1,000件登録されており、収蔵品は2,000件登録されている。しかし、備品台帳に登録されている収蔵品には、前記図表2-7-8

のように、複数の収蔵品が「1式」「1組」として登録されているものも多い。

これらを含めて、実際に備品とされている収蔵品の個々の点数を数えれば270,000点を超える（前記図表2-7-8の3番のように「1セット」とされていながら、その内訳となる点数の記載がないものもあるので、実際の点数は更に多いと思われる。）。

年に1度とは言え、これらの収蔵品全ての現物照合を実施することは容易な作業ではなく、また、前記図表2-7-9のようなコレクション等が、ひとまとまりで保管されているとは限らない。例えば、「腊葉標本10,000点」といった植物標本などは、学術的な分類に従って各棚へ収蔵されているため、毎年1回1点ずつそれを探し出して現物照合することなど、不可能に近い作業となる。

結果として、現物照合作業の形骸化を招く結果となっており、制度として既に機能していない状態である。

(エ) 博物館の収蔵品は年々増えていくのであるから（備品となる収蔵品は平成23年度から平成26年度で84件増加している。）、現物照合の毎年の作業量も年々増加することになる。対して、博物館の人員の増加は期待できず、毎年1回の現物照合を要求する制度が、長期的に持続可能なものとは言い難い（博物館という施設の性質上、収蔵品が増えることはあっても減ることはまずない。）。

(オ) 財務規則第167条にて、備品には管理シールを貼付するものとされているが、シールなどが貼付可能な収蔵品については、既に収蔵システム上の資料番号等の付されたシールやタグなどが付けられている。

写真5 収蔵品の保管状況



これに加えて、さらに備品管理シールを貼付するのは、非効率的な作業となるほか、資料の性質上、備品管理シールを貼ることができない資料が数多くある。

(カ) 財務規則上は5万円未満の物品は備品として扱われない（消耗品という扱いになる。）（財務規則第159条第2項）ため、管理シールを貼付する必要はなく、

現物照合についての規則もない。しかし、収蔵品のうち一部（備品となるもの）についてのみ備品管理シールを貼付し、年1回の現物照合を行っても、収蔵品全体の管理としてはアンバランスで、有効な管理方法とは言い難い。

また、学術的な価値を有する収蔵品について、市場価格が5万円未満であるか否かのみで取扱いを異にするのは不自然である。

【意見】

(2) 意見（備品となる収蔵品の二重管理について）

ア そもそも、博物館が研究や教育のために収集し学芸員が管理する「収蔵品」と、一般の職員が事務事業や施設にて常用する「備品」とは根本的に性質が異なり、これを同一に扱っていることが上記の問題点が生じる原因となっていると思われる。

収蔵品については、①既に博物館の収蔵管理システムが構築・運用されていること、②いわゆる事務用の備品と比べて保管状況や使用態様が大きく異なること、③取り扱う数量が膨大であること等を考慮した合理的な管理体制を探るべきである。

イ なお、図書館における書籍については、財務規則運用通知第166条関係第2項第2号にて「司書等が図書原簿・資料カードを作成して、図書類を管理しているところにあっては、備品台帳への記録（ただし、第137条第1項第3号に規定する重要物品であるものを除く。）

及び物品管理票による管理の指定を要しないものとする。」とされ、同第167条関係第2項にて「司書等の判断により、図書原簿等により管理されている図書については、管理シールの貼付は要しないものとする。」とされている。

図書館において、司書という専門家が管理している書籍について、重ねて備品管理台帳で管理をする意味がないことは当然と思われるが、これは博物館における収蔵品についても当てはまる理由である。

ウ 図書館の書籍に比べれば、博物館の収蔵品には高価なものも多いであろう。しかし、二重のデータベースによって管理すべき必然性はなく、学芸員という専門家が構築したデータベースがあるのであれば、その管理システムによって一元的に管理するのが効率的であることは明らかである（現状の収蔵管理システムの登録情報に不足があれば、必要に応じて収蔵管理システムの登録情報を追加することを検討すべきである。）。

収蔵品について二重のデータベースで管理する現状のシステムは明らかに非効率的であり、年1回の現物照合も、収蔵品の数に照らせば職員の負担を重くするばかりで弊害が大きい。

このような収蔵品の管理体制は、効率性と有効性の点で、不適切な状態にあると言わざるを得ない。

なお、収蔵管理システムそのものにも後記3にて述べるような脆弱性はあるため、別途改善の余地がある。

(意見No.62)

既に学芸員によって博物館の収蔵管理システムでデータベース化されている収蔵品を備品として取扱い、重ねて備品管理台帳による管理を行い、年1回の現物照合を行うことは非効率的であり、有効性にも問題がある。

一般的な庁用備品と博物館の収蔵品とは基本的な性質が異なる。

博物館の収蔵品も図書館の蔵書と同様に備品台帳による管理対象から外し、博物館の収蔵管理システムに一元化して運用することを検討されたい（現状の収蔵管理システムの登録情報に不足があれば、必要に応じて収蔵管理システムの登録情報を追加することを検討されたい。）。

なお、収蔵管理システムそのものにも後記3にて述べるような脆弱性はあるため、別途改善の余地がある。

【意見】

(3) 意見（収蔵品全体の管理について）

ア 備品台帳で管理されていないものを含めた収蔵品全体の管理体制においては、下記の点に改善の余地がある。

5万円未満のため備品とならない収蔵品については、データベースと現物との照合についての明確なルールはない（学芸員による判断と、資料を展示・貸出ししたときなどに照合されている）。しかし、資料の保管状態を確認する意味でも、収蔵品の現物を確認する体

制は整備しておくことが望ましいと思われる。

イ もっとも、5万円未満の物を含めれば収蔵品の総数は70万点を超えるが、その全てについて毎年1回現物照合するなどというのは現実的ではない。また、資料の種類によっても保管方法や劣化の速度などが異なると思われる。

そのため、資料の種類や保管状態に応じた、より長期のスケジュールによる効率的な現物照合の方法を検討することが望ましい。

(意見No.63)

収蔵品の管理においては、備品であるか否か（5万円未満か否か）にかかわらず、収蔵品全体の現物照合についてのルールを設け、更に改善された管理体制の構築を目指すことを検討されたい。

3 収蔵品の保管に関する内部統制上の問題

(1) 問題の所在

ア 収蔵管理システムの概要とシステム監査¹²の有無

収蔵管理システムでは、博物館の収蔵する収蔵品を博物館内にある複数の端末（クライアント）から管理することができる。具体的には、収蔵品の全てをデー

タベース化しており、収蔵品に関する「資料番号」に加えて、図表2-7-5及び図表2-7-6に記載のデータを保持している。博物館では、収蔵管理システムで管理されているデータを用いて全ての収蔵品の担当者名や資料情報を認識しており、ここに基幹となる情報が集約されている。

¹² システム監査とは、組織体の情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが、リスクアセスメントに基づいて適切に整備・運用されているかを、独立かつ専門的立場のシステム監査人が検証又は評価することによって、保証を与えるあるいは助言を与え、もってITガバナンスの実現に寄与するための活動である。(「システム監査基準」経済産業省;平成16年10月8日改訂参照)

写真6 博物館のデータ端末（クライアント）



一方で、情報システムの正確性を担保するシステム監査が定期的に実施されていない。そこで、当該システムの内部統制を中心に、ヒアリングや関連資料の通査の手続を実施した。

イ 収蔵管理システムの物理的なアクセスコントロール

収蔵管理システムに入力されたデータベースは、生命の星・地球博物館内に設置されているサーバーに保持されている。当該サーバーが所在するサーバールームは普段は施錠されており、一般職員がサーバーにアクセスすることはない。サーバーに物理的にアクセスできるのは、情報資料課の管理者のほか、委託業者であるA社のエンジニアに限られている。サーバールームに入室した人員の記録の整備はないが、施錠管理していることから貸出し履歴が記録されている。

写真7 データベースを保持しているサーバールーム内のサーバー



ウ 収蔵管理システムへの論理的なアクセスコントロール

収蔵管理システムへアクセスする際には、各ユーザーに設定されたIDとパスワードを用いてシステムにログインをしなければならない。これにより、データベースの編集権限等が管理されている。なお、定期的なパスワードの変更は行っていない。

収蔵品のデータベースの登録・更新そして削除等の処理は、各クライアントから適切な権限を保持している担当者が行うことができる。図表2-7-9には、例として「鉱物」グループに分類される資料についての収蔵管理システム上のデータベースへのアクセス権限を示している。

管理者権限を保持するユーザーは、データベースの分類に関係なく全ての収蔵品データを参照、登録、更新、そして削除が可能である。こうした強力な管理者権限は、情報資料課の2名及び委託業者であるA社にのみ、与えられている。

また、「鉱物」グループの権限が与えられているユーザーは担当する「鉱物」分類の収蔵品については登録・更新・削除が可能である。

また、「鉱物」分類の資料に関するデータは、他のグループからは編集できない。例えば「哺乳類」グループのユーザーからは参照のみが可能であり、登録・更新・削除の各権限は与えられていない。

図表2-7-9 「鉱物」分類資料のデータベース権限の例

グループ	参照	登録	更新	削除
管理者の権限	○	○	○	○
「鉱物」グループの「鉱物」資料に対する権限	○	○	○	○
「哺乳類」グループの「鉱物」資料に対する権限	○	×	×	×

※上表で「○」は権限あり、「×」は権限なし。「△」は適切な承認を要する。

エ 収蔵品の現物管理

展示品以外の収蔵品については、主にバックヤードにある収蔵庫に保管されている。

そして、これらの収蔵品を全て管理するデータベースは、収蔵管理システムのデータベースのみである。

写真8 大収蔵庫内の収蔵品



オ 収蔵管理システムのデータベースの管理

既に登録されているデータの変更が行われた場合には、「履歴一覧」において更新履歴が記載され、更新者が表示されることとなる。

一方で、収蔵品データの削除については担当学芸員が単独で実行可能な状況となっており、収蔵管理システムの表示上からは削除履歴が消えてしまうので（内部データとしては削除の記録が残るもの）、不適切な削除行為の有無を事後的に検証する統制活動も行われていない。

カ 収蔵品データの削除が単独で行えるリスク

収蔵品の現物管理が、当該収蔵管理システム上のデータに依存している状況から鑑みれば、担当者が単独でその管理するデータを削除できることは横領・紛失のリスクを生じさせている。

例えば、万が一、悪意ある内部者がシステムを操作して収蔵品をリストから削除し、当該収蔵品を窃取し

たような場合、定期的に収蔵品の現物照合を実施していたとしても、現物の紛失に気が付かない可能性がある。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

生命の星・地球博物館では、歴史博物館のように美術品などを収蔵しているわけではない。

しかしながら、その収蔵品には貴重・高価なものもあり、現物の参照元となる収蔵品管理システムのデータベースの管理については、そもそも定期的なシステム監査が行われていないことからも脆弱な点が認められた。

すなわち、重要性が高い内部統制上の脅威として、現物照合のためのリストとなる具体的な収蔵品データが、担当者により単独で削除することが可能な上に、収蔵管理システムの表示上は削除を行った記録が残らないため、現物の紛失が発見できない可能性がある。具体的には、万が一、悪意ある内部者がシステムを操作して収蔵品をリストから削除し、当該収蔵品を窃取したような場合、例え定期的に収蔵品の現物照合を実施していたとしても、現物の紛失に気が付かない可能性がある。

貴重・高価な収蔵品も取り扱うシステムとしては、不備があると言わざるを得ない。過去に不適切な削除により把握されていない収蔵品の紛失がないか、改めて内部調査を行うとともに、直ちに削除に関する事前や事後の統制を敷くべきである。

(指摘事項No.24)

収蔵管理システムについては定期的なシステム監査を受ける等、その重要性に鑑みたリスク対策が必要である。また、直ちに補完すべき内部統制上の重要な欠陥として、収蔵品の削除を担当者が単独で行えることが指摘される。削除履歴も明確に記録されるようシステムを改善すべきである。

4 システムのバックアップデータの保管場所について

(1) 問題の所在

博物館情報システムでは、収蔵品管理システム、蔵書管理システム、展示情報システム、Web公開システム、メールシステムの運用がされているが、博物館情報システムのバックアップデータが同じ生命の星・地球博物館に保管されており、大規模災害等の発生を想定すれば、事故や災害の際にバックアップの役割を果たさない可能性がある。

【意見】

(2) 意見

システムのバックアップデータは、生命の星・地球博物館とは別の建物に保管することが望ましい。

幸いにも歴史博物館で生命の星・地球博物館と同様のシステムを運用しているのであるから、相互にバックアップする体制を探ることが可能と思われる。

(意見No.64)

博物館の収蔵品の貴重なデータを管理しているのであるから、万が一に備えてのバックアップはできる限り建物外に保管することが望ましい。

歴史博物館で同様のシステムを運用しているのであるから、相互にバックアップする体制を検討されたい。

5 システム関連費用の予算配分について

(1) 問題の所在

問題の所在は第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-5にて述べたところと同様である。

【意見】

(2) 意見

意見は第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-5にて述べたところと同様である。

(意見No.65)

生命の星・地球博物館のシステムに要する費用についても、歴史博物館の予算で執行されているが、これを改め、生命の星・地球博物館の予算にて執行することを検討されたい。

6 指名競争入札の予定価格について

(1) 問題の所在

ア 平成26年度において、生命の星・地球博物館では横断歩道橋の点検業務を外部に委託しているが、当該業務委託の指名競争入札に際して、A社のみに参考見積りを依頼して1,340,000円の見積書を取得し、その見積価格をそのまま入札の予定価格に採用して、A社を含めた指名競争入札を実施した。

その結果、各社による入札結果は下記図表2-7-10のとおりとなり、A社が落札することになった。

図表2-7-10 横断歩道橋点検業務委託契約の入札結果

入札参加者	入札価格	結果
B社	628,000円	最低制限価格未満
A社	1,200,000円	落札
C社	1,500,000円	予定価格超過
D社	1,600,000円	予定価格超過
E社	2,300,000円	予定価格超過
F社	2,950,000円	予定価格超過
G社	3,930,000円	予定価格超過

イ A社の参考見積額のみに基づいて予定価格を定めて入札を実施すれば、A社が自らの事前の見積額からかけ離れた金額を入札することは考え難いから、A社の入札額が最低制限価格を下回ったり予定価格を超過したりする可能性は低く、結果として、参考見積りを出したA社が他社より有利になる可能性が高い。また、そもそも、当初の参考見積額が適正な金額であったかどうかを検証することもできない。

【意見】

(2) 意見

本件のように入札価格が幅広く分布する可能性もあるのであるから、予定価格の決定に際しては、1者のみから取得した参考見積りで予定価格を決定することは、できるだけ避けるべきである。

別途、工事単価の積算をしたり、複数者からの見積りを集めるなどして、価格の妥当性を検証した上で、予定価格を決定することが望ましい。

(意見No.66)

指名競争入札の予定価格を決める際には、1者から取得した参考見積りのみに基づいて予定価格を決定することはできるだけ避け、別途、工事単価の積算を実施するか、参考見積りを複数者から取得するなどして、価格の妥当性を検証した上で予定価格を決定することを検討されたい。

7 神奈川県立図書館のO P A C (オーパック)への参加について

(1) 問題の所在

問題の所在は、第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-9にて述べたところと同様である。なお、生命の星・地球博物館のミュージアムライブラリーの蔵書は約2万冊である。

写真9 ミュージアムライブラリー



【意見】

(2) 意見

意見は、第6章「神奈川県立歴史博物館」第2-9にて述べたところと同様である。

(意見No.67)

図書館の蔵書も博物館の蔵書も、県の蔵書であり県の資産である。蔵書の有効活用と利用者の利便性を考えれば、博物館の蔵書も県立図書館のO P A Cに参加することを検討されたい。

8 駐車場の有料化について

(1) 問題の所在

ア 生命の星・地球博物館には乗用車・大型バス合わせ

て185台の駐車スペースがあるが、現在は、全て無料で提供されている。

平成26年度の駐車場の利用台数は、月平均3,500台あ

り、仮に1回300円の料金を取ると月額約100万円の収入となる。

また、駐車場には原則として3人の人員が配置されており、機械等のトラブルにも対応できる体制は整っていると思われる。

イ もっとも、これまでに駐車場の有料化について、敷地が小田原市との共有であるなど調整を要する事項があるため、設備の見積りなども踏まえての具体的な検討がされたことはないようである。

【意見】

(2) 意見

ア 公の施設である博物館も全てが無料というわけではなく、基本的には入館料を徴収しているので、駐車場を利用する者と利用しない者とで金銭的負担を変えることは合理的である。

また、青少年センターや県民ホールなども、駐車場を有料で提供している。

イ 近年の県の財政状況を踏まえれば、また、県有施設の有効活用という点からしても、生命の星・地球博物館においても、駐車場の有料化を検討することが望ましい。

(意見No.68)

県有施設の有効活用という点から、青少年センターや県民ホール等と同様に、生命の星・地球博物館においても、駐車場の有料化を検討されたい。

9 建物修繕体制の不備（雨漏りの発生）

(1) 問題の所在

ア 建物の接合部にて、平成16年頃から雨漏りが発生し、修理をしたもの、現在も接合部付近の館長室にて断続的に雨漏りが発生している。

収蔵品や展示品へは今のところ影響はないものの、博物館の収蔵品には水分により毀損される可能性があるものも多い。

イ 建設から20年が経過し、今後も修繕の必要な箇所が出てくると思われるが、建物の耐用年数等を考慮した長期的な建物全体の修繕計画はない。結局、壊れてから直すという場当たり的な対応では、結果として修繕コストを高くし、また県の財産である貴重な収蔵品を毀損する可能性がある。

総じて、収蔵品は水や湿気に脆弱であるから、多くの貴重な収蔵品を保管する建物の管理として不適切な

状態にあると言わざるを得ない。

【意見】

(2) 意見

ア 今のところ、収蔵品への直接的な被害はないようだが、水の漏れるルートによっては重大な損害が発生する可能性もある。

このような事故を防ぐためには、外壁等の耐用年数等を考慮した長期的な修繕計画の策定・実施が必要だが、現在のところそういう対策は採られていない。

イ 現状は、壊れてから直すという場当たり的な対応であると言わざるを得ず、今後もこのような対応が継続されるとすれば、遠からず雨漏り等の事故が再発し、結果として建物の維持・修繕コストを高くし、また県の財産である貴重な収蔵品を毀損する可能性もあるため、対策を探ることが望ましい。

(意見No.69)

耐用年数を考慮した長期的な修繕計画の策定・実施など、雨漏り等の老朽化による事故を防止するための対策を検討されたい。

10 安全な収蔵スペースの確保について

(1) 問題の所在

ア 生命の星・地球博物館では、平成7年のオープンから既に20年が経過し、収蔵スペースの狭隘化が進んでいる。

もともと展示スペース等に比して収蔵庫の面積が少ない設計になっており、現状では、本来は収蔵庫ではないスペースで収蔵品を保管せざるを得ない状態となっている。

イ 資料の収集は博物館の本質的な使命の一つであり、その蓄積が博物館の財産であるから、必然的に収蔵品は増え続け、いずれスペースは足りなくなる。

とりわけ生命の星・地球博物館は、他県の同規模博物館と比較しても、延べ床面積や展示スペースに比べて収蔵スペースの割合が少ない（図表2-7-11参照）。したがって、収蔵スペースの狭隘化が進みやすく、収蔵品の管理に支障を来す可能性が高い構造になっている。

図表2-7-11 生命の星・地球博物館と他県の同規模博物館の延床面積と収蔵スペースの比較

神奈川県立生命の星・地球博物館	延床面積	19,064m ²	延床面積に占める割合
	うち展示スペース面積	5,075m ²	26.6%
	うち収蔵スペース面積	1,433m ²	7.5%

千葉県立中央博物館	延床面積	15,253m ²	延床面積に占める割合
	うち展示スペース面積	4,290m ²	28.1%
	うち収蔵スペース面積	4,151m ²	27.2%
滋賀県立琵琶湖博物館	延床面積	23,987m ²	延床面積に占める割合
	うち展示スペース面積	5,790m ²	24.1%
	うち収蔵スペース面積	4,790m ²	20.0%
兵庫県立人と自然の博物館	延床面積	18,951m ²	延床面積に占める割合
	うち展示スペース面積	4,124m ²	21.8%
	うち収蔵スペース面積	2,966m ²	15.7%
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	延床面積	11,995m ²	延床面積に占める割合
	うち展示スペース面積	4,157m ²	34.7%
	うち収蔵スペース面積	1,587m ²	13.2%

※上記図表上のデータは県提供のものである。

【意見】

(2) 意見

博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。また、今後の収蔵品の増加に対しても根本的な対策は計画されておらず、場

当たり的な対応を続けていてもいずれ収蔵スペースに行き詰ることになる。

恒久的な博物館の運営のためには、将来における収蔵品の増加を想定した安全な収蔵スペースの確保を、早期に検討しておくことが望ましい。

(意見No.70)

博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。

第8章 神奈川県立図書館

写真1 本館正面入り口



写真2 新館正面入り口



第1 事務事業の概要

1 施設の概要（平成27年4月1日現在）

(1) 設置目的及び所管課

ア 設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること（神奈川県立図書館条例第1条）

イ 所管課

教育局生涯学習部生涯学習課

(2) 在所在地

ア 本館・新館

横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

イ 収蔵庫（以下「紅葉ヶ丘収蔵庫」という。）

横浜市西区紅葉ヶ丘44

(3) 開設年月日及び沿革

昭和29年10月1日 神奈川県立図書館条例施行

昭和29年11月10日 図書館一般利用開始

昭和33年11月1日 神奈川県立図書館条例（昭和33年条例第32号）施行、旧神奈川県立図書館条例廃止

昭和34年4月3日 移動図書館車による市町村へ館外奉仕業務開始

昭和43年10月5日 複写サービス業務開始

昭和44年8月8日 団地、新興住宅地に対する館外奉仕業務開始

昭和59年3月31日 移動図書館車による館外奉仕業務廃止

平成2年4月24日 神奈川県図書館情報ネットワーク・システム（KL-NET¹³⁾一部稼働（資料検索・外部データベース利用の開始）

平成12年3月1日 KL-NET第2次システム稼働

平成17年4月15日 KL-NET第3次システム稼働

平成21年3月1日 元紅葉ヶ丘高等職業技術校を収蔵庫として利用開始

平成22年4月12日 KL-NET第4次システム稼働

平成24年3月15日 本館外壁ブロックを解体・復元

平成26年4月1日 新館1階に生涯学習サポートコーナーを開設、かながわ県民センター9階に「県立図書館横浜西口カウンター」を設置

平成27年2月17日 県立女性センターから図書資料等受入れ

平成27年3月17日 新館3階に「かながわ資料/新聞・雑誌室」をリニューアルオープン、同4階に「セミナールーム」開設

平成27年4月14日 「女性関連資料室」開設、KL-NET第5次システム稼働

¹³⁾ KL-NETとは「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」の略である。県立の図書館の蔵書検索に加え、横断検索や相互貸借等の図書館サービス機能を備えており、県内の各種図書館と幅広いネットワークを形成している。

(4) 施設の概要

ア 敷地面積

5,762.2m² (本館・新館)

1,889.38m² (紅葉ヶ丘収蔵庫)

イ 延床面積

3,015.62m² (本館)

9,114.64m² (新館)

3,065.29m² (紅葉ヶ丘収蔵庫)

ウ 建物構造

鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階 (本館)

鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階、地下3階 (新館)

エ 本館及び新館の室内の配置

本館及び新館の室内の配置は図表2-8-1のとおりである。

図表2-8-1 本館及び新館の配置

	(新館)	(本館)	
4階	セミナールーム 書庫		
3階	かながわ資料/新聞・雑誌室 (座席数34) 研修室 書庫		
2階	企画サービス部・資料部事務室 会議室 書庫	渡り廊下	一般閲覧室 (座席数120) 館長室 管理課・生涯学習サポート課事務室 書庫
1階	視聴覚資料室 (座席数6) 生涯学習サポートコーナー 女性関連資料室1 (座席数4) 協力室 会議室 書庫	渡り廊下	一般閲覧室 グループ閲覧室 調査相談室 (座席数32) 調査閲覧課準備室 会議室 書庫
地下1階	女性関連資料室2 (座席数4) 女性関連資料書庫1、2 飲食コーナー (座席数22) 書庫		

オ 開館時間等

火曜日から金曜日 午前9時～午後7時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

※女性関連資料室2 午前9時～午後5時

カ 休館日

月曜日 (定例休館日) ※祝日に当たるときは開館

第2木曜日 (館内整理日) ※祝日に当たるときは翌金曜日

年末・年始

資料総点検期間 (4月上旬)

キ 駐車場 (県立青少年センター所管)

15分までは無料。以降30分ごとに普通車200円。

ク 県立図書館横浜駅西口カウンター (かながわ県民センター内)

図書館カードの発行、インターネット予約の図書の貸出及び図書の返却が可能。1階には返却ポストを設置。

取扱時間：午後3時～午後9時

休館日：かながわ県民センターの施設点検日、年末・年始

(5) 利用の状況

ア 図書資料・視聴覚資料貸出について

無料

借りられる貸出点数と期間は次のとおりである。

	貸出点数	期間
図書資料	10点	3週間
視聴覚資料	6点	3週間

イ 複写利用料金について

一人1部、著作権法の範囲内で複写ができる。

料金

白黒 : 1枚10円

カラー : 1枚60円 (B4判まで)、1枚90円 (A3判)

職員複写:白黒のみ : 1枚30円

ウ 情報検索について

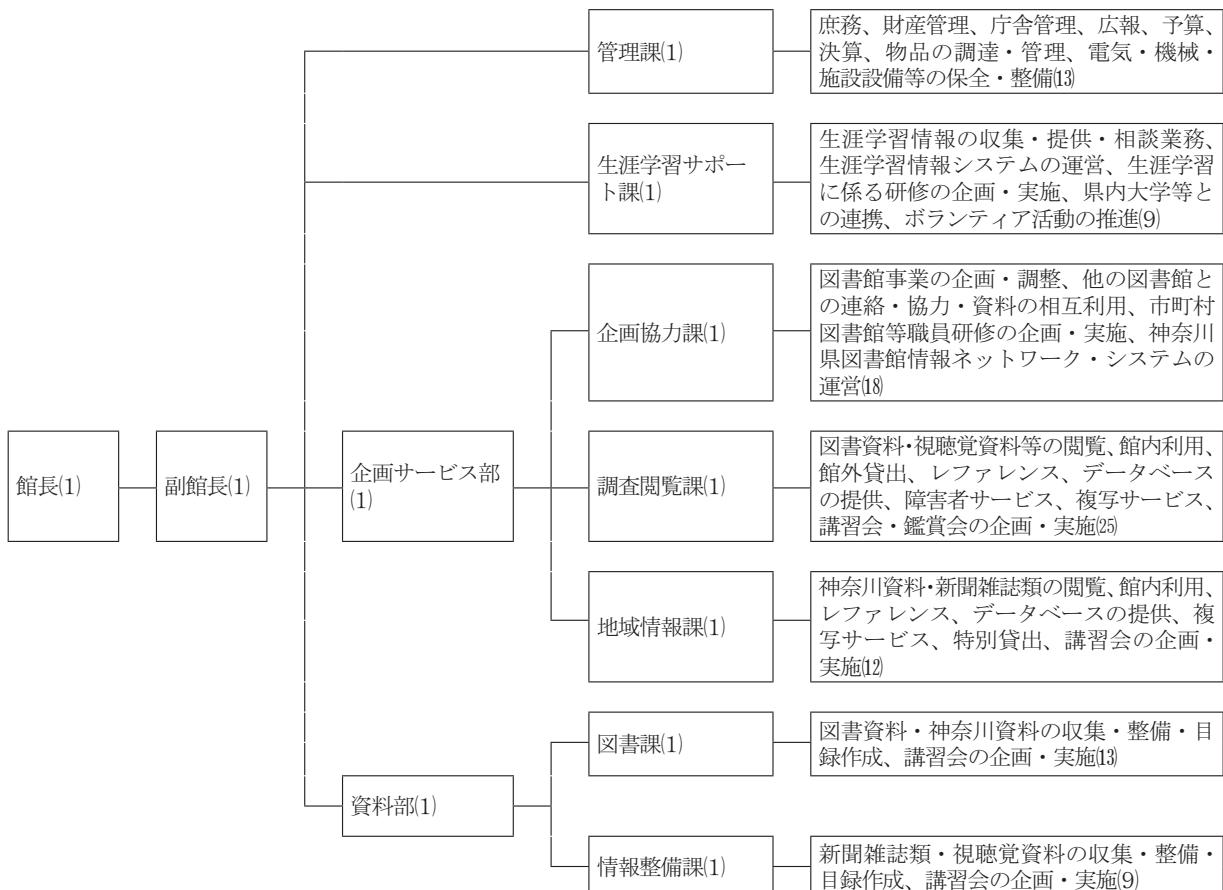
外部データベース・インターネットを利用した情報検索

プリントアウト : 1枚10円 (A4判・白黒のみ)

※国立国会図書館デジタル化資料送信サービス : 1枚30円 (A4判・白黒のみ)

(6) 施設の管理

県立図書館の組織図及び分掌事務の内容は次のとおりである。()内は管理職数ないし職員数である。合計110名(平成27年6月1日時点)の職員がいる。



図表2-8-2 県立図書館の職員の内訳及び職種の内訳
(単位:人)

職種	常勤職員	臨任職員	非常勤職員	合計
事務職	19	—	6	25
司書職	28	11	40	79
技術職	1	—	—	1
技能職	—	—	5	5
合計	48	11	51	110

※平成27年6月1日時点

2 近年の取組

生涯学習機会の提供のため、(1)資料収集・整備、(2)資料・情報の提供、(3)連携・協力事業、(4)広報・普及活動、(5)図書館運営の条件整備、(6)生涯学習事業の展開を実施してい

る。県立図書館にて公表している平成26年度事業報告から見た、特徴的な取組は以下のとおりである。

(1) 資料収集・整備

ア 社会・人文系の専門・基本資料の収集

「神奈川県立図書館資料収集要綱」及び「資料選定基準」に基づき、社会科学及び人文系分野を重点的に収集している。

イ 神奈川資料の収集

県全域にわたり、地域の現状が分かる資料、歴史として保存するにふさわしい資料を、あらゆる分野に目配りして収集している。神奈川資料は、通常の流通ルートに乗らないものも多いため、新聞記事等の刊行情報、国立国会図書館に納本された図書のデータなどをきめ細かくチェックして、購入及び寄贈等により収集

している。

ウ 資料の整理・点検・修理・製本

収集した資料を利用しやすいうように整理し、その後の維持管理を行っている。資料総点検を4月1日から7日まで実施し、閲覧室や書庫に配架した図書を対象とするコンピュータによる点検、雑誌を対象とするコンピュータを使用しない点検等を行っていた。資料の修理については、日常業務として行っている。官報や新聞等の製本を、資料保存のために実施している。

エ 神奈川県関係文献情報ファイルの作成・整備

県立川崎図書館と共同して、神奈川県に関する文献(新聞記事、雑誌論文、図書の一部分等)の索引データを作成し、ホームページから検索できるよう整備している。

オ 神奈川デジタルアーカイブの整備

県立公文書館と共同運営している「神奈川デジタルアーカイブ」において、県立図書館が所蔵する貴重資料や県立図書館の刊行物をデジタル化して公開している。またこのデジタルアーカイブを利用したブックカバーや絵葉書等を十数点作成し、スペシャルコンテンツとして公開している。

カ 女性センターからの移管資料の整備

平成27年2月にかながわ女性センターから資料が移管されている。

(2) 資料・情報の提供

ア レファレンスサービス

社会・人文系を中心とした課題解決型リサーチ・ライブラリーとして、図書、新聞・雑誌、神奈川に関する地域資料、視聴覚資料及び外部データベースの充実・強化を図り、県民・利用者及び県内市町村立図書館等に対する調査相談サービスの中核拠点としての役割を果たすよう努めている。また、国立国会図書館のレファレンス協同データベースシステムを活用したレファレンス事例の公開を行い、多くのアクセスを得ている。

イ 宅配貸出サービス、在宅利用文献複写

県立の図書館の図書カードを持つ県内在住者が、インターネットで予約して、自宅で図書を受け取ることができる宅配貸出サービスを行っている。また、自宅に居ながら複写物を受け取れる郵送による複写サービスも行っている。

ウ 障害者サービス

図書館利用に障害のある人のため、県内公共図書館及び関係機関と連携し、無料郵送貸出、対面朗読等の障害者サービスを行い、平成27年1月に、神奈川県視覚障害者情報提供施設連絡協議会と共に、県内公共図書館等障害者サービス担当者打合せ会を開催し、県内の障害者サービスの実施状況や、最近の障害者が置かれている情報環境についての研修、各担当者間の情報交換などにより、連携の促進とサービス向上を図っ

ている。

エ 行政情報支援

県職員が職務上必要としている資料を提供するため、文献複写、資料の貸出やレファレンスサービスを実施している。また、県職員用インターネット(かながわ情報プラザ)内に開設した専用ホームページにより県立の図書館サービス内容を紹介し、利用方法を案内している。

(3) 連携・協力事業

図書館情報ネットワークの推進・システム更新、県内公共図書館横断検索サービス等の提供、県内雑誌・新聞総合目録の整備、図書館資料搬送システムの運営・改善検討、都道府県立図書館等との相互利用の促進、大学図書館との連携・協力の推進、県立高校連携協力事業、神奈川県公共図書館長会議等の開催、市町村職員等の基礎・専門研修の実施、関係団体等の事務局運営支援、連絡調整等の各種連携・協力事業を実施している。

(4) 広報・普及活動

所蔵資料展示・ミニ展示の実施、図書館実習等の受入れ、見学者への対応、ホームページによる広報・情報発信、開館60年を記念した事業による広報・情報発信、「郷土神奈川」、「神奈川県立図書館60年の歩み」、「かながわ資料室ニュースレター」、「ビジネス関係資料ガイド」、「トピックスのとびら」、「Mゾーン」、「利用案内」等の刊行、県民公開講座等の開催等を実施している。

(5) 図書館運営の条件整備

図書館アドバイザーレクチャー制度の運営、利用者懇談会の開催、活動評価の実施、公表、利用調査の実施、職員の研修、職員による研究と発信をしている。

その他、利用者に快適な施設環境を提供するため定期的な点検を行い、修繕が必要な箇所の修理、工事を行っていた。また、新館の運搬リフト2基の安全対策工事を施工していた。経年劣化の著しい各種設備機器の更新計画、設計準備を継続して行っている。

3 利用状況の推移

平成17年度から平成26年度までの県立図書館の入館者数及び貸出冊数は図表2-8-3のとおりであり、その期間の入館者数をグラフにしたもののが図表2-8-4、同じく貸出冊数をグラフにしたもののが図表2-8-5である。

図表2-8-3 平成17年度～平成26年度の開館日数・入館者数・貸出冊数

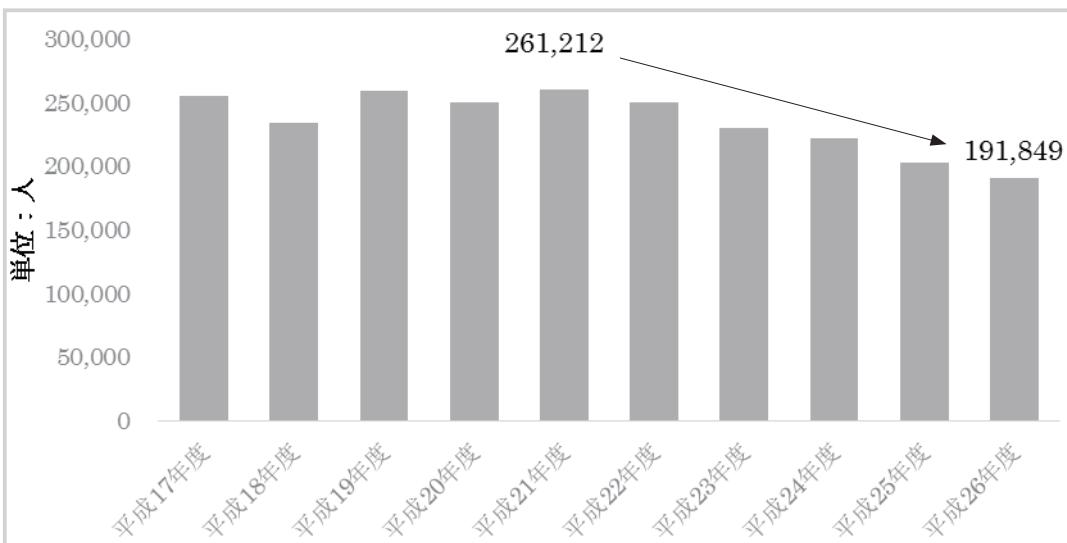
	開館日数 (日)	入館者数 (人)	貸出冊数 (冊)
平成17年度	284	255,949	59,813
平成18年度	289	234,481	64,318
平成19年度	290	260,393	75,519
平成20年度	296	251,284	79,947
平成21年度	296	261,212	79,505
平成22年度	292	250,895	77,796

平成23年度	294	230,669	76,748
平成24年度	296	223,024	74,869
平成25年度	297	203,719	73,116

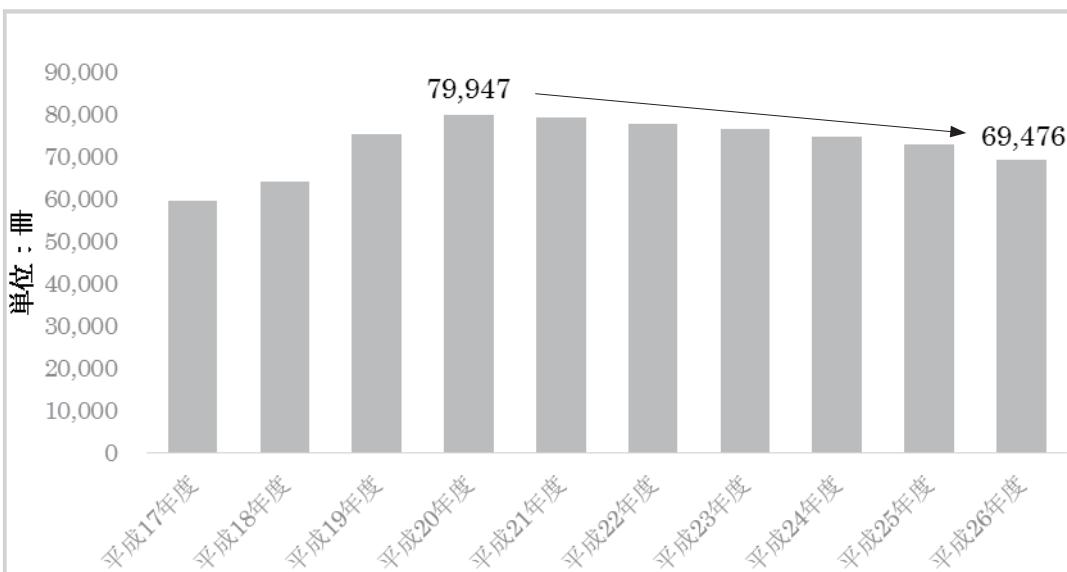
平成26年度	296	191,849	69,476
--------	-----	---------	--------

出典：県立図書館「平成26年度事業統計」

図表 2-8-4 平成17年度～平成26年度の入館者数の推移



図表 2-8-5 平成17年度～平成26年度の貸出冊数の推移



4 近年の実績等

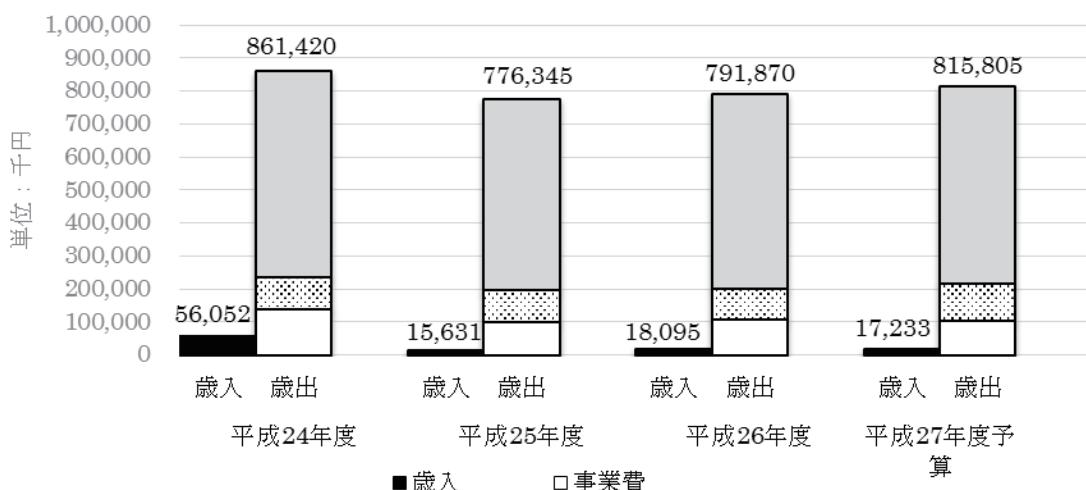
図表 2-8-6 収支の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入	①	56,052	15,631	18,095	17,233
歳出	事業費	137,344	98,058	107,197	102,803
	維持管理経費	96,722	99,519	94,619	112,585
	人件費	627,354	578,768	590,054	600,417
	②	861,420	776,345	791,870	815,805
収支	③=①-②	△805,368	△760,714	△773,775	△798,572

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。なお、平成24年度の歳入は基金繰入金、事業費は社会教育施設活性化事業費（ともに37,711千円）を含む。

図表2-8-7 岁入と歳出及びその内訳



図表2-8-8 入館者数の推移

(単位:人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度予算
入館者数	223,024	203,719	191,849	204,000
入館者一人当たり県負担額	3.6	3.7	4.0	3.9

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

※入館者数について、来館利用以外の非来館型サービス利用として、①市町村立図書館窓口を経由する図書資料の協力貸出し、②郵送貸出し、③メール、ファクシミリ、郵送の申込による文献複写サービス、④メール、電話等によるレンタルサービス等があるが、それらの利用者は上記入館者数に含まれない。

第2 監査の実施

1 図書館設備・建物の老朽化について

(1) 問題の所在

ア 県立図書館新館は昭和47年3月に設立され、平成27年

4月現在、既に43年間を経過している。県立図書館に設備及び建物の不具合箇所を質問したところ、図表2-8-9及び図表2-8-10のとおり、8か所の不具合箇所があるとの回答があった。

図表2-8-9 設備の不具合箇所一覧

不具合箇所	内容	対応状況	今後の影響	経費見込(千円)
1 地下式受水槽及び高架水槽の経年劣化及び給水配管(地下3階)	水質検査上、問題はないが、休館日翌日等に赤水現象が見られ、飲料水として支障が生じている	受水槽方式から直結方式に変更し併せて給水管の更新を図る予定	来館者及び職員の飲料用として使用できなくなる	3,575(改修)
2 新館受変電設備(地下3階)	①吸収用コンデンサ一次側短絡保護未施工 ②各コンデンサ容量電力ヒューズ容量合致せず	手元操作盤及び分電盤にて対応	修理が遅れれば漏電するおそれがある	1,018(修理)
3 本館受変電設備	①高圧受電盤の真空遮断器24年経過及び遮断容量改修 ②高圧電灯電力盤用電流計不良	手元操作盤及び分電盤にて対応	修理が遅れれば漏電するおそれがある	700(修理)
4 新館不活性ガス消火設備起動容器	ガス消火設備の起動用の設備が30年経過のため交換必要	予算措置がなされば交換修理を実施する予定	稼働しない場合、資料の焼失の懸念	823(修理)
5 新館不活性ガス消火設備容器弁	ガス消火設備のガス容器の容器弁を平成30年3月までに交換必要	予算措置がなされば交換修理を実施する予定	平成29年度執行予定	—

図表 2-8-10 建物の不具合箇所一覧

不具合箇所	不具合の内容	対応状況	今後の影響	経費見込(千円)
1 新館屋上からの雨水排水管	各階西側雨水配管の保温材を伝い、各階の床に雨水があふれ、閲覧業務及び歩行に支障を来している。書庫の書籍に汚れが生じるおそれがある。	4階、3階は平成26年度に改修を実施。2階、1階、地下1階の改修は平成27年度中に実施予定のため、現在は雑巾を敷き詰めて対応。	2階事務室、1階視聴覚資料室、女性関連資料室1、地下1階女性関連資料室2への影響が大きい。	未定
2 新館東側外壁	コンクリートにクラックがあるため、雨水が浸透し、書庫の資料が濡れる被害が生じている。	バケツ、雑巾等で対応	書庫内の資料の毀損のおそれ、建物強度の劣化	不明
3 新館屋上塔屋の風除け用アルミバーを支えるH鋼	アルミバーを支持しているH鋼の錆が著しく、屋上のシート防水を痛める危険がある。	対応不可		2,300(修理)

写真3 1階女性関連資料室1



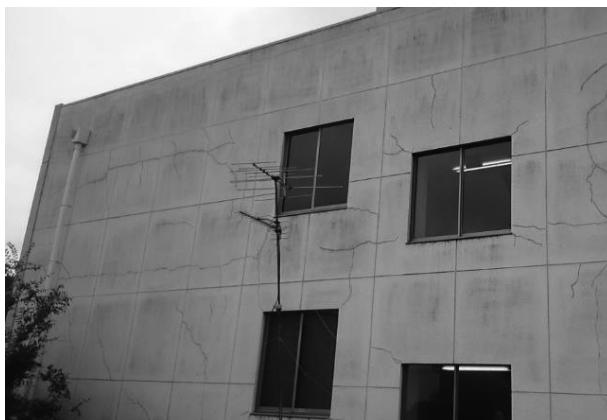
雨水排水管の近くに図書資料が配架されており、雨水が床にあふれ、図書資料が汚れるおそれがある。対応策として、雨水排水管上部に雑巾を巻き、ゴム管を付けて、そこからバケツ内に雨水が入り込むようにして、床に雨水があふれるのを防いでいる。

写真4 地下1階女性関連資料室2



柱の内部に雨水排水管があり、その近くに図書資料が配架されている。雨が降ると、雨水排水管から漏れる雨水が床にあふれ、図書資料が汚れるおそれがある。対応策として、雨漏り注意の掲示板を設置して利用者に注意喚起するとともに、雨水があふれた場合には、モップで床にあふれた雨水を処理している。また、雨漏り付近に配架された図書は別の書架に配置換えしている。

写真5 新館東側外壁



新館東側外壁のコンクリートにクラックが入っている。外壁を叩きつける雨が降ると雨水が建物内に浸透していく。

写真6 新館東側書庫



台風等雨が激しく新館東側外壁に当たると、雨水が建物内部に浸透し、床に雨水があふれ出てくる被害が生じる。対応策として、雑巾等で床にあふれた雨水を吸収している。

写真7 新館屋上塔屋



写真8 新館屋上



新館屋上塔屋の風除け用アルミバーを支えるH鋼の錆が著しい。H鋼の錆により、屋上の防水シートに錆が落ちて、防水シートを痛めている。

イ 県立図書館としては、図表2-8-9及び図表2-8-10のうち1か所の不具合箇所については既に県のまなびや計画推進課に修繕工事依頼票を提出しており、他の不具合箇所についても優先順位の高いものから、修繕を実施するよう働きかけていくとのことであった。

【意見】

(2) 意見

ア 建物及び設備の老朽化により、修繕・改修の必要性が高い修繕箇所が多くたが、予算の関係上、迅速な修繕・改修が実施されていなかった。

イ 県立図書館では、建物の建替え・改修について、検討中であるとのことであるが、特に、図書資料の適切な管理をすべく、修繕・改修の実施に移行できない期間は、排水管等の雨水漏れによる図書資料の損傷を防止するための対策を講じるべきである。

ウ この点、新館地下1階女性閲連資料室2は、排水管近くの書架には、図書資料を配置しないことにより、排水管の雨水漏れによる図書資料の損傷を防止しているが、新館1階排水管の近くには図書資料が配置されている状況なので、その図書資料の移動を検討されたい。

(意見No.71)

新館屋上からの排水管の雨水漏れによる、図書資料の損傷を防止するため、新館1階排水管の近くにある図書資料の移動を検討されたい。

2 収蔵庫について

(1) 問題の所在

ア 県立図書館の紅葉ヶ丘収蔵庫は県立図書館から徒歩

2分以内の近隣にあり（横浜市西区紅葉ヶ丘44）、元紅葉ヶ丘高等職業技術校を利用している。

写真9 紅葉ヶ丘収蔵庫入口付近



写真10 紅葉ヶ丘収蔵庫



イ 紅葉ヶ丘収蔵庫は、平成26年12月31日現在、総床面積3,065.29m²、建物価格174,622,000円である（以上、平成26年度対象定期監査説明書）。

紅葉ヶ丘収蔵庫に収蔵されているのは、図書資料8,704冊、県内公共図書館分担保存雑誌・県立図書館所蔵雑誌を合わせて約21,700冊、E P レコード約14,000枚である。紅葉ヶ丘収蔵庫の一部は防災用品（毛布）の備蓄保管場所となっていたが、平成27年6月24日までに搬出され、その分の蔵書スペースに余裕が生じたとの回答があった。ただし、県立図書館全体としては、今後、蔵書スペースの不足が見込まれる状況であるとのことである。

ウ 包括外部監査人が紅葉ヶ丘収蔵庫の現地調査を実施したところ、収蔵庫にある図書資料等は、書架に収納されているものもあれば、段ボール箱に収納されたままの状態のものもあった。書架を設置していない部屋は通路スペースを設け、段ボールを平置きにしている等、職員が出納しやすく余裕を持ったスペースの利用をしている状態であった。収蔵庫や閉架の図書資料等は紛失の可能性が低いことから、7か年計画で定期的に棚卸等をして、図書資料等の紛失のチェックをしており、収蔵庫に関しては、平成26年度に実施しているとのことであった。

また、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料は直接閲覧に供されておらず、利用者の出納の希望に応じて、職員がその都度、紅葉ヶ丘収蔵庫に取りに行っている。紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料の利用状況は、平成25年度は87冊、平成26年度は146冊、平成27年度は9月末日現在37冊である。

写真11 紅葉ヶ丘収蔵庫内の図書資料の保管状況



紅葉ヶ丘収蔵庫は教室が書庫になっており、2階及び3階は段ボール箱で雑誌等が収納されている状況であった。

(意見No.72)

紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料の焼失等を防止するため、水によらない不活性ガスなどの消火設備や防火設備の再検討をされたい。

エ また、紅葉ヶ丘収蔵庫には空調はなく、消火器、消火栓が設置されているだけで、本館・新館にある不活性ガス消火設備はない。不活性ガス消火設備は水を使わずに消火するため、図書資料の水による被害を防止するものであるが、紅葉ヶ丘収蔵庫には不活性ガス消火設備がないため、一度、火災が発生すると、消火栓による消火活動で図書資料の水による被害は避けられない状態にある。紅葉ヶ丘収蔵庫には常駐職員はいない状況であるが、警備会社による防犯システムが設置されており、不法侵入者がいた場合、迅速に対応できる状態になっている。

【意見】

(2) 意見

紅葉ヶ丘収蔵庫は、学校の教室を収蔵庫として利用しているものであり、収蔵庫として利用することは、本来的な用途ではない。紅葉ヶ丘収蔵庫は、消火器、消火栓等、最小限の設備があるだけで、職員も常駐していないため、火災が発生した場合、迅速な対応で図書等の焼失を未然に防ぐことができるのか、という疑問が生じた。そして、現在の紅葉ヶ丘収蔵庫において、火災が発生した場合、消火活動により、図書資料が水の被害に遭う可能性が高く、図書資料の滅失につながるおそれがある。そこで、図書資料の焼失等を防止するために、水によらない不活性ガスなどの消火設備や防火設備の再検討をされたい。

【意見】

(3) 意見

ア 教室内に段ボール箱に収容されたままの状態で保管されている図書があったが、図書資料を書架に置かな

いことは、湿気などによりカビが生じる可能性があり、また、図書資料を検索する際に、段ボール箱を開けて確認をする等作業効率が悪い。

イ そのため、段ボール箱に収納されている図書資料の保管方法の改善が望ましい。

(意見No.73)

段ボール箱に収納されている図書資料の保管方法の改善が望ましい。

【意見】

(4) 意見

ア 県立川崎図書館には野庭収蔵センターがあるところ、同収蔵センターは常駐職員がおり、収納スペースの余地がある。また、野庭収蔵センターは週4回、宅配便により川崎図書館に図書資料を搬送するシステムを既に実施し、川崎図書館と県立図書館との間でも図書資料を搬送するシステムになっている。

イ 仮に、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料を野庭収蔵センターで一元管理をした場合、川崎図書館を経由することで、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料入手することができる。また、実際、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料の利用頻度も少ないため、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料を野庭収蔵センターへ一元管理しても、搬送料のコストは低いものと推測される。そして、紅葉ヶ丘収蔵庫にある図書資料入手できるのであるから、利用者に著しい不便となるわけではない。

ウ 紅葉ヶ丘収蔵庫に係る諸経費は、平成26年度は、電気料176,392円（主に基本料金）、水道料138,359円（主に基本料金）、電話料41,049円（機械警備用）、機械警備業務委託559,872円、消防設備点検158,760円の合計1,074,432円であり、野庭収蔵センターに係る諸経費は、平成26年度は電話料76,056円、パソコンリース代2,202円、人件費2,188,377円（非常勤職員分）の合計2,266,635円とのことであった。紅葉ヶ丘収蔵庫を野庭収蔵センターで一元管理すると、紅葉ヶ丘収蔵庫に係る年間諸経費（平成26年度で1,074,432円）が節減できるものと推測できる。

エ この点、県立図書館に紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料を野庭収蔵センターで一元管理することについて検討の

有無を確認したところ、未検討とのことであったが、今回、検討した結果、一元管理は困難であるとの回答であった。野庭収蔵センターは教育局生涯学習部文化遺産課の所管であり、発掘調査に伴う出土品を収蔵・管理するための施設であるところ、増え続ける出土品の収蔵スペースの確保が喫緊の課題になっているにもかかわらず、文化遺産課の使用承認を得て、その施設の一部を借りている立場の川崎図書館としては、川崎図書館の図書に加え、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料等も収蔵スペースも確保することができないことが理由のようである。

オ 紅葉ヶ丘収蔵庫には常駐職員等もおらず、保管状態が不十分な紅葉ヶ丘収蔵庫内で図書資料を保管するよりも、野庭収蔵センターで一元管理することの方が合理的であると推測されたが、他の所管課による収蔵スペースの確保の要請から、野庭収蔵センターでの一元管理は現実的に困難であるのであれば、図書資料等の適切な管理という観点からは、まずは、紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料の収蔵方法に関して、抜本的な改善を検討されたい。

カ また、紅葉ヶ丘収蔵庫の県有財産台帳価格は、173,874,000円であることから、同所を収蔵庫としてのみ利用することは、不経済である。紅葉ヶ丘収蔵庫の場所は桜木町駅から徒歩10分と近く、土地の単価は高いところ、その場所の利用価値を高めるべく、収蔵庫ではなく、別の用途として利用するのが、県有財産の有効活用と言える。

キ 以上のことから、紅葉ヶ丘収蔵庫の収蔵庫としての位置付けを含め、迅速に収蔵方法を検討して、同所の有効活用を早期に実現されたい。

(意見No.74)

紅葉ヶ丘収蔵庫の収蔵庫としての位置づけを含め、図書資料等の収蔵方法の抜本的な改善を迅速に検討して、同所の有効活用を早期に実現されたい。

3 県立図書館のホームページの有効活用について

(1) 問題の所在

ア ホームページにバナー広告を付けて、広告収入等を得る等の工夫をしている県立図書館がある。

例えば、広島、三重、滋賀等の各県立図書館はホームページにバナー広告を付けている。包括外部監査人がインターネットで確認したところ、広告掲載料や利用実績は、図表2-8-11のとおりであった。

図表2-8-11 バナー広告掲載の県立図書館一覧表

図書館名	ホームページ・トップページアクセス数 (月間平均)	広告掲載料 (月額1枠)	広告実績
広島県立図書館	17,000件	3,500円	5社
三重県立図書館	27,000件	5,000円	3社
滋賀県立図書館	24,000件	5,000円	2社

イ 県立図書館にバナー広告による収入確保について検討分析をしたことがあるのか質問したところ、県立図

書館は、検討分析はしていないとの回答であった。

ちなみに、神奈川県立図書館のホームページ・トップページのアクセス数は、平成26年度は279,034件であり、月平均は約23,000件である。

【意見】

(2) 意見

ア 広島県立図書館のホームページ・トップページのア

(意見No.75)

ホームページの有効活用として、バナー広告掲載を検討されたい。

4 図書館事業の運営に不用な物品の処分方法及び厨房の有効活用について

(1) 問題の所在

ア 従前、県立図書館新館地下1階に食堂及び厨房があつたが、平成25年3月末日をもって、食堂を廃止した。

食堂があった箇所には書架が入り、現在、女性閑連

クセス数が17,000件であるところ、現在、5社の広告が確認でき、3,500円×12月×5社=210,000円の広告収入が見込まれる。

イ このように、ホームページの有効活用により、バナー広告による収入源が見込まれるのであるから、ホームページの有効活用策として、バナー広告の導入に向けて、検討されたい。

写真12 ガスフライヤー



写真13 ガスレンジ及び流し台



写真14 炊飯器



写真15 冷蔵庫



写真16 そば釜と流し台



イ 廉房内にあるガスフライヤー、ガスレンジ、流し台、冷蔵庫、炊飯器、そば釜等の今後の用途について県立図書館に質問をしたところ、処分・撤去に費用がかかるため、処分を検討中であるとの回答であった。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

ア 財務規則第174条（不用の決定）によれば「物品管理者は、使用する必要のない物品又は破損した物品のう

ち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調査により不用の決定をしなければならない」とされている。また、財務規則第174条（不用の決定）の運用について、物品管理者は、不用の決定を行うに際し、「使用に耐えうるものがあるときは直ちに不用の決定を行うことなく当該物品を必要とする機関があれば、なるべく管理換え等の手続を行ない物品の効率的な利用を図ること」とされている。

イ 県立図書館は、平成25年3月で厨房を閉鎖した後、速やかに厨房内の調理器具の管理換えの手続を実施すべきであったが、その手続はとられていなかった。

ウ 廉房を閉鎖した後、県立図書館の再整備の議論もあつたことから、平成25年10月に厨房の改修及び調理器具等の撤去費用の見積りをしたところ、約500万円の費用を要し、それを予算化することができなかつたとの県立図書館の回答があつた。

エ しかし、厨房を閉鎖した後、調理器具を必要とする機関を募り、速やかに厨房内の調理器具の管理換えの手続を実施しなかつた点は問題であり、物品の効率的な利用を図るべきであった。

(指摘事項No.25)

調理器具等の迅速な管理換えを実施すべきところ、その手続はとられていないため、調理器具等を有効に活用ができる機会がなかつたので、不用決定手続を速やかに開始すべきである。そして、今後は不用決定手続の際、使用に耐えうるものがあるときは、物品を必要とする機関を募り、迅速な管理換え手続を実施すべきである。

【意見】

(3) 意見

ア 廉房内の調理器具等の撤去に費用がかかるとはいえる、調理器具等を処分していないことにより、厨房室(104.72m²)は閉鎖されたままであり、同室の空間が有

効に活用されていない状態にある。

イ 廉房内は図書資料の収蔵スペースにもなりうる空間なのであるから、県立図書館の再整備を検討し、速やかに厨房内の調理器具を撤去処分の上、厨房スペースの有効活用をされたい。

(意見No.76)

厨房内の調理器具等を処分することで、厨房を図書資料等の収蔵スペースなどとして活用することもできるのであるから、県立図書館の再整備を迅速に検討し、厨房スペースの有効活用をされたい。

5 油絵等の有効活用について

(1) 問題の所在

ア 県立図書館新館地下3階雑品庫に保管されている油絵が数点あるが、現地調査をした際、その保管状態は床のタイルが剥がれた状態で雑然と絵画が置かれていた（写真17）。備品台帳には油絵の価格としては、2万1千円、6万円、10万円と記載されていた。

イ 雜品庫は、通常の室内空調のみであり、特に、湿気などの対策はとられていない。

ウ 油絵等の今後の活用について、未検討の状況であった。

エ 現在、雑品庫の床のタイルが剥がれた状態は改善され、油絵等は管理課別室で保管されている。

写真17 新館地下3階雑品庫にあった絵画



(2) 意見

【意見】

ア 神奈川県財務規則第165条によれば、「物品は県の管理する施設において常に良好な状態で保管しなければならない。」と規定されていることから、油絵の保管方法

を検討されたい。

イ また、今後、油絵等を有効活用するべく、資料室等に掲示することも検討されたい。

(意見No.77)

雑品庫に保管している油絵等の芸術作品は温度や湿度に気をつけないとカビ等が生えてしまうおそれがあるので、空調などがある場所での保管を検討されたい。

また、油絵等を資料室等に掲示することも検討されたい。

第9章 神奈川県立川崎図書館

写真1 県立川崎図書館正面入り口



写真2 4階社史室



第1 事務事業の概要

1 施設の概要（平成27年4月1日現在）

(1) 設置目的及び所管課

ア 自然科学及び工業に関する図書並びに一般図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること（神奈川県立図書館条例第1条）

イ 所管課

教育局生涯学習部生涯学習課

(2) 所在地

ア 県立川崎図書館（以下「川崎図書館」という。）

川崎市川崎区富士見2丁目1番4号

イ 野庭収蔵センター（デポジット・ライブラリー）

横浜市港南区野庭町1660（旧県立野庭高等学校）

(3) 開設年月日及び沿革

昭和33年11月1日 神奈川県立図書館条例をもって設置
昭和34年1月12日 館内閲覧業務を開始

昭和34年5月15日 商工資料室開室、工業所有権公報類の公開閲覧業務開始

昭和35年7月1日 図書資料の複写サービスを開始

昭和39年5月1日 自動車による工場巡回文庫を開始

昭和42年1月16日 書庫を増築

昭和46年2月25日 特許庁により公開広報閲覧所に指定

昭和55年4月1日 図書館協力車事業本格運行を開始

昭和59年3月31日 工場巡回自動車文庫を廃止

昭和59年12月1日 国立国会図書館データベースオンラインによる検索サービス業務開始

平成3年4月16日 神奈川県図書館情報ネットワーク・システム（K L - N E T）全面稼働

平成8年9月17日 特許庁の特許公報類閲覧所の指定が解除され、知的所有権センター支部として認定

平成10年4月16日 「科学と産業の情報ライブラリー」としてリニューアル・オープン（社史閲覧室開設）

平成13年6月5日 I Tコーナー（インターネット一般公開）開設

平成13年9月1日 外国化学文献コーナー開設

平成16年4月15日 生涯学習文化財課収蔵センターに科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリーを開設

平成17年10月1日 ビジネス支援室（1階）を開設

平成18年4月1日 やさしい科学コーナー・おすすめ本コーナー（1階）開設

平成18年11月18日 「サイエンスカフェ」開始

平成26年6月25日 第1回「社史フェア」開催

(4) 施設の概要

ア 敷地面積

1,252.90m²

イ 延床面積

2,856.13m²（本館）

694.25m²（書庫）

ウ 建物構造

鉄筋コンクリート造(本館)
鉄骨鉄筋コンクリート造(書庫)

エ 配置

階数	延床面積	配置
4階	387.24m ²	社史室(4席)、書庫
3階	1,001.17m ²	科学技術室(110席)、インターネット情報検索コーナー、ポピュラーサイエンスコーナー、サイエンス・ナウコーナー、書庫
2階	876.17m ²	館長室、事務室、整理室、産業情報課準備室、ホール、会議室、展示コーナー、協力室、書庫
1階	955.68m ²	ビジネス支援室(85席)、知的所有権センター支部、ビジネス関連資料、ビジネス新聞・雑誌、規格関連資料、特許関連資料、かながわの自然と産業、川崎公害裁判訴訟資料、やさしい科学コーナー、ITコーナー、書庫
地階	271.86m ²	機械室、化学文献室(2席)

オ 開館時間等

火曜日から金曜日 午前9時～午後7時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

※社史室 午前9時～午後5時

カ 休館日

月曜日(定例休館日) ※祝日に当たるときは開館

第2木曜日(館内整理日) ※祝日に当たるときは翌金曜日

年末・年始

資料総点検期間(4月の一定期間)

キ 駐車場

なし

(5) 利用の状況

ア 図書資料貸出しについて

無料

10冊、3週間まで借りられる。

イ 複写利用料金について

一人1部、著作権法の範囲内で複写ができる。

料金

白 黒 : 1枚10円

カラー : 1枚60円(B4判まで)、1枚90円(A3判)

郵送での複写サービス : 1枚30円(白黒のみ)

ウ 情報検索について

外部データベース・インターネットを利用した情報検索

プリントアウト : 1枚10円(A4判・白黒のみ)

※国立国会図書館デジタル化資料送信サービス : 1枚30円(A4判・白黒のみ)

(6) 施設の管理

川崎図書館の組織図及び分掌事務の内容は次のとおりである。()内は管理職数ないし職員数である。平成27年6月1日時点合計49名の職員がいる。



イ 閲覧、登録、貸出し（視聴覚資料含む）、リクエストサービス

平成26年度の入館者数は162,915人（1日平均550.4人）で前年度比11.5%の減となった。4階社史室、3階科学技術室、1階ビジネス支援室のいずれも入館者数が減少している。

個人の新規登録者は1,394人で前年度比0.5%減、貸出しへは図書41,244冊で前年度比11.6%減、視聴覚資料の貸出しへは4,296点で前年度比205%の大幅増となつた。

産業安全・労働衛生・品質管理のDVD等の団体貸出しの登録団体251団体、貸出しへは388件であった。

リクエストは9,203件で前年度比3%の減となつた。

ウ 複写、在宅利用文献複写、宅配貸出しサービス

エ オンラインデータベースサービス

データベース利用数は838人で前年度比12.4%減少した。

データベースサービスにはビジネス支援室で利用できる特許関係データベース「JP-NET」（日本パテントデータサービス）、「IPDL（平成27年3月23日より「JP-PlantPat」に名称変更）」（工業所有権情報・研修館）、「日経テレコン21」（日本経済新聞社）がある。また、科学技術室で利用できる「J-DreamIII」（ジーサーチ）、「CINI」（国立情報学研究所）がある。

オ インターネット情報検索サービス

3階科学技術室「インターネット情報検索コーナー」（PC6台）では、延べ1,458人の利用があり前年度比12.7%減、1日の平均利用者数は4.9人であった。

1階ビジネス支援室の「ITコーナー」（PC14台／節電により実質稼働10台）では、延べ7,650人の利用があり前年度比0.6%増、1日の平均利用者数は25.8人であった。

カ 障害者サービス

肢体不自由のため来館できない県民のために、図書の郵送貸出しサービスを行つてゐるが、平成26年度には利用申込みがなかつた。

キ 科学技術情報の提供

科学技術、産業技術に関する最新の知見の資料等の整備・提供に努めた。また、各コーナーで資料展示を行い、所蔵資料の紹介と利用の促進を図つた。

ク 知財関係情報等の提供

ビジネス支援サービスの一環として、特許検索用端末を2台用意し、特許庁が提供する特許電子図書館や米国特許商標庁、欧州特許庁のサイトや、日本パテントデータサービス（株）が提供する特許情報データベース（JP-NET）による特許情報の提供を行つた。

ケ 社史情報の提供

全国有数との評価を受けている社史コレクションを公開し、利用に供し、その活用を図つた。「社史ができるまで」講演会を開催した。テーマを決めて社史を紹介する「社史の窓辺」コーナーでは展示を行つた。また、新たなイベントとして「社史フェア2014」を開催した。

コ やさしい科学情報の提供

子どもから大人まで利用できる理科や科学の入門レベルの資料、情報や技術の実用書を整備し提供した。

サ 行政支援情報の提供

ビジネス支援室の「かながわの自然と産業」コーナーでは、神奈川に関連した図書・雑誌とともに、各行政機関からの情報公開資料を提供している。

(3) 連携・協力事業

ア 科学技術文献相互利用の推進

県立図書館協力車、宅配便、通送便による配達により、相互利用の促進を図つてゐる。

イ 図書館情報ネットワークの推進

県内公共図書館への資料提供数は9,223冊（うち市町村立図書館2,660冊）であり、前年度比5%減少した。

ウ 都道府県立図書館等との相互利用の推進

県外の公共図書館に300冊を貸出し、また17冊を借り受けた。科学技術・工学系の専門書や社史など川崎図書館の特色ある資料が北海道から沖縄県まで、広く利用されている。

エ 県立高校、県内大学図書館との連携、協力の推進

「県立の図書館と県立高等学校との連携・協力事業」を利用する県立高等学校への資料提供やレファレンスサービスに努めた。また、県立図書館が企画する高等学校図書館職員を対象とした研修事業の中で、川崎図書館の特色ある資料とサービス、科学技術情報の調べ方とレファレンスの考え方について川崎図書館職員が担当し、研修を実施した。

オ 神奈川県資料室研究会の事務局運営、連絡調整

運営に係る総会及び理事会を6回実施し、月例会を11回、デポジット・ライブラリーの視察と意見交換会を1回開催した。平成26年11月、横浜で開催された「第16回図書館総合展」には、ブース出展とフォーラム開催で参加した。刊行物は、「神資研ニュース」年10回、年報「神資研第48号」を発行している。

平成26年度末の会員数は、正会員89、賛助会員10、個人会員23、合計122会員であった。川崎図書館では、会長（館長）・理事1名（事業部長）・事務局（産業情報課）を担当している。

カ 知財関係団体等との連絡調整

知的所有権センター支部として関係機関との情報交換等を行つた。

(4) 広報・普及活動

ア 広報企画会議の運営

図書館活動の企画や広報について検討する広報企画会議を5回開催した。2階ホール前に講演会等の紹介

パネルを作成・掲示し、他のイベント参加者への広報に努めた。

イ 展示の実施

川崎図書館所蔵資料の紹介と利用の促進を目的として、2階展示コーナーでミニ展示を4回実施し、関連した講演会を開催した。また、イベント会場等で川崎図書館の紹介展示を行い、あわせて、チラシ等を配布し、広報に努めた。

ウ 図書館実習生の受入れ、見学者への対応

エ ホームページの運営

ホームページに展示や講演会のイベントの案内や報告、「司書の出番」等に情報を掲載し広報に努めた。

オ サイエンスカフェの開催

科学者など専門家と県民が気軽に語り合う「サイエンスカフェ」を神奈川県環境科学センター、神奈川県産業技術センター、理化学研究所との共催で4回開催した。

カ 各種イベントの開催

文字・活字文化の日記念講演会、図書館で学ぶ知的

財産講座、ビジネス支援トーク、映像で見るシリーズ、やさしい科学コーナー関連講座、資料の調べ方講座、図書館探検ツアー等の各種イベントを開催した。

キ 各種刊行物の刊行

館報「科学EYES」、「テーマ別文献目録」、「平成26年度要覧」、情報誌「SIL—科学と産業の情報ライブラリーニュース」、「やさしい科学しんぶん」、社史の使い方や社史情報などを紹介する「社歴」を刊行した。

(5) 図書館運営の条件整備

ア 運営状況の点検・評価

図書館アドバイザーレクチャー制度の運営、利用者懇談会の開催、活動評価の実施・公表、利用調査の実施、職員の研修、職員による研究と発信をしている。

イ 施設の整備利用者に快適な施設環境を提供するため、空調機関係や消防設備の修繕等を行った。環境問題への対応を進めるため、法令等を遵守するとともに、ガス・電気などの省エネルギーや焼却ゴミの削減等に取り組んだ。

3 近年の実績等

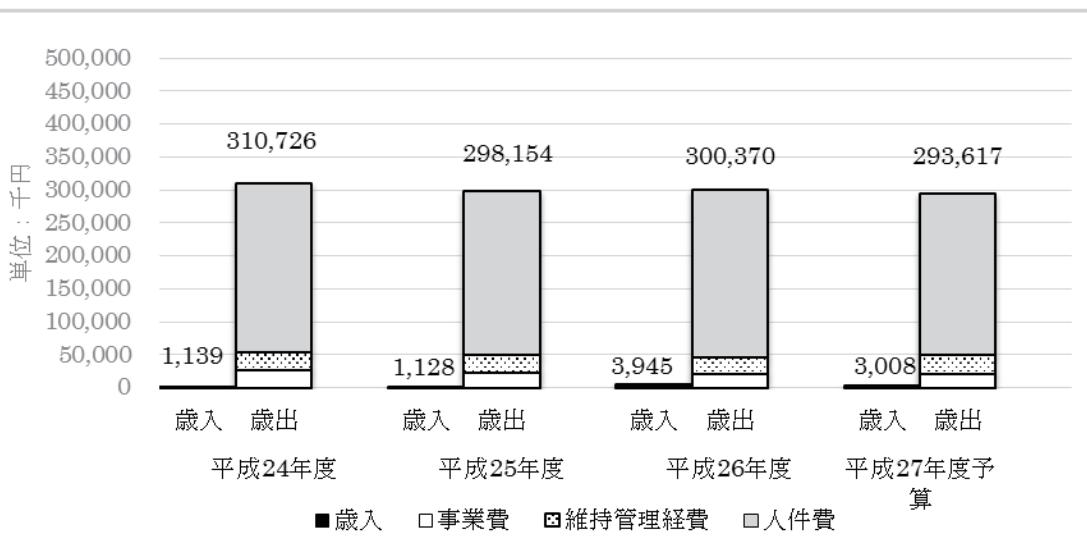
図表2-9-1 収支の推移

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
歳入	①	1,139	1,128	3,945	3,008
歳出	事業費	26,166	22,583	20,187	19,483
	維持管理経費	26,363	27,116	25,606	29,944
	人件費	258,197	248,455	254,577	244,190
	②	310,726	298,154	300,370	293,617
収支	③=①-②	△309,587	△297,026	△296,425	△290,609

※上記図表上の数値は県作成の「県民利用施設一覧表」のデータに基づくものである。

図表2-9-2 歳入と歳出及びその内訳



図表2-9-3 入館者数の推移

(単位:人、千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 予算
入館者数	195,413	184,050	162,915	162,915
入館者一人当たり県負担額	1.6	1.6	1.8	1.8

※入館者数について、来館利用以外の非来館型サービス利用として、①市町村立図書館窓口を経由する図書資料の協力貸出し、②郵送貸出し、③メール、ファクシミリ、郵送の申込による文献複写サービス、④メール、電話等によるレンタルサービス等があるが、それらの利用者は上記入館者数に含まれない。

第2 監査の実施

1 寄贈図書運搬料の前渡しについて

(1) 問題の所在

平成26年4月1日、7月1日、10月1日に、寄贈図書運搬料の1箇月当たりの予定費用である5,000円の3箇月分として、各15,000円の費用が職員へ前渡しされていた。

【指摘事項】

(2) 指摘事項

ア 寄贈図書運搬料の前渡しは、財務規則第75条第1項第3号及び財務規則運用通知（以下「運用」という。）の第75条第4項に基づくものとして執行されたものである。

イ まず、財務規則第75条第1項第3号は、「事務事業の執行上常時必要とする経費の1箇月分以内の予定経費」を前渡しすることができると定めている。

ウ 寄贈図書運搬料が「事務事業の執行上常時必要とする経費」に当たることは問題ないと思われるが、同法同項同号に基づき前渡しできる経費は「1箇月分以内」でなければならず、3箇月分をまとめて前渡しすることはできない。

エ そして運用の第75条関係第4項には、

資金前渡できる額は、(略)、(財務規則第75条)第1項第3号に該当する経費を除き、祝金、弔慰金等で、

前渡金受領職員が常時現金を所持して支払う必要のある経費については、当該経費の1箇月分以内の予定経費を資金前渡できるものである。

なお、1機関における1箇月分以内の予定経費が少額なものにあっては、円滑な事務事業の執行を図る観点から、1機関における3箇月分の予定経費が25万円を超えない範囲において、3箇月分以内の予定経費を資金前渡できることとする。

との記載がある。

本件寄贈図書運搬料の3箇月分の前渡しは、この運用第75条関係第4項後段の記載を根拠として執行されたものである。確かに、これを見ると、3箇月分以内の予定経費が25万円を超えない場合は、本件の寄贈図書運搬料についても、3箇月分まとめての前渡しができるようにも読める。しかし、この第4項後段はあくまでも「なお書き」であり、同項前段を前提とした記載である。そして前段には、「(財務規則第75条)第1項第3号に該当する経費を除き」と記載されているのであるから、後段において3箇月分まとめて予定経費の前渡しができる資金も、財務規則第75条第1項第3号に該当する経費は除かれることになる。

オ したがって、財務規則第75条第1項第3号の経費として前渡しする寄贈図書運搬料は、同法同項同号の記載どおり「1箇月分以内」でなければならず、3箇月分前渡しする執行は、同法同項同号に違反するものとなる。

(指摘事項No.26)

寄贈図書運搬料の予定経費を3箇月分前渡しする執行は、財務規則第75条第1項第3号に違反するものであるから、これを改め、1箇月分以内の前渡しとするべきである。

2 図書館建物・設備の老朽化

(1) 問題の所在

ア 川崎図書館は昭和33年12月に開館し、平成27年4月1日現在、既に57年間を経過している。建物の老朽化等のため、写真3以下のとおり、3階科学技術室天井の雨漏り、地下1階化学文献室の雨漏り、4階社史室の天井の雨漏り等、修繕の必要な箇所がある。

川崎図書館としては、以上の修繕項目を県のまなびや計画推進課に提出している状況である。

写真3 3階科学技術室天井



天井が破損し、雨漏りがある。

写真5 4階社史室の天井



天井からの雨漏りを防止するためにビニールシートで対応している。

イ 川崎図書館の建物・設備の老朽化により、上記のとおり修繕箇所があるほか、平成26年6月3日～8日にかけて県立川崎図書館来館者に実施したアンケートによれば、「耐震性が不安」、「階段が不便」等の自由意見もあり、修繕の必要性は高い。

ウ ところが、川崎図書館について、平成29年度中にKSP（かながわサイエンスパーク）への移転が公表されているため、建物修繕の優先順位が低く、迅速に修繕がなされていない。

【意見】

(2) 意見

ア 近い将来、川崎図書館の移設が予定されていたとし

(意見No.78)

雨漏りによる図書資料等の損傷の防止のため、その被害のおそれのある図書資料は川崎図書館内の別の収蔵スペースへの移動を検討されたい。

3 コインロッカー等の備品の転倒防止措置について

(1) 問題の所在

写真7及び写真8のとおり、平成27年9月初旬の現地調査の際、1階ビジネス支援室内及び4階社史室前にあるコインロッカーには地震等により転倒した場合、それを

写真4 地下1階化学文献室



天井から雨漏りがあるため、カバーをして対処している。

写真6 4階書庫の天井と書籍の状況



天井からの雨漏りを防止するために、ビニールシートで対応している。

ても、雨漏りによる図書資料等の損傷の防止方法として、シート等でカバーする方法で十分なのか疑問である。

イ この点、川崎図書館に確認したところ、川崎図書館からは、利用者に迅速に図書資料を提供するためには、図書館内に図書資料を配置しておく必要がある旨の回答があった。

ウ しかし、雨漏りによる図書資料の保存のため、ビニールシートで対応するだけでは十分な対策とは言い難い。図書資料は基本的に1点しかないのであるから、雨漏りによる図書資料の損傷防止のためには、被害のおそれのある図書資料の、川崎図書館内の別の収蔵スペースへの移動を検討されたい。

防止する措置（転倒防止措置）が講じられていないことを確認した。転倒防止措置が講じられていないのは、利用者の生命及び身体の安全を害する危険があるので、問題である。

写真7 4階社史室前のコインロッカー



写真8 1階ビジネス支援室のコインロッカー



【意見】

(2) 意見

- ア コインロッcker等は通路部分に設置されていることから、地震等により転倒すると、利用者の生命、身体の安全を害する危険がある。
- イ 9月初旬の包括外部監査人の現地調査の際、コインロッckerの転倒防止措置が講じられていないことを確認し、10月中旬に再度、コインロッckerの転倒防止措置が講じられているか確認したが、いまだに転倒防止措置は講じられていないかった。
- ウ 自然災害である地震はいつ起こるか分からないのであるから、迅速にコインロッckerに転倒防止措置を講じるべきである。
- エ この点、川崎図書館は、包括外部監査人の指摘を受

け、平成27年11月12日に上記コインロッckerの耐震固定工事を下記のとおり、完了させた。

(ア) 4階社史室前のコインロッcker

ロッcker上部を背後のR C造躯体に金具で固定し、ロッcker下部を近接するR C造の柱に金具で固定した。

(イ) 1階ビジネス支援室のコインロッcker

2連のロッckerの上部天端を金具で連結し、ロッcker上部を背後のスチール製サッシュのステーに金具で固定した。

オ 今後、川崎図書館内の備品のうち、地震により転倒する可能性のある備品の有無を定期的に確認し、転倒防止措置がされていないのであれば、迅速に転倒防止措置を講じるように努められたい。

(意見No.79)

自然災害である地震はいつ起こるか分からないのであるから、図書館内の備品のうち、地震により転倒する可能性のある備品の有無を定期的に確認し、転倒防止措置がされていないのであれば、迅速に転倒防止措置を講じるように努められたい。

第4編 包括外部監査結果の総括

第1 指摘事項・意見の区別

監査の結果については、八つの県民利用施設を監査し、その結果を個別に指摘事項及び意見として記載した。

指摘事項としたものと意見としたものの区別であるが、まず、法令や通達に照らして違法な財務の執行を行っていると考えられるものについては指摘事項とした。また、違法とまでは言えないものの、著しく不当であると考えられ

るものについても指摘事項とした。他方で、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考えられるものについては意見とした。

第2 指摘事項・意見の一覧表

包括外部監査人が監査を行った結果、指摘事項としたものは26項目で、意見としたものは79項目である。指摘事項・意見の数とポイントをこの報告書の項目に分けて記載する

と、以下のとおりとなる。

1 指摘事項の一覧表

部・章	テーマ	No.	指摘事項のポイント	掲載頁
2-2 神奈川県立県民ホール本館		1	施設改修等と施設修繕の不正確な区分	76
		2	施設修繕に係る分割発注と不適切な費用負担	79
		3	施設改修・修繕工事の不適切な業者選定	88
		4	プロポーザル方式実施要領の県との協議	91
		5	備品現物照合の不備	99
		6	備品管理シール貼付に関する所管施設の不明確な独自ルール	101
		7	備品管理シール貼付の不徹底	102
		8	備品の無断転貸	102
		9	立替払・仮払金の不適切な処理	106
		10	施設利用料金の督促の期限違反	108

2-3	神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場	11	時間外労働の労使協定違反	124
		12	休日勤務の振替休日の未取得と割増賃金の不払い	125
		13	プロポーザル方式実施要領の県との協議	131
		14	備品管理シール貼付に関する所管施設の不明確な独自ルール	136
		15	備品管理シール貼付の不徹底	137
		16	立替払・仮払金の不適切な処理	138
2-4	神奈川県立地球市民かんながわプラザ	17	施設の非効率な使用方法への対処	156
		18	寄託品の管理方法	162
2-5	神奈川県立国際言語文化アカデミア	19	外部委託における適切な競争環境の確保	200
2-6	神奈川県立歴史博物館	20	貸付け備品のシール貼付漏れ・現物照合の不備	216
		21	収蔵管理システムの内部統制上の欠陥	227
		22	予算の流用	233
2-7	神奈川県立生命の星・地球博物館	23	備品のシール貼付漏れ・現物照合の不備	243
		24	収蔵管理システムの内部統制上の欠陥	255
2-8	神奈川県立図書館	25	厨房内調理器具等の不用決定に際しての管理替え手続の実施	283
2-9	神奈川県立川崎図書館	26	寄贈図書運搬料の予定経費の前渡し額の対象期間の適正化	296

2 意見の一覧表

部・章	テーマ	No.	意見のポイント	掲載頁
1-1	県民利用施設の見える化	1	利用状況（施設利用者数）集計方法の点検とルール化	27
		2	利用状況（施設利用者数）等の数値の改善	27
		3	運営改善の取組内容・効果等の情報共有化	29
1-2	施設の分類に関する問題	4	地方自治法第244条第1項の「公の施設」に該当する施設	38
		5	地方自治法第244条第1項の「公の施設」に該当する施設	41
		6	県による施設分類等の問題	43
1-3	ファシリティマネジメント	7	長期的な修繕計画と予防保全	48
1-4	指定管理者の選定に関する問題	8	指定管理者を非公募で選定する場合の運用	57
2-2	神奈川県立県民ホール本館	9	施設改修等に関する協議前の手続	81
		10	本館施設維持運営事業積立金の積立て	84
		11	県による計画的な改修・修繕の必要性	85
		12	県負担の徹底と指定管理料削減の検討	85
		13	プロポーザル応募資格の削除・変更	92
		14	プロポーザルにおける受託費用についての競争性の確保	95
		15	プロポーザルにおける審査内容の透明性や公正性の確保	95
		16	プロポーザルにおける有効選定対象者が1者の場合の取扱い	96
		17	プロポーザルにおける審査委員の採点についての改善	98
		18	芸術財団所有備品への備品管理シール貼付	102
		19	備品の貸出し・持ち出しの管理簿の備付け	103
		20	経費の適切な勘定科目	105
		21	「自主事業」の用語の区別	110
		22	指定管理事業の事業別収支区分	111
		23	指定管理者の選定が非公募である場合の監督機能の充実	113
2-3	神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場	24	平均年次有給休暇取得率の改善	127
		25	各保守点検業務における随意契約の見直し	130
		26	プロポーザル応募資格の削除・変更	131
		27	プロポーザルにおける受託費用での競争性の確保	132
		28	プロポーザルにおける審査内容の透明性や公正性の確保	132
		29	プロポーザルにおける有効選定対象者が1者の場合の取扱い	132
		30	プロポーザルにおける審査委員の採点についての改善	133
		31	個人業務委託選定基準や委託金額算定基準の策定	135
		32	自主的な企画事業に伴う業務委託の契約類型の見直し	136

		33	経費の適切な勘定科目	138
		34	指定管理者の選定が非公募である場合の監督機能の充実	138
2-4	神奈川県立地球市民かなかがわプラザ	35	指定管理者の公共性	152
		36	施設修繕における県と指定管理者のリスク分担	158
		37	管理物品に漏れた物品への対策	160
		38	寄託品の展示	162
		39	施設利用者数の捉え方	167
		40	展示室ごとの利用者数の集計	167
		41	利用者数の集計手段	168
		42	保守点検業務の委託における適切な競争環境の確保	172
		43	随意契約における相見積りの取得	173
		44	N P O団体によるリソグラフ使用についての対応	177
2-5	神奈川県立国際言語文化アカデミア	45	適切な受講料の設定	192
		46	受講料設定における公平性	194
		47	講座案内の周知方法	197
		48	日曜日の開講	198
		49	低稼働施設の有効利用	204
		50	稼働率の集計方法	205
		51	人材の有効活用による設置目的の実現	207
		52	外部からの蔵書検索	209
2-6	神奈川県立歴史博物館	53	収蔵管理システムと備品管理台帳の重複運用による非効率	222
		54	収蔵品全体の現物照合	223
		55	バックアップデータの保管場所	228
		56	情報システム予算の博物館別の執行	230
		57	情報システム運用支援業務委託の見直し	232
		58	見積合せの実施方法	233
		59	蔵書検索システムへの参加	234
		60	雨漏り防止対策・建物修繕	236
		61	収蔵スペースの確保	237
2-7	神奈川県立生命の星・地球博物館	62	収蔵管理システムと備品管理台帳の重複運用による非効率	250
		63	収蔵品全体の現物照合	251
		64	バックアップデータの保管場所	256
		65	情報システム予算の博物館別の執行	256
		66	入札の予定価格の決定方法	257
		67	蔵書検索システムへの参加	258
		68	駐車場の有料化	259
		69	雨漏り防止対策・建物修繕	260
		70	収蔵スペースの確保	261
2-8	神奈川県立図書館	71	雨水漏れによる図書資料の損傷防止	276
		72	紅葉ヶ丘収蔵庫の消火設備・防火設備の再検討	279
		73	紅葉ヶ丘収蔵庫の図書資料の保管方法の改善	279
		74	紅葉ヶ丘収蔵庫の収蔵方法の抜本的改善及び有効活用	280
		75	ホームページへのバナー広告掲載の検討	281
		76	使用していない備品の処分と厨房スペースの有効活用	284
		77	雑品庫にある油絵等の保管方法及び掲示の検討	285
2-9	神奈川県立川崎図書館	78	雨漏りによる図書資料の損傷防止	298
		79	備品等の転倒防止措置	300